教育委員会定例会事項書

令和２年３月２４日（火）

９：３０～　教育委員室

1　開会宣言

議事録署名者　　森　脇　委　員

2　前回定例会審議結果の確認（別紙参照）

3　議　題

議案第　73 号　三重県教育ビジョン（案）について

議案第　74 号　三重県特別支援教育推進基本計画（案）について

議案第　75 号　県立学校施設に係る長寿命化計画（案）及び実施計画（案）について

議案第　76 号　第四次三重県子ども読書活動推進計画（案）について

議案第　77 号　三重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則案

議案第　78 号　三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

議案第　79 号　三重県総合博物館条例施行規則の一部を改正する規則案

議案第　80 号　三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案

議案第　81 号　知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則案

議案第　82 号　三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案

議案第　83 号　三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則案

議案第　84 号　三重県教育改革推進会議の委員の任命について

議案第　85 号　令和３年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針（案）について

議案第　86 号　職員の懲戒処分について

議案第　87 号　職員の人事異動（事務局）について

議案第　88 号　職員の人事異動（県立学校）について

議案第　89 号　職員の人事異動（市町等立小中学校・義務教育学校）について

4　報 告 題

報告　1　「人権教育サポートガイドブック」について

報告　2　令和２年度事務局職員の人事異動報告について

報告　3　令和２年度県立学校教職員の人事異動報告について

報告　4　令和２年度市町等立小中学校・義務教育学校教職員の人事異動報告について

5　閉 会 宣 言

前回定例会の審議結果

1　日　時

令和２年３月９日（月）

開　会　１３時３０分

閉　会　１４時０６分

2　場　所

教育委員室

3　出席者及び欠席委員の氏名

出席者　　廣田教育長、森脇委員、黒田委員、原田委員

欠席者　　大森委員

議事録署名者　黒田委員

4　採択議案の件名

議案第７２号　専決処分の承認について（令和元年度三重県一般会計補正予算（第９号））

5　請願陳情の付議の結果

該当なし

6　諸般の報告

報告１　三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画（案）について

報告２　第四期三重県教育委員会特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」（案）について

報告３　教職員の資質能力向上支援事業の令和元年度実施結果及び令和２年度概要について

報告４　令和元年度第２回みえスタディ・チェックの結果について

報告５　県立学校施設に係る長寿命化計画の最終案及び実施計画案について

報告６　みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（案）（教育委員会関係）について

報告７　次期「三重県教育ビジョン」最終案について

報告８　三重県特別支援教育推進基本計画の最終案について

報告９　三重県文化財保存活用大綱の中間案について

報告１０　「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」【最終案】について

7　その他会議において必要と認めた事項

該当なし

議案第７３号

三重県教育ビジョン（案）について

三重県教育ビジョン（案）について、別紙のとおり提案する。

令和２年３月２４日提出　　三重県教育委員会教育長　廣田　恵子

提案理由

三重県教育ビジョン（案）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２１条第１９号及び三重県教育委員会権限委任規則第１条第１号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

三重県教育ビジョン

子どもたちが豊かな未来を創っていくために

（案）

令和２年３月

三　　重　　県

三重県教育委員会

目　次

はじめに

1　策定の趣旨 …… 1
2　位置づけ …… 2
3　対象範囲 …… 2
4　計画期間 …… 2
5　構成 …… 2

第１章　総論

1　教育を取り巻く社会情勢の変化 …… 3
2　三重の教育における基本方針 …… 7
3　教育ビジョンに込める想い …… 11

第２章　基本施策・施策

…… 13

基本施策１　子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 …… 16
（１）学力の育成 …… 17
（２）外国人児童生徒教育の推進 …… 21
（３）幼児教育の推進 …… 23
（４）人権教育の推進 …… 25
（５）道徳教育の推進 …… 27
（６）読書活動・文化芸術活動の推進 …… 29
（７）体力の向上と学校スポーツの推進 …… 31
（８）健康教育・食育の推進 …… 33

基本施策２　個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成 …… 36
（１）主体的に社会を形成する力の育成 …… 37
（２）キャリア教育の充実 …… 39
（３）グローカル教育の推進 …… 41
（４）知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成 …… 43

基本施策３　特別支援教育の推進..... ４６
（１）一人ひとりの学びを支える教育の推進..... ４７
（２）特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進..... ４９

基本施策４　安全で安心な学びの場づくり..... ５２
（１）いじめや暴力のない学校づくり..... ５３
（２）防災教育・防災対策の推進..... ５７
（３）子どもたちの安全・安心の確保..... ５９
（４）不登校児童生徒への支援..... ６３
（５）学びのセーフティネットの構築・学びの継続..... ６５
（６）学校施設の充実..... ６９

基本施策５　地域との協働と信頼される学校づくり..... ７２
（１）地域とともにある学校づくり..... ７３
（２）学校の特色化・魅力化..... ７５
（３）教職員の資質向上とコンプライアンスの推進..... ７７
（４）学校における働き方改革の推進..... ８１
（５）家庭の教育力の向上..... ８５
（６）社会教育の推進と地域の教育力の向上..... ８７
（７）文化財の保存・活用：継承..... ８９

第３章　教育ビジョンの実現に向けて

１　進行管理..... ９１
２　県民力の結集による教育ビジョンの実現に向けて..... ９１

はじめに

1　教育ビジョンの策定の趣旨

教育を取り巻く社会情勢は、人口減少や少子・高齢化、経済や社会のグローバル化、急速な技術革新に伴う超スマート社会（Society5.0）等が進む中で大きく変化しています。また、子どもを取り巻く課題は、教育格差と貧困の連鎖、いじめへの対応や不登校児童生徒への支援、子どもたちの安全確保、家庭の教育力の低下、地域のつながりの希薄化など多岐にわたるとともにますます複雑化・多様化しています。

こうした社会の変化や課題に的確に対応し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現していくためには、これまで培ってきた三重の教育を大切にしながら（不易）、新たな課題に対して果敢に取り組んでいくこと（流行）が求められています。

本県ではこれまで、中長期的な視点から本県教育のめざすべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す指針である「三重県教育ビジョン」に基づき、自立する力・共生する力の育成、教育への県民力の結集を掲げた「三重の教育宣言」を基本理念として教育に係る施策を展開してきました。

「三重の教育宣言」で掲げた基本理念を継承しつつ、社会情勢の変化や課題に的確に対応し、本ビジョンの計画期間における教育施策を着実に進めていくための指針として、新しい「三重県教育ビジョン」を策定しました。

三重の教育宣言

○ 子どもたちは、一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、誰もが無限の可能性を持っています。

○　将来、地域で輝き、世界で活躍する子どもたちの姿は、私たちの「希望」であり「未来」です。

○　教育には、子どもたちの可能性が芽吹く土壌をつくり、開花させ、実りある豊かな「未来」を創るという崇高な使命があります。

○　私たちは子どもたちに、「生きる喜びを感じながら、志を持って夢を実現させていく力」、「他者と支え合いながら、社会を創っていく力」を身につけて欲しいと願っています。

○　私たちは、子どもたちを信じ、「毎日が未来への分岐点」という思いのもと、県民力を結集し、全力で三重の教育に取り組むことを、ここに宣言します。

（平成28年3月）

2　教育ビジョンの位置づけ

「三重県教育ビジョン」は、教育基本法第 17 条第２項に基づいて策定する、本県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけます。

三重の教育の基本的な方針や教育施策の主な内容について示す「三重県教育施策大綱」の対象範囲は就学前教育、学校教育から社会人の教育に至るまで人の生涯にわたる教育全体に及びます。この「三重県教育ビジョン」は、「三重県教育施策大綱」をふまえ、学校教育を中心とした施策等に関する基本的な方針と具体的な取組内容を示すものとなります。

「三重県教育ビジョン」は、本県の戦略計画である「みえ県民力ビジョン」における教育分野の施策を推進していくための計画です。こうしたことから、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」（計画期間は令和２（2020）年度から令和５（2023）年度までの４年間）に掲げた教育関係施策の実施に向けた具体的な取組内容を示すものとなります。

3　教育ビジョンの対象範囲

この「三重県教育ビジョン」の対象範囲は次のとおりとします。

① 県内の学校教育を中心とした施策（公立学校教育、学校スポーツ等）に関すること

② 保護者、地域の方々、市町、民間事業者、ＮＰＯ、団体等、さまざまな主体と協働・連携した推進が求められる施策（家庭や地域の教育力向上、社会教育の推進等）に関すること

4　教育ビジョンの計画期間

令和２（2020）年度から令和５（2023）年度までの４年間とします。

5　教育ビジョンの構成

第１章の「総論」では、教育を取り巻く社会情勢の変化を整理するとともに、「三重県教育施策大綱」の基本方針およびそれをふまえた本県におけるこれからの教育施策への想いを「教育ビジョンに込める想い」として示しています。

第２章の「基本施策・施策」では、基本方針や「教育ビジョンに込める想い」を実現するための５つの基本施策、27 の施策を体系化して示すとともに、それぞれの基本施策・施策において「めざす姿」や「数値目標」を、また、それぞれの施策において「現状と課題」および「主な取組」を示しています。

第３章の「教育ビジョンの実現に向けて」では、このビジョンを社会総がかりで着実に推進するための進行管理の方法等について示しています。

第１章　総論

１教育を取り巻く社会情勢の変化

教育を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。教育施策を展開するにあたって見逃してはならない社会等の変化を以下に概観します。

１　人口減少、少子・高齢社会の進行

○　本県の総人口は全国より１年早い平成19（2007）年をピークに減少に転じ、平成30（2018）年10月現在で179万１千人となっています。

○　国立社会保障･人口問題研究所の推計によると、本県の総人口は令和７(2025)年には171万人に、令和27（2045）年には143万人まで減少することが見込まれています。また、年少人口（０～14歳）は令和７（2025）年には20万人を割り込み19万９千人に、令和27（2045）年には15万６千人になる一方で、老年人口（65歳以上）は令和７（2025）年には53万４千人に、令和27（2045）年には全体の38.3%を占める54万７千人になると予測されています。

○　こうした中、将来を支え、活力ある社会を築いていく人材の育成を担う教育の役割が一層重要となっています。

２　選挙権年齢・成年年齢の引き下げ

○　平成28（2016）年から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられています。加えて、令和４（2022）年４月から成年年齢が18歳となります。こうした中で、社会の一員としての自覚や責任、社会を形成する力を学校教育において育んでいくことがより一層必要となっています。

３　持続可能で多様性と包摂性のある社会およびダイバーシティ社会の実現

○　平成27(2015)年に国連サミットで採択されたＳＤＧｓ[1]（持続可能な開発目標）においては、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが教育の目標として掲げられています。

---

[1] ＳＤＧｓ：平成27（2015）年９月の国連サミットで採択された2030アジェンダにおける2030年までに達成すべき国際社会全体の開発目標で、貧困の解消など、17のゴールと169のターゲットで構成されている。また、「誰一人取り残さない（no one will be left behind)」ことを理念とし、持続可能で、多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこととされている。2030アジェンダの採択後、初めて開催された伊勢志摩サミットでは、「G7伊勢志摩首脳宣言」において、人間中心かつ地球に配慮した形で、国内的および国際的に2030アジェンダの実施を推進することにコミットすることが世界に発信された。

○　本県では平成29（2017）年に、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、誰もが自分らしく参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現をめざした「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」を全国に先駆けて策定しました。今後は、教育においても、この推進方針をふまえてダイバーシティ社会の実現に向けた取組が求められています。

4　急速な技術革新と超スマート社会（Society5.0[2]）の実現

○　ＡＩ、ビッグデータ等をはじめとする技術革新が進む中、これらの先端技術をあらゆる産業や社会生活等に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立する超スマート社会（Society5.0）の実現をめざした取組が進められています。超スマート社会（Society5.0）においては、革新的技術の実用化により、産業、経済、生活等のさまざまな側面に劇的な変化がもたらされると予測されています。

5　グローバル化の進展

○　グローバル化が加速し、情報通信や交通分野での技術革新により人びとの社会生活の範囲が拡大しています。社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化しており、国際協調の重要性が一層高まっています。このため、語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性等のグローバルに活躍できる力の育成が求められています。

○　本県における外国人住民数は平成31(2019)年１月時点で50,643人と県人口の2.78%を占め、全国４位の外国人比率となっています。
　本県の公立小中学校、県立学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒数については、平成30（2018）年５月１日時点で約2,300人と過去５年間で約19.8%増加しています。

6　雇用環境の変化

○　ワーク・ライフ・バランスと多様で柔軟な働き方の実現や働きがいのある魅力的な職場づくりをめざす働き方改革、ＡＩ等をはじめとする技術革新の進展等に伴う雇用形態の多様化等が進んでいます。

○　若年無業者への支援や早期離職につながる求人と求職のミスマッチの解消等が課題となっており、学校教育におけるキャリア教育の充実、学校とハローワークの連携強化等が求められています。

---

[2] Society5.0：国の「第５期科学技術基本計画」において提唱され、「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、いきいきと快適に暮らすことのできる社会」を「超スマート社会」ととらえた上で、その未来社会の実現に向けた一連の取組として整理される概念。

○　本県における新規学卒者の離職の状況（平成 28 年 3 月卒業者）をみると、全国と比べて離職率は低いものの、高等学校卒業者の約 36%、大学卒業者の約 33%が卒業後３年以内に離職しています。

7　家庭・地域の状況の変化

○　核家族化や少子化の進行など家庭環境の多様化等に伴い、子育て・教育についての悩みや不安を相談できる相手が身近にいないといった課題があることが指摘されています。また、過疎化の進行、ライフスタイルの多様化等により地域の人々の関係性の希薄化・地域コミュニティの弱体化も指摘されています。

○　学習指導要領において、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。

8　子どもの貧困と教育格差

○　家庭の社会的経済的背景（家庭の所得、保護者の学歴等）と子どもの学力や進学機会等には相関関係がみられるとの指摘があります。家庭の経済的な事情などによって子どもたちの将来が左右され、閉ざされるようなことなく、全ての子どもたちが質の高い教育を受け、夢や希望を実現し活躍し続けることができるよう、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、就学・学習支援など関係機関と連携した総合的かつ切れ目ない支援を行っていくことが必要です。

9　子どもたちの安全・安心の確保

○　いじめや暴力行為への対応、被虐待児童への対応、不登校児童生徒への支援等においては、その原因や背景が複雑化・多様化している中で学校だけでは対応が困難な事例が増加しており、さまざまな主体の連携による対応が求められています。

○　本県では、平成 30 年（2018 年）4 月に「三重県いじめ防止条例」を制定しました。本条例に基づき、社会総がかりで、学校の内外におけるいじめがなくなることをめざして取り組んでいく必要があります。

○　登下校中の子どもたちが巻き込まれる痛ましい事故、子どもたちが被害者となる犯罪などが発生しています。また、台風、豪雨、近い将来発生する可能性が高まっている南海トラフ地震などの自然災害によりかけがえのない命や暮らしの安全・安心が脅かされている中、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、社会全体で子どもたちを守る取組を進めていく必要があります。

○　インターネット等の利用により多様な情報にふれることが容易になった一方で、子どもたちがＳＮＳを利用した犯罪に巻き込まれたりするなどの事態が生じており、知り得た情報の意味を読み解く力の育成が必要となっています。

10　スポーツの振興

○　高校生を中心にオール三重で取り組み、成功を収めることができた平成 30 年度全国高等学校総合体育大会、令和元（2019）年に開催されたラグビーワールドカップ 2019 日本大会に続き、令和２（2020）年には東京 2020 オリンピック・パラリンピック、三重県を中心とした東海ブロックにおいて全国中学校体育大会が、令和３（2021）年には三重とこわか国体・三重とこわか大会が開催されます。こうした大規模スポーツ大会を契機として、子どもたちの競技力やスポーツへの関心を高め、スポーツの発展を担う人材を育てていくことが求められています。

11　教職員を取り巻く環境

○　社会の変化に伴って学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員の業務の多忙化・困難化に伴う労働時間の長時間化が指摘されており、教職員の時間外労働を月 45 時間、年 360 時間を上限とすること等を内容とする「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を文部科学大臣が定めました。こうしたことに対応し、長時間労働の是正に向けた取組を着実に実施していく必要があります。

○　経験豊かな教職員の退職と若手教員の増加に伴い、学校組織における年齢構成が大きく変化しており、これまでの教育実践の蓄積の引き継ぎが求められています。

○　新しい学習指導要領や学校現場における複雑化・多様化する課題等に的確に対応していくため、教職員一人ひとりの資質の向上及び高い専門性と豊かな人間性を備えた人材の育成・確保が必要となっています。

12　国の教育改革等の動き

○　社会に開かれた教育課程や外国語教育の充実などを含む新しい学習指導要領が実施されるとともに、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保や高大接続改革、学校における働き方改革など国によるさまざまな教育改革が進められており、こうした国の動きに的確に対応していく必要があります。

2 三重の教育における基本方針

「三重県教育ビジョン」では、三重の教育の基本的な方針や教育施策を定めた「三重県教育施策大綱」をふまえた教育を展開していきます。「三重県教育施策大綱」の「三重の教育における基本方針」では、子どもたちへの教育を含む、全ての教育・人づくりの方針を以下のように掲げています。

（教育の意義）

○　教育は、子どもたちをはじめとする「学ぶ人」のためのものです。それは、一人ひとりの可能性を「開花」させ、「生き抜いていく力」を育み、人生を豊かに輝かせる営みです。（個人的意義）

○　特に、子どもたちは地域社会の「希望」そのものであり、教育は、子どもたち自身の夢を芽吹かせ、未来に向かって育んでいく「成長の水と光」としての大きな使命を担っています。

○　また、教育は、それぞれの個性・能力が社会参画というかたちで咲き誇ることをとおして、社会に発展という「実り」をもたらす活動です。（社会的意義）

○　経済社会活動のあらゆる分野において、知識・情報・技術が活動の基盤であり、「人」がその担い手となることをふまえれば、教育こそが新しい時代を牽引する「イノベーションの源泉」とならなければなりません。

（教育の重要性の一層の高まり）

○　今、人生 100 年時代やSociety5. 0時代の到来による社会の大きな変化が見込まれる中、一人ひとりの豊かな人生の実現のため、教育の重要性はますます高まっています。

○　また、人口減少や高齢化の進展が社会的課題となる中、一人ひとりが自らの希望の実現に向けて主体的に社会や地域に関わることにより、地域社会を自立的に発展させていけるよう、教育の充実を図らなければなりません。

○　折しも、国連サミットにおいてＳＤＧｓが採択され、持続可能な社会の実現に向け、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが教育の目標として社会的に認識されつつあります。

（見据える社会の姿と教育の役割）

○　このような社会の大きな変化を受けとめ、新しい時代の三重の姿を展望するとき、そこには、一人ひとりが個性に応じて質の高い豊かな教育を受けることができ、互いの人格を尊重し支え合いつつ、身につけた力を生かしていつでも挑戦し、活躍できる社会という未来像があります。

○　新しく幕をあけた令和の時代、この元号にこめられた「一人ひとりが明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせる」という願いに心を寄せながら、一人ひとりの輝く未来と希望に満ちた社会の創造に向けた教育を、全力で推進することが肝要です。

（教育に取り組む基本方針）

○　そこで、学校はもとより、家庭、地域住民、企業など、教育に携わる全ての者が、「毎日が未来への分岐点」という共通認識のもと、明日の発展につながる教育活動を

（１）新しい時代を「生き抜いていく力」の育成
（２）社会の変容がもたらす課題に対応した教育の充実
（３）誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現
（４）三重に根ざした教育の推進
（５）あらゆる世代の誰もがいつでも学び、活躍し続けられる環境の整備
（６）三重の県民力を結集した社会総がかりでの教育の推進

を基本方針として、進めていきます。

(1)　新しい時代を「生き抜いていく力」の育成

○　社会が大転換を迎えつつあり、将来予測がますます困難となる時代であるからこそ、変化を前向きに受け止め、確固たる自分の軸を持ち、他者との絆を大切にしながら、失敗を恐れず夢と志を持って可能性に挑戦し、豊かな未来を切り拓く力、即ち「生き抜いていく力」が求められます。

そこで、直面する課題に自ら考え判断し、主体的に対応していく「自立」の力、および他者との関わりの中で共に支え合い、新しい社会を創っていく「共生」の力を育む教育を推進します。

○　特に、子どもたちに関しては、興味や関心を持って主体的・積極的に考え学ぶことや、「何を理解しているのか」だけではなく、「それをどのように使うのか」「どのように社会と関わり、よりよい人生を送るのか」という視点を重視しながら、確かな学力、豊かな心、健やかな身体を育む教育を一層推進するとともに、自己肯定感の涵養を図ります。

併せて、「教育の原点」である家庭教育と人間形成の基礎を担う幼児期における教育のさらなる充実を進め、就学後の確かな学びにつなげていきます。

○　また、成年年齢の引き下げにより、子どもたちがより早い段階から自由・権利や責任・義務に向き合うこととなる中、新しい時代の「大人」として、社会を生き抜いていくことができるよう、人と人の関係を大切にしながら様々な課題を解決していく力を育成していきます。

○　一方、厳しい生活環境の中で明日への夢や希望を抱くことが簡単にできない、あるいは、まだ自信や意欲を持てず人間関係がうまく築けないなど、逆境や葛藤の中で懸命に生きている子どもたちがいることをふまえ、一人ひとりが自らをかけがえのない存在として感じられるよう寄り添うとともに、学ぶ意欲の向上、豊かな人間関係を形成する力の育成等を通じ、誰もが自分の可能性を信じ、人生を大切に歩んでいけるよう支援します。

(2)　社会の変容がもたらす課題に対応した教育の充実

○　Society5.0の進展に伴い予見される社会の大きな変化に対して、積極的にチャンスを見つけ活用し未来を切り拓いていくために、新たな価値を生み出す感性と力、好奇心・探究力など、人ならではの力を培っていきます。

○　少子化・高齢化、グローバル化、環境問題の深刻化、急速な技術革新、雇用環境の変化といった社会の変容がもたらすさまざまな課題をふまえ、グローバル教育、環境教育、プログラミング教育を含む情報教育、キャリア教育等を進めるとともに、その教育内容や手法の充実を図ります。

○　技術革新や社会・制度の変革等により、需要が見込まれる分野の専門家や人手が不足している分野の担い手、地域づくりの推進者など、地域の未来を創る多様な人材の育成・確保に積極的に取り組むとともに、その人材が地域で活躍することのできる環境づくりを進めます。

(3)　誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現

○　家庭の経済的な事情など生まれ育った環境や障がい・国籍等の理由により将来が左右され、閉ざされるようなことがあってはなりません。
　一人ひとりを大切にして取組を進めてきた本県教育の成果をふまえ、誰もが取り残されることなく質の高い教育を受け、自らの能力・可能性を伸ばすことで、夢や希望を実現し活躍し続けることができるよう、それぞれの状況に応じた、発達段階で途切れることのない公平公正で最適な学びの環境を整えます。

○　いじめ、虐待、不登校等や近年頻発している大規模自然災害、交通事故、犯罪などにより、夢や希望を持って人生を歩もうとしている子どもたちのかけがえのない命や教育の機会が奪われることのないよう、安全で安心な教育環境を実現するとともに、子どもたち自らも様々な危険から身を守り、対応することのできる力を育成します。
　その際、複雑化・多様化しつつある困難事案に対し、専門性を持った人材が互いに連絡し、問題解決にあたることのできる体制の構築を進めます。

(4)　三重に根ざした教育の推進

○　豊かな美しい自然や多彩な歴史・文化を有する魅力的な地域である三重県において、「多様性」や「包容力」という県民の皆さんの持つ特質や優位性を生かした、三重に根ざした教育活動を推進します。

○　三重に根ざした教育の推進においては、地方創生の観点に立ち、将来世界で活躍する者にも、三重の地で生き郷土の未来を担う者にも、心の根底に生まれ育ったふるさと三重に愛着や誇りを持ち、社会や地域の成長・発展に貢献しようとする思いを育んでいきます。

(5)　あらゆる世代の誰もがいつでも学び、活躍し続けられる環境の整備

○　人生100年時代をより豊かに生きるため、一人ひとりが個性と多様性を尊重し合い協働しながら、人生の様々な状況に応じていつでも学び、人生の可能性を広げ、輝き続けられる社会の実現が求められています。

そのため、地域課題解決のための学びや、人生をより豊かにするための学び直しの機会であるリカレント教育等、あらゆる世代の誰もが主体的に学ぶことのできる生涯を通じた学習基盤の充実を図るとともに、その成果を社会に生かし続けることができる環境づくりを進めます。

○　その際、学習活動の拠点となる社会教育施設の効果的な活用や、学校、大学等と社会教育施設との連携を図るなど、誰もが居場所と役割を持ち、交流しながらつながり支え合う地域コミュニティの形成に資する教育活動を進めていきます。

(6)　三重の県民力を結集した社会総がかりでの教育の推進

○　人は誰しも、多様な人との関わりの中で、社会性や豊かな感性を身につけ、成長していきます。学校のみならず、家庭、地域住民、企業など社会の構成員全てが教育の当事者であり、可能性を芽吹かせ「開花」させる「土」の役割をもっていると言えます。

学びに向かう者一人ひとりの輝く未来のために、皆で支え合い、自分は何をすべきか、何ができるのかを前向きに考え、それぞれの役割を果たしていく社会総がかりでの教育に取り組んでいきます。

○　また、教育は未来創造の営みであり、一人ひとりの強みを伸ばし、弱みを克服する取組を、時間をかけて積み重ねていくその先に、かけがえのない成果が生み出されるものです。

そこで、教育の当事者として結集した全ての者が、幼児期、青少年期から社会人・高齢者など成年期に至るまで、学びの各ステージにおける教育の質を高めるとともに、相互の連携を一層深め、時間軸を貫いて響きあう教育を進めることにより教育的な価値の創造につなげる、いわば「時をつなぐ協創[1]」を三重の教育の根幹として大切にしていきます。

[1] 協創：「みえ県民力ビジョン」で示された県政用語。県民の皆さんと行政それぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することで、「協働」による成果を生み出し、新しい価値を創造していくこと。

3 教育ビジョンに込める想い

子どもたち一人ひとりが来るべきこれからの時代において、明日への希望を持ち、それぞれの花を大きく咲かせていくことができるよう、「三重の教育宣言」の考え方を継承するとともに「三重の教育における基本方針」をふまえ、本県におけるこれからの教育施策への想いを以下のとおり示します。

1　誰一人取り残さない教育の推進

○　家庭の経済状況や障がいの有無、国籍等に関わらず、全ての子どもたちが意欲的に学ぶことができるよう、一人ひとりの状況に応じた支援をとおして、誰もが質の高い教育を受け、夢や希望を実現できるようにしていくことが必要です。

○　本県ではこれまで、発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちへの早期からの一貫した支援の推進や特別支援学校の整備に重点的に取り組むとともに、全国と比べても在籍率の高い外国人児童生徒の社会的自立に向けた日本語習得等の支援、就学困難者への学習支援・経済的支援を実施するなど、本県教育の特色とも言える、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かい教育を展開してきました。

○　今後もこうした取組を継続して推進するとともに、より複雑化・多様化するさまざまな課題にも的確に対応し、全ての子どもたちが安心して学びに向かい、夢や希望を実現していけるよう取り組んでいきます。

2　子どもたちの豊かな未来を創っていく力の育成

○　一人ひとりの子どもたちが、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を身につけることで、自分のよさや可能性を認識するとともに、他者に対する理解や思いやり・優しさを育み、それらを基礎として、失敗を恐れずさまざまなことに積極的に挑戦し、他者とつながり、協働しながら困難な課題を乗り越えていける力を育んでいけるよう取り組んでいきます。

○　超スマート社会の実現、人生100年時代の到来に伴い社会や生活の有り様が大きく転換する時代を迎えつつある中、これからの教育においては、これまで積み上げてきた三重の教育を大切にしながら、こうした時代を生きていく子どもたち一人ひとりに、持続可能で多様性と包摂力のある社会、誰もが自分らしく参画・活躍できるダイバーシティ社会を実現し、豊かな未来を創っていく力を育んでいく必要があります。

3　「オール三重」による教育の推進

○　子どもたちは、学校・家庭・地域等さまざまな場での学びをとおして成長していきます。子どもたちの成長を支え、また、複雑化・多様化している教育的課題に対応していくためには、学校や行政のみならず、全ての県民力を教育へ結集し、社会総がかりで本県教育の推進に取り組んでいくことが不可欠です。

○　行政・学校・教職員は、高い志と使命感を持って子どもたちと向き合い、家庭・地域等との連携・協力に取り組むとともに、こうした連携・協働の基盤となる県民の皆さんから信頼される学校づくりに向け、教職員一人ひとりの資質向上やコンプライアンス意識の確立に取り組みます。

第２章　基本施策・施策

前章で掲げた「三重の教育における基本方針」や「教育ビジョンに込める想い」を具体的に実現するため、次の５つの「基本施策」を推進します。

○　「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の育成については人格形成の基礎となるものであり、引き続き注力して取り組んでいきます。

これら３つの力が一体的・調和的に育まれる中で、一人ひとりの子どもたちが自分のよさや可能性を認識し、自己肯定感を高め、新たな時代に対応していく力の基礎を形成していくことが大切です。

本ビジョンにおいては、こうした考え方をメッセージとして示すため、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の育成に向けた施策を一つの基本施策（基本施策１：子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成）として整理し、各施策を展開します。

○　急速な技術革新に伴う超スマート社会の実現や社会・経済等さまざまな面でのグローバル化の進展、選挙権年齢や成年年齢が 18 歳になるなど子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の一体的で調和の取れた育成を基礎としながら、社会の一員としての自覚と責任を持ち主体的に行動する力、他者との絆を大切にしながら課題を解決していく力、異なる文化への理解や郷土への愛着を持って世界にあっても地域にあっても活躍できる力など、子どもたち一人ひとりが豊かな未来を創っていく力の育成に向けた基本施策（基本施策２：個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成）を設け、各施策を展開します。

○　特別な支援を必要とする子どもたちが増加している中、一人ひとりの特性やニーズに応じた特別支援学校や特別支援学級等における教育を計画的・組織的に実施し、就学前から卒業後までの切れ目ない学びの支援を一層充実するとともに、自立と社会参画に必要となる力の育成に注力するため、基本施策（基本施策３：特別支援教育の推進）において引き続き各施策を展開します。

○　基本施策１から３の実施・展開を支える土台として、子どもたちが安全に安心して学校生活を送り、意欲的な学びを継続することのできる教育環境を作っていくことに向けた基本施策（基本施策４：安全で安心な学びの場づくり）および保護者や地域の方々等からの信頼を基礎として学校・家庭・地域が一体となって教育施策を推進していける環境を作っていくことに向けた基本施策（基本施策５：地域との協働と信頼される学校づくり）において引き続き各施策を展開します。

基本施策	施策
1　子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	（1）学力の育成
	（2）外国人児童生徒教育の推進
	（3）幼児教育の推進
	（4）人権教育の推進
	（5）道徳教育の推進
	（6）読書活動・文化芸術活動の推進
	（7）体力の向上と学校スポーツの推進
	（8）健康教育・食育の推進
2　個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成	（1）主体的に社会を形成する力の育成
	（2）キャリア教育の充実
	（3）グローカル教育の推進
	（4）知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成
3　特別支援教育の推進	（1）一人ひとりの学びを支える教育の推進
	（2）特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進
4　安全で安心な学びの場づくり	（1）いじめや暴力のない学校づくり
	（2）防災教育・防災対策の推進
	（3）子どもたちの安全・安心の確保
	（4）不登校児童生徒への支援
	（5）学びのセーフティネットの構築・学びの継続
	（6）学校施設の充実
5　地域との協働と信頼される学校づくり	（1）地域とともにある学校づくり
	（2）学校の特色化・魅力化
	（3）教職員の資質向上とコンプライアンスの推進
	（4）学校における働き方改革の推進
	（5）家庭の教育力の向上
	（6）社会教育の推進と地域の教育力の向上
	（7）文化財の保存・活用・継承

施策シートの見方

施　策　名	○○○○

めざす姿

※この施策を推進することにより、計画期間が終了する令和5（2023）年度末までに達成する姿を記載しています。

現状と課題

※この施策に関する現状や課題、背景などを記載しています。

主な取組内容

※この施策で実施する主な取組を記載しています。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和５年度）
※学校・家庭・地域等の県民力を結集してめざす施策の成果、学校や県教育委員会等の活動内容をあらわす指標を記載しています。		

基本施策１

子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

基本施策のめざす姿

子どもたちが、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」、命を大切にする心や他者への思いやりなどの「豊かな心」、心身の健康や体力などの「健やかな身体」を育み、自分のよさを認識し、失敗を恐れず夢と志を持って可能性に挑戦していくために必要な力を身につけています。

基本的な考え方

「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」は人格形成の基礎になるものとして、引き続き、その育成に注力して取り組んでいくことが必要です。

さらに、これら３つの力は一体的・調和的に育まれることが大切であり、こうした中において、子どもたちは自分のよさや可能性を認識し、自己肯定感を高め、自信を持って成長していけるものと考えます。

また、これからの予測困難な変化の激しい時代に対応するために必要な力を子どもたち一人ひとりに育んでいくことが求められる中、その基礎になるものとして、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を確実に育んでいくことが重要です。

この基本施策では、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の育成につながる各施策を展開し、これら３つの力の確実な育成およびその一体的・調和的な育みの過程において自己肯定感を高めていくことをめざして取り組んでいきます。

【基本施策１を構成する施策】

1　学力の育成
2　外国人児童生徒教育の推進
3　幼児教育の推進
4　人権教育の推進
5　道徳教育の推進
6　読書活動・文化芸術活動の推進
7　体力の向上と学校スポーツの推進
8　健康教育・食育の推進

基本施策の数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和５年度）
自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合	小学生　80.1% 中学生　74.9%	小学生　86.1% 中学生　80.5%

※「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

施策名	（１）学力の育成

めざす姿

子どもたちが、主体的・対話的な学びを通じて、基礎的・基本的な知識・技能、自ら課題を見つけ解決していく思考力・判断力・表現力等、主体性を持って他者と協働しながら学ぶ態度を身につけています。

現状と課題

① 学力の育成にあたっては、学習指導要領に示された生きる力を子どもたちに育むことをめざし、習得・活用・探究という学びの過程において、実際の社会や生活で生きて働く知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等を育成するとともに、主体的に学習に取り組む態度（学びに向かう力）を養うことが大切です。

② 子どもたちが、「何を理解しているか、何ができるか」、「理解していること・できることをどう使うか」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」の視点から必要な資質・能力を身につけられるよう、「どのように学ぶか」を重視した授業実践が求められています。

③ 教育を取り巻く課題が多岐にわたる中で、子どもたち一人ひとりに確かな学力を確実に育んでいくためには、個に応じたきめ細かな指導の充実が求められています。

④ 学習評価においては、「子どもたちにどういった力が身についたか」という学習の成果を的確にとらえ、教職員が指導の改善に生かすとともに、子どもたちが自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにすることが重要です。

⑤ 平成31(2019)年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査では、小中学校あわせた５教科中４教科で全国の平均正答率以上となりました。一方で、活用する力の基盤となる基礎的・基本的な知識・技能の定着や、説明したり、自分の考えを書いたりする力などに課題がみられます。また、中学校英語については、聞いたり読んだりして把握した内容に対する考えを英語で話したり書いたりすることに課題がみられます。

⑥ 児童生徒質問紙調査の結果から、子どもたちの家庭での学習時間や読書時間が十分でないなど、生活習慣・学習習慣・読書習慣に課題がみられます。生活習慣等の改善に向け、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組むことが重要です。

主な取組内容

1 学習・指導方法の充実

・ 子どもたちが、学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動、協働や対話を通じて考えを広げ深める活動、知識を相互に関連づけてより深く理解したり、課題を見いだし解決策を考えたりする過程を計画的に取り入れるなど、主体的・対話的で深い学び[1]の視点からの授業改善を促進します。

・ 小中学校において、児童生徒一人ひとりが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感し、基礎的・基本的な知識・技能の定着や、思考力・判断力・表現力等の育成が図られるよう、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック[2]等の活用を通じて、一人ひとりの学習における課題を把握し、理解と定着を図る取組を推進します。

・ 小中学校において、文章の内容や情報を正確に理解して論理的に考える力、自分の考えを的確に伝える力の育成に向けた指導に活用できる、各学年の系統性を意識した指導資料や、授業での繰り返し指導、家庭学習、補充学習等に活用できる、子どものつまずきに応じたワークシート等を提供していきます。

・ 高等学校では、各学校が「高校生のための学びの基礎診断」等を活用しながら、継続的に生徒一人ひとりの基礎学力の状況を把握し、学習方法や指導方法を改善することで、高校生に求められる基礎学力の確実な習得と学習意欲の喚起に取り組みます。また、各教科等で学んだ成果をまとめたり、表現したりする力を育むための効果的な実践事例を普及することで、授業の質的向上を図ります。

・ 学習評価が、教職員の指導の改善、子どもたちの学習改善につながるものになるよう、教科担当者を対象とした会議等で評価規準の例を示すなど、学習評価を充実させる取組を推進します。

2 一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実

・ 小中学校において、児童生徒一人ひとりの能力や適性に応じた学びを実現するため、指導のポイントや実践例をまとめた指導資料を活用し、個別学習やグループ指導、学習内容の習熟の適度に応じた学習等少人数指導の質的向上を図ります。また、習熟の違いに応じたコース別の学習課題の設定や指導方法の工夫等についての研究を進め、その成果を普及します。

3 学校・家庭・地域の連携

・ 「みえの学力向上県民運動」を引き続き実施し、子どもとの関わり方や家庭学習の取組方法等について、学校・家庭・地域が共に考える機会を通じて周知するなど、生活習慣・学習習慣・読書習慣等の確立を推進します。

---

1 主体的・対話的で深い学び：「主体的な学び」とは、学ぶことに興味や関心を持ち、自分から進んで見通しを持って粘り強く取り組み、振り返り、次の学びへとつなげていくこと。「対話的な学び」とは、周りの人たちと共に考え、新しい発見や豊かな発想が生まれること。「深い学び」とは、これまで身につけた知識や技能をつなげて周りの人たちと共に考え、学ぶ中で、問題を解決したり、新しい発見や豊かな発想を基に考えを深めたりすること。

2 みえスタディ・チェック：学習指導要領をふまえ、三重県が重点的に実施している学力向上策の一つ。知識等の活用を中心とした問題を通じて、学習内容の定着状況を把握し、子どもたちが主体的に学習に取り組む意欲や、各学校における授業改善、子どもたち一人ひとりに応じた指導の充実等を促進する取組。

数値目標

指標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和5年度）
「全国学力・学習状況調査」における本県の子どもたちの学力の伸び	小学生 100.2 中学生　98.3	小学生 104 中学生 102

※　「全国学力・学習状況調査」において文部科学省が示す正答数分布の４階層（ABCD 層）における AB 層の公立小中学生の割合（全国を 100 とした場合の本県の値）（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

数値目標

指標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和5年度）
勉強をすることが好きな子どもたちの割合	小学生 65.9% 中学生 60.5%	小学生 70.0% 中学生 65.0%

※　「全国学力・学習状況調査」の児童生徒質問紙調査において、「国語の勉強は好きですか」、「算数・数学の勉強は好きですか」という２つの質問に対して、肯定的に回答した公立小中学生の割合の平均（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

施策名	（２）外国人児童生徒教育の推進

めざす姿

外国人児童生徒[1]が、日本語力や学力等、地域社会で生きていくための基礎を培うことにより、将来の可能性を広げ、自己実現を果たし、社会の一員として自立するために必要な力を身につけています。

現状と課題

① 本県では、日本語指導が必要な外国人児童生徒が年々増加し、公立小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率は全国的にも高い状況となっています。改正「出入国管理及び難民認定法」（以下「出入国管理法」という。）が施行されたことにより、今後、外国人児童生徒がさらに増加することが見込まれます。また、国籍の多様化、多言語化が進んでいます。このことは、子どもたちが学校生活の中で多様な文化や価値観等を学ぶことのできる魅力ある教育環境につながっています。

② これまで本県では、外国人の子どもの就学の促進や学校生活等への適応指導とともに、日常生活に必要な日本語力や日本語で学ぶ力を身につけるための支援に先進的に取り組んできました。一方で、外国人の方々が居住する地域が広がっており、受入体制や日本語指導に係る支援等については、地域により差が見られます。県内全域で同様の支援が受けられるよう、各市町や各学校における受入体制・支援体制をより一層充実することが求められています。

③ 日本での学校生活や日本語習得、教科学習に困難を抱え、進路決定ができないまま学校を卒業、あるいは中途退学する外国人児童生徒もいます。このため、文化や生活習慣の違い、言葉が通じないこと等から生じる、外国人児童生徒の不安や悩みに寄り添った対応が必要となっています。

④ 外国人児童生徒の保護者の日本での学校生活や就職に関する理解が十分でない場合があります。日本語でのコミュニケーションが難しい保護者に対し、学校生活や進路等に係る情報を正確に伝えることが必要です。

主な取組内容

1 就学の促進

・ 外国人の子どもの学ぶ機会を保障できるよう、家庭訪問を通じた実態把握など各市町における就学に向けた取組や市町間での外国人児童生徒の移動に係る情報共有を促進します。

---

1 外国人児童生徒／外国人の子ども：日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある子どもたちを含む。

2 日本語指導、適応指導の充実

・ 市町や学校における外国人児童生徒の受入体制を充実するため、市町が行う初期の日本語指導や学校生活への適応指導の取組を支援するとともに、外国人児童生徒が安心して相談できるよう、母国語で相談できる教育相談の研究を進めます。

・ 就学前の外国人の子どもを対象とするプレスクールの取組が市町において進められるよう、県が作成した教材・マニュアルの普及啓発に努めます。

3 日本語で学ぶ力の育成

・ 外国人児童生徒の日本語習得状況に応じた学習支援により、安心して学びを継続できるよう、外国人児童生徒巡回相談員等の学校への派遣や、多言語に対応できるＩＣＴを活用した日本語指導等、指導体制の充実に努めます。

・ 外国人児童生徒が学習内容を理解できるよう、効果的な実践事例を普及することなどを通じて、日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラム（ＪＳＬカリキュラム[2]）を活用した授業や、児童生徒の日本語能力に応じた特別の教育課程による日本語指導等の取組を促進します。

・ 教職員の日本語指導等にかかる指導力が向上するよう、ＪＳＬカリキュラムや特別の教育課程による日本語指導等に関する研修を実施します。

4 進路選択への支援

・ 外国人児童生徒および保護者が、学校制度や職業について理解を深めることで、希望する進路を選択したり、将来の自己実現につなげたりすることができるよう、地元企業やＮＰＯ法人等と連携し、進路セミナー等を開催するとともに、多言語によるガイドブック等を活用して進路等に関わる情報提供を進めます。

5 保護者への支援

・ 保護者が学校生活等に関する学校からの連絡等の内容を正確に把握できるよう、市町等や学校に対し、連絡・案内文書例（ポルトガル語やタガログ語等６言語）の提供や連絡文書等の翻訳支援を行います。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、日本語指導が行われている学校の割合	86.8%	100%

※ 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、教育課程に位置づけた特別な日本語指導が継続的、計画的に行われている公立小中学校の割合（三重県教育委員会調べ）

[2] ＪＳＬカリキュラム：ＪＳＬは Japanese as a Second Language の略。日常的な会話はある程度できるものの、学習活動への参加が難しい外国人児童生徒に対して、学習活動に日本語で参加する力を育成するため、日本語指導と教科指導とを統合的に行う指導方法。

施 策 名	（３）幼児教育の推進

めざす姿

子どもたちが、遊びや生活の中での体験をとおして、健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会と関わる意識、思考力の芽生え、生命を尊重する気持ち、数量・文字等への関心、言葉で伝え合う力、豊かな感性が育まれています。

現状と課題

① 近年、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成や非認知能力[1]の基礎を培う、極めて重要な役割を担っているとの研究結果が報告されるなど、就学前教育の重要性に関わる認識が高まっています。また、幼稚園教育要領等の改訂や令和元(2019)年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、幼児教育・保育のより一層の質の向上や子育て支援の拠点としての機能等の充実が求められています。

② 本県では、幼稚園等に通う３～５歳児のうち、36.2%が幼稚園、8.8%が認定こども園、55.0%が保育所に在籍しています。いずれの施設においても、小学校以降の教育を見据えた資質・能力を育む教育・保育が求められています。

③ 幼稚園・認定こども園・保育所（以下、「幼稚園等」という）においては、子どもの主体的な活動を促す環境[2]づくりを進めるうえで、幼稚園教諭・保育教諭・保育士（以下、「幼稚園教諭等」という）の担う役割が大切であり、その資質向上が求められています。

④ 幼稚園等と小学校は、その教育・保育の形態に大きな違いがあり、子どもたちの就学に伴うさまざまな課題が指摘されています。本県では、幼稚園等から小学校への円滑な接続のための指導のポイントや工夫例等を示した「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」を作成し、円滑な就学に向けて取り組んできました。今後さらに、子どもたちに幼稚園等から発達段階に応じて必要な資質・能力を育んでいく必要があります。

⑤ 就学前の子どもたちの生活は、家庭を基盤として地域でのふれあいや体験を通じて広がっていきます。幼稚園等において、家庭や地域と一層連携しながら、教育・保育活動に取り組む必要があります。

主な取組内容

[1] 非認知能力：自分の気持ちを言う、相手の意見を聞く、物事に挑戦するなど、自己主張・自己抑制・協調性・好奇心等に関係する力。

[2] 子どもの主体的な活動を促す環境：物的なものだけでなく、教職員等や他の子どもも含めた、周りの環境すべてをさす。

1 幼稚園等における教育・保育活動の充実

・ 遊びや多様な体験活動をとおして、健康な心と体や自立心、規範意識の芽生え、生命を尊重する気持ちなどの育成に向け、幼児教育・保育の質の向上に関する事例の普及啓発を図るとともに、質の高い幼児教育・保育を一体的・総合的に推進するための体制整備に取り組みます。

・ 野外体験保育に取り組もうとする幼稚園等にアドバイザーを派遣し、自己肯定感を含め、子どもの「生き抜いていく力」を育む保育を推進します。

2 幼児教育・保育を担う人材の資質向上

・ 幼稚園等の運営の改善や、幼児教育・保育に係る諸課題の解決に向けた研修を、園(所)長等を対象に行います。

・ 幼稚園教諭等が各施設における指導内容や指導方法に関する相互理解を深められるよう、合同研修を実施します。

3 小学校教育への円滑な接続に向けた取組の推進

・ 「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用した取組を県内の幼稚園等や小学校に紹介するなど、実践事例の普及に努めます。

・ 子どもたちが、小学校での生活・学習に期待をする気持ちを高め、安心してスタートできるよう、幼稚園等と小学校との体験的な交流を推進します。

・ 幼稚園教諭等と小学校教諭が、幼稚園等と小学校における指導内容や指導方法の違いについて理解を深め、指導に生かせるよう、相互に保育・授業を参観するなどの交流や合同研修等の取組を推進します。

4 家庭・地域との連携の推進

・ 「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣や読書習慣、運動習慣等の確立には、家庭との連携・協力が重要であることから、子どもの心身の成長における基本的生活習慣等の重要性について周知を図り、「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」の活用を促進します。

・ 幼稚園等において、地域の人々と触れ合ったり、地域の施設等を活用したりするなど、多様な体験の機会づくりを推進します。

・ 幼稚園等が、保護者同士の交流の機会づくりや、子育てに関する相談や情報提供等を行う地域における幼児期の子育ての支援拠点としての役割を担えるよう、地域子育て支援センター[3]をはじめとした関係機関等との連携を推進します。

数値目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
就学前教育に独自の計画・方針を策定して取り組む市町の数	15 市町	29 市町

※ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をふまえ、就学前教育の独自の計画や方針を策定して取り組んでいる市町の数（文部科学省「幼児教育実態調査」）

[3] 地域子育て支援センター：地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、地域の子育て家庭に対する育児支援を目的とする施設。

施策名	（４）人権教育の推進

めざす姿

子どもたちが自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力を身につけています。

現状と課題

① 子どもたちを取り巻く社会では、さまざまな人権問題が生じており、その解決に向けて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）をはじめ、差別解消に関する法令等の整備が進められてきました。また、多様性を認め合い、誰もが参画・活躍するダイバーシティ社会の実現が求められています。こうした中で、子どもたちが人権についての理解と認識を深め、人権尊重の行動につながる意欲・態度や技能を身につけられるよう学校における人権教育に取り組む必要があります。

② 子どもたちの人権意識の形成については、身のまわりの環境による影響が大きいことから、学校・家庭・地域が連携し、人権意識の向上に取り組むことが必要です。

③ 世代交代が進み、若手教員が増加する中、全ての教職員の確かな人権感覚と人権教育に関する指導力がより一層求められます。

主な取組内容

1 人権教育に関する指導内容の充実

・ 差別解消に関する法令等の趣旨をふまえつつ、教育活動全体を通じて、総合的・系統的に人権教育を進めるため、学校における人権教育カリキュラムの活用と改善を促進します。

・ 子どもたちが、部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性及び様々な人権に係わる問題[1]について理解を深め、人権感覚を高められるよう、人権学習指導資料を活用した学習を推進します。

2 人権教育推進のための地域連携の充実

・ 子どもたちの人権意識の向上にむけて、学校・家庭・地域が学校の進める人権教育の内容や課題を共有･協議する人権教育推進協議会の活性化に取り組みます。

・ 子どもたちの自尊感情の向上を図るため、さまざまな主体が人権学習や体験的活動、補充的学習等の支援を行う中学校区を単位とした子ども支援ネットワークの活動を促進します。

3 教職員の人権感覚と指導力の向上

・ 全ての教職員が確かな人権感覚と指導力を持って人権教育を進められるよう、個別的な人権問題に関する基本的な知識や人権学習指導資料等の活用に関する研修を経験年数に応じて実施するとともに、実践につながる情報提供および相談支援を行います。

・ 学校における人権教育推進体制や家庭・地域との連携体制を充実させるため、管理職や人権教育推進担当者を対象に、役割に応じた研修を実施し、リーダーシップの向上を図ります。

4 学びやすい環境づくり

・ 障がいのある子どもたちへの合理的配慮[2]の提供や性的指向、性自認に関するきめ細かな対応等、学校において全ての子どもたちが学びやすい環境づくりを進めます。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
人権学習によって人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合	88.5%	98.5%

※ 県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「思う」、「どちらかといえば思う」と回答した生徒の割合（三重県教育委員会調べ）

---

1 様々な人権に係わる問題：高齢者、患者、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の人、ホームレス等の人権に係わる問題、性的指向・性自認に係る人権課題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、貧困等に係る人権課題や北朝鮮当局による拉致問題等など。（社会状況等の変化に伴い、三重県人権教育基本方針における様々な人権に係わる問題の「性的マイノリティ」について「性的指向・性自認に係る人権課題」と表現しています。）

2 合理的配慮：障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。（障害者の権利に関する条約第２条）

施策名	（５）道徳教育の推進

めざす姿

子どもたちが、生命を大切にする心や他者を思いやる心、人間関係を築く力、公共心、規範意識、自尊感情を高め、よりよく生きようとする意欲と態度を身につけています。

現状と課題

① 学習指導要領が改訂され、道徳教育については、特別の教科道徳として教科書を使用した授業が行われています。道徳の授業において、子どもたちが、多様な価値観を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と協働してよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが求められています。

② 生命を軽視する事件や深刻ないじめ問題、インターネットでの誹謗中傷等が発生している中で、子どもたちの生命倫理や規範意識、人間関係を形成する力、情報モラル等を向上していくことが求められています。

③ これまで、道徳の指導は、読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導が行われる例があったことなどが指摘されており、教科道徳の趣旨をふまえた指導方法へと改善を図る必要があります。

④ 子どもたちの価値観や道徳性は、学校生活だけでなく、さまざまな体験や人とのふれあいなどを通じて育まれていくものであり、道徳教育において家庭や地域社会と協力して取り組む必要があります。

主な取組内容

1 発達段階に応じた道徳教育の推進

・ 子どもたちが、物事を多面的・多角的にとらえ、主体的に考えを深める中で自己を見つめ、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことができるよう、教科書を主たる教材とした授業における指導方法の工夫改善を推進します。

・ 教育活動全体を通じた道徳教育が進められるよう、道徳教育推進教師を中心とした推進体制の充実に取り組みます。

・ 小中学校においては、道徳教育アドバイザーの派遣等を通じて、教員一人ひとりの指導力を高め、子どもたちが、答えが一つではない道徳的な問題について、「考え、議論する」授業づくりに取り組みます。

・ 高等学校においては、高校生が義務を果たし責任を重んじながら、社会に参画できる力を育む取組を進めるとともに、新しく設置される公民科の教科「公共」を道徳教育の中核的な指導の場としつつ、道徳教育推進教師を中心として、

教育活動全体でさまざまな学びの機会を活用して、主体的に考え、議論する活動に取り組み、豊かな心や公共の精神等の道徳性を養います。

2 生命を大切にする教育の充実

・ 子どもたちの発達段階に応じて、他者とともによりよく生きようとする意識や生命を大切にする心を育むため、道徳科を要として、各教科等の授業のほか、異学年との交流、ボランティア活動、地域での体験的な学習等の取組を推進します。

3 家庭・地域と連携した道徳教育の推進

・ 各学校が、家庭や地域との共通理解を深め、連携を図りながら道徳教育を実施できるよう、市町等教育委員会と協力しつつ、道徳の授業参観や保護者や地域の方々の協力を得て行う体験活動等を促進します。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
道徳科の授業で家庭や地域と連携した取組を行っている小中学校の割合	小学校　78.7% 中学校　48.7% （30年度）	小学校　100% 中学校　100%

※ 道徳科での子どもたちの学ぶ姿を保護者や地域の人びとに紹介するなど、家庭や地域社会と連携した取組を行っている公立小中学校の割合（三重県教育委員会調べ）

施策名	（６）読書活動・文化芸術活動の推進

めざす姿

子どもたちが、自ら読書に親しみ、楽しむことを通じて、多様な考えや価値観にふれ、想像力や思考力を高め、豊かな感性を育んでいます。また、さまざまな文化芸術に親しむことや、想像力や表現力を発揮して作品制作等に取り組むことを通じて、感性や情操を磨き、豊かな人間性を身につけています。

現状と課題

① 子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、探究心やよりよく生きる態度等を身につけていく上で不可欠なものであり、社会全体でそのための環境整備を推進していくことが求められています。

② 平成31(2019)年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査の結果では、授業時間以外に平日10分以上読書をする本県の小中学生の割合は、小学生が63.9%、中学生が45.5%で全国平均を下回っている状況です。また、第64回「学校読書調査」における全国の不読者の割合は、小学生8.1%、中学生15.3%、高校生55.8%となっており、年齢が上がるにつれて不読者の割合が高くなっていることから、発達段階に応じた読書習慣の形成が求められています。

③ 子どもの読書習慣の形成を図るためには、読書を行う環境の整備、読書をする機会の提供、読書活動の普及啓発について、学校・家庭・地域それぞれの役割に応じた取組が必要です。また、子どもたちが、さまざまな機会・場所において意欲的に読書活動を行うことができるよう、学校図書館の図書館資料の充実と、司書教諭および学校司書の配置充実やその資質向上が大切です。

④ 美しいものや優れたもの、芸術的なもの、地域や我が国の伝統文化にふれることによって、豊かな感性・情操を養い、生涯にわたって文化や芸術に親しみ、その継承や創造に寄与する態度や能力を育てることが大切です。

⑤ 文化部活動については、生徒が文化、科学、芸術等の活動をとおして楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、良好な人間関係などを培う場として大きな役割を果たしています。一方で、生徒の過度な負担や教職員の負担につながっているとの指摘もあり、「三重県部活動ガイドライン」に基づいた適切な運営と効果的な指導が求められています。

主な取組内容

1 学校における読書活動の推進

- 子どもたちの読書に対する興味や関心を育み、主体的な読書習慣を確立するため、学校図書館の読書センターとしての機能に加え、情報センター・学習センターとしての機能を充実するとともに、学校図書館ボランティア等との連携を促進します。
- 子どもの読書習慣を形成できるよう、学校図書館を活用した授業、全校一斉読書、子どもたち同士で本を紹介する取組、ビブリオバトル[1]、ブックトー

1 ビブリオバトル（書評合戦）：発表者が一人５分で本を紹介し、最後に、参加者全員で「どの本が一番読みたくなったか」について投票を行い、最多票を集めたものを「チャンプ本」とするゲーム。発表者だけでなく、発表を聞く者にも読書への興味を高める効果がある。

ク[2]等の多様な読書活動を推進し、読書機会の拡充を図ります。
・　読書環境の整備および読書機会の提供のため、学校図書館図書標準の達成や学校図書館への新聞配備とともに、学校司書の配置等を促進します。

2　家庭における読書活動の推進
・　子どもたちの読書習慣づくりに向け、学校や公立図書館、ＰＴＡとの連携のもと、「家庭読書（家読（うちどく））」の取組を推進します。
・　保護者や子育て支援関係者等を対象に、読み聞かせや読書の効果等に関する講座の実施および情報提供等を行うことを通じて、幼児期からの読書の重要性についての周知を図ります。

3　地域における読書活動の推進
・　子どもたちが本を読む意義について理解を深めるため、教育・福祉関係者・図書館関係者、読書ボランティア等を対象とした研修会や講演会を実施します。
・　読書活動の実施・拡大を図るため、優れた取組を行っている学校や図書館、読書ボランティア等の活動の普及に取り組むとともに、民間団体・企業等が行う読書活動推進の取組を支援します。
・　公立図書館等における図書や設備の整備が着実に進むよう、情報提供を行うなど、市町の子ども読書推進計画に基づく取組を促進します。

4　文化芸術活動の推進
・　子どもたちの豊かな感性や情操を育み、生涯にわたり文化芸術に親しむ態度を養うため、国事業を活用し、芸術家を派遣するなど、本物の文化芸術にふれる機会を提供するとともに、子どもたちが作品等を通じて表現、発表する機会の拡充に取り組みます。
・　学校文化活動において、地域の方々との交流を深め、郷土の歴史や文化等を学ぶ機会を充実します。
・　三重県総合博物館（ＭｉｅＭｕ）や三重県立美術館、斎宮歴史博物館、三重県総合文化センター等において、子どもたちを対象とした参加体験型の学習プログラムや出前授業等を実施します。
・　学校の文化部活動における専門的な指導を充実するとともに、教職員の負担軽減を図るため、文化部活動指導者の派遣等の支援を行います。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
授業時間以外に読書をする子どもたちの割合	小学生　63.9% 中学生　45.5%	小学生　65.7% 中学生　50.4%

※　「学校の授業時間以外に、１日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

[2] ブックトーク：子どもや成人の集団を対象にして、あらかじめ決めたテーマに沿って選んだ何冊かの本のあらすじや著者紹介等を交えて、本への興味が湧くような工夫を凝らしながら内容を紹介すること。

施策名	（7）体力の向上と学校スポーツの推進

めざす姿

子どもたちが体を動かすことを好きになり、運動やスポーツに積極的に取り組むことによって、心身の健康が保持増進され、体力が向上しています。また、子どもたちが本県で開催される大規模なスポーツ大会に「する」、「みる」、「支える」、「知る」といったさまざまな形で関わることにより、競技の技能やスポーツへの関心を高め、学校スポーツが活性化しています。

現状と課題

① 柔軟性や筋力、持久力等の基礎的な体力は、生涯にわたって健康を保持増進することに重要な役割を果たします。また、豊かなスポーツライフを実現することで、意欲や気力が充実し生活習慣に良い影響を与えます。幼児期を含め、子どもたちが、日常生活の中で体を動かすことが少なくなっていることから、継続して遊びや運動に取り組む機会を確保することが必要です。

② 全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、本県の子どもたちの体力は、全国と同等の水準に向上してきましたが、継続的に全国平均を下回っている種目があることや、1週間の総運動時間が60分未満の児童の割合が増加していることなどの課題がみられます。

③ 学校における運動部活動については、生徒の健全な成長等に意義のある活動となっています。一方で、生徒の過度な負担や教職員の負担につながっているとの指摘もあり、「三重県部活動ガイドライン」に基づいた適切な運営と効果的な指導が求められています。また、少子化が進む中で、各学校での運動部活動の継続が困難な状況も生じています。

④ 近年の猛暑による熱中症など、体育活動および運動部活動中の事故が発生しており、事故防止の徹底に取り組む必要があります。

⑤ 令和2（2020）年度の東京2020オリンピック・パラリンピックや全国中学校体育大会、令和3（2021）年度の三重とこわか国体・三重とこわか大会といった大規模な競技大会が開催されます。子どもたちが、「する」、「みる」、「支える」、「知る」立場から参加することにより、学校スポーツを活性化していく必要があります。

主な取組内容

1 子どもたちの体力向上に向けた運動機会の拡充

・ 子どもたちの体を動かす遊びがより充実するよう、幼稚園教諭や保育士等を対象とした研修会を開催するとともに、「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」を活用し、家庭と連携しながら幼児期から運動に親しむ習慣づくりに取り組みます。

・ 体育授業以外で子どもたちの運動機会を拡充する学校の取組が進むよう、市町等教育委員会と連携し、各学校における体力向上の目標設定や効果的な「1学校1運動」（学校全体でなわとびやマラソン等に取り組む活動）の取組を推進します。

2 教職員の指導力向上による体育授業等の充実

・ 子どもたちが体育・保健体育の授業をとおして運動の楽しさや喜びを味わい、自ら進んで運動する習慣を身につけるとともに、発達段階に応じた体力や技能が養われるよう、授業の工夫や改善による魅力ある授業づくりに向けた研修会を実施します。

3 適切な部活動運営の推進

・ 学校における運動部、文化部活動のあり方について関係者と検討します。

・ 各学校の適切な部活動運営に向けて、市町等教育委員会と連携し、毎年度その運営を検証しながら学校部活動運営方針の見直しなどの改善を促進します。また、全ての公立中学校等や県立学校で学校部活動運営方針に沿った活動が行われるよう、大会の運営等、課題となっている点について改善に努めます。

・ 短時間で効率的・効果的な部活動指導が行えるよう、部活動指導者が具体的な技術指導等を学ぶ研修会を実施します。

4 地域人材の活用および地域スポーツの充実

・ 部活動における子どもたちに対する専門的な指導を充実するとともに、教職員の負担軽減を図るため、外部のスポーツ人材の効果的な配置に取り組みます。

・ 少子化をふまえ、適切な部活動の運営・改善に取り組むとともに、地域スポーツとの連携について検討を進め、スポーツを行う機会の確保・充実に取り組みます。

5 学校スポーツにおける事故防止

・ 事故防止に向け、子どもたち個々の運動能力や体力の実態・適性や興味関心に応じて、適切な指導計画を立てることができるよう、教職員の指導力向上に取り組みます。

・ 中体連、高体連等の学校体育関係団体と連携し、各種大会における事故防止に向けた運営の改善や注意事項の啓発・周知の徹底に取り組みます。

6 全国規模の大会を活用した学校スポーツの活性化

・ 多くの子どもたちが感動や達成感を得て、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続できるよう、大会への出場支援、開催準備・運営・観戦等のさまざまな体験、交流を推進します。また、大会の成果を生かしながら、スポーツに対する子どもたちの関心を高め、競技力の維持・向上の取組を進めます。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもたちの割合	75.1%	80.0%

※ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における総合評価が、「A」・「B」・「C」・「D」・「E」の5段階のうち上位3段階である「A」・「B」・「C」の公立小中学生の割合（スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」）

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
授業以外でも運動やスポーツをしたいと思う子どもたちの割合	69.8%	71.5%

※ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の児童生徒質問紙調査の「授業以外でも運動やスポーツをしたいと思いますか」という質問に「思う」と回答した公立小中学生の割合（スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」）

施策名	（８）健康教育・食育の推進

めざす姿

子どもたち一人ひとりが、生涯にわたり心身の健康を自ら管理できるよう、学校・家庭・地域が一体となって健康教育・食育に取り組み、健康で充実した生活を送るために必要な知識と、自ら判断し実践する能力を身につけています。

現状と課題

① 社会の環境変化や、家庭におけるライフスタイルの多様化等に伴い、子どもたちの食事、運動、睡眠等の基本的な生活習慣の確立が難しくなっています。

② 身体活動の源となる栄養の摂取には歯と口の健康づくりが重要です。本県の子どもたちの一人あたりの平均むし歯数は、全国平均と比べて高い状況が依然として続いていることから、歯と口の健康づくりのより一層の充実を図る必要があります。

③ 情報化社会の進展により、性や薬物等に関する情報の入手が容易になる中で、子どもたちが、情報等を正しく選択し、適切に行動できるようにすることが求められています。

④ 本県の献血率は全国平均より低い状況が続いていることから、高校生への一層の啓発が求められています。

⑤ アレルギー疾患や心の健康に課題を抱える子どもの増加等、多様化する子どもたちの健康課題への対応や感染症への対策が求められています。

⑥ がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見・検診の大切さ等について理解するとともに、がん患者に対する正しい認識を深めるため、がん教育を推進する必要があります。

⑦ 望まない妊娠や、思春期の性感染症を予防するとともに、子どもたちが自らの人生や家族の大切さについて考え行動できる力を育む必要があります。

⑧ 健全で正しい食生活を送ることは、子どもたち自身の健康の維持だけでなく、学力や体力とも相関関係があると指摘されています。こうした中、不規則な食事や朝食の欠食等、子どもたちの食生活にはさまざまな状況がみられます。

また、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、地産地消の意識を醸成するため、学校給食等を活用した食育の推進が求められています。

主な取組内容

1 健康教育の推進

・ 望ましい生活習慣の確立等、子どもたちの健康課題に適切に対応し解決するため、各教科、特別活動等学校の教育活動全体で健康教育を推進します。

2 保健教育の推進

・ むし歯や歯肉炎等を予防し、子どもたちの歯と口の健康づくりを一層推進するため、学校歯科医等と連携したフッ化物洗口の実施や正しい歯みがきの指導等、歯科保健を充実します。また、学校、行政、医療機関等が連携して取り組むネットワークの構築を進め、各地域における歯科保健活動の充実を促します。

・ 飲酒、喫煙、薬物乱用と健康との関わりについて、子どもたちが早い時期から認識を深められるよう、薬物乱用防止教室等、関係機関と連携した取組を推進します。

・ 高校生が献血の意義や制度についての理解を深められるよう、関係機関と連携し、学校における「献血セミナー」の計画的な実施等に取り組みます。

3　事故や感染の予防体制・相談体制の充実

・　子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、教職員が研修会等を通じてアレルギー疾患や感染症に関する理解を深めるとともに、事故や感染を予防し、緊急時に適切に対応できるよう、専門家や関係機関からの協力を働きかけるなど市町等教育委員会や各学校の取組を支援します。

・　不安や悩み、ストレス等により心の健康に課題を持つ子どもたちへの対応にあたって、地域の専門家を効果的に活用するなど、学校における相談体制の充実に取り組みます。

4　がん教育の推進

・　がん教育についての指導者向け研修会を医療関係者等と連携して実施するなど、子どもたちが、がんについて学び、正しく理解し、自他の健康と命の大切さについて考える、がん教育の充実に取り組みます。

5　ライフデザインの促進

・　子どもたちが、家庭を築くことや子育ての意義、妊娠・出産等について考え、理解を深められるよう、ライフデザインをテーマとした講演会や保育実習等を実施します。また、子どもたちが命の大切さや性に関する正しい知識を身につけ、行動できるよう、保健体育等の教科や学級活動等の特別活動において性に関する指導を行うとともに産婦人科医等による講習を実施します。

6　食に関する指導の充実

・　子どもたちが、栄養や食事のとり方、食料の大切さ等について、正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく能力等を身につけることができるよう、教育活動全体で計画的・継続的に食育に取り組みます。

・　地場産物やその生産者への関心や理解が深まるよう、郷土の食材を活用したり、農業体験等の活動を行ったりするなど、家庭、生産者、地域、大学・研究機関、企業等さまざまな主体と連携し、学校における食に関する指導を進めます。

・　地場産物を使用したメニューを自ら考え調理する取組をとおして、子どもたちが食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけられる実践力を育みます。また、朝食摂取やバランス良く栄養を摂ることの重要性等について保護者や地域へ啓発します。

7　学校給食の充実

・　学校給食を「生きた教材」として活用し、望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもたちの関心と理解を深めます。また、生産者、食品製造事業者をはじめとした学校給食関係者と連携して、地場産物の活用促進に取り組みます。

・　安全で安心な学校給食を提供するため、衛生管理講習会等を開催し給食関係者の資質向上および衛生管理の徹底を図るとともに、ヒヤリハット事例集等を活用することで、学校給食の異物混入の防止に取り組みます。

数値目標

指標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和5年度）
むし歯予防に取り組んでいる小学校・特別支援学校（小学部）の割合	71.5% （30 年度）	100%

※　年間を通じて、給食後の歯みがき指導又はフッ化物洗口を実施している公立小学校および特別支援学校（小学部）の割合（三重県教育委員会調べ）

基本施策２

個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成

基本施策のめざす姿

子どもたちが、急速な技術革新等により変化が激しく予測困難な社会にあっても、変化を前向きに受け止め、社会の一員としての自覚と責任を持ち、自らの感性や創造性を発揮して、他者との絆を大切にしながら、豊かな未来を創っていく力を身につけています。

基本的な考え方

変化が激しく予測困難な社会を生き抜いていくためには、さまざまな変化に主体的に向き合い、他者と協働しながら、困難な課題に挑戦していける力が求められます。

この基本施策では、年齢・国籍等多様な人とのコミュニケーション・協力を通じて社会的課題を乗り越える力、答えのない課題に向き合い新たな価値を創造することができる力の育成につながる各施策を展開し、子どもたちに豊かな未来を創っていく力を育み、高めていくことをめざして取り組んでいきます。

【基本施策２を構成する施策】

1　主体的に社会を形成する力の育成
2　キャリア教育の充実
3　グローカル教育の推進
4　知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成

基本施策の数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和５年度）
自立した主体として、社会において権利を行使し責任を果たそうと考える高校生の割合	62.3%	74.3%

※「社会の一員として権利を行使し、義務と責任を果たそうと考えていますか」、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」という質問に対して肯定的な回答をした県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）

施策名	（１）主体的に社会を形成する力の育成

めざす姿

子どもたちが、世界や地域で起きている経済・社会・環境等の問題について、自らのこととしてとらえ、社会の形成者としての自覚と責任を持ち、他者と協働しながら、解決に向けて主体的に行動する力を身につけています。

現状と課題

① 公職選挙法が改正され、平成 28（2016）年から選挙権年齢が満 18 歳以上となったことや、令和４（2022）年４月から成年年齢が 18 歳に引き下げられることをふまえ、子どもたちが早い段階から自由・権利や責任・義務に向き合い、社会を形成していく力を育むとともに、契約や取引のルール、消費問題の知識やその対処方法を身につける必要があります。

② グローバルな諸課題の解決をめざす国際目標（ＳＤＧｓ）の考え方についての理解を促すとともに、「誰一人取り残さない」持続可能な未来の社会を主体的に創造する力を育む必要があります。

③ 子どもたちが、学ぶことと社会とのつながりを実感しながら、自らの能力を発揮して、生活や社会の中で出会う課題を主体的に解決していく力を育む必要があります。

主な取組内容

1 社会の形成者として自覚と責任を持ち、自ら行動する力の育成

・ 子どもたちの発達段階に応じた一貫性のある主権者教育を推進できるよう校種を越えて連携を深めます。小中学校においては、社会科を中心に、地域や社会にある課題や我が国の政治の働きについて関心を持ち、多角的に考えたり、話し合ったりする授業づくりを推進します。高等学校においては、令和４（2022）年度から新しく実施される科目「公共」の授業を中心に、現代の諸課題の解決に向けて自分の意見や考えを伝えあい、協働してよりよい社会を形成しようとする力を養います。

・ 関係する諸機関や地域の人材を積極的に活用し、選挙管理委員会等と連携し模擬選挙等を実施したり、議会等と連携し地域の課題について話し合ったり、税務署等と連携し租税や財政について学ぶなど、主権者としての意識を高める取組を推進します。

2 実社会で必要とされる力の育成

・ 小中学校においては、社会科と家庭科を中心に、個人や企業の経済活動における役割や責任、買い物や売買契約の基礎と仕組み、計画的な金銭管理の必要性など、自立した消費者としての役割や責任ある消費行動についての学習を推進します。

・ 高等学校においては、家庭科や公民科の授業において、多様な契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組み、法の機能、租税の意義と役割等についての学習を深めます。
・ 消費生活に関する正しい知識の習得および倫理的消費（エシカル消費[1]）など持続可能な消費行動についての理解の促進に向け、関係機関と連携し、子どもたちの発達段階に応じた消費者教育を体系的に推進します。

3 ＳＤＧｓに向けた課題解決力の育成
・ ＳＤＧｓに関連する世界で起きている諸問題について、子どもたちが自らのこととして課題を理解し、地球的視野でとらえ、地域や民間企業等と連携しながら主体的に解決をめざす実践的な活動を推進します。
・ 地球温暖化防止等に向け、子どもたちが自ら考え、主体的に環境保全活動に参画していくために、市町、地元企業等と連携して、実践的で探究的な環境学習を推進します。
・ 子どもたちが、主体的に森林や木に対する理解を深めていけるよう、体験型の森林環境教育・木育を推進します。また、「みえ森づくりサポートセンター」を拠点として、関係機関と学習のコーディネートを進めるとともに、出前授業の実施や指導者間のネットワークづくりに取り組みます。
・ 子どもたちに「もったいない」という意識を育むため、市町等と連携し、ごみ減量化やリサイクルに関する教育、啓発活動に取り組みます。

4 地域と連携した課題解決型学習（ＰＢＬ）の推進
・ 高校生が、学校での学びだけではなく、地域の方々や職業人など多様な人々と関わりながら、地域の特色や産業を題材に、地域の魅力や課題を知り、自分たちに何ができるのかを主体的に考え行動する課題解決学習に取り組みます。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
社会的な課題について話し合う活動を行っている高等学校の数	20校（30年度）	56校

※ 政治的事象や環境問題、持続可能な消費と生産など、社会的課題の解決に向けた考えを深める話し合い活動を実施している県立高等学校の数（三重県教育委員会調べ）

1 エシカル消費：消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

施策名	（2）キャリア教育の充実

めざす姿

子どもたちが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら学び、進路を決定する能力や態度、人間関係を築く力等、将来の社会的・職業的自立に必要な資質・能力を身につけています。

現状と課題

① 社会が急速に変化し就労内容の多様化等が進む中、子どもたちが、自らの生き方や働き方について考えを深め、職業生活に必要な知識や技能を育むことや、学習生活と社会のつながりを意識した教育の必要性が一層高まっています。

② 県内事業所における、新規高等学校卒業者の卒業後３年以内の離職率は、36%程度で高止まりしています。

③ 外国人の子どもたちや発達障がいのある子どもたちが増加している中、将来地域で自立して生活していこうとする意欲や社会生活・職業生活で必要となる知識・技能を育てる必要があります。

④ 子どもたちが、多様な選択肢の中から進路を決定する能力や態度を身につけることが求められている中、普通科においても、専門的な知識、技能、能力や態度を育成する職業教育の必要性が高まっています。

主な取組内容

1 発達段階に応じた系統的なキャリア教育の推進

・ 子どもたちが学校での学習と自分の将来との関係に意義を見い出して学ぶ意欲を高めるとともに、学校での学びを社会に役立てられるよう、子どもの発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

・ 子どもたちが将来の生き方や卒業後の進路に対して見通しを持って学ぶことができるよう、各学校における上級学校への体験入学、上級学校の教職員・生徒・学生による出前授業等、校種を越えた学びの機会を拡充します。

・ 子どもたちが、学習の見通しを立て、新たな学習への意欲を高めたり将来のあり方生き方を考えたりすることができるよう、学校で学んだことや体験したことを記録し蓄積するポートフォリオ等を活用した系統的な学習を進めます。

・ 子どもたちの発達段階に応じた、系統的なキャリア教育を推進できるよう、教職員が異なる校種におけるキャリア教育についての理解を深める機会を充実させます。

2 組織的なキャリア教育の充実

・ 地域の企業や大学、関係機関など、さまざまな主体とキャリア教育のねらいや課題・成果等を共有し、地域と一体となったキャリア教育を推進します。

・ 地域と連携し、子どもたちが県内の魅力ある仕事への理解を深めることができ

るよう、就業体験や地域の職業人による出前授業、講演等の取組を拡充します。

・　子どもたちが、他者と協働して問題解決に取り組む意欲や能力を身につけられるよう、各学校における課題解決型のインターンシップや地域の課題を題材とした学びを推進します。

・　高校生が、将来の進路決定に役立てられるよう、地域の企業と連携し、地域の産業や仕事についての理解を深める取組を推進します。

・　各学校が、キャリア教育計画を継続的に見直し、子どもたちに社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育成します。

3　進路実現に向けた支援の充実

・　新規に高等学校等を卒業し就職した生徒が職場で活躍できるよう、学校と経済団体、関係機関、地元企業等が連携した就職支援と早期離職防止に向けた定着支援の充実に取り組みます。

・　高校生が学ぶ意欲と目的を持って進路を選択できるよう、大学と連携した専門的な学びの機会や、他校の生徒と切磋琢磨し互いに高めあう機会を拡充します。

4　職業教育の充実

・　地域産業の担い手や高い専門性を備えた職業人を育成するため、地元の自治体、高等教育機関、産業界等と連携して、企業における実習や専門家による技術指導、地域の資源を生かした商品開発等実践的な職業教育を推進します。

・　生徒の学習ニーズや希望進路の多様化に対応し、普通科においても職業教育の充実に取り組みます。

・　基礎的な実習が安全に行えるよう、老朽化した実習設備を計画的に更新します。また、時代の変化に対応した学習が行えるよう実習設備の整備を行います。

5　特別な配慮が必要な子どもたちへのキャリア教育の推進

・　外国人の子どもたちが将来を見通して主体的に進路を選択できるよう、日本での働き方や学び方についての理解を深める機会を設けます。

・　人間関係を構築することに苦手意識のある生徒が、将来の社会生活や職業生活で他者と協力・協働できるよう、コミュニケーション・スキルを身につける取組を推進します。

・　特別支援学校においては、子どもたちが自己選択、自己決定できる力を高め、地域でいきいきと暮らしていけるよう、幼稚部・小学部段階から高等部までの系統的なキャリア教育を進めます。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合	小学生　88.2% 中学生　86.6% 高校生　65.9%	小学生　92.0% 中学生　90.0% 高校生　75.0%

※　「目標の達成をめざして、学習や活動ができていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）

施策名	（３）グローカル教育の推進

めざす姿

子どもたちが、グローバルな視野と志を持ち、異なる文化に対する理解、郷土への愛着、語学力やコミュニケーション能力などを高め、将来、世界にあっても、地域にあっても、活躍できる力を身につけています。

現状と課題

① 経済、社会、文化等のさまざまな面でグローバル化が進展し、社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化しており、国際協調の必要性が一層高まっています。そのような中、訪日外国人と接する機会が増加したり、子どもたちが卒業後に海外へ赴任する機会が訪れたりするなど、外国語を用いたコミュニケーションを行う機会が格段に増えることが予想されます。

② 令和２（2020）年度から小学校において３・４年生で外国語活動、５・６年生で外国語科が実施されており、英語教育の充実と教職員の指導力の向上に取り組む必要があります。また、小学校・中学校・高等学校の系統的な英語教育が求められています。

③ 本県は、県人口に占める外国人住民数の割合が全国４位となっています。また、出入国管理法等が改正され、これまで以上に外国人が地域社会に参画できる多文化共生の社会づくりが求められています。

④ 本県の公立小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率は全国的にも高い状況となっており、さまざまな国や地域にルーツを持つ子どもたちが学んでいます。こうした本県の特色を生かしつつ、子どもたちに、互いの文化の違いを認め合い、協力しながら社会を創っていく力を育む必要があります。

⑤ グローバル化が進展する一方で、地域活性化の取組が進められており、子どもたちに、郷土のよさについて誇りを持って語ることができる力とともに、地域への愛着や関心を持ち、地域の活性化に寄与しようとする意欲や態度を育むことが求められています。

主な取組内容

1 多文化共生教育の推進

- 県内に在住する外国人との交流や、ＡＬＴ（外国語指導助手）、ＣＩＲ（国際交流員）等との交流を通じて、異なる文化を持った人々とのコミュニケーションを促進します。
- 高校生の国際的な視野を広げ、将来グローバルな舞台で活躍しようとする意欲を高められるよう、留学や海外インターンシップを紹介する場を設定するとともに長期留学および短期留学等を支援します。
- 高校生が留学生等と交流し、英語によるディスカッションやディベートを行う機会の創出等、思考力や発信力の向上を図る取組を進めます。
- ユニセフ、ユネスコ、ＮＧＯ、ＮＰＯ等のさまざまな機関と連携し、子どもたちが多様な生き方、価値観、文化等に触れる機会を創出します。
- 子どもたちが、互いの国・地域の食文化や伝統行事等を紹介し合う取組や地域に暮らす外国人の方との交流など、本県の特色を生かした多文化共生教育を推進します。

・　国際交流や国際理解教育を推進するキーパーソンとなる教職員を対象とした研修を実施します。

2　英語教育の推進

・　小学校における英語活動や英語教育が全ての地域でより効果的に実施されるよう、出前研修の実施や地域での研究授業、教材の提供などの取組を進めます。

・　英語での発信力の向上を図るため、発達段階に応じて実践的に英語を使用できる環境を拡充します。

・　新学習指導要領の趣旨をふまえ、子どもたちが「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと（やり取り・発表）」、「書くこと」をバランスよく統合させた英語コミュニケーション力を高める授業への改善を一層推進します。

・　全ての子どもたちが、英語に親しみ、発達段階に応じた英語力が身につけられるよう、英語教育に携わる教員の英語運用力・実践的指導力の向上を図る研修を実施します。

3　郷土教育の推進

・　子どもたちが、郷土三重への理解を深め、誇りを持って語ることができるよう、地域の自然や歴史、文化、伝統行事などに関する学習を促進します。

・　子どもたちが、将来地域で活躍する意欲と態度を身につけることができるよう、地域の産業に関する学習や地域で活躍する人々から学ぶ取組など、地域と連携した郷土教育を推進します。

・　高校生が地域への愛着を深め、地域のために考え行動しようとする意欲を身につけられるよう、地域の活性化等に取り組む地域課題解決型の学習を推進します。

4　チャレンジ精神の育成

・　海外研修、各種コンテストへの参加、探究的な活動の成果報告会の開催等をとおして、グローバルな視野を持ちながら高い目標に向かって挑戦しようとする意欲の向上に取り組みます。

・　将来、社会に貢献しようとする「志」を育成するため、子どもたちが地域や社会の課題等について、学校の枠を越えて議論するなど、主体的に活動し、学びあう取組を推進します。

数値目標

指標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和5年度）
日常的な話題や社会的な話題について、英語でやりとりすることができる高校生の割合	38.7% （30 年度）	50.0%

※　高等学校卒業段階で CEFR　A2 レベル相当以上を達成した県立高校生の割合（文部科学省「公立高等学校・中等教育学校（後期課程）における英語教育実施状況調査」）

数値目標

指標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和5年度）
地域の行事に参加している子どもたちの割合	小学生　74.1% 中学生　56.8%	小学生　76.1% 中学生　62.8%

※　「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

施策名	（４）知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成

めざす姿

子どもたちが、より深く学ぶことで自らの可能性を広げるとともに、学んだことを実社会と結びつけて課題を解決する学習を進めることにより、ＡＩやビッグデータ等の先端技術を活用する力、論理的・科学的に思考し活用する力、新たな価値を創り出す力を身につけています。

現状と課題

① 今後訪れる社会は、これまでの延長線上を大きく超えた劇的な変化が訪れることが予想されています。その中で、人間らしく豊かに生きていくためには、他者とともに社会活動等に参加していくコミュニケーション力や、答えが一つでない課題を解決する力が求められます。

② ＡＩ等の先進的な科学技術が進展する中、子どもたちには、先端技術を手段として積極的に活用しながら、人間ならではの考え方で実社会の課題等の解決をめざし、新たな価値を創造できる資質・能力を育成する必要があります。

③ 情報技術が人間の生活にますます身近なものとなる中で、その働きを理解して、よりよい人生や社会づくりに生かしていくために「プログラミング的思考」を身につけることが必要です。

④ 子どもたち一人ひとりの学習状況や置かれている環境に応じた最適な学びを可能にしていくことが求められています。

⑤ 平成 30（2018）年度に実施された「生徒の学習到達度調査[1]」（PISA2018）では、日本の子どもたちの読解力に係る平均得点・順位が前回調査（平成 27（2015）年実施）よりも低下しており、その要因のひとつとして、日本では学習活動におけるＩＣＴ活用が低調でありコンピュータ上での長文読解に慣れていないことが影響しているとの指摘もあります。

~~⑤~~⑥ スマートフォンの普及が進み、子どもたちがインターネットを通じて犯罪やトラブルに巻き込まれたり、インターネット上の違法情報・有害情報にふれたりする危険が増しています。

---

1 生徒の学習到達度調査（ＰＩＳＡ）：ＯＥＣＤ（経済協力開発機構）加盟国等の生徒を対象とした学習到達度調査。義務教育終了段階の 15 歳児を対象に、平成 12（2000）年から３年ごとに読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの３分野で実施。ＰＩＳＡ２０１８における読解力の定義は、「自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、社会に参加するために、テキストを理解し、利用し、評価し、熟考し、これに取り組むこと」とされている。

主な取組内容

1 探究的な学びの推進

・ 各教科の基礎的な知識および技能を習得し、その知識を活用して思考することにより、知識を相互に関連づけてより深く理解したり、知識を他の学習や生活の場面で活用できるようにしたりする探究的な学びを充実します。

・ 各学校の探究的な学習の成果を集めた発表会「みえ科学探究フォーラム」、「高校生地域創造サミット」等を開催します。

2 ＳＴＥＡＭ教育[2]の推進

・ 子どもたちが文系・理系を問わず、教科横断的な視点で物事をとらえ、実社会での課題解決に向けて、創造的思考力や論理的思考力を育む取組を推進します。

・ 将来、国際舞台で活躍できる科学技術系人材を育成するために、スーパーサイエンスハイスクール指定校等を中心に、先進的な科学技術、理科・数学教育を通じて、生徒の個性と能力を一層伸ばしていく教育に取り組みます。

3 一人ひとりに最適で効果的な学び（公正な個別最適化学習）の推進

・ ＥｄＴｅｃｈ[3]を効果的に活用することにより、生徒一人ひとりの学習状況や、置かれている環境に応じた学び（ＡＩを活用したドリル学習、遠隔教育等）の研究と実証を進めます。

・ 無線ＬＡＮ、電子黒板、学習用パソコン等のＩＣＴ環境の基盤を整備し、それらを適切に活用した学習活動の充実と、個に応じた指導の充実に取り組みます。

4 プログラミング教育[4]の充実と情報活用能力の育成

・ 子どもたちがプログラミングの体験をとおして論理的思考力を身につけられるよう、プログラミング教育に関する教職員研修の実施や先進事例等の情報提供等、学校におけるプログラミング教育の充実に取り組みます。

・ 各教科等におけるさまざまな学習活動をとおして、人々の生活を便利で豊かなものにしているプログラミングの働きやよさについて気づきを促すとともに、コンピュータ等を用いて情報を取得し、整理・比較して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたりする力や情報手段を適切に活用する力を育成します。

・ 情報セキュリティを含む情報モラル教育を一層推進するとともに、ＳＮＳをはじめとしたインターネットの適切な利用およびフィルタリングの普及促進のための広報啓発活動や非行防止教室等の取組を推進します。

---

2 ＳＴＥＡＭ教育：科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、リベラルアーツ・教養（Arts）、数学（Mathematics）等の学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育。

3 ＥｄＴｅｃｈ：教育におけるＡＩ、ビッグデータ等のさまざまな新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組。

4 プログラミング教育：子どもたちが、コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということを体験しながら、発達の段階に即した、コンピュータを主体的に活用するための資質・能力を育む教育。

数値目標

指標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和5年度）
実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な学習活動を行った高等学校の数	12 校 （30 年度）	36 校

※　科学、技術、工学、リベラルアーツ・教養、数学等における見方・考え方を総合的・統合的に働かせて、問題を発見し、解決する教科横断的な学習活動を行った県立高等学校の数（三重県教育委員会調べ）

数値目標

指標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和5年度）
「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦している」と答えた高校生の割合	71.8%	76.0%

※　「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）

基本施策３

特別支援教育の推進

基本施策のめざす姿

障がいのある子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、継続的な指導・支援を受けることにより、自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが授業で共に学ぶことや行事等の交流などをとおして、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。

基本的な考え方

特別な支援を必要とする子どもたちが増加している中、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが可能な限り同じ場で共に学ぶ、インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育を推進するとともに、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画に必要となる力の育成に向け、一人ひとりの状況に応じた学びの支援を行うことが必要です。

また、障がいの有無に関わらず、互いに尊重し合う共生社会の実現のため、特別支援教育に関する理解を広げていくことが必要です。

この基本施策では、特別な支援を必要とする子どもたちの一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びを支え、就学前から卒業後までの切れ目ない支援を充実する各施策を展開し、希望する進路等を実現するとともに、地域の中で豊かに自分らしく生活していくことをめざして取り組んでいきます。

【基本施策３を構成する施策】

1　一人ひとりの学びを支える教育の推進

2　特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進

基本施策の数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和５年度）
特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	100%（30 年度）	100%

※一般企業への就職を希望している県立特別支援学校高等部の生徒の就職率（就労継続支援Ａ型事業所を除く）（三重県教育委員会調べ）

施策名	（１）一人ひとりの学びを支える教育の推進

めざす姿

特別な支援を必要とする子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、その能力や可能性を最大限に伸ばし、いきいきと学んでいます。また、特別な支援を必要とする子どもたちの支援情報が円滑かつ切れ目なく確実に引き継がれ、子どもたちの学びを支えています。

現状と課題

① 発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちが増加する中、本県においては、特別支援学校の整備、特別支援学級の設置、通級による指導を進めるとともに、全ての学校での特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画の策定等を促進してきました。今後も、子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、適切な指導・支援を受けられるよう環境整備に取り組む必要があります。

② 特別な支援を必要とする子どもたちが、進学等による環境の変化に左右されず、安心して学ぶことができる継続した支援が求められています。

③ 特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校にも在籍していることから、全ての教職員の特別支援教育に関する知識・技能を高めることが必要です。

④「障害者差別解消法」や「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の施行など共生社会の実現に向けた取組が進む中、学校においては特別な支援を必要とする子どもを含む全ての子どもが、互いに尊重し合い、よさを認め合える人間関係を育むことが大切です。

主な取組内容

1 一人ひとりに応じた指導・支援の充実

- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの学びの場において、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」に基づいた指導・支援を進めるとともに、引き続き一人ひとりに必要な合理的配慮[1]の提供を行います。
- 特別な支援を必要とする子どもたちを含む全ての子どもたちが「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」を実感できるよう、授業のユニバーサルデザイン化を一層推進するとともに、教職員の指導力の向上に取り組みます。
- 特別な支援を必要とする子どもたちが通常の学級等の中で安心して学習することができるよう教育環境を整えるとともに、互いを理解し共に支え合う関係が築ける学級づくりを進めます。

[1] 合理的配慮：26 ページ参照。

・　特別支援学校のセンター的機能として、引き続き小中学校等への教育相談や研修会等を実施し、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上に向けて取り組みます。
・　かがやき特別支援学校では、発達障がいに関するセンター的機能の中核となる学校として、県立子ども心身発達医療センターと連携し、専門性の高い支援を行います。
・　高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒に応じた支援を進めるため、高等学校での通級による指導に取り組みます。また、小・中・高等学校の通級指導担当の教職員を対象とした研修会を実施し、指導の充実に取り組みます。
・　長期入院中の高校生に対してＩＣＴ機器の活用による在籍校からの授業配信等の学習保障の取組を進めます。

2　切れ目ない支援体制の充実

・　一人ひとりの教育的ニーズに応じた切れ目ない支援のために、「パーソナルファイル[2]」を活用した支援情報の円滑かつ確実な引継ぎを進めます。
・　就学前から小学校等への支援情報の引継ぎについて、「ＣＬＭと個別の指導計画[3]」等により得られた内容を有効に活用し、早期からの適切な支援が行えるよう取り組みます。
・　通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校における支援方法や支援体制の違いなどに関する情報提供や相談等、子どもや保護者への丁寧な就学支援を進めます。

数値目標

指標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和5年度）
小中学校の通常の学級において個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した学校の割合	支援計画 小学校　86.0% 中学校　70.2% （30年度） 指導計画 小学校　91.5% 中学校　85.1% （30年度）	支援計画 100% 指導計画 100%

※　通常の学級において、個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した公立小中学校の割合（三重県教育委員会調べ）

---

[2] パーソナルファイル：本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、福祉、労働等の関係機関から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を綴じ込んでいくファイル。学校と保護者が支援情報を共有するとともに、進路先等と支援情報を共有することで円滑かつ確実な引継ぎに活用する。（平成24(2012)年度から支援情報ファイルとして活用してきた「パーソナルカルテ」について、より使いやすいものになるよう内容を充実したもの。）

[3] ＣＬＭ（Check List in Mie）と個別の指導計画：県立子ども心身発達医療センター（旧県立小児心療センターあすなろ学園）で開発された、子どもの育ちを見極め、適切な支援を行うためのツール。

施策名	（２）特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進

めざす姿

特別支援学校において、子どもたちが自立と社会参画のために必要な力を身につけ、卒業後も地域で豊かに自分らしく生活しています。また、特別支援学校と地域の小中学校等が交流活動を通じて共に学ぶことにより、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。

現状と課題

① 特別支援学校においては、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行ってきました。特別な支援を必要とする子どもたちが、卒業後も地域の中で豊かに自分らしく生活していけるよう、組織的・計画的なキャリア教育を推進する必要があります。

② 特別支援学校には、日常的に医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍しており、特に、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアに対応する必要があります。

③ 障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合えるよう、交流及び共同学習を進め、豊かな人間性を育むことが必要です。

④ 松阪あゆみ特別支援学校の開校やかがやき特別支援学校の再編整備等、特別支援学校の大規模な整備は完了しました。今後は、それぞれの地域の実情をふまえ、特別支援学校の施設の狭隘化や個別の教育的ニーズ等に対応することが必要です。

主な取組内容

1 計画的・組織的なキャリア教育の推進

- 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づく、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を一層充実させるため、授業改善に向けた授業研究等、指導力向上に努め、子どもたちの自立と社会参画に向けた取組を進めます。
- 子どもたちが、自己選択、自己決定できる力を高め、地域でいきいきと暮らしていけるよう、特別支援学校版キャリア教育プログラムの活用等による幼稚部・小学部段階から高等部までの系統的なキャリア教育を進めます。
- 特別支援学校では、生徒の適性や希望に応じた進路を実現するため、技能検定等の実施や早期からの計画的な職場実習、「三重県立特別支援学校における農業教育プログラム」等の活用による農福連携など、関係機関との連携をとおした職域の拡大に取り組みます。また、自分に適した職場で働き続けることができるよう、関係機関と連携し、定着支援を充実します。
- 地域の障がい者就業・生活支援センター等と在学中から連携し、卒業後の支

援の主体を学校から関係機関へ円滑に引き継ぐために、「個別の教育支援計画」を活用した取組を進めます。

2 安全・安心・健康な生活を送るための取組

・ 安全で安心な医療的ケアを実施するため、医療的ケア担当者を対象とした研修や「特別支援学校における医療的ケアガイドライン」に基づくケアの実施等、関係機関と連携して取り組みます。また、小中学校にも医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍していることから、市町等教育委員会と連携して、医療的ケアの実施状況を把握するとともに、ケアに関わる看護師等に対して必要な情報提供や研修機会の提供に取り組みます。

・ 特別支援学校においては、生涯にわたりスポーツに親しむ習慣をつけるよう、ボッチャ等を授業に取り入れるなど障がい者スポーツに係る取組を進めます。

・ 卒業後もより豊かな生活を送ることができるよう、地域の社会教育施設等におけるさまざまな学習機会に関する情報提供を行うなど、社会教育との連携を図り、生涯学習に関する意識を高める取組を進めます。

3 交流活動等を通じた特別支援教育の理解啓発

・ 特別な支援を必要とする子どもたちが、学校や社会で自分らしく生活していくために、みえ高文祭などの文化芸術活動や地域行事への参加や、地域の人たちを招いた特別支援学校の見学会の実施など、周りの子どもたちや保護者、地域への特別支援教育に係る理解啓発を図ります。

・ 障がいのある子どもにも障がいのない子どもにも、共に理解し尊重し合いながら協働して生活していく態度が育まれるよう、子どもたちや保護者の希望を聞きながら、各教科等のねらいをふまえた学習活動を取り入れ、近隣の学校や子どもが居住する地域の学校における交流及び共同学習を進めます。

4 特別支援学校における学習環境づくり

・ 在籍する子どもたちの増加や車両の老朽化に対応したスクールバスの配備と更新を進めます。

・ 特別支援学校に在籍する子どもたちが増加している地域もあることから、地域の実情をふまえ施設の狭隘化や個別の教育的ニーズ等に対応していきます。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
特別支援学校における交流及び共同学習の実施件数	845回（30年度）	950回

※ 県立特別支援学校と小中学校、高等学校等との交流及び共同学習を実施した回数（三重県教育委員会調べ）

基本施策４

安全で安心な学びの場づくり

基本施策のめざす姿

子どもたちにいじめや暴力を許さない心や、危険予測・危険回避能力が育まれるとともに、いじめや暴力行為の防止の取組やその解決に向けた組織的な対応、防災対策・防災教育、通学路等の安全対策、不登校児童生徒や教育的に不利な環境にある子どもたちへの支援を進め、子どもたちが安心して学ぶことができる環境が整っています。

基本的な考え方

社会総がかりで、いじめや暴力、台風や地震などの自然災害、交通事故や犯罪等から子どもたちを守り、育てるとともに、多様な主体が連携して被虐待児童への対応や不登校児童生徒への支援等を的確に行っていく必要があります。

また、家庭の経済的な事情等によって子どもたちの将来が左右され、閉ざされることなく、全ての子どもたちが質の高い教育を受けることができるよう、必要な支援を行っていくことが必要です

この基本施策では、学校内外における子どもたちの安全・安心の確保に向けた各施策を展開し、全ての子どもたちが安全に安心して学校生活を送り、学びに向かい、夢や希望を実現していけることをめざして取り組んでいきます。

【基本施策４を構成する施策】

1　いじめや暴力のない学校づくり
2　防災教育・防災対策の推進
3　子どもたちの安全・安心の確保
4　不登校児童生徒への支援
5　学びのセーフティネットの構築・学びの継続
6　学校施設の充実

基本施策の数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和５年度）
学校生活に安心を感じている子どもたちの割合	小学生　92.0% 中学生　96.5% 高校生　88.9%	小学生　95.4% 中学生　98.7% 高校生　92.3%

※「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）

施策名	（１）いじめや暴力のない学校づくり

めざす姿

子どもたちが互いに認め合い、自ら考え、周囲と協力しながら、問題解決に向けて主体的に行動する力を身につけています。また、学校での取組とともに、地域や関係機関との連携による見守りや教育相談の充実など、いじめや暴力行為の未然防止および早期発見・早期解決に向けて取り組む体制が整っています。

現状と課題

① 全国でいじめによる深刻な事態が後を絶たない状況の中で、本県においては、いじめは学校だけの問題ではなく社会全体の問題であるととらえ、子どもたちに関わる全ての大人が学校内外のいじめの防止に取り組むことをめざして、平成30（2018）年４月に「三重県いじめ防止条例」を制定し、いじめの防止等の取組を進めてきました。

② 本県のいじめの認知件数は、全国と比べて全ての校種で下回っていますが、本県においても、いじめに係る重大事態が発生しています。子どもたちをいじめから守るためには、いじめはどの子どもにも、どこの学校でも起こりうるものであることを改めて認識し、いじめを積極的に認知することや、いじめられている子どもの立場に立ち、認知したいじめの早期解決に向けて学校全体で取り組むことが重要です。

③ 本県における暴力行為の発生件数については、自分の考えや気持ちをうまく伝えられず感情を抑えられずに暴力に及ぶことや、同じ子どもが繰り返してしまうことなどの理由により、特に小学校で増加しています。そのため、早い段階からの指導の充実と小学校と中学校とが連携した途切れのない支援が必要です。

④ 子どもたちの行動の背景には、心理的、家庭的に複雑な課題を抱えている場合があり、背景に寄り添った指導や支援を行う必要があります。また、学校だけでは対応が困難な事案が増加しているため、児童相談所や警察等の関係機関と連携して対応することが必要です。

⑤ スマートフォン等の急激な普及に伴い、ＳＮＳ等でのトラブルやいじめの事案が増加していることから、子どもたちのインターネットの適切な利用に関する知識や情報モラルを高めていく必要があります。また、子どもたちにスマートフォン等の適切に使用する力を育むためには、家庭の協力が不可欠です。

主な取組内容

1 社会総がかりでのいじめ対策の推進

・ 「三重県いじめ防止条例」に基づき、社会総がかりでいじめの防止等に取り組むため、いじめ防止強化月間やピンクシャツ運動等の取組を推進するとともに、いじめの防止に主体的に取り組むいじめ防止応援サポーターの増加に取り組みます。また、県民の皆さんのいじめの防止に関する理解を深めるため、イベントやＳＮＳの活用等さまざまな機会を利用して周知に取り組みます。

・ 三重弁護士会、三重県臨床心理士会、警察、学校、教育委員会等、いじめの防止等に関係する機関および団体が連携して、本県の現状をふまえたいじめの防止等の対策を適切に実施するため、三重県いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめの防止等に関する情報の交換および研究に取り組みます。

2 いじめや暴力を許さない子どもたちの育成

・ 道徳教育・人権教育をはじめ、学校の教育活動全体を通じて、子どもたちが生命を大切にし、いじめや暴力を許さず、相手を思いやる心や、個性を認め尊重する態度等を育みます。

・ 子どもたちがいじめを許さない気持ちを持ち、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができる力を身につけられるよう、「いじめ予防授業」や児童会・生徒会活動、いじめについて話し合う活動などを促進します。

3 学校内外の教育相談・支援体制の充実

・ 子どもたちの行動や言葉のわずかな変化等の兆候を察知し適切かつ迅速に対応し、子どもたちの心に寄り添った支援ができるよう、教職員のカウンセリングマインドや対応力の向上など、教育相談の質を高める研修会等を開催します。

・ いじめや暴力行為等の未然防止および早期発見・早期解決を図るため、教職員による子どもたちの見守りやスクールカウンセラー等による専門的な教育相談の充実に取り組むとともに、スクールカウンセラー、生徒指導特別指導員、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等からなる専門家チームによる支援を推進します。

・ いじめ問題等に悩む子どもたちや保護者を支援するため、専門的な相談ができる「いじめ電話相談」や子どもたちが気軽に相談できる「子どもＳＮＳ相談みえ」を実施するとともに、受け付けた相談の中で、専門的な対応が必要なものに対して臨床心理士、社会福祉士等による支援を行います。

4　いじめの実態把握と組織的な対応の推進

・　「三重県いじめ防止条例」や「三重県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの定義に沿ったいじめの認知が適切に行われるよう、いじめの認知の重要性や児童生徒の状況把握の方法等について、生徒指導担当者の研修会等で周知します。

・　各学校において、学期に１回以上のアンケート調査や面談を実施するとともに、実施方法の工夫・改善に取り組みます。また、子どもたちが相談しやすい環境づくりを進めます。

・　いじめを認知した場合は、特定の教職員が抱え込むことなく、管理職をはじめとして、学校いじめ防止委員会で共有し、組織的にいじめの解消に向けて取り組みます。

5　スマートフォン等に対応した情報モラル教育の推進

・　子どもたちがインターネットを適切に活用する力や、インターネットの利用に関わるルールやマナー等の情報モラルを身につけられるよう、学校での子どもたちによるルールづくりや児童会・生徒会による啓発活動など、子どもたちの主体的な活動を促進します。

・　インターネットの危険性や家庭でのルールづくりの必要性等についての保護者の理解を深めるため、インターネットでのトラブル等に関する資料を県のＷｅｂサイトに掲載し、保護者会等での活用を促進します。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
いじめ防止応援サポーターとしていじめの防止に取り組む団体数	450 団体	650 団体

※　いじめ防止応援サポーターとして、県いじめ防止条例の趣旨に賛同し、いじめの防止に取り組む事業所・団体・個人の数（三重県教育委員会調べ）

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
いじめの認知件数に対して解消したものの割合	96.7% (30 年度)	100%

※　当該年度中に発生したいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された解消要件（認知後少なくとも３か月経過）を満たすものの割合（三重県教育委員会調べ）

施 策 名	（２）防災教育・防災対策の推進

めざす姿

防災学習を通じて、子どもたちが、地震や津波、風水害などの自然災害に対して、自分の命は自分で守る力を身につけています。また、学校の防災機能の強化が進むとともに、災害時に学校教育を速やかに復旧するための体制が整備されています。

現状と課題

① 本県においては、南海トラフ地震の発生が危惧されるとともに、台風等による風水害が頻発しています。南海トラフ地震や津波、風水害等の自然災害から子どもたちの命を守るため、学校における防災教育を推進する必要があります。

② 地震、台風、局地的大雨等による災害発生時においては、子どもたちが自らの命を守ることに加えて、発達段階に応じて地域の一員として行動できる力を身につけることが求められています。

③ 南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合に備え、教職員の実践的な災害対応力の向上を図るとともに、学校教育を速やかに復旧するための体制を整えることが必要です。

④ 県立学校の屋内運動場等の天井落下防止対策は、令和元(2019)年度に完了しましたが、地震等の災害発生時に子どもたちの安全を確保するため、施設面での防災・耐震対策をさらに進める必要があります。

主な取組内容

1 子どもたちの防災学習の充実

・ 子どもたちが自分の命は自分で守る力を身につけられるように、防災ノート等の防災学習教材の一層の充実を図るとともに、防災タウンウォッチング・防災マップづくり等の体験型防災学習や防災訓練等の実施を支援し、学校における防災教育を推進します。

・ 学校における防災教育・防災対策をより一層推進するため、各学校に学校防災リーダーを配置するとともに、みえ防災・減災センター等と連携して防災に関する研修を行い、学校で防災学習や防災対策を行う教職員の資質向上を図ります。

2 家庭、地域との連携

・ 子どもたちの安全を確保するとともに、子どもたちが地域の支援者として自ら行動できるように、学校と家庭や地域が連携し、保護者や地域の方々、近隣学校等との防災学習や避難訓練の合同実施等の取組を進めます。

3　災害時の学校支援体制の整備

・　災害時における学校教育の早期復旧を図るため、学校の早期再開、児童生徒の心のケア等、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備える教職員を育成し、災害時の学校を支援する体制を整備します。また、民間団体・企業等との連携による災害時の子ども支援の仕組みづくりを進め、市町との連携につなげていきます。

4　学校施設の防災・耐震対策の推進

・　非構造部材の耐震対策工事等、小中学校における防災・地震対策が充実するよう、市町に対し各種情報の提供や国助成制度の活用に係る助言等を行います。

・　県立学校では、校舎の老朽化対策とあわせ、外壁などの落下防止対策に取り組みます。

・　大規模災害の発生に備え、学校における子どもたちや教職員用の備蓄物資、防災資機材等の管理を適切に行います。

数値目標

指標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和5年度）
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	92.4% （30 年度）	100%

※　家庭やＰＴＡ、自主防災組織、地域住民など、他の主体と連携した防災の取組を実施している公立小中学校および県立学校の割合（三重県教育委員会調べ）

施策名	（3）子どもたちの安全・安心の確保

めざす姿

学校・地域・関係機関が一体となって通学路等における子どもたちの安全確保に取り組む体制の構築が進むとともに、安全教育の推進により、子どもたちが危険予測、危険回避能力を身につけています。

現状と課題

① 通学路等では、自転車乗車中をはじめとする子どもたちが関わる交通事故や、子どもたちが被害者となる犯罪、不審者等による声掛け、つきまとい等の事案が後を絶ちません。子どもたちが将来にわたってこうした事故や事件の当事者とならないよう、子どもたち自身が危険を予測し、自らの判断によって危険を回避する能力を身につけることが必要です。

② 近年、子どもたちが集団で移動中に突然の交通事故の犠牲となったり、不審者による被害に遭遇する事案が発生し、大きな社会問題となっています。次代を担う子どもたちの尊い命を守るためには、教育委員会、学校、家庭、道路管理者、警察等が連携し、地域社会全体で子どもたちを守る体制が必要です。

③ 依然としてなくならない飲酒運転の根絶のためには、社会全体で「飲酒運転をしない、させない、許さない」という意識の定着等に取り組む必要があります。

④ 県内児童相談所における平成30(2018)年度の児童虐待相談対応件数は、2,074件で、過去最多件数を更新しました。児童虐待は子どもたちの命にまで危険を及ぼすことから、未然防止および早期発見・早期対応の取組をより一層充実させることが必要です。

⑤ インターネットや有害な図書等を通じて有害情報にふれたり、犯罪やトラブルに巻き込まれることのないよう、青少年を保護する必要があります。

⑥ 学校施設では、屋内運動場などの天井等落下防止対策、ブロック塀等の撤去、猛暑に備えるための空調整備等の安全対策の取組を進めてきました。今後も、子どもたちが安全で安心な学校生活を送れるよう、学校施設の安全対策を進めていく必要があります。

主な取組内容

1 学校・家庭・地域および関係機関等が連携した安全確保の推進

・ 教育委員会、学校、家庭、道路管理者、警察等の関係機関が連携・協働しながら、「登下校防犯プラン」[1]や「通学路交通安全プログラム」[2]に基づく通学路

[1] 登下校防犯プラン：登下校時における子どもたちの防犯上の安全を確保するため、教育委員会、学校、家庭、道路管理者、警察等の各関係機関が連携して行う登下校時の安全確保対策のこと。

[2] 通学路交通安全プログラム：通学路における子どもたちの交通安全を確保するため、各市町において策定された通学路の交通安全に係る基本的方針のこと。

の合同点検等の安全対策を実施し、地域社会全体で子どもたちの登下校時の安全確保に取り組みます。

・　子どもたちが犯罪等の被害に遭わず、安心して登下校することができるよう、通学路や通学時間帯に重点を置いた警察官によるパトロールの強化を図るとともに、「ながら見守り」[3]を推進します。また、「子ども１１０番の家[4]」や「子ども安全・安心の店[5]」等を拡充し、さらなる通学路等の安全確保に取り組みます。

・　地域社会全体で子どもたちの安全を守るため、スクールガード・リーダー[6]の配置を進めます。また、スクールガード・リーダーが地域の核として、学校安全ボランティア（スクールガード）への指導・助言を行うことなどを通じて、学校と地域が連携した安全体制の充実に取り組みます。

・　子どもたちが被害に遭った事案等の発生情報を保護者や地域の方々と迅速に共有するため、警察と学校等、関係機関との情報共有体制を強化するとともに、警察本部のＷｅｂサイトや電子メール等を活用したタイムリーで詳しい情報発信活動を推進します。

・　「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム第２弾」の重点テーマの一つに「子どもを犯罪から守る」を位置づけ、市町と連携のもと、さまざまな主体と協創しながら地域の自主的な防犯・交通安全活動の促進を図ります。

2　交通安全教育・防犯教育の推進

・　子どもたちが交通事故の当事者とならないよう、交通安全に関わる団体等の専門家による講習会や自転車の安全点検の実施、「交通安全マップ」の活用など、歩行者・自転車利用者に重点を置いた参加・体験・実践型の交通安全教室を実施します。また、高等学校においては、生徒の多くが近い将来、普通免許等を取得することをふまえ、交通社会の一員として責任ある行動がとれるよう、交通安全教育に取り組みます。

・　危険を予測し、犯罪被害を回避する能力が子どもたちに身につくよう、防犯に関わる専門家等を講師に招いたり、「地域安全マップ」の活用や発達段階に応じて紙芝居や演劇、ロールプレイ方式等を用いた参加・体験・実践型の防犯教室を実施します。

---

[3] ながら見守り：見守りの担い手の裾野を広げるため、地域の方々がウォーキング、買い物、犬の散歩、花の水やり等の日常活動を行う際や事業者が日常の事業活動を行いながら防犯の視点を持って見守りを行うこと。

[4] 子ども 110 番の家：子どもが登下校時などに不審者からの声かけ、つきまとい行為等の被害に遭ったり、または遭いそうになるなど身の危険を感じたときに、避難場所として駆け込むことができ、住民が一時的に保護し警察への通報を行う家。

[5] 子ども安全・安心の店：通学路に面し、子どもの保護活動、見守り活動のほか、地域住民への犯罪被害防止に関する情報発信、自主防犯活動に関する広報等を行う三重県警察が認定した営業所や店舗。

[6] スクールガード・リーダー：自治体等によって委嘱された警察官ＯＢや防犯の専門家等のことで、学校の防犯体制及びスクールガードの活動に対して専門的な指導・助言等を行う者。

・　交通安全教育・防犯教育に関わる教職員の指導力の向上を図るため、交通安全教室講習会・防犯教室講習会・不審者侵入対応訓練等を実施します。
・　「三重県飲酒運転０（ゼロ）をめざす条例」をふまえ、児童生徒の発達段階に応じて飲酒運転の危険性や被害の重大さ等への認識を高める教育を実施します。

3　児童虐待の防止
・　児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止のため、市町子ども家庭総合支援拠点の整備を促進するとともに、要保護児童対策地域協議会を中心に、教育委員会、学校、児童相談所、警察等の関係機関が緊密に連携し、子どもたちの保護・支援に努めます。また、児童虐待の防止のために保護者への啓発に努めます。
・　学校は、子どもたちの虐待を発見しやすい立場にあることを十分認識し、「児童虐待気づきリスト」等を活用するなど、子どもたちのＳＯＳを適切に把握するよう努め、虐待の疑いのある場合には速やかに市町児童福祉主管課又は児童相談所等に通告し、関係機関と連携して子どもたちの安全・安心の確保に努めます。

4　青少年の健全育成
・　青少年が、スマートフォン等、インターネットを通じて有害情報に接することや、トラブルに巻き込まれることのないよう啓発活動を推進します。
・　有害な図書など青少年の健全な成長を阻害するおそれのある環境から、青少年を保護するため、「三重県青少年健全育成条例」に基づき、携帯電話販売店や図書販売店等への立ち入り調査を行います。

5　福祉犯対策の推進
・　子どもたちの福祉を害する犯罪（福祉犯）の被害を受けた子どもたちの発見・保護のため、児童買春・児童ポルノ事犯をはじめとする福祉犯の取締りを推進します。

6　学校施設の安全対策
・　県立学校の計画的な老朽化対策の中で学校施設の防災対策に取り組むとともに、安全対策の強化にも取り組みます。また、市町等の学校設置者に対して防災・耐震対策に係る情報提供と助言を行い、地域における学校等の安全機能の強化を図ります。

数値目標

指標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和5年度）
学校安全ボランティアの中心となるスクールガード･リーダーの登録者数	5人	29人

※　通学路の見守りボランティアを行うスクールガード（学校安全ボランティア）の活動に対して専門的な指導・助言等を行うとともに、学校における防犯教室等を支援するスクールガード・リーダーの登録者数（三重県教育委員会調べ）

施策名	（4）不登校児童生徒への支援

めざす姿

不登校の子どもたちの意思が尊重され、将来の社会的自立に向けて個々の状況に応じた支援体制が整っており、子どもたち一人ひとりが社会性や自立心を育みながら、互いに尊重し合う態度を身につけ安心して学んでいます。

現状と課題

① 不登校児童生徒等の学習の機会を確保するために、平成28（2016）年12月に「教育機会確保法[1]」が制定されました。この法の趣旨をふまえ、不登校はどの児童生徒にも起こり得るものであるという認識のもと、休養の必要性を考慮しながら、不登校児童生徒の意思を尊重し、個々の状況に応じた支援を行うことが重要です。

② 全国でも本県でも不登校児童生徒は年々増加傾向にあり、不登校の要因・背景はより複雑化・多様化しています。子どもたちが安心して学ぶことができる居心地のよい学校づくりや魅力ある学校・学級づくりを進めることが大切です。

③ 学校や相談機関等と関わりを持てていない不登校児童生徒が一定数いることから、不登校児童生徒の社会的自立をめざして支援する教育支援センター等の機能強化を促進する必要があります。

④ 学校以外の場に通う不登校児童生徒の状況等について、学校は継続的に把握し、フリースクールなど関係機関等と連携した支援を行う必要があります。

⑤ 不登校児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容に基づく支援ができるよう教職員の資質向上を図る必要があります。

主な取組内容

1 新たな不登校を生まない環境づくり

・ 子どもたちが安心して学べる魅力ある学校・学級づくりのために、学校行事の運営等、子どもたちの自主的・自律的な活動をとおして「絆づくり」「居場所づくり」を推進するとともに、不登校児童生徒がいつでも登校できるよう、安心して学校生活を送る環境を整え、個々の状況に応じた支援を行います。

・ 子どもたちへのアンケート調査や日常の観察、教育相談等による実態把握をとおして、子どもの理解に努めます。

・ 中学1年生で不登校が増加する「中1ギャップ」に対応するため、小学校と

[1] 教育機会確保法：義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律。不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等を総合的に推進することを目的とする。児童生徒の意思を十分に尊重して支援が行われるよう配慮することや不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること等の附帯決議が付されている。

中学校とが密接な情報共有を行うなど連携した途切れのない支援を行い、新たな不登校を生まない環境づくりに取り組みます。

2 多様で適切な不登校児童生徒への支援の促進

・ 不登校児童生徒や保護者への支援を専門的に行う教育支援センターが、通所している子どもたちの支援に加え、通所できない子どもたちに対しても訪問型の支援を実施するなど、地域における不登校支援の中核となるよう機能強化を促進します。

・ 不登校児童生徒の学校外での学びについては、子どもの意思を尊重するとともに、個々の子どもや家庭の状況に応じて教育支援センターやフリースクールなど関係機関等と連携して、不登校児童生徒の社会的自立に向けて支援します。

・ 子どもたちの自己肯定感を高めるために、教育支援センターやフリースクールなどが行う体験活動等への支援を行います。

3 学校内外の教育相談・支援体制の充実

・ 子どもたちが抱える悩みを早期に発見するために、教職員やスクールカウンセラーによる教育相談体制を充実します。また、教職員や保護者に対して臨床心理士等による専門的な相談や指導・助言を行います。

・ 個々の子どもや家庭の状況に応じて、スクールソーシャルワーカーが福祉等の関係機関と連携した支援を行います。

・ 学校と教育支援センターおよびフリースクール等とが情報共有できる仕組みを整備するとともに、フリースクール間での情報交換等ができる機会を検討します。

4 教職員の教育相談に関する専門性の向上

・ 教職員のカウンセリングマインドの向上や個々の子どもに応じた支援の方法について学ぶため、カウンセラーを講師に招いた研修会等を実施します。

・ 地域の教育支援センターの指導員の資質向上を図るため、事例検討会等の各種研修会を支援します。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた割合	小学生　74.1% 中学生　68.1% 高校生　50.7% （30年度）	小学生　89.1% 中学生　88.1% 高校生　60.7%

※校内のスクールカウンセラーや、校外の教育支援センター等に相談や指導等を受けたことのある公立小中高等学校の不登校児童生徒の割合（三重県教育委員会調べ）

施策名	（５）学びのセーフティネットの構築・学びの継続

めざす姿

子どもたち一人ひとりに応じたさまざまな支援が適切に行われることにより、家庭の経済的な環境等に関わらず、子どもたちが意欲的に学んでいます。また、やむを得ず高等学校を中途退学した人や事情により高等学校に進学しなかった人が学ぶ機会や中途退学後に支援を受ける機会が整っています。

現状と課題

① 我が国の子どもの貧困率は13.9%（平成27（2015）年）で、依然として高い状態にあり、家庭の経済状況や環境等によって、子どもたちの進学機会や学力等にも差が生じているとの指摘があります。また、教育格差が原因となって、貧困の連鎖につながることが危惧されています。改正された「子どもの貧困対策推進法」では、子どもの将来に向けて貧困の連鎖を断つことだけでなく、現在の子どもたちの生活を改善することにも注力すべきとされています。

② 家庭環境が子どもたちに与える影響は大きく、家庭の経済的困難に起因してさまざまな課題が発生する傾向があると考えられるため、個々の状況に応じた教育相談や支援体制の充実が必要です。

③ 家庭の経済的な環境等が原因で、子どもたちの自尊感情や学習・進路選択に対する意欲が低下しないようにする必要があります。

④ 平成26（2014）年以降、就学支援金が支給される世帯には高等学校の授業料負担はありませんが、授業料以外（学年会費、ＰＴＡ費等）の費用は、特に低所得者世帯に負担となっています。

⑤ 本県の高等学校（全日制）における中途退学率は0.66%（平成30（2018）年）であり全国平均（0.8%）を下回っているものの、さまざまな事情から中途退学に至る生徒が一定数います。引き続き、生徒が学校生活や学業になじみやすい環境を整えるとともに、やむを得ず中途退学に至った生徒には、関係機関と連携した適切で途切れのない支援を実施していく必要があります。

⑥ 義務教育未修了者、不登校児童生徒、日本語指導が必要な外国人、高校に進学しなかった人、高校中途退学者等、さまざまな事情により学びを必要とする人が、多様な学びの場で教育を受ける機会を確保・支援していく必要があります。

⑦ 里親家庭や児童養護施設で生活している子どもたちに対する理解を深めるとともに、関係機関との連携強化を図っていく必要があります。

主な取組内容

1 教育相談と支援体制の充実

・ 学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム[1]として位置づけ、スクールカウンセラーを活用した教育相談体制やスクールソーシャルワーカーによる地域の福祉等の関係機関と連携した支援体制を充実します。

2 自尊感情の向上と学習の支援

・ 教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの自尊感情、学習・進路選択に対する意欲を高めるために、学校・家庭・地域が連携して学習支援や体験活動等に取り組む子ども支援ネットワークの活動を促進します。

・ 子どもたちに対する学習支援が一層充実するよう、地域未来塾[2]などの地域の方々等の協力による学習支援活動を促進します。

・ ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護世帯を含む）の子どもたちへの学習を支援します。

3 就学に係る経済的支援の推進

・ 授業料以外の就学に必要な経費負担を軽減するため、低所得世帯の保護者に対し、返還不要の高校生等奨学給付金を支給します。

・ 経済的な理由により高等学校等における修学が困難な生徒を支援するため、無利子で三重県高等学校等修学奨学金を貸与するとともに、これらの制度のきめ細かな周知を行っていきます。

4 高校中途退学への対応

・ 進学を希望する中学生が、自らの興味・関心や適性に基づいて目的意識を持って進学できるよう、高校の教育内容や特色を周知するとともに、中学校における進路指導やキャリア教育を充実します。

・ 生徒が高等学校での生活に早期に適応し、意欲を持って学習できるよう、入学当初にガイダンスや個別面談等を実施するとともに、キャリア教育の充実に取り組みます。また、教職員やスクールカウンセラーによる教育相談体制を充実します。

・ 学ぶ意欲のある生徒や、やむを得ず中途退学に至った生徒に対し、学習の継続や学び直しの機会として、転入学や編入学制度を適切に活用した生徒の進路選択を支援します。また、地域若者サポートステーション等の関係機関との連携を図り、社会参画につながるよう支援します。

---

[1] 学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム：国の「子供の貧困対策に関する大綱」の教育の支援において用いられているキーワード。ここでは、学校を核として、さまざまな関係者や専門家がつながり、子どもたちを多面的にサポートするとの趣旨で用いている。

[2] 地域未来塾：経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていなかったりする中学生等への学習支援。

5　義務教育未修了者等への支援

・　義務教育未修了者など学びを必要とする人を支援するため、夜間中学を含めた多様な学びの場で教育を受ける機会の確保について検討します。

6　社会的養護が必要な子どもたちへの支援

・　教職員等に対し、里親家庭や児童養護施設で生活している子どもたちへの理解促進や里親委託制度の周知を図ります。また、社会的養護が必要な子どもたちに対して、関係機関との連携による必要な支援を行います。

数値目標

指標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和5年度）
生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数	18 市町	26 市町

※　生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生や高校中退者等高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数（三重県調べ）

数値目標

指標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和5年度）
高等学校(全日制)における中途退学率	0.66% (30 年度)	0.48%

※　全日制高等学校へ入学した生徒のうち、中途退学した生徒の割合（三重県教育委員会調べ）

施策名	（６）学校施設の充実

めざす姿

老朽化や耐震への対応が進むとともに、生活様式の変化にも対応した、安全で快適な学校施設で子どもたちが安心して学校生活を送っています。

現状と課題

① 学校施設は、子どもたちが学習など学校生活で多くの時間を過ごす施設であるとともに、地震や台風などの災害時には避難所としての役割も果たす施設であるため、安全・安心を確保することが必要です。

県立学校では、これまで校舎の耐震化や屋内運動場等の天井等落下防止対策に注力してきましたが、昭和 40 年代から 50 年代に建築された校舎が約半数であることから、計画的に老朽化対策を進めていくことが必要です。

② 命に関わるような猛暑に備えるため空調整備の取組を進めていますが、トイレなどの設備においても学校と家庭とのギャップが大きくなっています。子どもたちが安心して快適に学校生活を送ることができるよう、設備面での機能向上を図ることが必要です。

③ 多様な人びとの利用に配慮した誰もが利用しやすい施設が求められています。学校施設においてもユニバーサルデザインの考え方に基づいた改修を進めていくことが必要です。

④ 学校施設においても、環境負荷の低減やあたたかみの感じられる学習の場づくりにも配慮し、省エネルギー化や県産木材等を利用した整備を進める必要があります。

⑤ 超スマート社会を見据え、時代に即した学習内容や学習形態の多様化に対応できる弾力的な学校施設づくりを進める必要があります。

主な取組内容

1 老朽化対策の推進

・ 県立学校において、屋上・外壁など校舎の経年劣化の修復や給排水設備や電気設備の更新を計画的に進めます。また、小中学校等においても、老朽化対策が推進されるよう、市町等教育委員会への情報提供や助言を行います。

2 快適な学習環境づくりの推進

・ 県立学校において、猛暑に備えるため、空調設備の整備・更新を進めます。また、トイレについては、生活様式の変化に対応するため、老朽化対策とあわせて大便器の洋式化や乾式清掃の床への転換など、機能面の向上を計画的に進めます。

3　バリアフリー化の推進

・　県立学校で学ぶ子どもたちの実情に応じたバリアフリー改修を引き続き進めるとともに、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく整備を行います。また、小中学校等においても、バリアフリー化が推進されるよう、市町等教育委員会への情報提供や助言を行います。

4　自然環境を考慮した施設整備・改修の実施

・　ＬＥＤ照明への更新を進めるなど、県立学校の省エネルギー化を推進するとともに、「みえ公共建築物等木材利用方針」に基づく整備を行います。

5　学習内容の変化に配慮した施設整備・改修の実施

県立学校の整備・改修の際には、情報関連設備等の増設を想定するとともに、学習形態にあわせて間仕切等の変更が可能となるよう配慮し、学習内容や学習形態の変化に柔軟に対応できるよう取り組みます。

数値目標

指標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和5年度）
学校施設の長寿命化計画に係る長寿命化改修に着手した建物数	—	41 棟

※　県立学校施設の長寿命化計画において定めた長寿命化改修に着手した建物の数（累計）（三重県教育委員会調べ）

基本施策５

地域との協働と信頼される学校づくり

基本施策のめざす姿

学校と保護者・地域の方々が、目標やビジョンを共有し、一体となった教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っています。また、学校の特色化・魅力化が進むことや、教職員が指導力を高め意欲的な指導を実践することで、子どもたちが自分の興味・関心や将来の目標に応じて主体的に学び、豊かな人間性や学ぶ力を身につける教育が行われ、県民の皆さんからの信頼を得ています。

基本的な考え方

子どもたちの多様な学びと育ちを支えるため、学校・家庭・地域が一体となった教育活動の推進が求められています。また、行政や学校、一人ひとりの教職員等においては、地域との協働の基盤となるものとして、県民の皆さんからの「信頼」を確保していくことが求められています。

この基本施策では、「教育への県民力への結集」による教育の実現に向けた施策、地域との協働の基盤となる、県民の皆さんからの行政や学校、教職員等への「信頼」の確保に向けた施策を展開し、着実に取り組んでいきます。

【基本施策５を構成する施策】

1　地域とともにある学校づくり
2　学校の特色化・魅力化
3　教職員の資質向上とコンプライアンスの推進
4　学校における働き方改革の推進
5　家庭の教育力の向上
6　社会教育の推進と地域の教育力の向上
7　文化財の保存・活用・継承

基本施策の数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和５年度）
コミュニティ・スクールに取り組んでいる小中学校の割合	36.3%	50.0%

※コミュニティ・スクールまたはこれに類似した仕組みを導入している公立小中学校の割合（文部科学省「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」）

施策名	（1）地域とともにある学校づくり

めざす姿

保護者や地域の方々が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が一体となった教育活動が進むとともに、地域の特色や資源を生かした教育が行われることにより、地域全体で子どもたちの学びと育ちを支える体制が整っています。

現状と課題

① 「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」という目標のもと、子どもたちが変化の激しい社会を生きるために必要な資質・能力を、学校・家庭・地域が連携・協働して育んでいくことが求められています。

② 学校運営に地域の方々や保護者等が参画することを通じて、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に地域の方々や保護者等の意見を反映させるとともに、共に知恵を出し合い、地域ならではの特色を生かした学校づくりを進めていくことが求められています。

③ 地域と学校がパートナーとして、地域全体で子どもたちの豊かな成長を支える活動、共に地域を創生する活動が進むよう、全ての地域において、地域と学校をつなぐコーディネーターを配置する必要があります。

④ 各学校において、保護者や地域の方々の意見を取り入れながら評価・改善活動を一層充実するとともに、保護者や地域の方々と連携・協働して教育活動や学校運営の質的向上を図っていく必要があります。

主な取組内容

1 「地域とともにある学校づくり」の推進

・ 学校と保護者や地域の方々が目標やビジョンを共有し、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育むため、地域とともにある学校づくりサポーターを学校等に講師として派遣し、期待される効果や先進事例を紹介することなどを通じて、コミュニティ・スクール[1]の仕組みを導入する市町や学校の拡充に取り組みます。

・ 地域の方々の知識や経験、技能を活用した学習や体験活動等の効果的な取組

---

1 コミュニティ・スクール：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に基づいて、学校の運営及び運営への必要な支援に関して協議する機関である学校運営協議会を導入した学校。学校運営協議会の主な役割として、以下のものが挙げられる
- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる

事例の普及により、地域と学校が連携・協働して行う取組の促進に努めます。

・　これまでに取り組まれてきた学校支援地域本部[2]をはじめとする地域の方々の活動を基盤として、地域学校協働本部[3]への移行・整備を支援します。

・　高等学校の生徒が、学んだ知識や技術を生かし、地域の方々を対象とした料理教室・製菓教室を開催したり、パソコン講座における講師等を担ったりするなどの取組を推進します。

2　地域と学校をつなぐコーディネート機能の強化

・　地域学校協働本部において、地域と学校をつなぎ、学校を核とした地域活動の企画・調整等を担うコーディネーターの資質向上に向け、交流会や研修等を実施します。

・　地域と学校の連携・協働による取組が継続・発展するよう、それぞれの地域で活動するコーディネーターの確保と養成を進めます。

3　学校マネジメントの充実

・　子どもたちや保護者、地域の方々から信頼される活力ある学校づくりに向け、各学校が、対話と気づきを重視しながら、学習者の視点に立った継続的な改善活動を進めるとともに、学校自己評価および保護者・地域の方々等による学校関係者評価をふまえた改善活動に取り組みます。

・　学校教育の効果を常に検証して改善すること、教育内容と地域の人材・施設等を効果的に組み合わせて活用すること等、各学校の教育目標の実現に向け教育活動の質の向上をめざすカリキュラム・マネジメントに関する研修を実施します。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
家庭や地域と一体となった教育活動が行われている小中学校の割合	66.7%	81.0%

※　保護者や地域の方々が参画した授業支援や、児童生徒に対する教科指導等の学習支援が行われている公立小中学校の割合（三重県教育委員会調べ）

[2] 学校支援地域本部：学校の教育活動を支援するため、地域の方々の学校支援ボランティア等への参加をコーディネートする組織で、言わば「地域につくられた学校の応援団」。地域の方々が学校を支援する取組を組織的なものとし、学校の求めと地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援を行い、教育の充実を図ろうとするもの

[3] 地域学校協働本部：従来の学校支援地域本部等の活動を基盤に、「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「ネットワーク化」をめざす新たな体制のこと。コーディネート機能を強化し、より多くの、より幅広い層の地域の方々の参画を得ながら、子どもたちの成長を地域で担っていく。また、地域と学校の協働活動を推進する体制として、持続可能な地域社会を構築する観点から、地域の方々や団体等のネットワーク化等を進めていく

施策名	（２）学校の特色化・魅力化

めざす姿

幼稚園等から高等学校まで校種を越えた連携が進み、子どもたちが各学校で目標に向かって意欲的に学んでいます。また、高等学校の特色化が進み、子どもたちが自らの興味・関心や将来の進路希望に応じて学校を選択し、主体的に学び、社会性を育む場となっています。

現状と課題

① 学校種を移行する節目の時期には、生活環境や学習環境が大きく変化し、子どもたちが学校に十分適応できない状況が生じやすい傾向があり、各校種における一貫したきめ細かな指導が求められています。こうした中、本県においては、小中一貫教育校の設置が進められています。

② 本県では、県内各地域への総合学科の設置、普通科への特色あるコースの設置や工業専攻科の設置等、生徒・保護者や地域のニーズ等に対応した学科・コースの新設・改編を進めてきました。また、スーパーサイエンスハイスクールにおける先進的な理数教育や、デュアルシステム等産業界と連携した職業教育等、特色ある取組を推進しています。超スマート社会（Society 5.0）の到来やグローバル化の進展、人口減少等社会が急速に変化する中で、新たな社会を牽引する人材や地域を支える人材を育成する学校づくりが求められています。

③ 少子化による人口減少が課題となっている中で、県内大学や企業、地域の方々や職業人等との連携を一層推進することにより、将来、地域を創造していくことができる人材育成につなげる必要があります。

④ 少子化の急速な進行により、小中学校では従来の学校規模の維持が難しくなるなどの状況が生じています。また、高等学校では、１校あたりの学級数が減少しており、１学年３学級以下の小規模校等で地域と連携した活性化の取組を進めています。今後さらなる生徒数の減少が見込まれる中、どのようにして教育の質を担保していくかなど、学校のあり方について検討を進める必要があります。

主な取組内容

1 幼児期からの一貫した教育の推進

- 校種を越えた相互交流や引継ぎ方法の研究等について、市町と連携しながら取り組むことで、子どもたち一人ひとりの学習意欲の向上および能力の伸長に努めます。
- 小１プロブレム[1]の解消等、幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けて、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校が連携した取組を充実します。
- 小中一貫した教育を推進するため、情報提供を行うとともに小中学校教職員の交流促進や小中学校両方の教員免許を有する教職員の適切な配置等に努めます。

[1] 小１プロブレム：小学校に入学したばかりの１年生が、集団行動がとれない、授業中に座っていられない、先生の話を聞かないなど、学校生活になじめない状態が続くこと。

・　中高一貫教育については、その理念や期待される教育効果、課題を明確にしつつ、県内各地域の状況やニーズ等をふまえた検討を進めます。
・　大学教員等による高等学校での出前授業、高校生の大学での講義受講、大学の施設等を利用した実験・実習、高校生と大学生が学びあう場の創出等、高等学校と大学の連携に取り組みます。

2　高等学校の特色化・魅力化

・　各学校において、教育課程の工夫・改善等に取り組み、学校の特色を生かして理数教育、英語教育、職業教育等、選択幅の広い教育の推進や活力ある教育活動を展開します。
・　生徒の約６割が在籍する普通科について、生徒の学習意欲と関心を一層喚起できるよう、各学校の果たす役割や地域の状況に応じたコースの設置等の特色化について検討を進めます。
・　生徒自らが深く考える学習や周囲と協力して課題を解決する活動、社会の一員としての自覚と責任を育む教育等を推進します。
・　地域産業の担い手や高い専門性を備えた職業人を育成するため、地元の自治体、高等教育機関、産業界等と連携して、企業における実習や専門家による技術指導、地域の資源を生かした商品開発等実践的な職業教育を推進します。（再掲）
・　これまでの活性化の方向性や、各地域の県立高等学校活性化推進協議会等の意見をふまえ、新しい時代のニーズに応じた学科改編や、教育内容・方法の工夫・改善等を推進します。

3　地域の特色を生かした学校づくり

・　地域とともに生きる自立した社会人の育成をめざして、専門性を持つさまざまな分野の人材をキャリア教育等に活用するとともに、地域社会の課題解決等を通じて体験と実践を伴った探究的な学びを進めるなど、地域の特色や資源を生かした学校づくりを進めます。
・　各学校の教育内容をより魅力あるものとするため、家庭・地域と連携した体験活動を充実するとともに、学校や地域の特色を生かした道徳教育、郷土教育、環境教育等を進めます。

4　望ましい学校規模と配置の促進

・　小中学校の適正規模・適正配置をめざし学習環境の改善に取り組む市町等教育委員会に対して、本県および他県における取組状況等の情報提供を行います。
・　県立高等学校の望ましい学校規模と配置について、生徒数の減少を見据えつつ、高等学校が活力ある教育活動を行い、生徒の社会性を育む場であり続けられるよう、地域の状況や学校の果たす役割、学校の特色等に配慮しながら検討を進めます。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
地域や産業界等と連携し、学校の特色化・魅力化に取り組んでいる県立高等学校の数	35 校	56 校

※　地域等の課題に対して、地域や産業界等と連携して課題解決型学習や人材育成等に取り組んでいる県立高等学校の数（三重県教育委員会調べ）

施策名	（３）教職員の資質向上とコンプライアンスの推進

めざす姿

教職員がコンプライアンス意識を高く持ち、豊かな人間性と高い専門性を身につけ、保護者や県民の皆さんからの信頼を得て、家庭・地域と連携・協働しながら、未来の創り手となる子どもたちに必要な資質能力を育む教育を実践しています。

現状と課題

① 教職員は、教職生活全体を通じて学び続けることで、教育的愛情・コンプライアンス意識・コミュニケーション力等の素養や、授業力・生徒指導力・学校組織運営力等の専門性を高めることが求められています。

② 教職員自らが職責・経験等に応じて計画的・効果的に資質能力の向上に努めることができるよう、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」等に基づき、研修を実施する必要があります。

③ これからの社会を担う子どもたちには、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動する力を育むことが求められていることから、教職員は、何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶかも重視するとともに、学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感できるよう授業改善に取り組むことで、授業力を高めていく必要があります。

④ 学校には、教育活動の質を向上させ、学習効果を高めることが求められていることから、教育内容や時間の適切な配分、実施状況に基づく検証・改善、学校内外の人的・物的資源の活用等を進めていく必要があります。

⑤ 経験豊かな教職員の退職と若手教職員の増加に伴い学校組織における年齢構成が大きく変化していることから、これまでの教育実践の蓄積を引き継ぎつつ、若手教職員を育成する必要があります。

⑥ 外国人児童生徒教育や特別支援教育、いじめ問題等、学校を取り巻く状況が複雑化・多様化していることから、教職員が高い専門性を身につけるとともに、組織的に対応する必要があります。

⑦ 教職員が子どもと向き合う時間を確保しつつ研修に参加できるよう、校外研修の方法、場所の工夫、校内研修の充実等、環境の整備をさらに進める必要があります。

⑧ 教員採用において、学校現場の複雑化・多様化する課題や取組の状況を理解・把握している人材や、高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を確保する必要があります。

⑨ あらゆる機会をとおして教職員のコンプライアンス意識の向上に取り組んできましたが、依然として不祥事が発生しており、教育への信頼が揺らいでいる状況にあります。不祥事の根絶に向け、県教育委員会と市町等教育委員会が連携し、一層の取組を推進する必要があります。

主な取組内容

1 ライフステージと職種に応じた研修の実施

・ 全ての教職員がコンプライアンスをはじめとする素養や、授業力等の高い専門性を身につけられるよう、経験や職種に応じた研修を系統的かつ体系的に実施します。

・ 学校における授業改善や教育活動が組織的かつ計画的に推進されるよう、管理職、主幹教諭、指導教諭および事務職員等のマネジメント力の向上に向けた研修を実施します。

2 授業力向上に向けた研修の実施

・ 子どもたちに「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を育むことができるよう、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善につながる研修を実施します。

・ 算数の「割合」「図形」、言語活動としての「文章を読み解く力・伝える力」等、本県の子どもたちの課題に応じて教職員が各学年の学習のつながりを意識し、より効果的な指導が行えるよう研修を実施します。

・ 教職員が複数の教科等と連携を図りながら授業をつくることや、学校教育の効果を常に検証して改善すること、教育内容と、地域の人材・施設等を効果的に組み合わせて活用すること等、各学校の教育目標の実現に向け教育活動の質の向上をめざすカリキュラム・マネジメントに関する研修を実施します。（一部再掲）

3 ＯＪＴの推進と中核的リーダーの育成

・ 授業研究を中心とした校内研修を組織的・計画的に進める教職員を育成します。特に、指導教諭については、自校を中心に、授業公開や研究授業など、授業改善のための適切な指導・助言が行えるよう、研修の充実および適切な配置に取り組みます。

・ 管理職とともに学校経営に参画し、めざす学校像の実現に向けた改善活動を先導する教職員を育成します。特に、主幹教諭については、教頭業務の一定部分を担い、関係主任と連携して管理職を補佐しながら学校組織体制の確立に向けた取組を推進できるよう、研修の充実および適切な配置に取り組みます。

・ スクールカウンセラーや教育相談に係る専門機関等を活用し、校内の教育相談体制づくりを推進する教職員を育成します。

4 新たな取組に対応した教職員の専門性の向上

・ 「英語教育」「道徳教育」「プログラミング教育」等に対応できる専門性について、教職員一人ひとりが主体的に学ぶ研修を実施します。

・ 国と連携し、外国人児童生徒の受け入れ体制の整備や日本語指導の方法について必要な知識を修得する研修を実施します。

・ 社会的な視野を広げるとともに、対人関係能力の向上をめざし、社会で学ぶ研修を実施します。

5　研修に参加しやすい環境の整備

・　市町等教育委員会や教育研究所との連携による研修を地域で開催する等、教職員が参加しやすい環境を整えます。

・　自分の課題に応じて、いつでも、どこでも研修を受けられるよう、インターネットを活用した研修を実施します。

・　学校を会場として研修を実施する等、校外研修の開催場所や、研修時間の設定について工夫します。

・　学校の課題に応じた出前研修を実施し、校内研修を支援します。

6　教職員育成支援のための人事評価制度の適切な実施

・　教職員の主体的な教育実践や自己啓発を促し、能力・意欲の向上を図るとともに、組織の目標を共有し教職員の協力・協働が進むよう、人事評価制度の適切な運用をとおして教職員の育成につなげます。

7　高い専門性と豊かな人間性を備えた人材の確保に向けた取組

・　教職員を志す人材を確保するため、高校生や大学生、社会人などさまざまな立場の方を対象に、ガイダンスや教員採用選考試験説明会を実施します。

・　本県が教員として求める人物像として示す、情熱と使命感、課題解決能力、豊かな人間性を兼ね備えた人材を採用するため、毎年、教員採用選考試験の実施方法、応募要件等の点検・見直しを行い、改善に取り組みます。

・　教職を志す学生において本県の学校教育の現状に対する理解が深まるよう、大学と連携して、教職に係る講座の一部を教育委員会の職員が担当し実施します。

8　不祥事根絶およびコンプライアンス意識の確立に向けた取組

・　平成30（2018）年度に策定した「県教育委員会における不祥事根絶の取組について」に基づき、不祥事根絶に向け取り組みます。

・　教職員一人ひとりが常に自己の使命と職責の重大さを認識し、コンプライアンスを自分事としてとらえることにより、教育に対する県民の皆さんの信頼の確保に努めるよう、各種会議や管理職による面談等、あらゆる機会を通じて、綱紀粛正および服務規律の確保を徹底します。

・　年次別研修や校内の研修等において、不祥事の未然防止やコンプライアンスについての研修を実施することにより、教職員のコンプライアンス意識を高めます。

・　県立学校は、各校で策定した「信頼される学校であるための行動計画」に基づき、学校全体で不祥事根絶およびコンプライアンス意識の確立に向け取り組みます。小中学校においても、市町等教育委員会と連携して不祥事根絶に向けたより一層の取組を進めます。

・　不祥事根絶およびコンプライアンス意識の確立に向けた取組については、定期的に実施状況を確認し、実効性あるものとなるよう検証および見直しを行います。

数値目標

指標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和5年度）
授業で主体的･対話的に学習に取り組んでいると感じる子どもたちの割合	小学生 （主体的）77.5% （対話的）73.4% 中学生 （主体的）77.6% （対話的）74.2% 高校生 （主体的・対話的） 73.5%	小学生 （主体的）82.5% （対話的）78.4% 中学生 （主体的）82.6% （対話的）79.2% 高校生 （主体的・対話的） 78.5%

※　「授業で主体的・対話的に取り組んでいる」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）

数値目標

指標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和5年度）
コンプライアンスの徹底に取り組んだ所属・公立学校の割合	－	100%

※　組織マネジメントシート（教育委員会事務局）、学校マネジメントシートまたは行動計画（県立学校）、学校経営の改革方針等（小中学校等）において掲げたコンプライアンスに係る目標について、年度末時点で「達成済み」となった所属・公立学校の割合（三重県教育委員会調べ）

施策名	（４）学校における働き方改革の推進

めざす姿

教職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で授業の改善や子どもたちと向き合う時間を確保しながら、日々の生活の質や教職員としての人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動を持続的に行っています。

現状と課題

① 社会の変化に伴い、生徒指導上の課題や特別な支援を必要とする児童生徒、日本語指導が必要な外国人児童生徒が増加するなど、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、全国の教職員の労働時間の長時間化が看過できない状態であることが明らかになりました。

本県においても、総勤務時間の縮減に向けて制度の改善や県全体で統一した目標の設定などの取組を進めてきましたが、本県の教職員の勤務状況は、全国と同様に、月45時間を超える時間外労働に従事する者が少なくない状況です。

② このようなことから、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、同法に基づき、文部科学大臣が「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を定め、当該指針により、教職員の服務を監督する教育委員会（県教育委員会及び市町等教育委員会）は、教職員の時間外労働の上限などに関する方針を教育委員会規則等で定めました。

教育委員会規則等により、令和２（2020）年４月から、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い一時的または突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合を除き、教職員の時間外労働は月45時間、年360時間を超えないこととなり、その実現のため、業務の削減や必要な環境整備等、教職員の長時間労働の解消に向けた取組を着実に実施していきます。

また、これまで、学校及び教職員が担ってきた業務について、国が示した業務の整理をふまえ、その役割分担及び適正化を着実に実行するためには、地域や保護者の理解や支援を得る必要があります。

③ 保護者や地域の要望や意見が複雑化・多様化する中、教職員だけでは対応が難しい状況となっており、引き続き、専門スタッフや外部人材の充実およびその派遣等の支援が必要です。

④ 子育てや介護等の理解や支援を含めて教職員同士が互いを認めあい、さまざまなハラスメントがなく協力し合える組織風土づくりを一層進める必要があります。

⑤　男性職員の育児休業等の取得率が低いことから、男性職員の育児に関する諸制度の周知を図るとともに、休暇を取得しやすい職場づくりをより一層進める必要があります。

⑥　障がいの有無にかかわらず、全ての教職員がやりがいを持っていきいきと働き続けられる職場環境づくりに取り組む必要があります。

⑦　教職員の業務の多忙化と困難化が増し、心身のストレスの高まりをもたらしています。特に心の健康をそこなう教職員の割合が全国平均よりも高い水準にあることから、支援体制を充実させていく必要があります。

主な取組内容

1　時間外労働時間削減に向けた取組

・　時間外労働の上限を遵守するため、時間外労働の削減が実効性を伴うよう、抜本的な業務削減や業務の簡素化・効率化に取り組みます。

・　勤務時間の客観的な把握の方法について検討し、時間外労働を含む勤務時間管理の徹底を図ります。

・　時間外労働時間の削減のために、学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化を進めるとともに、調査・会議・研修等の見直し、ＩＣＴを活用した教材のデータベース化の推進などに取り組みます。

・　各学校で、働き方改革に係る議論を通じて取組の目標を定めるとともに、校長がリーダーシップを発揮して学校における働き方改革を推進できるよう取り組みます。

2　各種課題対応のための専門家や外部人材の活用

・　学校や子どもたちの実情をふまえた専門スタッフや外部人材等の効果的な配置に取り組みます。

・　専門的な知識や経験を有する専門スタッフとして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の配置や派遣に取り組むとともに、事務負担軽減のため外部人材として、スクール・サポート・スタッフ等を配置します。また、地域の方々の知識・技能を活用した学校支援活動などの取組や学校支援体制づくりを促進します。

3　職場環境や組織風土づくりの改善を一層推進するための取組

・　校長をはじめとする全ての教職員が、学校マネジメントについて理解を深め、対話と気づきによる継続的な改善活動を実践するために、学校改善活動（学校マネジメント）研修を実施します。

・　セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメントのない職場づくりに取り組むとともに、「子育てアクションプラン」に基づく次世代育成を支援する職場風土づくりを進めます。特に、子育て期にある男性職員の育児参画を促進するための休暇制度等の周知徹底、所属長による休暇取得の働きかけ、休暇等を取得する教職員を支援する職場の環境づくり等を進めます。

・　障がいのある教職員がやりがいを持っていきいきと働き続けられるよう、管理職をはじめ、教職員が障がい者に対する理解を深めるとともに、個性と能力を発揮できるよう、障がい者一人ひとりが置かれている状況をふまえ、働き方や業務内容、サポート体制を工夫し、障がいのある方にとって働きやすい職場環境づくりに取り組みます。
・　職場環境や組織風土の状況を把握し対応するために、教職員の満足度を定期的に調査・分析します。
・　保護者や地域に対して学校における働き方改革に係る理解を進めるよう取り組みます。

4　教職員の健康管理対策

・　教職員の安全と健康の増進に向け、安全衛生委員会等の安全衛生体制の充実を図り、職場巡視や安全衛生研修を実施するとともに、定期健康診断、事後指導および感染症対策等による疾病予防対策を進めます。また、過重労働に該当する教職員の健康状態や疲労度の把握に努め、校長や産業医による面接を行います。

5　教職員のメンタルヘルス対策

・　教職員への啓発や各種研修の充実を図るとともに、全ての公立学校でストレスチェックを実施し、その結果を活用して教職員自らが積極的に心身の健康づくりに取り組めるよう支援します。
・　心身の不調が認められる教職員への専門家による相談を実施し、早期対応によるメンタル不調の予防と回復を支援します。
・　精神神経系疾患により休暇及び休職中の教職員の円滑な職場復帰と再発防止のため、職場復帰訓練や臨床心理士等による支援を実施します。
・　校長・教頭等への研修や専門医・臨床心理士等による相談を実施し、管理職による教職員のメンタルヘルスケアを支援します。

数値目標

指標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和5年度）
教職員の満足度	62.0点	64.0点

※　教職員満足度調査（公立小中学校および県立学校対象）における満足度の合計点（三重県教育委員会調べ）

施 策 名	（５）家庭の教育力の向上

めざす姿

家庭において、子どもの豊かな情操や人を思いやる心が育まれており、基本的な生活習慣、学習習慣が身についています。また、社会全体で家庭を支える気運が醸成され、家庭教育の応援に向けた多様な取組が積極的に進められています。

現状と課題

① 家庭教育は全ての教育の原点であり、基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやり、規範意識、自立心や自制心、社会的なマナー等を身につけるとともに、自己肯定感を高める上で重要な役割を担っています。

② 地域のつながりの希薄化や少子化の進行など家庭をめぐる環境が変化するとともに、共働き家庭の増加や核家族化など家庭のあり方は多様化し、子育てや家庭での教育に不安や悩みを持つ保護者が増加しています。

③ 子どもの健やかな成長のためには、「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的生活習慣、学習習慣、読書習慣、運動習慣等の生活習慣を身につけることが大切ですが、生活習慣が身についていない子どもが多くいます。

④ 家庭における男性の家事・育児時間が著しく短く、また、育児休業の取得を希望する男性が増加している一方で、実際の取得率は低い状況であることから、男性の育児参画の大切さについて、社会全体で意識を高めていく必要があります。

主な取組内容

1 保護者と子どもの学びの応援

・ 妊娠期から学齢期の子を持つ親同士が、子育てに関するテーマをもとにさまざまな悩みや思いを語り合い、その中で気づきを得たり、学んだりできるワークショップ（みえの親スマイルワーク）を、就学時健診等の保護者が多く集まる場を活用して開催するとともに、この取組が広く展開されるよう市町等に働きかけます。

・ 家庭教育に関心を持つきっかけづくりや、子育てや家庭教育のヒント・気づきにつながるような内容のリーフレット等を作成・活用し、保護者の学びにつなげます。

・ 自然体験を通じて子ども自らが考え、主体的に行動し、他者との関わりの中で共に支え合う「生き抜いていく力」を育む野外体験保育の普及啓発を、市町や関係機関と連携して進めます。

2　家庭教育を応援する人材の養成

・　地域の実情に応じて家庭を支える人材の養成のための講座を開催するなど、家庭のニーズをふまえながら市町と連携して人材の養成を進めます。

・　「みえの親スマイルワーク」の進行役（ファシリテーター）の養成を、三重県ＰＴＡ連合会・ＰＴＡ安全互助会や市町と連携し進めます。

・　幼稚園教諭や保育士等が保育現場で求められる専門性を高める研修等を実施し、保護者対応や家庭の支援に関する教職員等の資質向上を図ります。

・　放課後児童支援員認定資格研修や子育て支援員研修（放課後児童コース）を実施し、学校や地域のさまざまな社会資源等と連携して、子どもの育成支援や家庭の子育て支援に取り組む人材の資質向上を図ります。

3　子どもの習慣づくり

・　「みえの学力向上県民運動」を引き続き実施し、子どもとの関わり方や家庭学習の取組方法等について、学校・家庭・地域が共に考える機会を通じて周知するなど、生活習慣・学習習慣・読書習慣等の確立を推進します。（再掲）

・　保護者や子育て支援関係者等を対象に、読み聞かせや読書の効果等に関する講座の実施および情報提供等を行うことを通じて、幼児期からの読書の重要性についての周知を図ります。（再掲）

・　インターネットの危険性や家庭でのルールづくりの必要性等についての保護者の理解を深めるため、インターネットでのトラブル等に関する資料を県のWebサイトに掲載し、保護者会等での活用を促進します。（再掲）

4　社会全体で家庭を支える気運の醸成

・　企業や子育て支援団体と連携して、「三重県子ども条例」の趣旨をふまえ、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりを進めます。

・　家庭教育の応援につながる先進的な取組を市町へ周知・普及するとともに、地域人材の活動を支援することで、社会全体で家庭を支える気運の醸成を進めます。

・　子育てには男性の育児参画が大切という考え方が職場や地域の中で広まるよう、普及・啓発や情報発信、ネットワークづくりといった取組を進めるほか、仕事と育児を両立できる職場環境づくり等について企業等に働きかけます。

・　男性の育児参画を進める中で、企業や関係団体と連携して、父親等を対象に、積極的な子育てへの参画を考える場づくりを促進します。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数	4市町	29市町

※　申込みの受付から実施までの間に県が関わって「みえの親スマイルワーク」を実施した市町の数（三重県調べ）

施策名	（６）社会教育の推進と地域の教育力の向上

めざす姿

社会教育関係団体やＮＰＯ等の団体、地域の方々等のさまざまな主体が連携することにより、地域の中で子どもたちを健やかに育む環境が整備されています。また、地域社会の変化に対応した多様な学習機会が提供されています。

現状と課題

① 地域社会では、子どもたちの健やかな成長に資するため、体験活動や学習活動の機会が提供されています。さらに地域の教育力を子どもたちの成長に生かしていくためには、ＰＴＡや子ども会等の社会教育関係団体や、ＮＰＯ等の団体、大学等の高等教育機関、放課後子ども教室や家庭教育支援等の関係者等、さまざまな主体との連携を進め、地域社会における教育の充実、拡大を図ることが求められています。

② 急速な少子高齢化の進行等による地域社会の変化に伴って、今後の公民館や図書館等の社会教育施設においては、地域学習のほか、子どもを交えた多世代交流、学校と地域の連携促進、防災教育等地域づくりの拠点としての役割が強く求められており、地域の課題や多様な学習ニーズに対応する必要があります。

主な取組内容

1 さまざまな主体との連携・協働

・ 地域社会における教育の充実、拡大を図るため、ＰＴＡや子ども会等の社会教育関係団体や、ＮＰＯ等の団体、大学等の高等教育機関、放課後子ども教室や家庭教育支援等の関係者等のさまざまな主体が、情報交換・情報共有をとおして、相互のつながりを形成する機会を提供します。

・ 地域において、子どもたちが安全・安心に放課後を過ごせる居場所を確保し、地域の方々の参画を得て、学ぶ機会や多様な体験・活動が充実するよう、「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」[1]の設置・運営について支援するとともに、従事する職員に対する研修の機会を確保し、質の向上に努めます。また、学校施設が積極的に活用されるよう取り組みます。

---

1 「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」:「放課後児童クラブ」は、厚生労働省の所管する「放課後児童健全育成事業」として、共働き家庭等留守家庭の小学校に就学している児童を対象に、放課後等に適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。「放課後子ども教室」は、文部科学省の所管する「地域学校協働活動推進事業」として、全ての児童を対象に、地域の方々等の参画を得て、放課後等に学習や体験・交流活動等を行うもの。現在、本県では、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的あるいは連携して実施することを目標とする「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、市町における設置や運営を支援している。

・　高等教育機関の持つ専門的知識や技能が、学校や公民館活動等で生かされるよう、大学等の学生が実施する出前講座を学校や公民館等に紹介します。
・　子どもたちが農山漁村地域で農作業や自然体験活動をしたり、農林漁業体験民宿等に宿泊し生活体験したりすることにより、自立する力と共生する力を育むことができるよう、地域と連携して体験指導者の育成や受入体制の整備を図ります。

2　地域の課題や多様な学習ニーズへの対応
・　公民館等の社会教育施設が、多様な学習ニーズに応じた学習機会を提供していけるよう、ＮＰＯ等の団体や、大学等の高等教育機関等のさまざまな主体と連携して、市町の公民館を対象とする地域課題解決型学習の機会を提供するモデル事業等を実施します。
・　鈴鹿青少年センターおよび熊野少年自然の家については、県民の皆さんが興味・関心を持って、より幅広く活用できるよう、施設運営の改善に努めます。
・　子どもたちが本県の自然や文化等について興味を持って学ぶことができるよう、三重県総合博物館（MieMu）等の社会教育施設の利用を促進します。

3　社会教育関係者の資質の向上
・　社会教育主事、社会教育委員、社会教育施設の関係者等の研修・交流の場を設けるとともに、市町における先進的な社会教育活動の事例を紹介し、地域の枠を越えた学習と相互の連携を促進します。
・　地域学校協働活動推進を担うコーディネーターの資質向上に向け、交流会や研修等を実施するとともに、地域学校協働活動推進員の養成講座を実施します。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
公民館等の社会教育活動として、地域課題の解決に向けた取組を行っている市町数	11 市町 (30 年度)	29 市町

※　公民館等の事業に関する調査において、「地域における課題の解決に向けた取組を行っている」という質問に対して、「行っている」と回答した市町の数（三重県教育委員会調べ）

施策名	（7）文化財の保存・活用・継承

めざす姿

子どもたちをはじめとする多くの方が文化財について学び、親しみ、その価値についての理解を深めることで、地域の宝である文化財が保存・活用・継承されています。

現状と課題

① 本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」等、特色ある歴史や風土に育まれた多くの有形・無形の文化財が残されています。今後、新たに価値が認められた文化財は、指定等の手続きを的確に進め、保護を図っていく必要があります。

② 文化財を適切に保存し、次世代へ引き継いでいくことが必要ですが、少子高齢化、過疎化の進行等により、文化財の維持管理や伝統的な民俗行事の継承が困難になっています。また、自然環境の変化による貴重な動植物の絶滅等が危惧されており、保存に向けた対応が求められています。

③ 文化財を保存し継承していくためには、広く文化財への理解を深めるとともに、地域社会総がかりで文化財を保存・活用する環境を整え、魅力ある地域づくりに向けた取組を進めることが求められています。

主な取組内容

1 文化財の調査と指定

・ 文化財を将来にわたって保存、継承するため、県にとって特に重要な文化財については、三重県文化財保護審議会への諮問・答申を経て、指定を行います。また、全国的にみて貴重な文化財については、国指定等となるよう、所有者の意向を確認しながら国への働きかけを積極的に行います。

2 文化財の修復と継承

・ 国・県指定等文化財で、修復や再生、継承のための取組が必要なものについては、所有者や市町と調整の上、保存のための支援をするとともに、その活用のための情報発信を積極的に実施します。

・ 民俗文化財の継承については、市町や保持団体と密に情報共有を行い、それぞれの実情に応じた対応を行います。

・ 貴重な動植物等の保護のため、関係機関と連携して、現状把握調査を実施します。

3　文化財の保存・活用の推進

・　世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」については、関連する文化財の新たな価値を発見し、一体として保護する地元の気運を高める取組を進めていきます。

・　県内の文化財について、改正文化財保護法に基づき、県文化財保存活用大綱を策定し運用することにより、地域社会総がかりでの文化財保護への取組方針や、市町に対する県の支援方針を明らかにするとともに、防災及び災害発生時における文化財対応のための県内情報ネットワークを構築します。

・　国・県指定等文化財をはじめとした文化財を適切に守り伝えられるよう、地域社会総がかりでの文化財の保存、活用を計画的に進め、市町による文化財保存活用地域計画[1]の策定を積極的に支援します。

・　子どもたちが郷土を愛し、文化財を受け継ぐ人へと育つよう、市町と連携し、子どもたちを対象とした文化財体験イベントや、学校教育での文化財を活用した学習を進めます。

・　県民の皆さんが文化財への理解を深め、学校教育で活用できるよう、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」、国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」等の魅力ある文化財について、Ｗｅｂサイトの活用等による情報発信を進めます。また、三重県埋蔵文化財センターで公開講座や展示会開催等の取組を進めるとともに、学校、三重県総合博物館（MieMu）、斎宮歴史博物館等との連携を強めます。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
新たな文化財保存活用地域計画のもと、地域社会が一体となって保存・活用・継承に取り組む国・県指定等文化財数	―	160 件

※　地域社会総がかりで保存・活用・継承を図るため、市町が新たに策定する文化財保存活用地域計画に位置づけられた国・県指定等文化財の数（三重県教育委員会調べ）

[1] 文化財保存活用地域計画：平成 31（2019）年 4 月に施行された改正文化財保護法によって新たに制度化された、域内における文化財の保存・活用を進めていくために市町が策定する保存・活用に関する目標や具体的な取組内容を定めた計画。

第3章　教育ビジョンの実現に向けて

1　教育ビジョンの進行管理

教育ビジョンの進行管理にあたっては、毎年度、数値目標の達成状況や取組の進捗状況に基づく自己評価結果を、県議会をはじめ三重県教育改革推進会議等の関係会議に報告するとともに、県のＷｅｂサイトで公表します。

また、会議等での意見をふまえて取組の改善を行い、次年度以降の施策展開に生かすなど、ＰＤＣＡ（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づく進行管理を行います。

2　県民力の結集による教育ビジョンの実現に向けて

子どもたちにこれからの時代に対応していける力を育んでいくとともに、ますます複雑化・多様化する教育を取り巻く課題を乗り越えていくためには、学校や行政のみならず、全ての県民が教育の当事者としての自覚を持ち、社会総がかりで本県教育の推進に取り組んでいくことが不可欠となります。

保護者、地域の方々、市町等に対しては、こうした「教育への県民力の結集」の理念のもと、「三重県教育ビジョン」の共有と教育活動への積極的な参画・連携を期待しています。学校、行政の役割、家庭や地域、企業等に期待される役割は次のとおりです。

● 「学校」の役割

学校は、教職員が高い志と使命感を持って子どもたちと向き合うことや家庭・地域と連携・協力することを通じ、子どもたち一人ひとりの持つ可能性を「開花」させ、自立の力、共生の力を育みます。また、学校は、家庭・地域との連携が進むよう、日頃の教育活動等に関する情報の積極的な公開や教職員の資質向上等を図り、信頼される学校づくりを進めます。

● 「家庭」の役割

家庭は、「心の拠り所」として、安心して生活できる環境を整え、深い愛情を持って子どもを温かく育みます。また、家庭は、「教育の原点」、教育の第一義的責任者として、子どもの心身の調和のとれた発達を図るとともに、学校との連携を深め、家庭での教育を通じて、学力・体力の向上、道徳教育等の教育効果を相乗的に高め合います。

● 「地域」の役割

地域の方々やＮＰＯ等は、人と人との「絆」が深まる体験・交流活動や社会貢献活動など多彩な成長の場を継続的に創出します。また、学校運営への参画などにより学校を支援するとともに、子育てや家庭教育を応援し支えます。

● 「企業等」の役割

企業や事業者は、インターンシップ・農業体験、環境教育、文化芸術活動・スポーツ推進や地域の資源を活用した取組への協力、施設等の提供、出前授業など、専門性を生かした教育活動に積極的に参画するとともに、就職時に適性に応じた業務の配置など定着に取り組みます。また、子育てを支援する職場づくりなど子どもの教育環境の改善や障がい者雇用による能力発揮の場の提供など、さまざまな側面から教育施策に協力・貢献します。

● 「行政」の役割

県教育委員会および県は、時代の変化等に伴い新たに生じる課題や状況に的確に対応するとともに、よりよい教育施策の実施に向けた取組を続けていきます。こうした中で、誰もが質の高い教育を受け、夢や希望を実現することができるよう、子どもたち一人ひとりの状況に応じた安全・安心で最適な学びの環境を整備・実現するとともに、ニーズや課題を把握・分析した上で、計画やシステムを整備し、必要な助言等を行います。また、「教育への県民力の結集」の実現に向け、コミュニティ・スクール制度等の推進など、必要な働きかけや支援等を行います。

● 県と市町の役割分担

市町等教育委員会および市町は、義務教育、幼児教育を担う自治体として、自らの判断において教育行政を展開するとともに、その成果について住民への説明責任を確実に果たします。

県教育委員会および県は、全県的な教育水準の維持向上に主体的な役割を果たします。また、教育施策を進めるにあたり、市町等教育委員会、市町との意見交換、情報交換を密にし、その主体性を尊重するとともに、一層の支援に努めます。

議案第７４号

三重県特別支援教育推進基本計画（案）について

三重県特別支援教育推進基本計画（案）について、別紙のとおり提案する。

令和２年３月２４日提出　　三重県教育委員会教育長　廣田　恵子

提案理由

三重県特別支援教育推進基本計画（案）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２１条第１９号及び三重県教育委員会権限委任規則第１条第１号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

三重県特別支援教育推進基本計画（案）

令和２年３月

三重県教育委員会

目　次

はじめに　三重県特別支援教育推進基本計画について
1　改定の経緯および計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2　三重県の特別支援教育に係る状況・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第Ⅰ章　切れ目ない支援体制の充実
1　早期からの一貫した支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
2　就学前の取組と就学先の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
3　支援情報の円滑な引継ぎの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

第Ⅱ章　小中学校における特別支援教育の推進
1　通常の学級における指導・支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・10
2　通級による指導・支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
3　特別支援学級における指導・支援の充実・・・・・・・・・・・・・・16
4　小中学校における医療的ケアの支援の充実・・・・・・・・・・・・・19

第Ⅲ章　高等学校における特別支援教育の推進
1　特別な支援を必要とする生徒への対応・・・・・・・・・・・・・・・23
2　通級による指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
3　入院している生徒に対する学習保障・・・・・・・・・・・・・・・・25

第Ⅳ章　特別支援学校における教育の推進
1　特別支援学校における指導の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・26
2　キャリア教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
3　医療的ケアの取組の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
4　交流及び共同学習の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
5　特別支援学校における安全・安心・健康な生活を送るための取組・41
6　特別支援学校のセンター的機能による地域支援・・・・・・・・・・43

第Ⅴ章　教員の専門性の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46

第Ⅵ章　特別支援学校の整備
1　これまでの整備の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
2　今後の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49

＊本計画において、小学校、中学校、小中学校の表記には義務教育学校を含みます。

はじめに　三重県特別支援教育推進基本計画について

１　改定の経緯および計画の期間

平成 18 年 12 月、国連総会において「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」という。）が採択されました。国においても、同条約の批准に向けて法等の整備が進められ、平成 23 年 8 月に「障害者基本法」が改正、平成 26 年 1 月に障害者権利条約が批准されました。平成 28 年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）が施行され、地方公共団体等においては、合理的配慮（※1）の提供が義務付けられました。また、平成 29 年 3 月には幼稚園教育要領および小学校、中学校の学習指導要領、同年 4 月には特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、平成 30 年 3 月には高等学校学習指導要領、平成 31 年 2 月には特別支援学校高等部学習指導要領が、それぞれ改訂されるなど、特別な支援を必要とする子どもたちを取り巻く状況は大きく変化しています。

このような中、本県では、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間、「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき、特別支援学校における教育内容の充実および学校整備、小中学校や高等学校等における特別支援教育の推進に取り組んできました。

特別支援学校においては、企業就職希望者への取組等キャリア教育の充実や知的障がい教育部門の高等部の生徒数の急増に伴う特別支援学校の新設等の成果がありました。また、小中学校においては、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」（参照：8 頁）の作成・活用が進み、特別支援学級で学ぶ子ども、通級による指導（※2）を受けている子どもの全てに同計画が作成されている状況です。一方、特別支援学校のセンター的機能（参照：43 頁）の充実等、引き続き取り組むべき課題もあります。

そこで、基本的な考え方については継続するとともに、特別な支援を必要とする子どもたちを取り巻く状況の変化等による新たな課題に対応した計画に改定します。

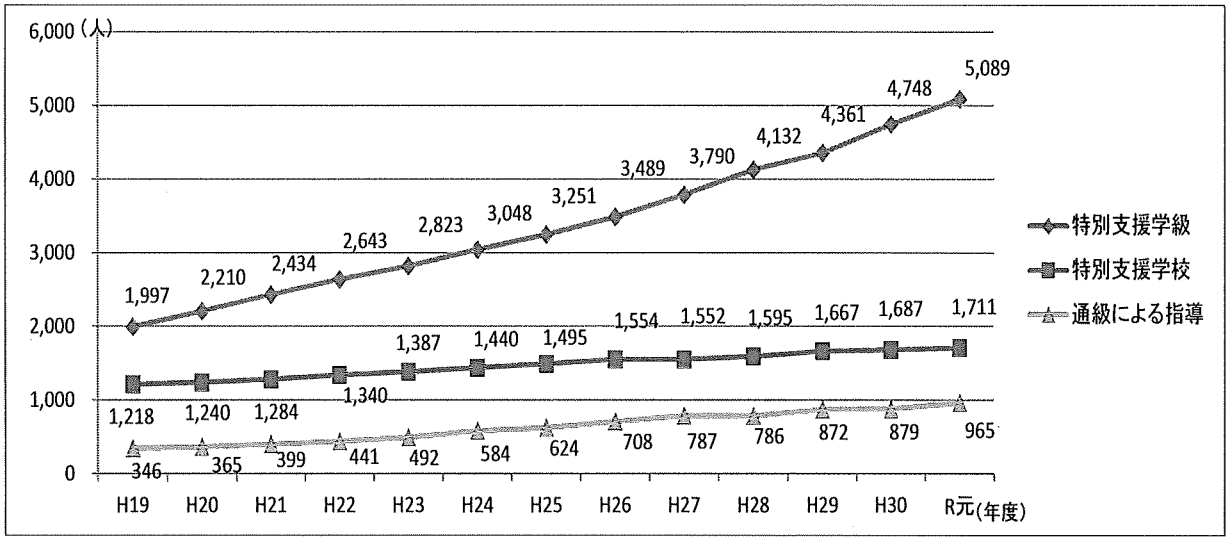
本計画は、「みえ県民力ビジョン」および「三重県教育ビジョン」の計画期間をふまえ、令和 2 年度から令和 5 年度までの 4 年間とします。

（※1）合理的配慮：障がいのある人から、社会の中にあるバリア（社会的障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者は、対応に努めること）が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障がいのある人に、負担が重すぎる理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが必要です。（「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」リーフレット）

2　三重県の特別支援教育に係る状況

本県においては、全国的な傾向と同様に、特別な支援を必要とする子どもたちが増加するとともに、障がいが重度・重複化、多様化する傾向にあります。そのような中、本県では、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画を見据え、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場（※3）の中から、最も適切な学びの場において教育を行うインクルーシブ教育システム（※4）構築のための特別支援教育を推進してきました。

【資料1】本県における特別な支援を必要とする子どもたちの人数の推移



特別支援学校（幼小中高専）	1,218人（H19）	→	1,711人（R元）	約1.4倍
特別支援学級（小中）	1,997人（H19）	→	5,089人（R元）	約2.5倍
通級による指導（小中）	346人（H19）	→	965人（R元）	約2.8倍

（県教育委員会調べ）

（※2）通級による指導：小中学校の通常の学級に在籍する軽度の障がいのある児童生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別の場で行う教育形態。以下のような実施形態がある。

自校通級：在籍している学校において、その学校の教員から指導を受けること

他校通級：在籍している学校以外へ行き、その学校の教員から指導を受けること

巡回指導：在籍している学校において、他の学校の教員から指導を受けること

本県において、学びの場ごとの在籍者数を比較すると、通級による指導を受けている子どもや特別支援学校に在籍する子どもは全国に比べて少なく、特別支援学級で学ぶ子どもが多い状況です。特別支援学校で学ぶ子どもの割合が少ないことは、本人・保護者の希望が尊重され、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で学ぶことができている状況であると考えられます。一方、通級による指導を受けている子どもが全国と比べて少ない状況にあることから、通級による指導と特別支援学級について、子どもの状態に応じてより適切な学びの場が選択できるよう、市町等教育委員会と連携を図ることが必要です。

【資料2】小中学校における通級による指導、特別支援学級、特別支援学校で学ぶ子どもの割合

		通級による指導	特別支援学級	特別支援学校
小学生	全国	1.49%	2.58%	0.63%
	三重県	0.85% (41位)	3.34% (14位)	0.45% (45位)
中学生	全国	0.36%	2.03%	0.91%
	三重県	0.06% (41位)	1.19% (15位)	0.41% (39位)

(文部科学省　平成29年度学校基本調査・特別支援教育体制整備状況調査)

(※3) 連続性のある多様な学びの場 (※4) インクルーシブ教育システム：インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。(「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」中央教育審議会初等中等教育分科会　平成24年7月23日)

特別支援学校の教育部門には、言語障がい、自閉症・情緒障がいに対応する部門はなく、言語障がい、自閉症・情緒障がいの特別支援学級で学ぶ子どもは、中学校卒業後は、高等学校等に進学しています。

【資料3】本県における中学校の特別支援学級在籍者の進路状況　（単位：人）

	高等学校	特別支援学校高等部	その他
H30年度	161	151	15
H29年度	160	139	13
H28年度	151	154	9
H27年度	110	137	13
H26年度	111	140	10

（文部科学省　学校基本調査）

第Ⅰ章　切れ目ない支援体制の充実

1　早期からの一貫した支援の充実

【現状と課題】

本県では、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画に向けて、早期からの一貫した支援や支援情報ファイル（パーソナルカルテ）（※5）を活用した確実な引継ぎ等を進めてきました。

【資料4】支援情報ファイルの配布件数　（単位：件）

		H26	H27	H28	H29	H30
小学校	通常の学級	379	965	1,017	1,298	1,562
	特別支援学級	554	1,084	1,342	1,680	2,894
中学校	通常の学級	130	319	382	398	547
	特別支援学級	231	465	449	509	907
小中学校　総計		1,294	2,833	3,190	3,885	5,910

（県教育委員会調べ）

市町においては、特別な支援を必要とする子どもたちの保護者の子育てに関する相談の実施や幼稚園・保育所等への巡回指導等を行っています。

早期からの一貫した支援を充実するためには、医療・保健・福祉・労働等の関係機関との連携をさらに進めることが必要です。また、障がいの有無に関わらず、お互いに尊重し合う共生社会（※6）の実現のため、特別支援教育に関する理解を広げることが必要です。

（※5）支援情報ファイル（パーソナルカルテ）：本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、福祉、労働等の関係機関から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を綴じ込んでいくファイル。支援情報を円滑かつ確実に引継ぐために、保護者が学校・進路先・関係機関等と支援情報を共有する。市町が作成した独自様式の支援情報ファイルを使用している地域もある。

（※6）共生社会：全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」（平成30年10月施行））

【今後の取組】

特別な支援を必要とする子どもたちの実態や発達上の課題をふまえ、必要な支援を行うとともに、一人ひとりの可能性をできる限り伸ばす視点を大切に、早期からの取組を進めます。

特別な支援を必要とする子どもたちの発達や子育てに関して、医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、相談を受けたり、必要な情報を提供したりするなど、地域の実情に応じたネットワークが充実するよう市町に働きかけます。

障がいのある子どもが、自らより多くの人と関わり、障がいのない人と共に地域活動に参加するなど、生涯にわたって社会の一員として地域で豊かに暮らしていくことができるよう、さまざまな機会を通じて周囲への理解啓発を図ります。

2　就学前の取組と就学先の決定

【現状と課題】

特別な支援を必要とする子どもたちについては、幼稚園・保育所等において、基礎的な力を養っています。教員や保育士は、保護者の気持ちに寄り添い、信頼関係を築きながら、特別な支援を必要とする子どもたちへの支援を行っています。

保護者が、就学の仕組みについて理解し、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場から、最も適切な学びの場について考えられる状況を整える必要があります。

就学先の決定にあたっては、市町等教育委員会が、保護者の思いをていねいに聞き取り、その思いを十分に尊重したうえで、子どもの障がいの状態や支援の内容、専門家の意見等をふまえ、最も適切な学びの場について総合的に判断しています。就学に関する相談体制、保護者等に対する情報提供や就学支援委員会の運営方法等は、市町によって異なっている状況です。

就学前の子どもの中で医療的ケア（参照：36 頁）を必要とする子どもは、112 名です（令和元年　三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンター調べ）。幼稚園・保育所等に通園している子どもが就学後にスムーズに医療的ケアを受けられるよう、特別支援学校等と早期から連携しています。在宅で医療的ケアを受けている子どもの状況を把握するとともに、就学に向けて、特別支援学校等で医療的ケアを安全に受けられるよう、家庭・医療・福祉・学校等が情報共有を行うことが必要です。

【今後の取組】

幼稚園・保育所等の教員や保育士が、特別な支援を必要とする子どもたちの特性を把握し適切な支援ができるよう、市町等教育委員会と連携し、研修会の実施等を行います。

市町等教育委員会と連携し、就学に関する情報や就学の仕組み等について、保護者や小中学校の教員にわかりやすく説明します。また、就学時に決定した学びの場については、固定したものではなく、発達の程度や障がいの状態、適応状況等をふまえた転学（新年度からの転学を原則とします）ができることなど、本人・保護者にていねいな情報提供を行います。

【資料 5】特別支援学校から小中学校へ転学したケース

	障がい種別	校種	学年
H31.4	知的障がい	小学校	新 5 年
H31.4	知的障がい	中学校	新 3 年
H30.4	視覚障がい	小学校	新 5 年
H30.4	知的障がい	小学校	新 6 年
H28.4	視覚障がい	小学校	新 3 年
H28.4	視覚障がい	小学校	新 6 年

（県教育委員会調べ）

市町等教育委員会と就学支援に関する情報交換等を行うとともに、県教育委員会作成の「教育支援の手引き」を活用し、本人・保護者の思いを尊重した適切な就学が行われるよう市町等教育委員会に働きかけます。

関係部署と連携し医療的ケアに係る情報交換を行うとともに、就学前の子どもの医療的ケアの内容等を把握し、就学後においても安全に医療的ケアが実施でき、安心して教育が受けられるよう市町に働きかけます。

3　支援情報の円滑な引継ぎの充実

【現状と課題】

小中学校では、通級による指導を受けている子どもや特別支援学級で学ぶ全ての子どもに、「個別の教育支援計画（※7）」および「個別の指導計画（※8）」が作成され、一人ひとりに応じた指導・支援を行っています。小中学校の通常の学級および高等学校に在籍する特別な支援を必要とする全ての子どもへの「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の作成をさらに進めることが必要です。

【資料6】「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の作成率

	個別の教育支援計画	個別の指導計画
通常の学級（小）	86.0%	91.5%
通常の学級（中）	70.2%	85.1%
高等学校	90.3%	97.4%
通級による指導（小中）	100%	100%
特別支援学級（小中）	100%	100%

（平成30年度　県教育委員会調べ）

切れ目ない支援のためには、支援情報を次の進学先等に確実に引き継ぐことが大切であることから、情報引継ぎツールである支援情報ファイルの作成および活用に取り組みました。今後は、幼稚園・保育所等の就学前から卒業後までの円滑な引継ぎを進める必要があります。

（※7）個別の教育支援計画：一人ひとりに必要とされる教育的ニーズを正確に把握し、家庭、地域および医療・福祉・保健・労働等関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児期から学校卒業までを通じて一貫した的確な支援を行うことを目的に作成する計画。

（※8）個別の指導計画：子どもの実態に応じて適切な指導を行うために、一人ひとりの指導目標、指導内容および指導方法を明確にして、きめ細かに指導するために学校で作成する計画。

中学校から高等学校への支援情報の引継ぎについては、平成26年度末から県内共通の方法で進めてきたことによってその有効性が浸透してきています。

【資料7】中学校から高等学校への支援情報の引継ぎのあった人数　（単位：人）

課程	H26末（試行）	H27末	H28末	H29末	H30末
全日制	40	50	96	100	126
定時制	16	36	32	34	44
合　計	56	86	128	134	170

（県教育委員会調べ）

特別な支援を必要とする子どもたちが、放課後等デイサービス（※9）等を利用することが増えてきており、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、教育・福祉・家庭のより一層の連携が必要です。

【今後の取組】

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちへの切れ目ない支援を充実するため、市町等教育委員会と連携して、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」等の作成・活用、また、同計画に基づく合理的配慮の提供を進めます。

就学前段階から小学校への引継ぎについては、幼稚園・保育所等で活用が進められている「ＣＬＭ（Check List in Mie）と個別の指導計画（※10）」において実施した支援内容を引継ぎシートとして、支援情報ファイルに綴じこむなど、有効な活用を働きかけます。

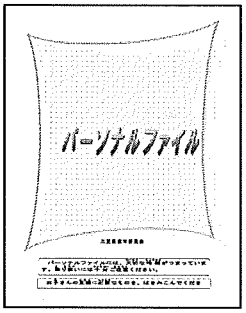
（※9）放課後等デイサービス：平成24年4月に児童福祉法に位置づけられた支援であり、学校（幼稚園および大学を除く）に就学している障がいのある子どもに、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行う支援。

（※10）ＣＬＭ（Check List in Mie）と個別の指導計画：県立子ども心身発達医療センター（旧県立小児心療センターあすなろ学園）で開発された、子どもの育ちを見極め、適切な支援を行うためのツール。

中学校から高等学校への支援情報の引継ぎにより、高等学校での学習や生活にスムーズに移行しているケースが多いことから、研修等の機会を通じて好事例を伝えるなど、支援情報の引継ぎに係る取組がさらに進むよう市町等教育委員会および高等学校に働きかけます。

放課後等デイサービス事業者については、厚生労働省の「放課後等デイサービスガイドライン」に、保護者の同意を得たうえで、学校から「個別の教育支援計画」等についての情報提供を受けること、放課後等デイサービス事業所の放課後等デイサービス計画を学校に提供すること、医療機関や専門機関との連携を図ることなどについて示されていることから、これらの機能が十分果たせるよう関係機関との連携を進めます。

支援情報ファイル（パーソナルカルテ）（平成 24 年度作成）の活用数は年々増加していますが、本人・保護者にとってより使いやすいものになるよう、乳幼児期からの支援情報の記載等、内容を充実するとともに、「パーソナルファイル」に名称変更します。引き続きリーフレット等を活用し、認知度を高めます。また、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の書式等について、切れ目ない支援をより円滑に進められるよう検討します。



第Ⅱ章　小中学校における特別支援教育の推進

1　通常の学級における指導・支援の充実

【現状と課題】

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちに対しては、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」を作成し、これらの計画に基づく一人ひとりの特性に応じた指導・支援を行っています。また、特別な支援を必要とする子どもたちだけでなく、全ての子どもにとってわかりやすい授業づくりや環境調整を行うことができるよう、全ての教員が特別支援教育に関する知識・理解を高めることが必要です。さらに、周りの子どもが特別な支援の必要性についての理解を進め、お互いを認め合い、支え合う関係を築ける学級づくりが大切です。

特別な支援を必要とする子どもたちの中には、医療による支援が必要な子どももいることから、県立子ども心身発達医療センター等の医療機関と連携した取組が必要です。

幼稚園、小中学校においては、必要に応じて、市町等教育委員会が特別支援教育支援員（※11）を配置し、特別な支援を必要とする子どもたちの食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助や学習活動上のサポートを行っています。

【今後の取組】

市町等教育委員会と連携し、小中学校では、通常の学級の担任が特別な支援を必要とする子どもたちに対して「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」を作成できるよう、特別支援教育コーディネーター（※12）等を中心とした校内体制を整えるとともに、指導・支援に関する情報を職員間で共有し、チームによる適切な支援を実施します。特別な支援を必要とする子どもたちを含む全ての子どもが、「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」を実感できるよう、特別支援教育の視点を取り入れた簡潔で具体的な説明や見やすい板書等、授業のユニバーサルデザイン化を進めます。また、特別な支援を必要とする子どもたちが、通常の学級の中で、安心して学習できるよう、安全で過ごしやすい教室環境や、見通しが持て、活動しやすい学級づくりを進めるとともに、お互いを理解し、共に支え合う関係が築ける学級集団づくりを進めます。

教育と医療が連携して支援を行うため、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」を活用した情報共有等ができるよう、関係部局に働きかけます。

特別な支援を必要とする子どもたちが、小中学校において、安心して学習活動を行うことができるよう、特別支援教育支援員の適切な配置について、市町等教育委員会に働きかけます。

（※11）特別支援教育支援員：市町等教育委員会が国の地方財政措置を活用し、配置している。市町によって、介助員、学習支援員等、名称は異なる。

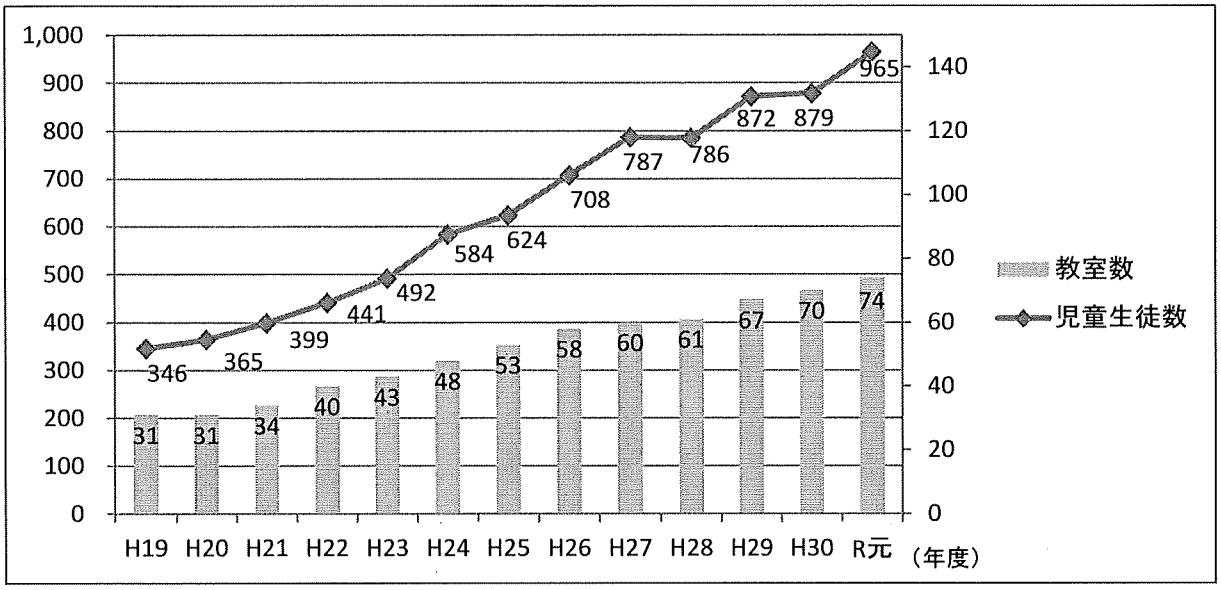
（※12）特別支援教育コーディネーター：小中学校等における特別支援教育の推進のため、校長から指名された、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。

2　通級による指導・支援の充実

【現状と課題】

本県において、通級による指導を受けている子どもは増加しています。本県では、言語障がい、LD・ADHD、難聴を対象とする教室を設置しており、自閉症、情緒障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等のある通級による指導が必要な子どもは、LD・ADHD を対象とする教室で学習しています。特に、LD・ADHD を対象とする教室で通級による指導を受けている発達障がい等のある子どもが増加しています。また、県内の通級による指導の教室は、北勢地域に多く設置されている状況です。

【資料 8】本県における通級による指導を受けている子どもの人数の推移（小中）



（県教育委員会調べ）

【資料 9】本県における通級による指導の設置教室数の推移（小中別）

（小学校）

	H27	H28	H29	H30	R 元
言語	26	27	27	27	28
LD・ADHD	25	25	31	33	34
難聴	3	3	3	3	3
合計	54	55	61	63	65

（中学校）

	H27	H28	H29	H30	R 元
言語	1	1	1	1	2
LD・ADHD	5	5	5	6	7
難聴	0	0	0	0	0
合計	6	6	6	7	9

（県教育委員会調べ）

中学校において通級による指導を受けている子どもの人数は、小学校において通級による指導を受けている子どもの人数と比べて、全国の状況と同様に少ない状況です。

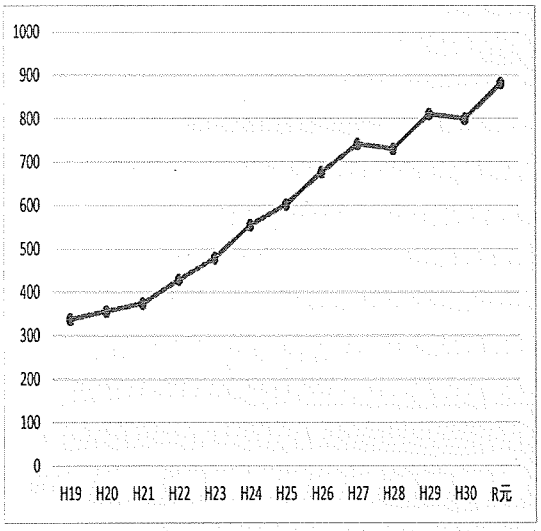
【資料 10】本県における通級による指導を受けている子どもの人数の推移（小中別）

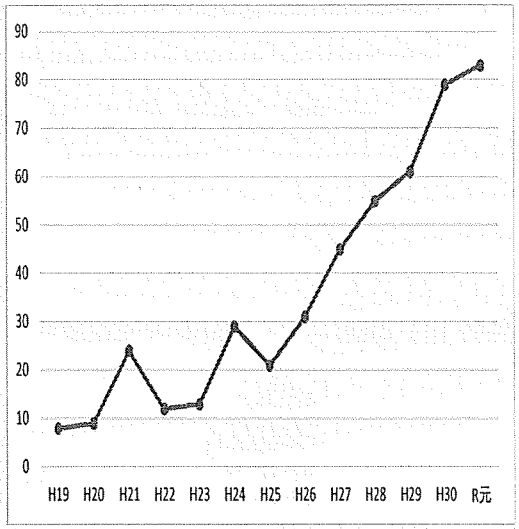
（小学校）　（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	R 元
言語	419	390	408	398	414
LD・ADHD	303	315	373	367	441
難聴	20	25	30	35	27
合計	742	730	811	800	882

（中学校）　（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	R 元
言語	3	6	6	6	8
LD・ADHD	42	49	55	73	75
難聴	0	0	0	0	0
合計	45	55	61	79	83



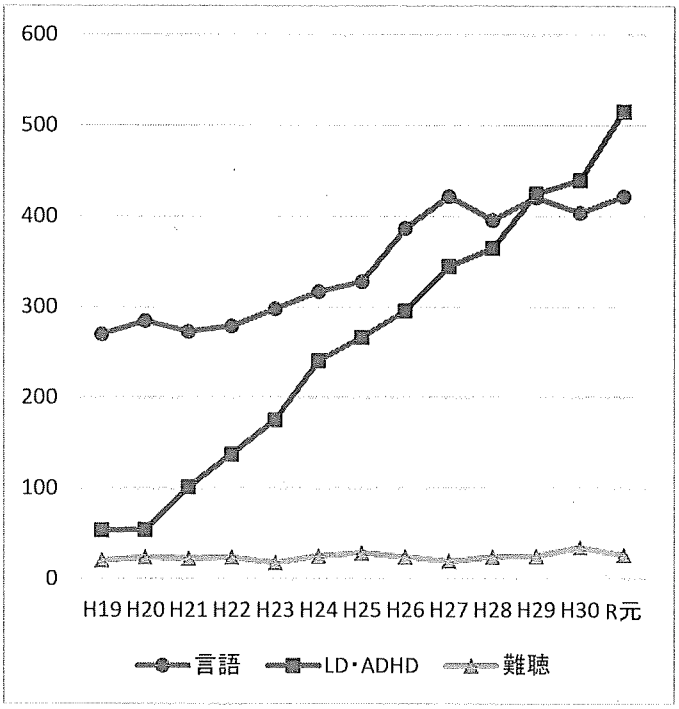


（県教育委員会調べ）

通級による指導を担当する教員には、短期間で子どもの実態や課題を的確に把握し、指導内容を決定すること等、きわめて高い専門性が求められることから、担当する教員を対象とした研修を実施し、専門性の向上に努めています。

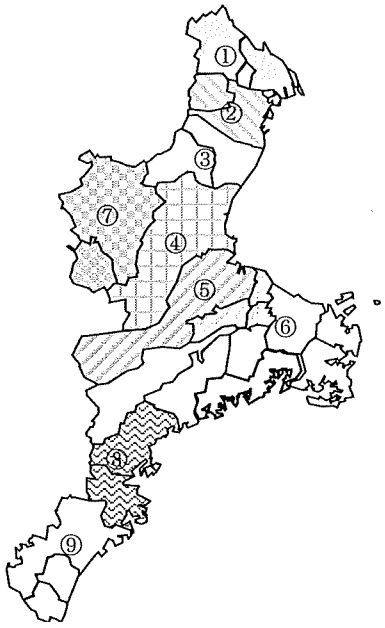
通級による指導での指導・支援の内容を通常の学級の担任と共有し、適切な支援が通常の学級においても行われることで子どもの学びが充実したものになることから、指導・支援の内容を通常の学級の担任に適切に引き継ぐことが必要です。

【資料 11】本県における通級による指導の設置教室別在籍者の人数の推移



（県教育委員会調べ）

【資料 12】通級による指導の設置教室数



（令和元年５月１日現在）

地域	小学校		中学校	
	設置学校数	教室数	設置学校数	教室数
①桑員	7	9	－	－
②四日市	6	14	2	2
③鈴亀	9	12	3	3
④津	4	8	1	1
⑤松阪	2	4	1	1
⑥南志	4	6	1	1
⑦伊賀	8	8	1	1
⑧尾鷲	2	2	－	－
⑨熊野	2	2	－	－

（県教育委員会調べ）

【今後の取組】

特別な支援を必要とする子どもたちの学びの場として通級による指導は今後も増加が予想されることから、増加が顕著なLD・ADHDの教室での支援を充実するとともに教室の設置を進めます。特に県の南部地域に、通級による指導のための教室設置が少ないことから、市町等教育委員会と連携し、地域の状況をふまえた適切な設置に努めます。

市町等教育委員会と連携し、中学校における通級による指導のニーズの把握に努めます。

通級による指導を担当する教員の専門性を高めるために、引き続き研修会を開催します。また、通級による指導では、特別支援学校の自立活動（※13）の指導の内容を取り入れて行う必要があることから、特別支援学校のセンター的機能を活用し、指導内容や指導方法について、そのノウハウを小中学校に展開します。

通級による指導を受けている子どもが、通常の学級で安心して学習活動に取り組むことができるよう、通級による指導を担当する教員が、通常の学級においてできる具体的な支援内容や教室環境の整備に関する助言を行うなど、通常の学級における指導・支援の充実を図ります。

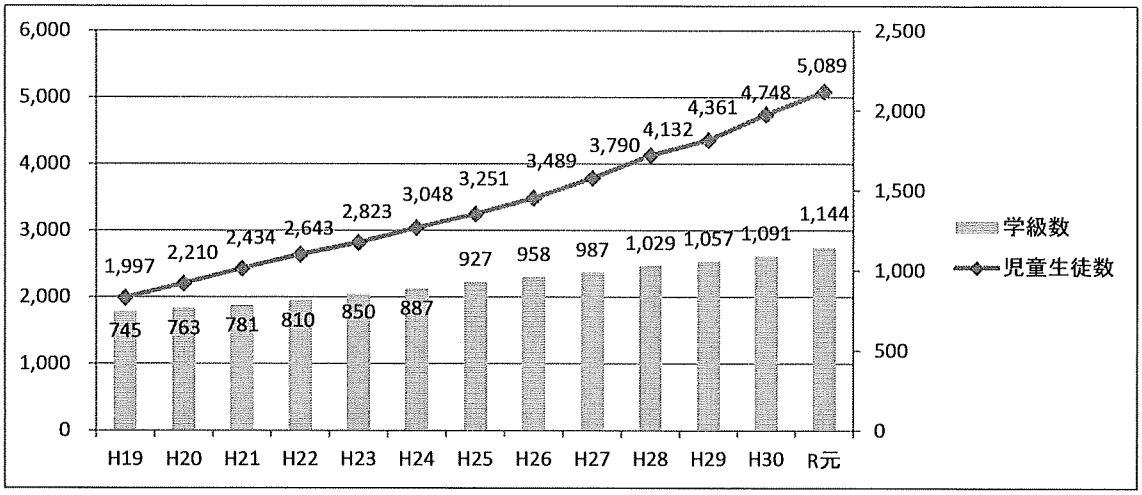
（※13）自立活動：一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための指導領域。心身の調和的な発達の基盤に着目して指導するものが自立活動であり、自立活動の指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担う。（参照：22頁）

3　特別支援学級における指導・支援の充実

【現状と課題】

本県において、特別支援学級で学ぶ子どもは増加しています。特に、自閉症・情緒障がい学級と知的障がい学級で学ぶ子どもが増加し、中でも自閉症・情緒障がい学級が急増しています。

【資料 13】本県における特別支援学級で学ぶ子どもの人数の推移



（県教育委員会調べ）

【資料 14】本県における特別支援学級数の推移（小中別）

（小学校）

	H27	H28	H29	H30	R 元
弱視	3	6	6	6	5
難聴	7	9	9	8	7
知的	288	306	310	317	343
肢体	59	63	70	75	84
病弱	4	5	4	4	3
自情	337	350	369	391	407
合計	698	739	768	801	849

（中学校）

	H27	H28	H29	H30	R 元
弱視	2	1	2	2	2
難聴	2	3	4	4	5
知的	130	135	137	136	135
肢体	23	24	19	18	15
病弱	3	3	5	3	2
自情	129	124	122	127	136
合計	289	290	289	290	295

（県教育委員会調べ）

弱視：弱視学級　　難聴：難聴学級　　知的：知的障がい学級
肢体：肢体不自由学級　　病弱：病弱・身体虚弱学級
自情：自閉症・情緒障がい学級

特別支援学級で学ぶ子どもへの指導・支援を充実するため、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等が巡回し、特別支援学級担任等へ助言を行っています。特別支援学級に在籍する子どもの障がいの状況や発達段階等は、多様化しており、一人ひとりに応じた適切な指導・支援が求められています。

障がいのある子どもと障がいのない子どもがお互いを理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学び合う機会として、子どもの状況に合わせて、特別支援学級と通常の学級等との交流及び共同学習（参照：39 頁）を進めることが必要です。

特別支援学級での学習時間と通常の学級等での学習時間を適切に設けるとともに、それぞれの学びの場でつける力を明確にした指導・支援を行うことが必要です。

【資料 15】本県における特別支援学級で学ぶ設置学級別在籍者の人数の推移（小中別）

（小学校）　（単位：人）

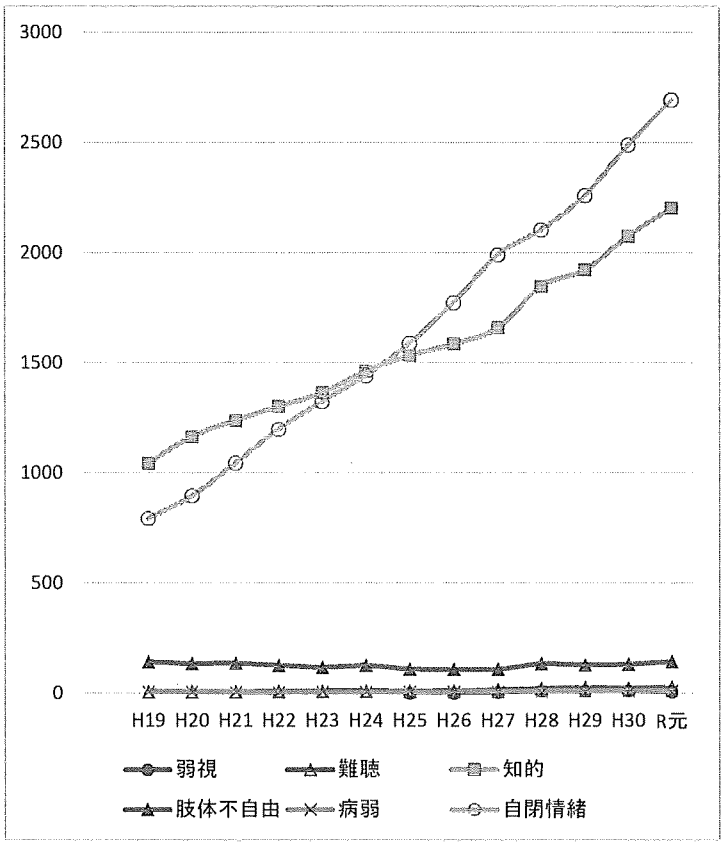
	H27	H28	H29	H30	R 元
弱視	3	10	9	9	5
難聴	12	17	20	19	22
知的	1,135	1,267	1,318	1,456	1,582
肢体	82	100	104	110	125
病弱	5	7	6	8	7
自情	1,457	1,602	1,752	1,928	2,064
合計	2,694	3,003	3,209	3,530	3,805

（中学校）　（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	R 元
弱視	2	1	2	3	3
難聴	4	5	7	5	6
知的	524	582	605	620	622
肢体	28	34	25	22	19
病弱	3	3	5	5	4
自情	535	504	508	563	630
合計	1,096	1,129	1,152	1,218	1,284

（県教育委員会調べ）

【資料 16】本県における特別支援学級の設置学級別在籍者の人数の推移



（県教育委員会調べ）

【今後の取組】

市町等教育委員会と連携し、増加が顕著な自閉症・情緒障がい学級においては、一人ひとりにとって、適切な学びの場となっているかどうか検証し、よりふさわしい学びの場で学ぶことができるよう検討します。また、特別支援学校のセンター的機能を活用するなど、中学校の特別支援学級に在籍する子どもが適切な進路を選択できるよう助言します。

特別支援学級においては、特別支援学校の学習指導要領を参考にして、特別の教育課程を編成することが可能なことから、特別支援学級の実態や子どもの障がいの特性をふまえた教育課程を編成するとともに、自立活動の指導については、一人ひとりの課題に沿った学習内容を組み立てられるよう、特別支援学校のセンター的機能を活用します。

特別支援学級と通常の学級等の交流及び共同学習の機会を有効に活用し、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、共に学ぶことでお互いの理解が深まるなど、有意義な取り組みになるよう、市町等教育委員会に働きかけます。

市町等教育委員会と連携して、特別支援学級の子どもが通常の学級等の集団での学習に取り組むことができた好事例等を提供します。また、授業研究等を通して特別支援学級担任の専門性の向上を図るとともに、子どもの状況に応じて適切な教育課程を編成できるよう、研修会等を通じて市町等教育委員会に助言します。

4　小中学校における医療的ケアの支援の充実

【現状と課題】

小中学校の通常の学級や特別支援学級には、医療的ケアを必要とする子どもが在籍しており、人数は増加傾向にあります。市町等教育委員会では、必要に応じて、看護師等を配置し、子どもが安全に安心して授業が受けられるよう医療的ケアを実施しています。

【資料17】小中学校における医療的ケアの必要な子どもと看護師の人数の推移

（単位：人）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童生徒数	22	24	29
看護師数	16	19	22

（県教育委員会調べ）

小中学校においては、医療的ケア実施者が看護師に限定される現状にあることから、安全で安心な医療的ケアを実施するために校内体制のあり方について検討する必要があります。

小中学校に勤務する看護師は非常勤の場合が多いことや、医師がいない中での業務に対する不安等があること等から、人材確保が難しい状況にあり、看護師の確保やスキルアップに係る研修などの取組が必要です。

【資料 18】小中学校における医療的ケアの実施状況

（平成 30 年度）（単位：件）

栄養	経管栄養	鼻腔留置の管からの注入	2
		胃ろう	1
呼吸	口腔・鼻腔内吸引	咽頭より手前	1
	気管切開部	気管カニューレ内からの吸引	2
		気管カニューレ奥からの吸引	3
		衛生管理	3
	酸素療法		2
	人工呼吸器の使用		1
排泄	導尿（本人が自ら行う場合を除く）		15
その他	血糖値測定（本人が自ら行う場合を除く）		4
	インスリン注射		4

（県教育委員会調べ）

※一人の子どもが複数のケアを必要とする場合、ケアの内容によりそれぞれでカウントしているため、【資料 17】の数字とは異なります。

【今後の取組】

安全で安心に医療的ケアを実施するために、県教育委員会作成の「特別支援学校における医療的ケアガイドライン」（参照：38 頁）を参考に、市町等教育委員会においてガイドライン等を作成できるよう支援します。

県が実施する看護師対象の研修会やヒヤリハットの事例検討会等への参加、「ネット DE 研修」（※14）の利用を促進すること等、小中学校に配置された看護師のスキルアップを図るための支援を進めます。

（※14）ネット DE 研修：県教育委員会が作成した、県内の教職員が各学校等よりｅラーニング教材をオンデマンドで受講できる研修システム。教職員の職種および経験年数に対応した 60 分または 90 分のコンテンツ等（約 200 本）を提供し、教職員研修等に活用するもの。

【参考】

学習指導要領の改訂

改訂された小学校等の学習指導要領では、特別な支援を必要とする子どもたちへの指導について、下記のように充実されました。

特別な配慮を必要とする児童への指導

（1）障害のある児童などへの指導

ア　障害のある児童などについては，特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ，個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

イ　特別支援学級において実施する特別の教育課程については，次のとおり編成するものとする。

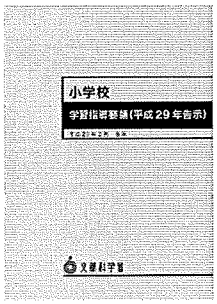
（ア）障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第７章に示す自立活動を取り入れること。

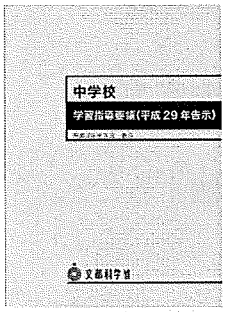
（イ）児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上，各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり，各教科を，知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして，実態に応じた教育課程を編成すること。

ウ　障害のある児童に対して，通級による指導を行い，特別の教育課程を編成する場合には，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第７章に示す自立活動の内容を参考とし，具体的な目標や内容を定め，指導を行うものとする。その際，効果的な指導が行われるよう，各教科等と通級による指導との関連を図るなど，教師間の連携に努めるものとする。

エ　障害のある児童などについては，家庭，地域及び医療や福祉，保健，労働等の業務を行う関係機関との連携を図り，長期的な視点で児童への教育的支援を行うために，個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに，各教科等の指導に当たって，個々の児童の実態を的確に把握し，個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に，特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については，個々の児童の実態を的確に把握し，個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し，効果的に活用するものとする。

＊中学校の学習指導要領では、「児童」の箇所が「生徒」と表記されています。





【参考】自立活動の6区分27項目

必要な項目を選定し、相互に関連付けて具体的な指導内容を決定する。

○健康の保持

生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
病気の状態の理解と生活管理に関すること。
身体各部の状態の理解と養護に関すること。
障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。
健康状態の維持・改善に関すること。

○心理的な安定

情緒の安定に関すること。
状況の理解と変化への対応に関すること。
障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

○人間関係の形成

他者とのかかわりの基礎に関すること。
他者の意図や感情の理解に関すること。
自己の理解と行動の調整に関すること。
集団への参加の基礎に関すること。

○環境の把握

保有する感覚の活用に関すること。
感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。
感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。
認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

○身体の動き

姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
日常生活に必要な基本動作に関すること。
身体の移動能力に関すること。
作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

○コミュニケーション

コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
言語の受容と表出に関すること。
言語の形成と活用に関すること。
コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
状況に応じたコミュニケーションに関すること。

第Ⅲ章　高等学校における特別支援教育の推進

1　特別な支援を必要とする生徒への対応

【現状と課題】

高等学校では、各校の特別支援教育コーディネーターを中心として、特別な支援を必要とする生徒の指導・支援に関する情報を校内委員会等で共有するなどの取組を進めています。また、必要に応じて特別支援教育補助員（※15）を配置し生徒の介助等を行っています。さらに、専門的な知識や経験のある発達障がい支援員（※16）が必要に応じて各校を巡回し、生徒の実態把握や「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の作成・活用についての助言等を行っています。

高等学校の受検時に特別な配慮を必要とする場合、個別に検討を行い、可能な範囲で、公平性を損なわない合理的配慮を提供しています。また、受検時の配慮だけでなく入学後の支援についての検討も必要なことから、本人・保護者と合意形成を図っています。

高等学校卒業時に、企業や進学先に支援情報を有効に引き継ぐことが、その後の社会参画に大きな影響を与えることから、支援情報ファイルの活用を進めるとともに、企業等に理解を求めていく必要があります。

【今後の取組】

関係する全ての教員が情報を共有し、指導・支援に関わることが重要であることから、校内で特別支援教育への理解を深めるとともに、県教育委員会が作成した「校内支援体制チェックリスト（※17）」を活用し、適切な校内支援体制を作ります。また、引き続き、高等学校に発達障がい支援員を配置します。

（※15）特別支援教育補助員：高等学校において、特別な支援を必要とする生徒のサポートを行う職員。学校からの要請に基づき県教育委員会が配置。

（※16）発達障がい支援員：高等学校における特別支援教育の推進のため、校内研修会の講師、実態把握および心理検査の実施と指導に関する助言、本人および保護者との面談、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成支援、各関係機関との連携、などを行う専門的な知識や経験を持った職員。

受検時に特別な配慮を必要とする生徒に対しては、引き続き、中学校で作成された「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」に記載された合理的配慮や中学校での支援の状況等をふまえ、個別に支援内容の検討を行います。

進路先への支援情報の引継ぎについては、パーソナルファイルの活用や外部機関との連携を図るとともに、特別支援学校の「個別の教育支援計画」を活用した相談機関等を交えた移行支援会議等の仕組みを共有するなど、特別支援学校のノウハウを参考にした取組を進めます。

2　通級による指導

【現状と課題】

高等学校における通級による指導が制度化（※18）され、本県においては平成31年4月から伊勢まなび高等学校において通級による指導を実施しています。

高等学校における通級による指導では、発達障がい等の特別な支援を必要とする生徒が、コミュニケーションスキルを高めたり、自分の特性と職種のマッチングを図ったりするなど、自己理解を深めるとともに、社会に出てから必要とされるスキルの習得などを行っています。

高等学校における通級の指導にあたっては、授業内容のさらなる充実を図るとともに、評価方法や単位の認定等について教員の共通理解が必要です。

【今後の取組】

高等学校にはさまざまな課程や学科があることから、伊勢まなび高等学校の取組における成果や課題をふまえ、地域の状況やニーズ、県内の配置のバランスを考慮して今後の北部・中部地域での実施について検討します。

（※17）校内支援体制チェックリスト：各高等学校が「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」に基づく支援と、途切れのない支援情報の引継ぎが、組織的、計画的に実施できる校内体制について自己評価し、校内体制整備に役立てるために、県教育委員会が作成したチェックリスト。

（※18）高等学校における通級による指導の制度化：高等学校においても通級による指導を実施できるよう平成28年12月に関係省令等を改正、平成30年4月施行。

特別支援学校のセンター的機能の活用等、通級による指導を実施している高等学校へのサポート体制について検討します。

3　入院している生徒に対する学習保障

【現状と課題】

本県では「三重県がん対策推進計画（第4期三重県がん対策戦略プラン）」（平成30年3月）を定めていますが、その中で高校教育段階の支援に対して、県教育委員会等と協力して進める旨が示されるなど、入院中の高校生に対する学習保障が課題となっています。

かがやき特別支援学校では、三重大学医学部附属病院に入院中の高校生に対して、特別支援学校のセンター的機能として学習支援や退院後の復帰に向けた関係者とのケース会議の開催など、安心して高校生活に戻れるよう支援を行っています。

【今後の取組】

入院中の高校生が、復帰に向けた不安の軽減や、学校に戻るという希望をもって治療に向かう気持ちを高めること等をめざし、ICT機器の活用による在籍校からの授業配信等の研究を進め、その効果や課題を明らかにします。

入院中の高校生の学習保障の仕組みを作るため、かがやき特別支援学校と在籍校である高等学校が連携して、入院前、入院中、退院後の各段階における支援内容、方法、体制等について研究を進めます。

第Ⅳ章　特別支援学校における教育の推進

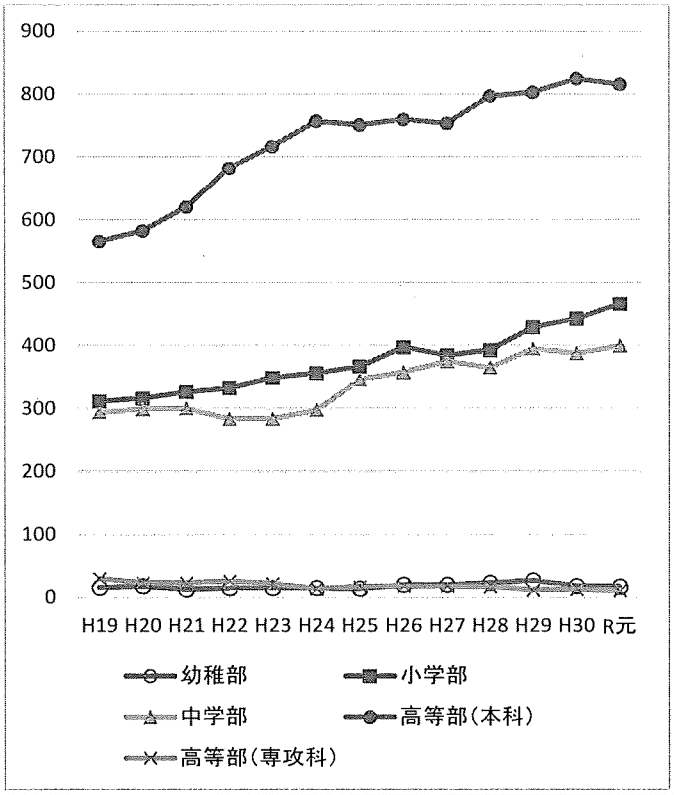
1　特別支援学校における指導の充実

【現状と課題】

本県では、18 校の県立特別支援学校（分校 4 校を含む）を設置しています。特別支援学校は、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の障がいを対象としており、それぞれの教育部門に対応した専門的な教育を行っています。障がいの状態により通学による学習が難しい場合は訪問教育（※19）を実施しています。

本県では、高等部の生徒数の急増はおさまりつつある状況ですが、小学部および中学部の児童生徒数が増加の傾向にあります。また、知的障がい教育部門の児童生徒数が増加しているのに対し、それ以外の教育部門においては減少している状況です。

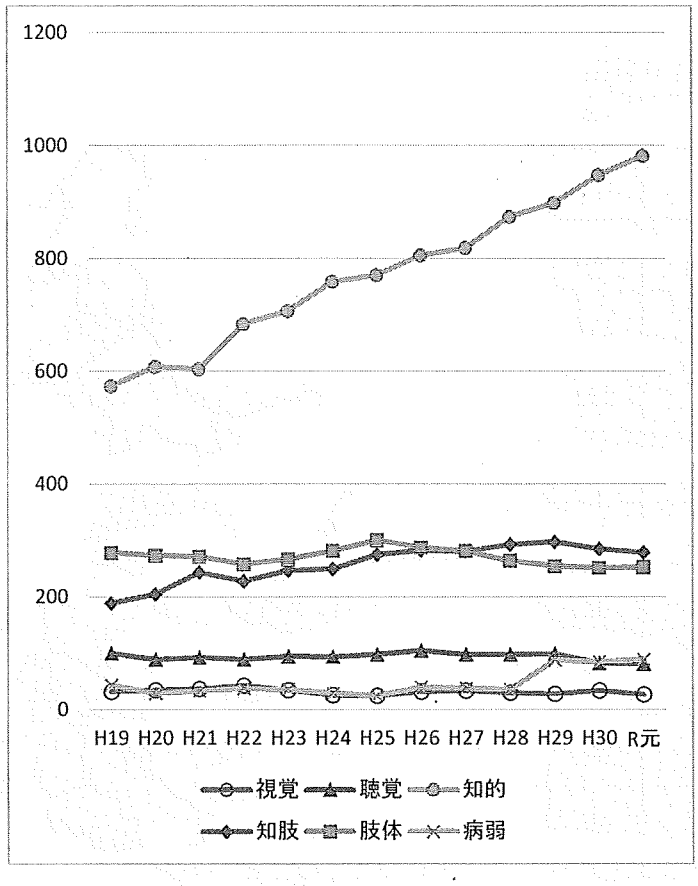
【資料 19】本県における特別支援学校の学部別在籍者の人数の推移



（県教育委員会調べ）

（※19）訪問教育：通学して学校教育を受けることが困難な子どもに対して、家庭や病院等に教員を派遣して行う教育形態。

【資料 20】本県における特別支援学校の教育部門別在籍者の人数の推移



（県教育委員会調べ）

特別支援学校では、卒業後の自立と社会参画に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の拠点として、障がい種別に応じた専門的な指導を行っています。

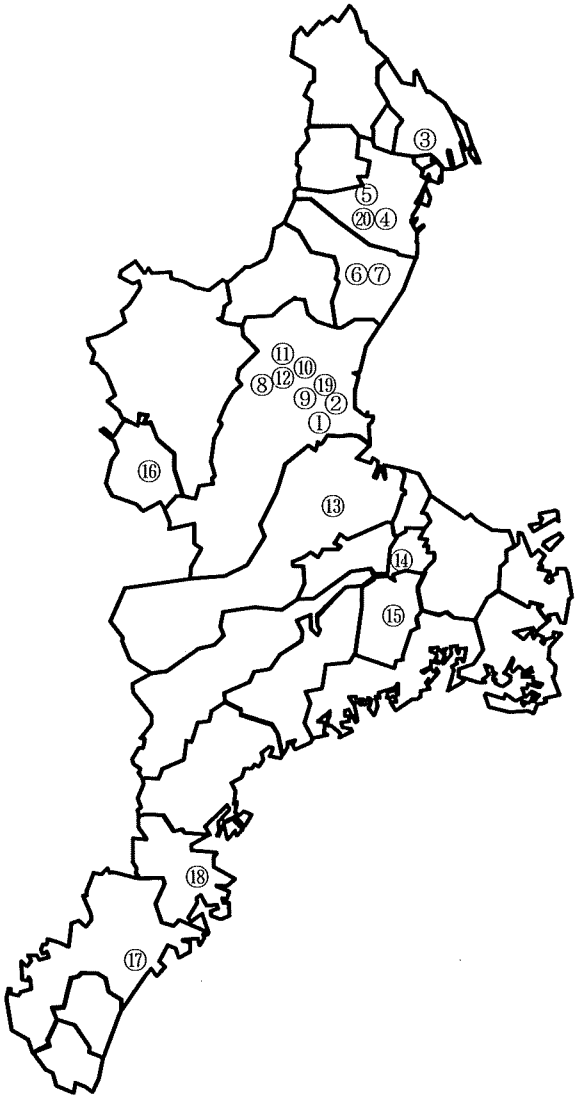
特別支援学校に在籍する子どもの障がいが、重度・重複化、多様化しています。そのため、特別支援学校の教員は、主となる障がいに関する指導の専門性だけでなく、併せ有する障がいに係る指導についても専門性を高めることが必要です。

社会の急速な情報化に伴い、子どもの学びや生活が大きく変化しています。特別支援学校においては、授業をはじめ教育活動のさまざまな場面で ICT 機器を活用しています。引き続き、子どもの可能性をさらに広げていく必要があります。

【資料 21】県内の特別支援学校の配置状況と在籍者数

（令和元年５月１日現在）

	学校名　教育部門　設置学部	人数
①	盲学校 視覚障がい　小中高専	27
②	聾学校 聴覚障がい　幼小中高専	81
③	くわな特別支援学校 知的障がい　小中高	147
④	特別支援学校西日野にじ学園 知的障がい　小中高	272
⑤	特別支援学校北勢きらら学園 肢体不自由　小中高	103
⑥	杉の子特別支援学校 肢体不自由・知的障がい　小中高	88
⑦	杉の子特別支援学校石薬師分校 知的障がい　高	90
⑧	稲葉特別支援学校 知的障がい　小中高	190
⑨	城山特別支援学校 肢体不自由　小中高	86
⑩	かがやき特別支援学校緑ヶ丘校 病弱　小中高	46
⑪	かがやき特別支援学校草の実校 肢体不自由　小中高	14
⑫	かがやき特別支援学校あすなろ校 病弱　小中	43
⑬	松阪あゆみ特別支援学校 知的障がい　小中高	157
⑭	特別支援学校玉城わかば学園 知的障がい　小中高	126
⑮	度会特別支援学校 肢体不自由　小中高	50
⑯	特別支援学校伊賀つばさ学園 肢体不自由・知的障がい　小中高	141
⑰	特別支援学校東紀州くろしお学園 肢体不自由・知的障がい　小中高	24
⑱	特別支援学校東紀州くろしお学園 おわせ分校 肢体不自由・知的障がい　小中高	26



⑲三重大学教育学部附属特別支援学校
　知的障がい　小中高
⑳私立　特別支援学校聖母の家学園
　知的障がい　小中高専

（県教育委員会調べ）

盲学校は県内唯一の視覚障がいの教育部門を設置する特別支援学校として、専門性の高い教育を実践するとともに、全県にわたり、視覚障がいや見え方に困難さのある子どもへの指導・支援を実施しています。早期段階からの適切な支援が、その後の視機能等の発達に大きく影響することから、平成26年度からはじめた乳幼児に対する支援では「意欲的に見る・触る」活動などを取り入れています。令和元年度からは、「ひだまり教室」として回数を週3回に増やすなど、就学前の子どもやその保護者への支援を一層充実させています。

聾学校は県内唯一の聴覚障がいの教育部門を設置する特別支援学校として、専門性の高い教育を実践するとともに、全県にわたり、聴覚障がいや聞こえに困難さのある子どもへの早期からの指導・支援を実施しています。人工内耳（※20）の普及により、子どもの聞こえの課題に変化が生じていることから、一人ひとりの聞こえ方に応じた指導方法、学習内容等の工夫が求められます。

知的障がいの特別支援学校においては、小学部・中学部に在籍する子どもが増加するとともに、障がいの状態や学習状況の個人差が大きい状況があります。学習指導要領の改訂をふまえ、小学部、中学部、高等部と、幼稚園や小学校、中学校等とのつながりを整理し、教育課程を見直すとともに、各教科の教育内容を充実することが必要です。

肢体不自由の特別支援学校においては、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を実施しています。これまで各学校で培ってきた高い専門性を維持・継続するとともに、重度・重複障がいの子どもが多く在籍していることから、自立活動の内容と教科等との関係を整理するなど、教育課程を見直す必要があります。また、小中学校および高等学校に準ずる教育課程で学ぶ子どもの学力を向上し、大学進学等の進路希望を実現するために、授業改善等、教育内容や方法の充実が必要です。

病弱の教育部門を設置する特別支援学校は、県内にはかがやき特別支援学校および同校あすなろ分校のみであり、在籍する子どもは、隣接・併設する病院に入院しています。各地域の病弱の子どもの学ぶ場について検討することが必要です。

（※20）人工内耳：音声を電気信号に変換し、蝸牛に埋め込まれた電極を通じて脳の言語中枢に伝えて、言葉として認識させるシステム。（一般財団法人全日本ろうあ連盟）

訪問教育においては、障がいや病気の状態によって通学が困難な子どもに対して、教員を家庭や病院に派遣して学習の機会を設けています。限られた授業時数の中で、子どもの体調を考慮しながら一人ひとりに応じた適切な支援を進めることが必要です。また、学習場所が限られていることから、子ども同士の学び合いが少ない状況にあります。

【今後の取組】

特別支援学校においては、子どもの将来の姿を思い描き、保護者の願いをふまえ、効果的な指導方法の検討を進めるため、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけているかどうかを大切にしたうえで、一人ひとりの十分な学びとなるよう、授業研究や教材研究に取り組みます。

重度・重複の障がいのある子どもの自立活動の指導については、各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っていることをふまえ、具体的な指導内容の設定について教員の理解を深めるため、事例検討等を進めます。

特別支援学校において、子どもたちの可能性を伸ばし、生活空間や参画できる社会を広げるため、タブレット端末等の ICT 機器を各教科の学習や自立活動等で効果的に活用します。また、ネットワーク上での基本的な情報モラルについて必要な知識を身につけ、トラブル等が発生した場合には周りの大人に相談するなど、適切に対応できる力をつけられるよう情報教育を充実させます。

盲学校においては、引き続き早期からの支援を継続するとともに、幼稚部の設置を含めた支援のあり方について検討します。また、県視覚障害センター（※21）や市町等と連携し、視覚障がいや見え方に困難さのある乳幼児から成人までを対象とした相談支援を進めます。

（※21）県視覚障害センター：目の見えない方、見えにくい方のための情報・文化・交流の拠点。 点訳・音訳ボランティア養成講習会、点字図書・録音図書の貸し出し、生活相談・生活訓練・対面朗読・プライベートサービス、交流事業等を実施。

聾学校においては、難聴児支援センター（※22）等と連携し、引き続き早期からの支援を行います。また、本県では手話言語条例（※23）を制定し、手話を大切にする取り組みを進めています。聾学校においても、誰もが手話に親しめるよう、交流及び共同学習やさまざまな機会を通して理解啓発を行います。

知的障がいの特別支援学校においては、各教科の年間計画等を見直すとともに、小学部から高等部までの各教科間のつながりや自立活動の指導内容の充実についての研修を各学校で進めます。

肢体不自由の特別支援学校においては、一人ひとりの障がいの状況に応じた自立活動の指導を充実するとともに、教育課程の見直しを行います。

病弱の特別支援学校においては、在籍できる学校が限られていることから、地域で病弱の子どもを受け入れられる環境を整えます。

訪問教育については、一人ひとりに応じた教育内容の充実を図るとともに、スクーリングの機会を活用して子ども同士の学び合う場面を設定するなど、学びの場やそのあり方について検討します。

（※22）難聴児支援センター：「聞こえ」に関する相談や、補聴器のフィッティング等を行う、県立子ども心身発達医療センター内に設置されたセンター。

（※23）手話言語条例：（目的）手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民および事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与する。（平成29年4月施行）。

2　キャリア教育の推進

【現状と課題】

特別支援学校に在籍する子どもの障がい種別、状態、学習の状況等はさまざまであり、卒業後の進路先は、大学等への進学、企業等への就職、福祉事業所等への就労等多岐にわたります。特別支援学校では、卒業後も地域で自分らしく豊かに暮らしていけるよう、生活年齢や障がいの状態等に応じたキャリア教育を推進しています。

全ての特別支援学校で、育む力を明確にしたキャリア教育プログラムを作成していますが、今後も子どもの自立と社会参画に向けて、幼稚部、小学部段階から高等部までのつながりのあるキャリア教育を進める必要があります。

特別支援学校においては、本人の特性と職種のマッチングを行い、早期からの計画的な職場実習等によって本人の適性を見極め、企業等にも本人の特性等を十分理解していただいたうえで、雇用に結びつけています。

【資料 22】特別支援学校高等部卒業生の進路状況

（単位：人）

		卒業者数	進学等	企業等	A 型事業所	福祉事業所（A 型除く）	医療等
H26 年度	人数	254	8	77	16	149	4
	割合		3.1%	30.3%	6.3%	57.5%	1.6%
H27 年度	人数	237	8	63	29	133	4
	割合		3.3%	26.6%	12.2%	56.5%	2.1%
H28 年度	人数	245	3	76	22	137	7
	割合		1.2%	31.0%	9.0%	56.0%	2.8%
H29 年度	人数	248	6	67	17	150	8
	割合		2.4%	27.0%	6.9%	60.5%	3.2%
H30 年度	人数	273	7	91	16	153	6
	割合		2.6%	33.3%	5.9%	56.0%	2.2%

（県教育委員会調べ）

企業等への就職については、生徒本人に適した職種・業務と必要な支援の方法を企業等に提案する形の職場開拓や、早期からの職場実習や企業等と連携した技能検定（※24）等を実施することで、企業等への就職を希望する特別支援学校高等部生徒の就職率は、近年100%を維持しています。

【資料23】特別支援学校高等部卒業生の一般就職者の業種および業務内容一覧

（平成30年度）（単位：人）

業務＼職種		製造	建設	食品加工	宿泊業 飲食 生活関連 サービス	卸売・小売	運輸・郵便	医療・福祉	金融・保険	農・林・水産	官公庁	人数	割合
機械製造		31										31	34.1%
建築・土木			1									1	1.1%
食品加工				1		2		1				4	4.4%
水産加工												0	0.0%
事務		2			1	1		1	4		4	13	14.3%
サービス	販売					8						8	8.8%
	接客											0	0.0%
	調理補助				1			2				3	3.3%
	介護補助							8				8	8.8%
	清掃	1			3		5	3				12	13.2%
	運搬・梱包・包装	2		1		2	2					7	7.7%
	クリーニング				2							2	2.2%
農業										2		2	2.2%
人数		36	1	2	7	13	7	15	4	2	4	91	100%
割合		39.6%	1.1%	2.2%	7.7%	14.3%	7.7%	16.5%	4.4%	2.2%	4.4%	100%	

（県教育委員会調べ）

福祉事業所への就労を希望する子どもが、進路先や地域で豊かに自分らしくいきいきと生活していくことができるよう、自己選択、自己決定の場面をできるだけ増やす取組が必要です。

（※24）技能検定：特別支援学校高等部の生徒が統一した基準で、清掃技能、接客サービス、看護・介助業務補助技能の各種検定を受検し、県教育委員会が取得級を認定する。

特別支援学校においては、ステップアップカフェ（※25）を活用し、職場実習や作業学習等の時間に製作した皿やカトラリーの製品活用を依頼するなど、関係部局、関係機関と連携した取組を実施しています。

特別支援学校においては、作業学習等で農業に関する内容を取り入れ、農福連携の取組を活用して、農業普及指導員や農業ジョブトレーナー（※26）の派遣を依頼するなど、授業内容の充実を図っています。

特別支援学校高等部卒業時には、教育・福祉・医療等の関係機関を交えた移行支援会議を開催し、円滑な移行を図っています。また、卒業後 3 年間は、進路指導担当者を中心に、進路先を定期的に訪問するなど、定着に向けた支援を行っています。

【今後の取組】

特別支援学校高等部生徒の進路希望の実現と地域生活への円滑な移行をめざして、幅広い選択肢から希望する進路を選択できるよう、引き続き職域を拡大するための職場開拓を進めるとともに、就労に向けた作業学習や職場実習に取り組みます。また、企業等と連携した技能検定を実施します。

「生きる力」を育み、一人ひとりが豊かな生活を営むことができる力を身につけられるよう、各特別支援学校でキャリア教育プログラムを活用して、幼稚部、小学部段階からの計画的・組織的なキャリア教育を推進します。

特別支援学校の取組が広く社会に理解されるよう、企業や福祉事業所等を対象とした学校見学会等の開催を進めます。

（※25）ステップアップカフェ：県民の皆さんや企業の方々に障がい者雇用について理解を深めていただくことを目的に障がい者の働く姿を発信し、就労における実習の場として県が設置した 働くカフェ。

（※26）農業普及指導員や農業ジョブトレーナー：農業普及指導員：特別支援学校における農業に係る作業学習充実のために三重県中央農業改良普及センターから派遣する。農業ジョブトレーナー：農業経営体における職場実習を実施する場合、農業者と生徒をつなぎ、職場定着をサポートするために、一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会から派遣する。

「三重県立特別支援学校における農業教育プログラム」を活用し、作業学習や職場実習を通して農業に親しみ関心を持つとともに、経験を広げ農業分野への就労希望を実現し農業を担える人材として活躍できるよう、農福連携等を活用するなど職域を拡大します。



特別支援学校から支援の主体を関係機関へスムーズに引き継げるよう、引き続き、在学中から障がい者就業・生活支援センター（※27）と連携します。

【資料 24】特別支援学校高等部卒業生の職場定着状況　　（単位：人）

年度	就職者数		H28.3 調査	H29.3 調査	H30.3 調査	H31.3 調査
H26 年度	98	継続者数	89	80	77	
		離職者数	9	18	21	
		定着率	90.8%	81.6%	78.6%	
H27 年度	95	継続者数		84	79	74
		離職者数		11	16	21
		定着率		88.4%	83.2%	77.9%
H28 年度	83	継続者数			80	72
		離職者数			3	11
		定着率			96.4%	86.7%
H29 年度	68	継続者数				60
		離職者数				8
		定着率				88.2%

※離職者に対しては、関係機関との連携により再就職および個別の支援を継続。
※平成 26・27 年度については事業所就職者に就労継続支援 A 型事業所（※28）を含む。
※専攻科卒業生を含む。　　（県教育委員会調べ）

（※27）障がい者就業・生活支援センター：障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面および生活面における一体的な相談支援を実施する機関。
（※28）就労継続支援 A 型事業所：通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供および生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。

3　医療的ケアの取組の充実

【現状と課題】

特別支援学校には、日常的に医療的ケアを必要とする子どもが在籍しており、特に、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアに対応する必要があります。必要に応じて看護師免許を有する常勤講師等（以下、「学校に勤務する看護師」という。）を配置して、教員と協働し、安全な医療的ケア（※29）を実施しています。特別支援学校に在籍する子どもの約5%（通学生約4%　訪問教育生約1%）が医療的ケアを必要としています。

【資料25】特別支援学校における医療的ケアの必要な子ども（通学生）と配置した常勤講師の人数の推移

（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	R元
医療的ケアの必要な児童生徒	72	65	70	71	66
常勤講師（看護師免許有）	16	16	17	18	16

（県教育委員会調べ）

【資料26】訪問教育における医療的ケアの必要な子どもの人数の推移

（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	R元
医療的ケアの必要な児童生徒	16	12	13	11	16

（県教育委員会調べ）

【資料27】医学一般研修（第3号研修）を受講した教員の人数の推移

（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	R元
研修受講教員数	25	18	31	14	25

（県教育委員会調べ）

（※29）教員と協働した医療的ケア：社会福祉士および介護福祉士法の一部改正（平成24年）に伴い、たんの吸引等5つの特定行為に限り、登録研修機関で研修を受けた介護職員等が、一定の条件下で制度上実施できることとなり、特別支援学校の教員についても研修を受講し、資格を取得することで、実施できることとなった。

【資料 28】特別支援学校における医療的ケアの実施状況

（令和元年 5 月 1 日現在）（単位：件）

医療的ケアの内容			通学生	訪問教育生
栄養	経管栄養	鼻腔留置の管からの注入	6☆	8
		胃ろう	35☆	6
		腸ろう	1☆	0
		口腔ネラトン法	0	0
	IVH 中心静脈栄養		0	0
呼吸	口腔・鼻腔内吸引	咽頭より手前	32☆	18
		咽頭より奥の気道	11	
	気管切開部	気管カニューレ内からの吸引	18☆	16
		気管カニューレ奥からの吸引	11	
		衛生管理	1	10
	経鼻咽頭エアウェイ	内吸引	3	0
		装置	1	0
	ネブライザー等の薬液吸入		7	3
	酸素療法		5	8
	人工呼吸器の使用		2	13
	カフアシスト		1	2
排泄	導尿（本人が自ら行う場合を除く）		4	5
	浣腸		0	3
その他	血糖値測定（本人が自ら行う場合を除く）		4	0
	インスリン注射等		3	0

※通学生：学校で行う医療的ケア。訪問教育生：保護者が行う医療的ケア。
※☆は教員ができる医療的ケアの行為。
※一人の子どもが複数のケアを必要とする場合、ケアの内容によりそれぞれでカウントしているため、【資料 25】【資料 26】の数字とは異なります。

（県教育委員会調べ）

特別支援学校において医療的ケアを実施するにあたり、学識経験者や医師等の専門分野に係る有識者を助言者とする特別支援学校メディカル・サポート会議を開催し、本県の体制等について協議しています。また、安全で安心な医療的ケアを実施するために、医学的知識と技能の習得および資格を取得するための研修の他、ヒヤリハットの事例検討や学校に勤務する看護師を対象としたスキルアップ研修会を実施しています。

医療的ケアの実施にあたり、子どもの状態やケアの内容によっては、保護者の付添いを依頼（8名　平成30年度）していますが、付添いに係る保護者の負担を軽減する必要があります。

学校に勤務する看護師は、医師のいない中での医行為の判断が求められる場合があり、その不安を軽減し、安全で安心な医療的ケアを実施するために、学校における医療的ケアに精通した医療的ケア指導医や指導看護師（※30）の派遣が求められています。また、医療現場とは異なる状況での勤務となることから、看護師の確保に課題があります。

高度な医療的ケアを必要とする子どもへの対応等を検討するため、医療的ケア指導医および指導看護師を実施校に派遣し、学校に勤務する看護師への指導・助言を行うとともに、子どもに付添う保護者の相談に応じています。また、学校に勤務する看護師と保護者の役割を明確にするなど、付添う保護者の負担軽減を図れるよう、校内支援体制の整備について指導・助言を行っています。

【今後の取組】

特別支援学校には、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを必要とする子どもが、一定数在籍することから、文部科学省局長通知「学校における医療的ケアの今後の対応について」（平成31年3月）に基づき、学校に勤務する看護師を適正に配置します。

県教育委員会では、平成30年度に「特別支援学校における医療的ケアガイドライン（※31）」を作成しました。引き続き、校内委員会の充実を図るとともに教員と学校に勤務する看護師等が連携し、安全で安心な医療的ケアを実施します。

（※30）医療的ケア指導医や指導看護師：学校における医療的ケアの校内体制に係る助言、学校に勤務する看護師への相談等を行う、指導的立場の医師および看護師。

（※31）特別支援学校における医療的ケアガイドライン：「学校における医療的ケアの今後の対応について」（平成31年3月）に基づき、本県が作成（平成31年3月）。

保護者への付添い依頼については、負担が軽減できるよう、「真に必要と考えられる場合に努めるべきであり、やむを得ず協力を求める場合にも、代替案などを十分に検討し、その理由や今後の見通しをていねいに説明することが必要」という、国の方針に基づき、保護者と十分な情報共有を行いながら、個別に検討を行います。

医療的ケア指導医および指導看護師を特別支援学校に派遣して、指導・支援を行うことにより、医師のいない状況で医行為の判断をしなければならない学校に勤務する看護師の不安の軽減に努めています。引き続き、特別支援学校において安全で安心な医療的ケアを実施するために、相談できる医療的ケア指導医および指導看護師を配置します。また、地域の医療機関や看護協会等と連携し、看護師の確保に取り組みます。

4　交流及び共同学習の充実

【現状と課題】

交流及び共同学習（※32）は、特別支援学校の子どもと地域の小中学校等の子どもが、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会です。県教育委員会では、平成 29 年度に「交流及び共同学習ガイドライン（※33）」を定め、基本的な考え方を示しました。

居住地校交流（※34）の一人あたりの実施回数は、小学部段階で年 2～3 回、中学部段階で年 1～2 回程度です。地域の中で共に学ぶことでお互いの良さに気づくなど、お互いの理解がさらに深まるよう、「交流及び共同学習ガイドライン」の考え方に基づく取組を進めることが必要です。

（※32）交流及び共同学習：交流及び共同学習においては、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面がある。

（※33）「交流及び共同学習ガイドライン」：県教育委員会が交流及び共同学習における留意点等をまとめたガイドライン。

【資料 29】特別支援学校における交流及び共同学習の実施回数

（平成 30 年度）

交流種別の実施状況		小学部	中学部	高等部
学校間交流（※35）	回数	111	40	53
	学校数	16	13	14
	1校あたり回数	6.9	3.0	3.7
居住地校交流	回数	502	114	
	参加人数	207	68	
	全児童生徒数	443	388	
	参加した割合	46.7%	17.5%	

（県教育委員会調べ）

【今後の取組】

各特別支援学校が交流及び共同学習を計画的、効果的に進められるよう、「交流及び共同学習ガイドライン」およびリーフレット「交流及び共同学習を進めるために」を活用し、その意義やスムーズな実施について共通理解を図ります。交流及び共同学習に参加した子どもの感想や子ども同士の関わりの変化等の評価を通じて、お互いの理解がさらに深まるよう取組を進めます。

交流及び共同学習を積極的に進めるため、市町等教育委員会に居住地校との交流や学校間交流における目的や意義などについて理解と協力を求めるとともに、副次的な籍（※36）についての研究を通して、その効果や課題をふまえ、内容の充実を図ります。

（※34）居住地校交流：特別支援学校の子どもが居住している地域の小中学校の子どもの中に入って活動する交流及び共同学習。

（※35）学校間交流：特別支援学校と幼稚園、小中学校および高等学校の学年単位等との集団で行う交流及び共同学習。

（※36）副次的な籍：特別支援学校小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の市町の小・中学校および義務教育学校に副次的な籍をもち、地域とのつながりを維持・継続するためのもの。

５　特別支援学校における安全・安心・健康な生活を送るための取組

【現状と課題】

県内の学校では「防災ノート（※37）」の活用などにより、子どもたちが自分の命を自分で守るための防災教育が進められていますが、特別支援学校では、日常的に心理面や医療面で配慮が必要な子どもたちが多く通っており、南海トラフ地震等の大規模災害が発生したときに、子どもの状況に応じて安全・安心を確保するための対策が必要とされています。

特別支援学校においては、全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」の開催に向けて、ボッチャ等の障がい者スポーツを体育の授業等で積極的に取り入れるとともに、交流及び共同学習の機会等を通して障がい者スポーツの普及に取り組んでいます。一人ひとりの発達段階や障がいの状況、体力等に応じて、卒業後もスポーツに親しむ態度を育むことが必要です。

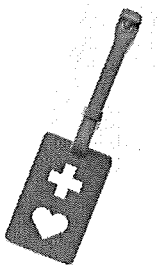
一人ひとりが、卒業後もより豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習の視点を取り入れた取組を在学中から行うことが必要です。



（※37）防災ノート：自然災害から子どもの命を守るため、県教育委員会が作成した防災学習用教材。
・子どもが地震や津波、台風等による危険や避難方法、家庭での防災対策を知り、自らの命を守るためにはどうすればよいかを考え、行動する力の育成
・子どもと保護者がともに家庭で防災ノートに取り組むことによる、家族の防災意識の向上と家庭の防災対策の充実
をめざして、県内の各学校に配付し、学校における防災教育を推進。

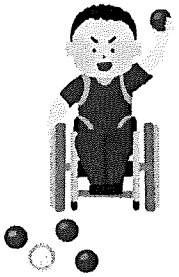
【今後の取組】

特別支援学校防災機能強化検討委員会などの研修会や意見交換の場を通じて、特別支援学校における災害等のさまざまな課題を検討するとともに、避難訓練の実施や危機管理マニュアルの見直し等により、災害時の安全確保のための体制づくりを進めます。また、発災時だけではなく、日頃からヘルプマーク（※38）の活用などを含め、必要な支援を周りに伝える力、公共施設等に自ら避難して自分の安全を確保する力等を育成する取組を進めます。



スポーツには、「する・みる・支える・知る」などさまざまな楽しみ方があることを伝えるとともに、スポーツを生活の中に取り入れ、生涯にわたりスポーツに親しむ習慣が身につくよう体育等の授業の充実を図ります。また、特別支援学校の教員を対象とした障がい者スポーツに係る講習会を引き続き開催することで、教員の指導力の向上をめざします。

地域における生涯学習の機会に積極的に参加できるよう「個別の教育支援計画」への生涯学習に関する内容の記載を進めます。特別支援学校においては、教育活動全体を通じて生涯学習に関する関心・意欲を高めるとともに、地域の社会教育施設等におけるさまざまな学習機会に関する情報提供を行うなど、社会教育との連携を図ります。



（※38）ヘルプマーク：援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマーク。

６　特別支援学校のセンター的機能による地域支援

【現状と課題】

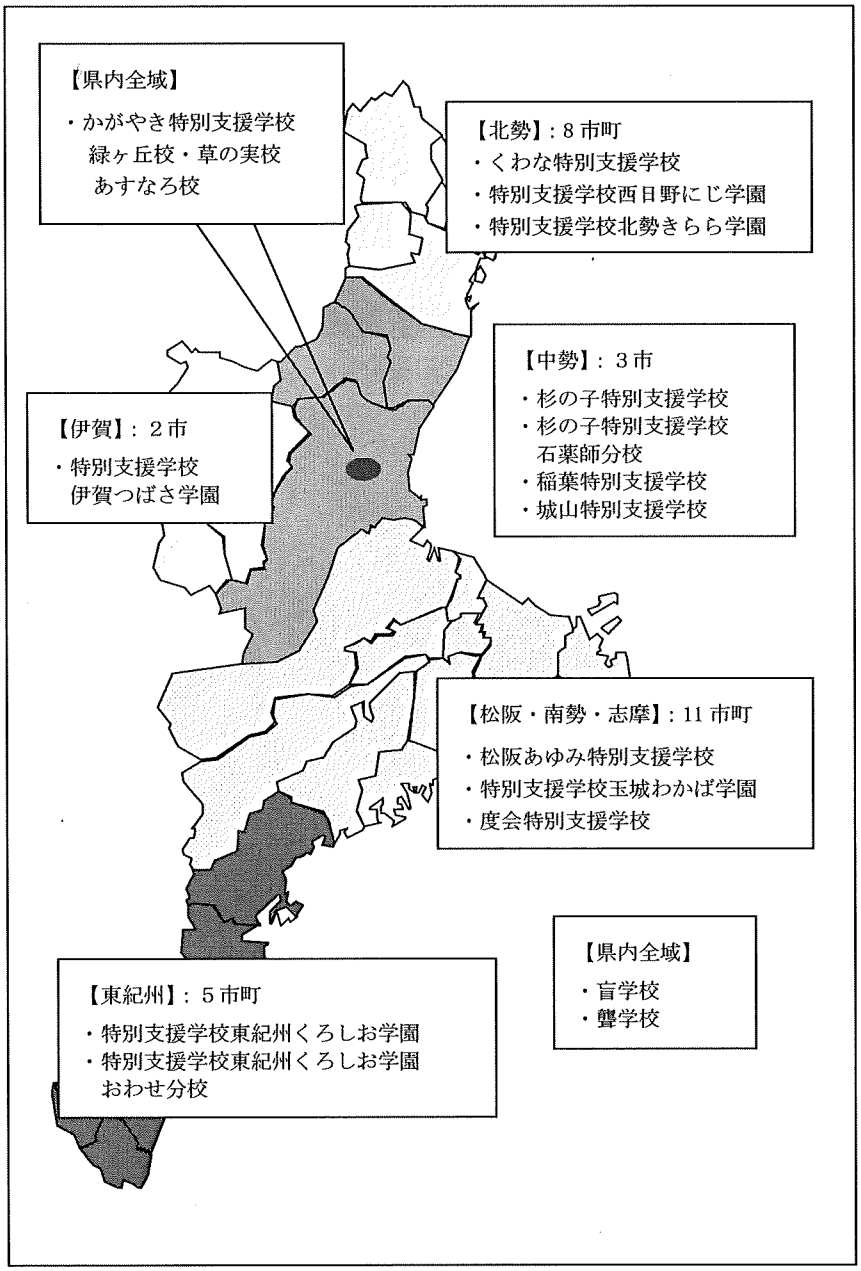
各特別支援学校においては、特別支援学校のセンター的機能（※39）として、小中学校および高等学校への支援を行うなど、地域の特別支援教育を推進する役割があります。特別支援学校のセンター的機能は、子どもの実態把握や指導・支援の方法、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の作成・活用等、多岐にわたっています。中でも、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもへの集団の場面での指導・支援や、周りの子どもの理解を進める取組等を充実させる必要があります。

小中学校および高等学校の特別支援教育を推進するために、特別支援学校のセンター的機能として、県内の地域ごとに当該特別支援学校が協力して支援を行っています。県立子ども心身発達医療センターに隣接・併設するかがやき特別支援学校は、発達障がいに係る特別支援学校のセンター的機能の拠点校としての役割があることから、効果的な支援方法などについて他の特別支援学校に対して指導・助言を行う必要があります。

県教育委員会では、特別支援学校のセンター的機能を県内全域で展開し、各特別支援学校と小中学校等の連携をより進めていくために、「三重県立特別支援学校センター的機能ガイドブック」としてまとめました。

（※39）特別支援学校のセンター的機能：特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする（学校教育法第 74 条から抜粋）。

【資料 30】特別支援学校のセンター的機能による支援担当地域



【資料 31】特別支援学校による地域支援の回数

（単位：回）

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
来校	2, 655	2, 154	2, 233	2, 118	2, 144
派遣	1, 127	1, 027	1, 057	992	918
合計	3, 782	3, 181	3, 290	3, 110	3, 062

（県教育委員会調べ）

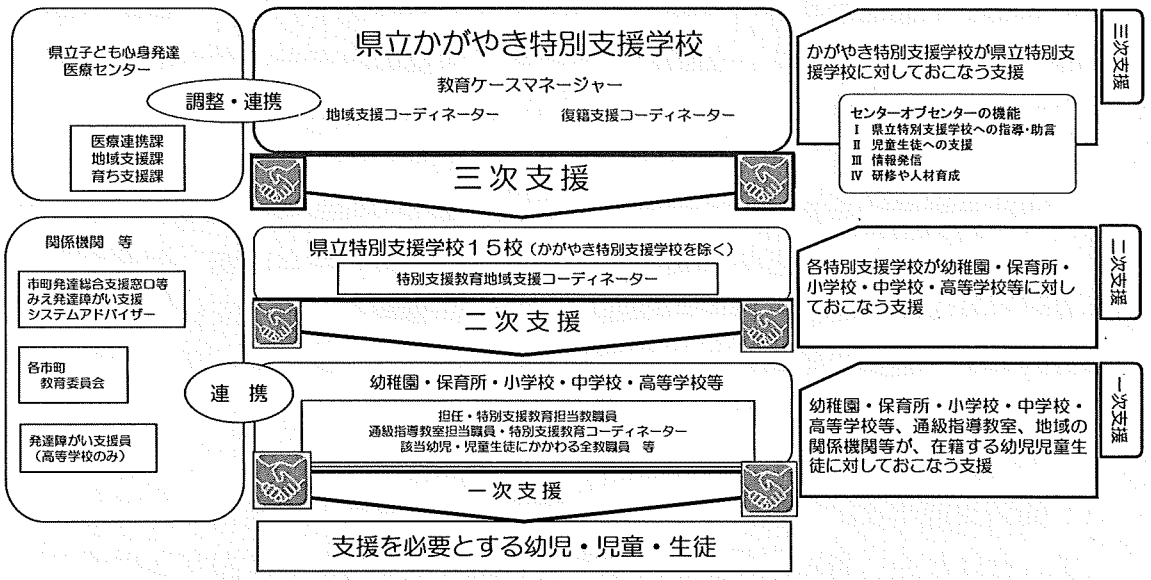
【今後の取組】

特別支援学校のセンター的機能をより有効に活用できるよう、「三重県立特別支援学校センター的機能ガイドブック」を小中学校および高等学校に周知します。特別支援学校では設置する教育部門に応じた障がいに関する支援に加えて、発達障がいに関する支援に取り組みます。

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの発達障がいに係る専門性の向上を図るため、引き続き、かがやき特別支援学校あすなろ校における実地研修を実施します。

特別支援学校のセンター的機能を遺憾なく発揮するため、県立子ども心身発達医療センターや大学と連携して、指導的立場の特別支援教育コーディネーターの養成に取り組みます。

【資料 32】県立かがやき特別支援学校を中核とした段階的な支援



第Ⅴ章　教員の専門性の向上

【現状と課題】

特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校等にも在籍していることから、全ての教員や保育士の特別支援教育に関する知識・技能を高めるために、全ての学校等において、特別支援教育に関する校内研修等を実施することが必要です。

小中学校の通常の学級や高等学校の教員は、特別な支援を必要とする子どもたちの特性や基本的な支援方法を理解するとともに、日常の学校生活や授業等の様子から支援の必要性に気づく力が求められます。また、通常の学級においては、周りの子どもの適切なかかわりや理解が不可欠なことから、特別な支援の必要性について周りの子どもに説明できる力が必要です。

通級による指導を担当する教員は、子どもの実態を適切に把握し、授業計画を立案して適切な指導・支援を行う力が求められます。また、通常の学級の担任と支援内容を共有し、通級による指導・支援の内容を通常の学級に引き継ぐ力が求められます。

特別支援学級を担当する教員は、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」に基づき、子どもの実態をふまえた各教科や自立活動の指導を行う力が求められます。また、通常の学級等の教員と連携し、特別支援学級における学習内容と、通常の学級における学習内容を整理し、適切に評価する力が求められます。

特別支援学校に在籍する子どもの障がいが、重度・重複化、多様化しています。そのため、特別支援学校の教員は、主となる障がいに関する指導の専門性だけでなく、併せ有する障がいに係る指導についても専門性を高めることが必要です。（再掲 27 頁）

【今後の取組】

小中学校および高等学校においては、校内委員会や研修会を開催するなど、子どもに関する情報の共有や障がいの特性、支援の方法に対する共通理解を深められるよう、特別支援学校のセンター的機能として校内委員会での助言などの取組を進めます。

特別支援学校のセンター的機能として、発達障がいに関する研修会や特別支援学校の授業体験、授業研究等の公開等を地域ごとに実施するとともに、特別支援学校と小中学校の教員が互いの専門性について共有し合うなどの連携を通して、地域の特別支援教育が充実するよう取り組みます。

通級による指導を担当する教員を対象とした研修を引き続き開催するとともに、地域ごとに通級による指導担当者を育成するための仕組み作りについて検討します。

特別支援学級の多様な実態の子ども一人ひとりに、適切な授業を実施できるよう、特別支援学校のセンター的機能の活用や研修会への参加等を促すなど、市町等教育委員会と連携した取組を進めます。

特別支援学校においては、子どもの将来の姿を思い描き、保護者の願いをふまえ、効果的な指導方法の検討を進めるため、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけているかどうかを大切にしたうえで、一人ひとりの十分な学びとなるよう、授業研究や教材研究に取り組みます。（再掲 30 頁）

発達障がいに関する専門性の向上のため、県立かがやき特別支援学校あすなろ校と小中学校の教員との人事交流について検討します。

特別支援学校において教育実習生を積極的に受け入れるとともに、教員養成段階で特別支援教育に関する授業やケース検討等に参加できるよう、大学等との連携を深めます。

大学等と連携し、認定講習等による特別支援学校教諭免許状保有率の向上のための取組を進めます。（平成 30 年度　三重県　80.1%　全国　79.7%）

第Ⅵ章　特別支援学校の整備

1　これまでの整備の経緯

東紀州くろしお学園の校舎を熊野市金山町に整備し、平成 29 年 4 月から新校舎で学習をしています。

県立子ども心身発達医療センターの整備に伴い、発達障がい支援の充実をめざして、かがやき特別支援学校（緑ヶ丘校、草の実校、あすなろ校）を平成 29 年 4 月（新校舎での学習は平成 29 年 6 月から開始）に再編整備しました。

玉城わかば学園の児童生徒数の増加による施設の狭隘化に対応するため、松阪あゆみ特別支援学校を新設し、平成 30 年 4 月に開校しました。

西日野にじ学園の児童生徒数の増加による狭隘化に対応するため、四日市市のあけぼの学園跡地を利活用し、令和元年 9 月から使用しています。

一部の特別支援学校においては施設の狭隘化、老朽化や教室不足が解消されていない状況です。

特別支援学校に通学する子どもの増加や、スクールバスの老朽化に伴い、車両の増車や更新を計画的に進めました。令和元年度現在、48 台のスクールバスを運行しています。

県内の各地域における特別支援学校の整備とスクールバスの配置の充実によって通学が困難な子どもが減少し、寄宿舎に入舎する子どもの数は減少しています。寄宿舎整備協議会を開催し、今後の寄宿舎のあり方について、寄宿舎設置校と協議を重ねてきました。

寄宿舎を利用する子どもの減少に伴い、平成 30 年度末に度会特別支援学校の寄宿舎を閉舎しました。

【資料 33】寄宿舎利用者の人数の推移　（単位：人）

年度	H27	H28	H29	H30	R 元
人数	33	41	43	38	32

（県教育委員会調べ）

２　今後の対応

特別な支援を必要とする子どもたちの増加や各特別支援学校における課題等に対しては、市町等教育委員会や各特別支援学校との情報共有を図り、地域の状況を考慮し、個別に検討を重ねています。引き続き、各特別支援学校への聞き取りや市町等教育委員会との情報共有をていねいに行い、在籍者数や障がい種別、地域等をふまえ、施設の狭隘化や教室不足等の課題解決に向けた検討を進めます。施設の老朽化については、「三重県立学校施設長寿命化計画（令和２年３月予定)」に基づき、計画的に対策を進めます。

スクールバスについては、子どもが安全で安心に通学できるよう計画的な配備を行い、運行します。また、導入後長年月を経過している車両については、必要な修繕を行うとともに、引き続き計画的に更新を進めます。

寄宿舎については、寄宿舎整備協議会において今後のあり方の検討を進めています。保護者等の関係者も含め、障がいの特性や地域のニーズ、統合の組合せ、防災面などに配慮し、寄宿舎のあり方について検討を進めます。

各章における目標指標

みえ県民力ビジョンおよび三重県教育ビジョンの主指標

項　目	現状値	R5
（☆）特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	100% (H30 年度)	100%

第Ⅰ章　切れ目ない支援体制の充実

項　目	現状値	R5
高等学校へ支援情報を引き継いだ中学校の割合（保護者の同意が得られた場合に限る）	—	100%

第Ⅱ章　小中学校における特別支援教育の推進

項　目	現状値	R5
（☆）小中学校の通常の学級において個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した学校の割合	支援計画 小：86.0% 中：70.2% 指導計画 小：91.5% 中：85.1% (H30 年度)	100%

第Ⅲ章　高等学校における特別支援教育の推進

項　目	現状値	R5
通級による指導を実施している高等学校数	1 校	3 校

第Ⅳ章　特別支援学校における教育の推進

項　目	現状値	R5
（☆）特別支援学校において、交流及び共同学習を実施した回数	845 回 (H30 年度)	950 回

第Ⅴ章　教員の専門性の向上

項　目	現状値	R5
幼稚園・小中学校・高等学校において、特別支援教育に関する校内研修を実施した学校の割合（4 年間の累計）	82.2% (H30 年度)	100%

（☆）は、みえ県民力ビジョンおよび三重県教育ビジョンの活動指標

議案第７５号

県立学校施設に係る長寿命化計画（案）及び実施計画（案）について

県立学校施設に係る長寿命化計画（案）及び実施計画（案）について、別紙のとおり提案する。

令和２年３月２４日提出　　三重県教育委員会教育長　廣田　恵子

提案理由

県立学校施設に係る長寿命化計画（案）及び実施計画（案）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２１条第１９号及び三重県教育委員会権限委任規則第１条第１号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

三重県立学校施設長寿命化計画

（案）

2020年3月

三重県教育委員会

目　次

1　学校施設の長寿命化計画策定の背景・目的等　・・・・・　1

(1)計画策定の背景　・・・・・　1

(2)計画の目的　・・・・・　1

(3)計画の位置付け　・・・・・　2

(4)計画期間　・・・・・　2

(5)対象施設　・・・・・　2

2　学校施設のめざす姿　・・・・・　3

3　学校施設の実態　・・・・・　4

(1)学校施設の設置状況　・・・・・　4

(2)学校施設の老朽化の状況　・・・・・　7

(3)施設関連経費の状況　・・・・・　8

(4)今後の維持・更新経費(従来型と長寿命化型の比較)　・・・・・　8

4　学校施設整備の基本的な方針等　・・・・　１０

(1)学校施設の規模や配置の適正化　・・・・　１０

(2)改修等の基本的な方針　・・・・　１１

5　基本的な方針等をふまえた施設整備の水準等　・・・・　１５

6　長寿命化の実施計画　・・・・　１６

(1)実施計画の策定　・・・・　１６

(2)改修等の優先順位付け　・・・・　１６

7　長寿命化計画の継続的運用方針　・・・・　１６

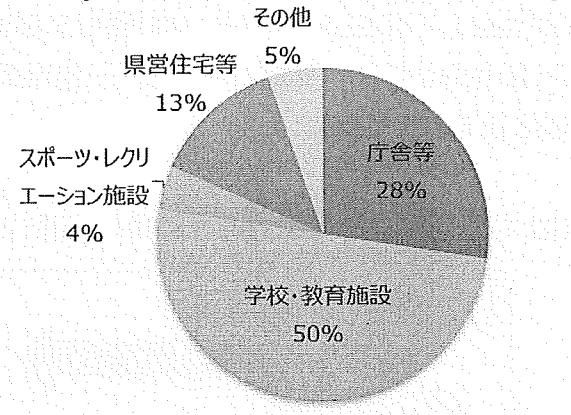
1 学校施設の長寿命化計画策定の背景・目的等

(1)計画策定の背景

三重県では、学校施設として 75 校（高等学校 57 校、特別支援学校 18 校）、延べ面積にして約 93 万㎡の建物を保有しており、これは三重県が保有する施設の約 5 割にあたります。

学校施設は、その多くが昭和 40～50 年代を中心に建設されており、これらのうち、築 40 年を超える建物が約 5 割を占めるなど、老朽化が進んでおり、今後、維持管理や改築に多額の費用がかかることが見込まれます。

公共施設の延べ床面積グラフ
(みえ公共施設等総合管理基本方針より抜粋)



一方で、近年の教育に対するニーズは、AI 技術の進展など社会経済情勢の変化に伴う学習内容の変更、グローバル化の進展に伴う外国人生徒の増加や障がいのある児童生徒や特別な支援の必要な児童生徒への対応など、時代と共に変化しており、それらの視点を取り入れた施設整備を行っていく必要があります。

さらに、地球温暖化による夏季の気温上昇に対応するための空調整備や、生活様式の変化に伴うトイレの洋式化など、安全・快適な学習環境の確保、節電、節水型の設備機器への更新による省エネルギー対策、災害時の地域の避難所としての機能充実などが求められています。

(2)計画の目的

このように、学校に求められる機能が複雑化・多様化する中、老朽化対策は劣化した建物や設備について単に建築時の状態に戻すだけでなく、機能や性能を現在の学校に求められている水準まで引き上げていくことも重要です。

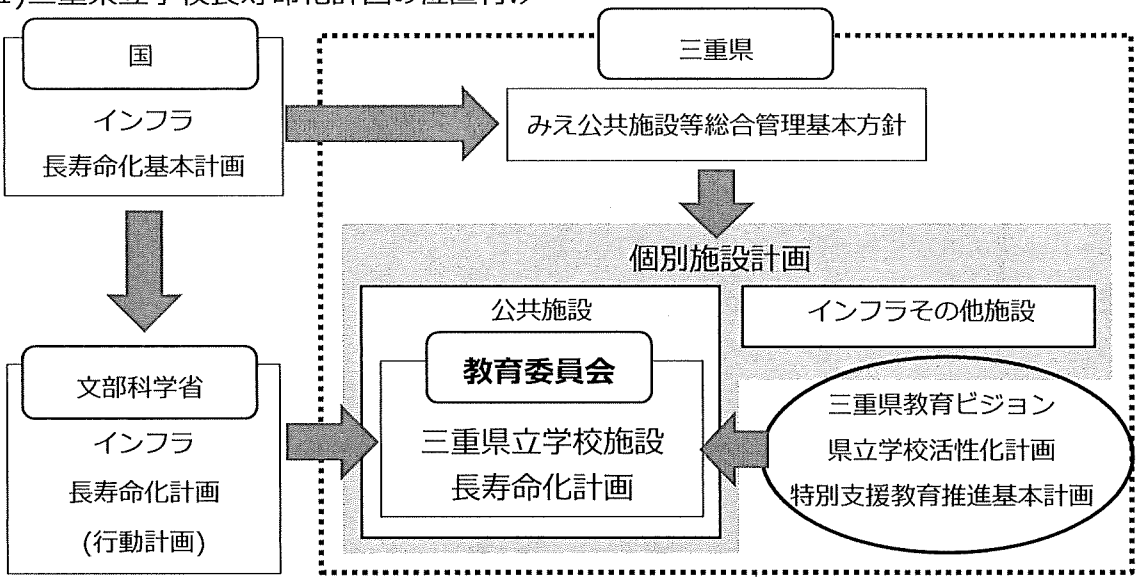
求められる老朽化対策を実施していくためには多額の費用を要することから、計画的に学校施設の改修や更新を図っていく必要があります。

そのため、本計画において学校施設の維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減と予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するため、中長期的な施設整備の方針を示し、計画的に老朽化対策を進めることを目的として策定します。

(3)計画の位置付け

三重県では、平成 25 年 11 月に策定された国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、県の公共施設の総合的・計画的な管理方針として、平成 27 年 3 月に「みえ公共施設等総合管理基本方針」を策定しました。本計画は、「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づく、県立学校施設の個別施設計画として策定します。なお、本計画は文部科学省が平成 27 年 3 月に策定した「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」、「三重県教育ビジョン」等、関係する計画に掲げられた施策と整合を図ったものとしていきます。

(図 1)三重県立学校長寿命化計画の位置付け



(4)計画期間

本計画の計画期間は、令和 2(2020)年度から「みえ公共施設等総合管理基本方針」の終期である令和 16(2034)年度までの 15 年間とし、学校施設を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、具体的な計画内容を示す実施計画は、4 年毎に作成していきます。

なお、本計画は、「三重県教育ビジョン」等の本計画と関連の深い計画の改訂や社会情勢等の変化により必要が生じた場合は見直しを行うこととします。

(5)対象施設

三重県教育委員会が所管する高等学校、特別支援学校を対象とします。

2 学校施設のめざす姿

三重県の教育のめざす姿とその実現に向けた施策の方向性を示す中長期計画である「三重県教育ビジョン」（令和２年３月策定予定）では、基本施策「安全で安心な学びの場づくり」における、施策「学校施設の充実」のなかで、以下のとおりめざす姿や主な取組内容を示しています。

■めざす姿

老朽化や耐震への対応が進むとともに、生活様式の変化にも対応した、安全で快適な学校施設で子どもたちが安心して学校生活を送っています。

■主な取組内容

□老朽化対策の推進

県立学校において、屋上・外壁など校舎の経年劣化の修復や給排水設備や電気設備の更新を計画的に進めます。

□快適な学習環境づくりの推進

県立学校において、猛暑に備えるため、空調設備の整備・更新を進めます。また、トイレについては、生活様式の変化に対応するため、老朽化対策とあわせて大便器の洋式化や乾式清掃の床への転換など、機能面の向上を計画的に進めます。

□バリアフリー化の推進

県立学校で学ぶ子どもたちの実情に応じたバリアフリー改修を引き続き進めるとともに、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく整備を行います。

□自然環境を考慮した施設整備・改修の実施

ＬＥＤ照明への更新を進めるなど、県立学校の省エネルギー化を推進するとともに、「みえ公共建築物等木材利用方針」に基づく整備を行います。

□学習内容の変化に配慮した施設整備・改修の実施

県立学校の整備・改修の際には、情報関連設備等の増設を想定するとともに、学習形態にあわせて間仕切等の変更が可能となるよう配慮し、学習内容や学習形態の変化に柔軟に対応できるよう取り組みます。

3 学校施設の実態

(1)学校施設の設置状況

①学校数、面積等

三重県には、高等学校 57 校、特別支援学校 18 校の合計 75 校の県立学校施設があります。

高等学校全体の延べ面積は約 82 万㎡、特別支援学校全体の延べ面積は約 11 万㎡で、県立学校施設全体で約 93 万㎡となります。

表：県立高等学校施設一覧(令和元年５月１日時点)

	学校名	所在地	棟数	保有面積	生徒数	学級数
1	桑名高等学校	桑名市大字東方１７９５	25(10)	15,876	1,198	33
2	桑名西高等学校	桑名市大字志知字東山２８３９	21(6)	13,303	871	22
3	桑名北高等学校	桑名市大字下深谷部字山王２５２７	15(6)	13,113	632	18
4	桑名工業高等学校	桑名市芳ヶ崎１３３０－１	31(9)	14,677	475	14
5	いなべ総合学園高等学校	いなべ市員弁町御薗６３２	18(4)	20,052	955	30
6	川越高等学校	三重郡川越町大字豊田２３０２－１	16(6)	12,958	953	24
7	四日市高等学校	四日市市富田４丁目１－４３	25(9)	15,853	1,035	26
8	四日市南高等学校	四日市市大字日永字岡山４９１７	20(7)	11,339	957	24
9	四日市西高等学校	四日市市桜町６１００	16(5)	13,993	833	21
10	朝明高等学校	四日市市中野町２２１６	17(7)	12,810	645	17
11	四日市四郷高等学校	四日市市八王子町字高花１６５４	13(6)	12,938	658	17
12	四日市農芸高等学校	四日市市河原田町２８４７	34(9)	17,765	713	18
13	四日市工業高等学校	四日市市日永東３丁目４－６３	30(15)	22,897	1,153	34
14	四日市中央工業高等学校	四日市市菅原町６７８	28(16)	18,994	714	18
15	四日市商業高等学校	四日市市尾平町永代寺２７４５	22(8)	15,642	794	20
16	菰野高等学校	三重郡菰野町大字福村８７０	25(7)	11,584	462	14
17	神戸高等学校	鈴鹿市神戸４丁目１－８０	32(7)	16,281	956	24
18	白子高等学校	鈴鹿市白子４丁目１７－１	20(8)	13,583	743	19
19	石薬師高等学校	鈴鹿市石薬師町字寺東４５２	24(6)	13,339	429	13
20	稲生高等学校	鈴鹿市稲生町８２３２－１	14(7)	13,912	653	17
21	飯野高等学校	鈴鹿市三日市町字東新田場１６９５	19(9)	11,127	588	24
22	亀山高等学校	亀山市本町１－１０－１	24(9)	15,961	711	20
23	津高等学校	津市新町３丁目１－１	23(9)	15,664	1,036	26
24	津西高等学校	津市河辺町２２１０－２	23(7)	14,302	956	26
25	津東高等学校	津市一身田上津部田１４７０	21(6)	13,741	945	26
26	津工業高等学校	津市半田５３４	28(11)	17,435	718	18
27	津商業高等学校	津市渋見町６９９番地	27(8)	13,942	837	21
28	久居高等学校	津市戸木町３５６９－１	16(8)	13,894	705	21
29	久居農林高等学校	津市久居東鷹跡町１０５	54(14)	23,989	699	27
30	白山高等学校	津市白山町南家城６７８	19(6)	9,154	315	9
31	松阪高等学校	松阪市垣鼻町１６６４	29(9)	16,456	955	24
32	松阪工業高等学校	松阪市殿町１４１７	27(14)	20,893	753	22
33	松阪商業高等学校	松阪市豊原町１６００	21(9)	12,901	593	16
34	飯南高等学校	松阪市飯南町粥見５４８０－１	24(10)	9,568	234	9
35	相可高等学校	多気郡多気町相可５０	50(13)	18,958	658	17
36	昴学園高等学校	多気郡大台町茂原４８	19(7)	15,912	191	9
37	宇治山田高等学校	伊勢市浦口３丁目１３－１	29(7)	12,300	718	18
38	伊勢高等学校	伊勢市神田久志本町１７０３－１	23(8)	13,727	917	23

39	伊勢工業高等学校	伊勢市神久２丁目７－１８	30(10)	17,116	514	13
40	宇治山田商業高等学校	伊勢市黒瀬町札ノ木１１９３	23(9)	13,536	598	15
41	明野高等学校	伊勢市小俣町明野１４８１	48(12)	18,724	525	14
42	南伊勢高等学校・南勢校舎	度会郡南伊勢町船越２９２６－１	11(4)	6,332	31	3
43	南伊勢高等学校・度会校舎	度会郡度会町大野木２８３１	21(5)	9,889	170	6
44	鳥羽高等学校	鳥羽市安楽島町１４５９	20(6)	13,556	193	7
45	志摩高等学校	志摩市磯部町恵利原１３０８	20(7)	11,020	323	9
46	水産高等学校	志摩市志摩町和具２５７８	28(13)	15,360	237	10
47	上野高等学校	伊賀市上野丸の内１０７	26(10)	14,624	884	25
48	あけぼの学園高等学校	伊賀市川東４１２	12(6)	9,134	231	9
49	伊賀白鳳高等学校	伊賀市緑ヶ丘西町２２７０－１	62(15)	25,716	810	21
50	名張高等学校	名張市東町２０６７－２	29(12)	15,397	635	19
51	名張青峰高等学校	名張市百合が丘東６番町１	13(6)	12,811	862	23
52	尾鷲高等学校	尾鷲市古戸野町３－１２	38(12)	18,431	551	21
53	木本高等学校	熊野市木本町１１０１－４	21(7)	16,274	594	18
54	紀南高等学校	南牟婁郡御浜町阿田和１９６０	16(7)	9,843	236	8
55	北星高等学校	四日市市大字茂福字横座６６８－１	11(6)	7,950	564	27
56	みえ夢学園高等学校	津市柳山津興１２３９	11(5)	9,905	455	21
57	伊勢まなび高等学校	伊勢市神田久志本町１５６０	13(5)	8,305	141	15
計			1,375(479)	823,506	36,912	1,063

※棟数欄の括弧内の数字は、延べ面積が 200 ㎡以上の建物で、一体的に工事すべき「かたまり」をひとつの棟とした場合の棟数です。200 ㎡未満の小規模な建物は含みません。

※通信制（北星高等学校、松阪高等学校）の生徒数は含みません。

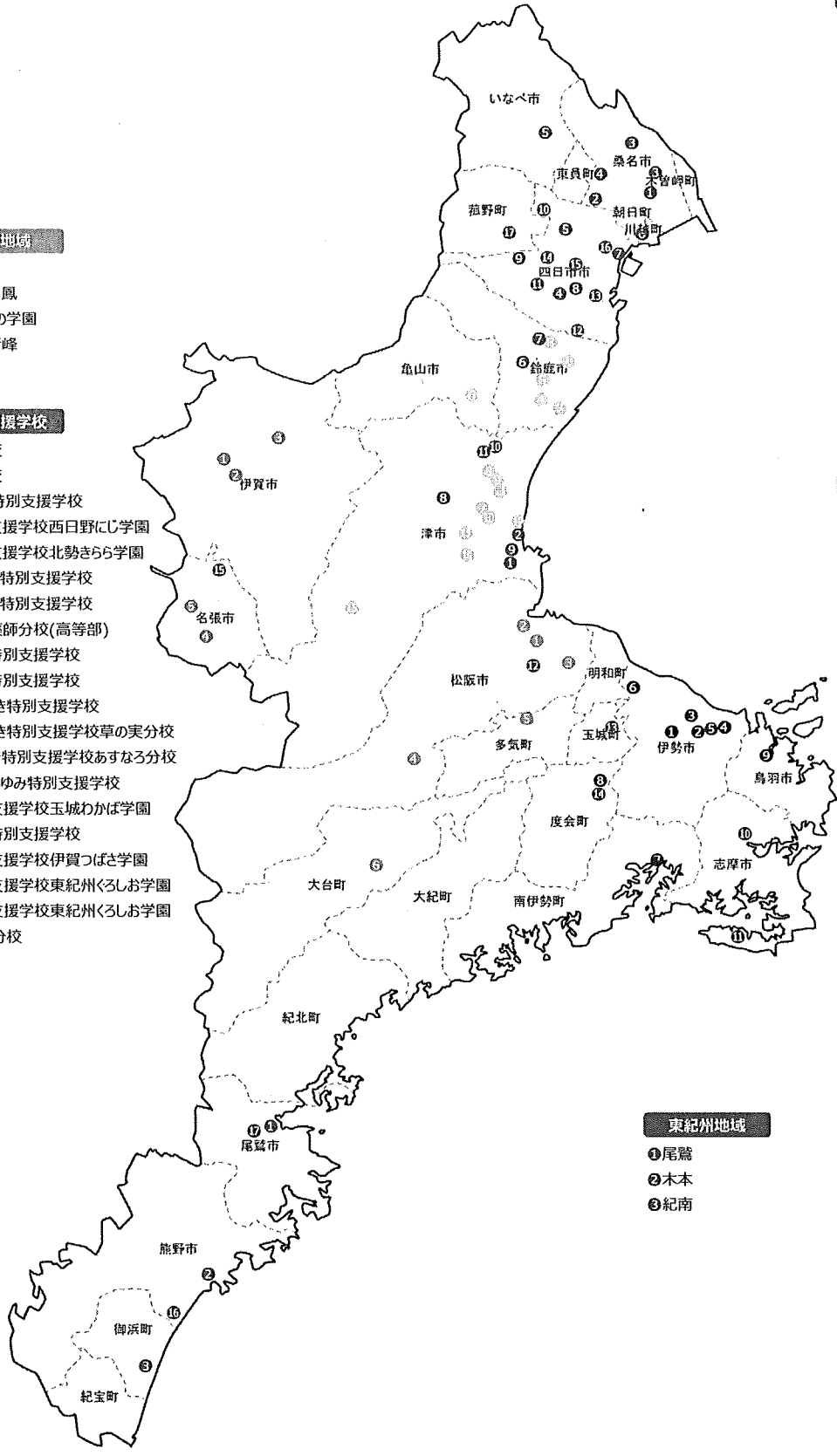
表：県立特別支援学校施設一覧(令和元年５月１日時点)

	学校名	所在地	棟数	保有面積	生徒数	学級数
1	盲学校	津市高茶屋４丁目３９－１	16(7)	7,298	27	18
2	聾学校	津市大字藤方２３０４－２	21(6)	8,191	81	31
3	くわな特別支援学校	桑名市大字東方字尾弓田１０７３	14(4)	7,142	147	32
4	城山特別支援学校	津市城山１丁目５－２９	9(5)	7,461	86	33
5	杉の子特別支援学校	鈴鹿市加佐登３丁目２－２	10(3)	3,822	88	29
6	杉の子特別支援学校石薬師分校	鈴鹿市石薬師町字寺東４５２	4(2)	1,123	90	13
7	かがやき特別支援学校	津市大里窪田町３５７	11(4)	5,612	46	23
8、9	かがやき特別支援学校草の実,あすなろ分校	津市大里窪田町４５０－５	1(1)	4,187	57	21
10	稲葉特別支援学校	津市稲葉町字上野４１０１	13(7)	7,667	190	35
11	特別支援学校西日野にじ学園	四日市市西日野町４０７０－３５	12(5)	7,918	272	53
12	度会特別支援学校	度会郡度会町大野木１８２５	20(5)	6,492	50	23
13	特別支援学校玉城わかば学園	度会郡玉城町宮古７２６－１７	13(8)	7,931	126	27
14	特別支援学校北勢きらら学園	四日市市下海老町字高松１６１	15(7)	8,795	103	41
15	特別支援学校伊賀つばさ学園	名張市美旗町南西原２２９－２	9(8)	7,589	141	34
16	特別支援学校東紀州くろしお学園	熊野市金山町２４９６	4(2)	2,729	24	12
17	特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校	尾鷲市光ヶ丘２８－６１	10(3)	5,110	26	11
18	松阪あゆみ特別支援学校	松阪市久保町１８４６－１９５	2(1)	5,997	157	34
計			184(78)	105,064	1,711	470

※棟数欄の括弧内の数字は、延べ面積が 200 ㎡以上の建物で、一体的に工事すべき「かたまり」をひとつの棟とした場合の棟数です。200 ㎡未満の小規模な建物は含みません。

②施設の配置状況

県立学校の配置状況は図のとおりです。



北勢地域
- ❶桑名
- ❷桑名西
- ❸桑名北
- ❹桑名工業
- ❺いなべ総合学園
- ❻川越
- ❼四日市
- ❽四日市南
- ❾四日市西
- ❿朝明
- ⓫四日市四郷
- ⓬四日市農芸
- ⓭四日市工業
- ⓮四日市中央工業
- ⓯四日市商業
- ⓰北星
- ⓱菰野

中勢地域
- ❶神戸
- ❷白子
- ❸石薬師
- ❹稲生
- ❺飯野
- ❻亀山
- ❼津
- ❽津西
- ❾津東
- ❿津工業
- ⓫津商業
- ⓬みえ夢学園
- ⓭久居
- ⓮久居農林
- ⓯白山

松阪地域
- ❶松阪
- ❷松阪工業
- ❸松阪商業
- ❹飯南
- ❺相可
- ❻昴学園

南勢志摩地域
- ❶宇治山田
- ❷伊勢
- ❸伊勢工業
- ❹宇治山田商業
- ❺伊勢まなび
- ❻明野
- ❼南伊勢(南勢校舎)
- ❽南伊勢(度会校舎)
- ❾鳥羽
- ❿志摩
- ⓫水産

東紀州地域
- ❶尾鷲
- ❷木本
- ❸紀南

伊賀地域
- ❶上野
- ❷伊賀白鳳
- ❸あけぼの学園
- ❹名張青峰
- ❺名張

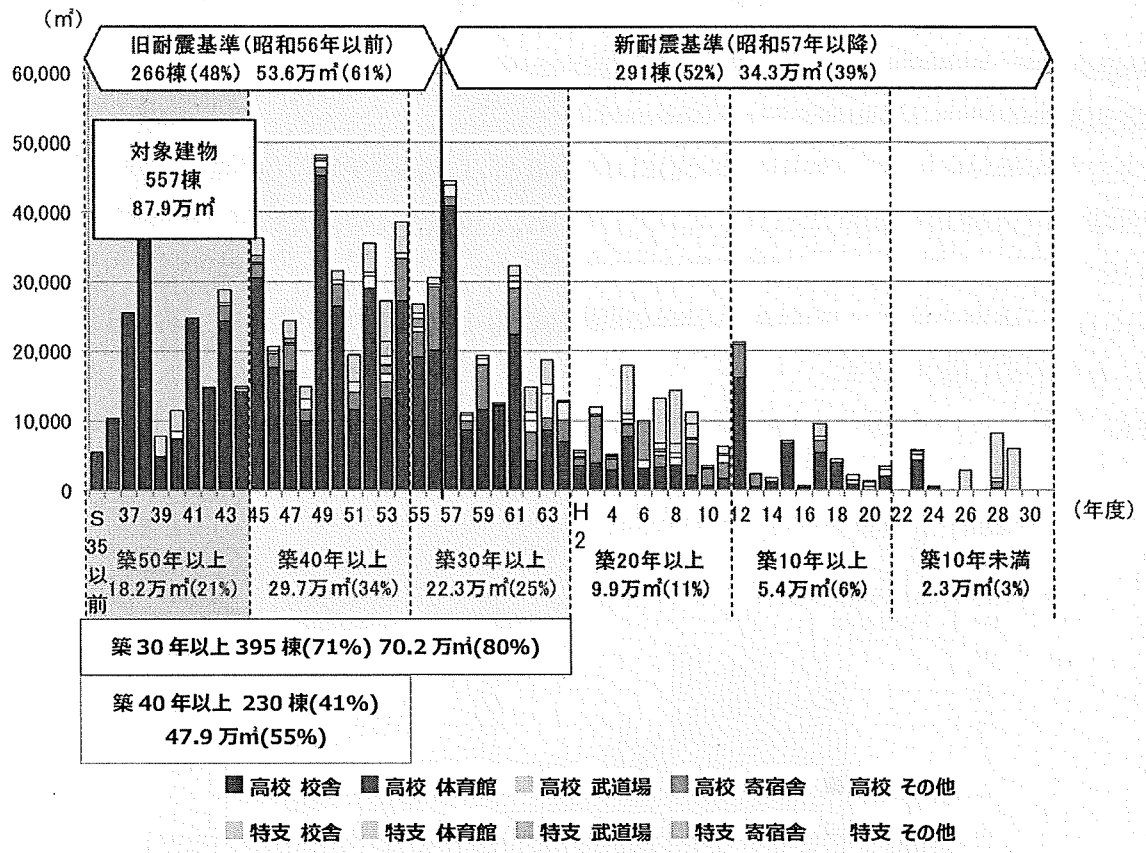
特別支援学校
- ❶盲学校
- ❷聾学校
- ❸くわな特別支援学校
- ❹特別支援学校西日野にじ学園
- ❺特別支援学校北勢きらら学園
- ❻杉の子特別支援学校
- ❼杉の子特別支援学校 石薬師分校(高等部)
- ❽稲葉特別支援学校
- ❾城山特別支援学校
- ❿かがやき特別支援学校
- ⓫かがやき特別支援学校草の実分校 かがやき特別支援学校あすなろ分校
- ⓬松阪あゆみ特別支援学校
- ⓭特別支援学校玉城わかば学園
- ⓮度会特別支援学校
- ⓯特別支援学校伊賀つばさ学園
- ⓰特別支援学校東紀州くろしお学園
- ⓱特別支援学校東紀州くろしお学園 おわせ分校

(2)学校施設の老朽化の状況

現在保有している学校施設を、延べ面積が 200 ㎡以上の建物で建築年代別にみると、築 30 年以上経過した建物は 395 棟（71%）70.2 万㎡（80%）、築 40 年以上経過した建物は 230 棟（41%）47.9 万㎡（55%）となっています。

また、旧耐震基準の建物(昭和 56 年以前に建築)は 266 棟（48%）53.6 万㎡（61%）、新耐震基準の建物は 291 棟（52%）34.3 万㎡（39%）となっています。

築年別整備状況



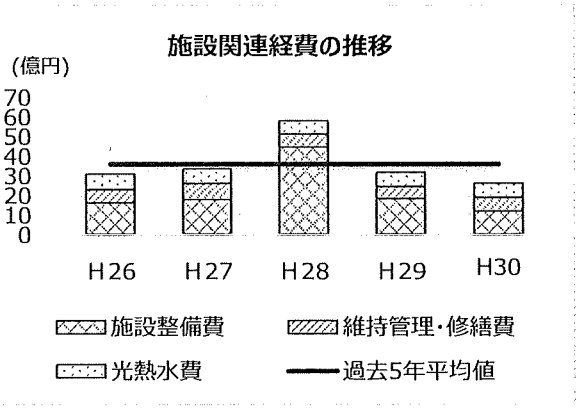
三重県では、耐震性の不足している建物の耐震化を最優先に取組を進め、平成 9 年度以降、耐震改修を実施する建物については、耐震改修に併せて、劣化状況に応じ、内部仕上げや電気設備、給排水設備、屋上防水、外壁改修等の老朽化対策を実施してきました。

しかし、耐震改修を実施した建物もすでに 20 年以上経過しているものもあり、また、旧耐震基準の建物で耐震性のある建物や新耐震基準の建物で築 30 年以上経過しているものの中には、老朽化対策が実施されていない建物が多くあります。こうした状況の中、平成 29、30 年度に実施した劣化状況調査においては全体的に劣化の進行が認められました。

また、トイレの洋式化など設備面でも住環境とのギャップが大きくなっており、設備面においても改修や更新が必要になっている状況です。

(3)施設関連経費の状況

過去 5 年間の県立学校施設関連経費の平均は、施設整備費は 22 億円/年、維持管理・修繕費は 7 億円/年、光熱水費は 7 億円/年、全体で概ね 36 億円/年となっていますが、年々減少傾向にあり、施設関連経費についてより効果的な執行が求められます。



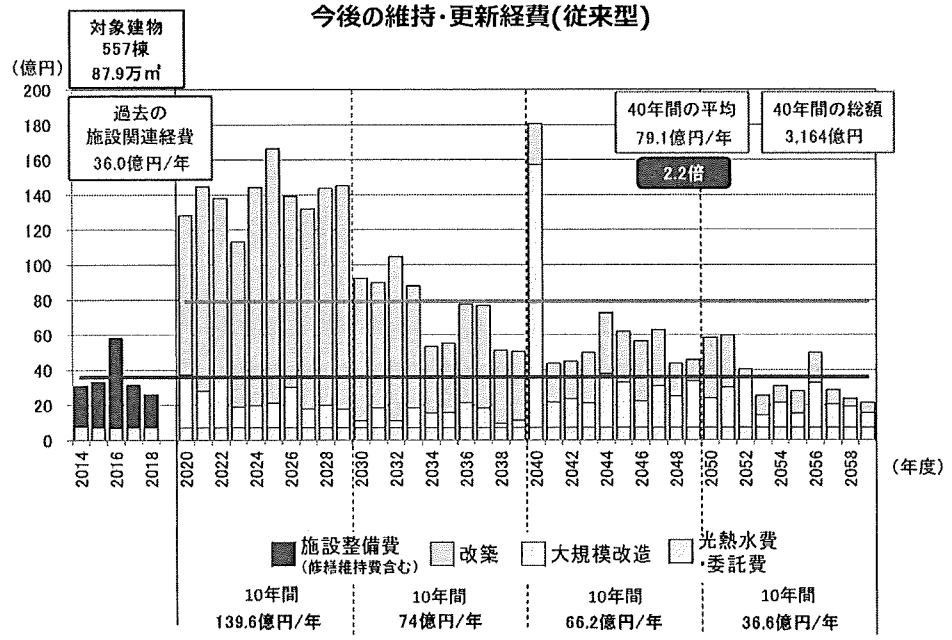
(4)今後の維持・更新経費(従来型と長寿命化型の比較)

①従来型の改築中心の整備を行った場合の経費

県立学校施設について、これまでどおり建替えを中心として施設を更新していく場合の建設及び維持管理にかかる経費を試算したところ、次のグラフのとおり、今後 40 年間で約 3,164 億円、年平均約 79.1 億円が必要になるとの結果が算出されました。

これは、三重県の過去 5 年間の学校施設関連経費の年平均施設関連経費（約 36 億円/年）の 2.2 倍に相当します。

また、令和 2 ～11 年度の 10 年間は年平均 139.6 億円が必要となっています。



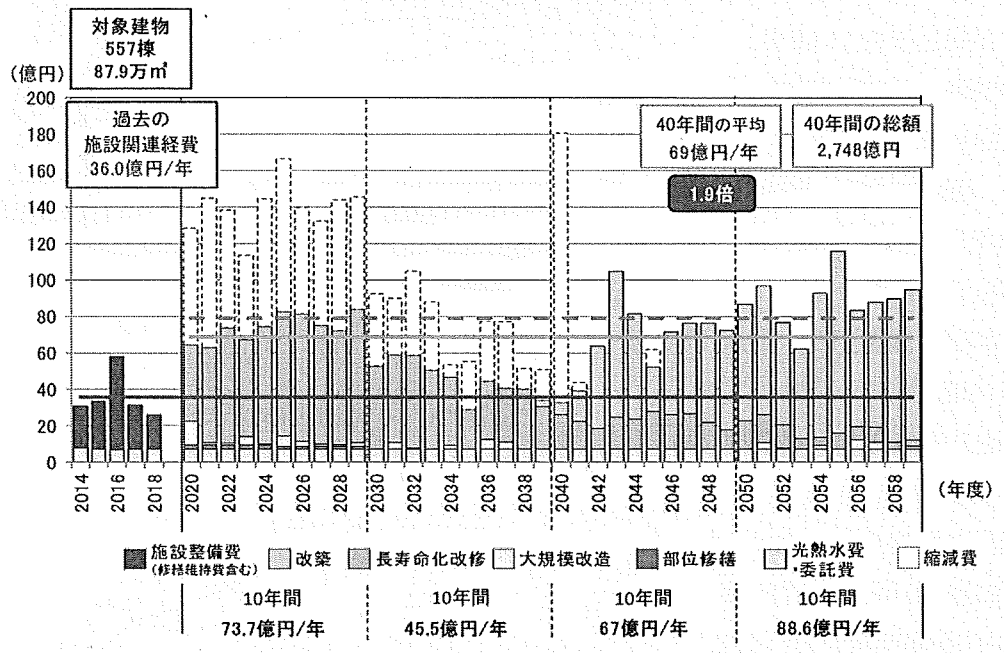
※試算条件

- 「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」（文部科学省）付属エクセルソフトを活用して機械的に試算
- 現在の建物を対象として、築 50 年後に改築を行うものと設定
- 改築は 2 年に工事費を均等配分
- 改築の実施予定年数より古い建物は、今後 10 年以内に実施すると仮定し、当該経費の 10 分の 1 の金額を 10 年間計上
- 解体や、仮設校舎が必要な場合は、その費用が別途必要

②長寿命化型の整備を行った場合の経費

建設後、建物が劣化する前に予防保全を施し、80 年程度使用していく場合の工事及び維持管理にかかる経費についても同様に試算したところ、次のグラフのとおり、今後 40 年間で約 2,748 億円、年平均約 69 億円が必要になり、これまでどおり建替えを中心として施設を更新していく場合と比較すると、今後 40 年間で約 416 億円、年平均で約 10.1 億円圧縮できるとの結果が算出されました。

今後の維持・更新経費(長寿命型)



※試算条件

- 「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」（文部科学省）付属エクセルソフトを活用して機械的に試算
- 現在の建物を対象として、築 50 年後に長寿命化改修、築 80 年後に改築を行うものと設定
- 長寿命化改修は 3 年に、改築は 2 年に工事費を均等配分
- 長寿命化改修の実施予定年数より古い建物は、今後 10 年以内に実施すると仮定し、当該経費の 10 分の 1 の金額を 10 年間計上
- 早急に対応する必要がある部位、広範囲に劣化している部位は、それぞれ、今後 5 年以内、10 年以内に改修を実施すると設定し、概ね良好な部位は今後 10 年以内に長寿命化改修を実施する建物から部位修繕相当額を差し引く
- 仮設校舎が必要な場合は、その費用が別途必要

この試算からは、これまでの改築中心から、既存施設の有効活用を図っていく長寿命化改修への転換を図った場合、経費の圧縮や予算の平準化を図ることができるものの、これまでの平均予算を上回る多額の費用を要することがわかりました。

4 学校施設整備の基本的な方針等

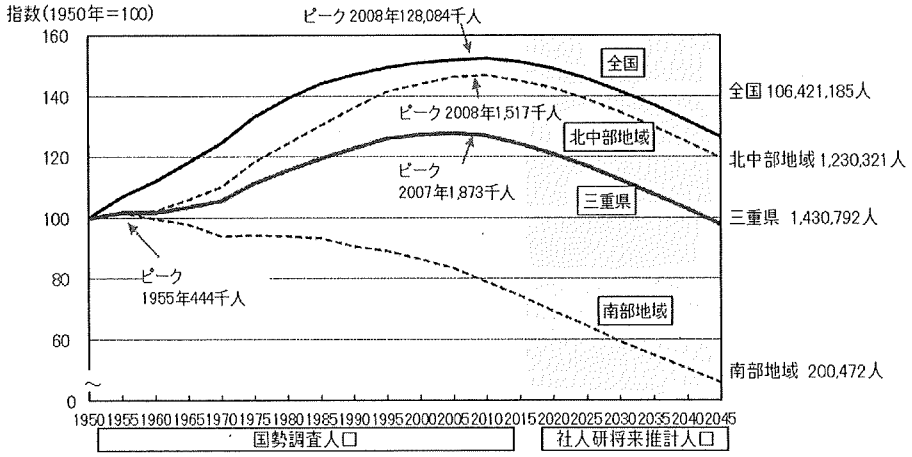
（1）学校施設の規模や配置の適正化

三重県の人口の推移及び将来推計は、平成 19(2007)年にピーク（約 187 万人）を迎え、その後は減少し、令和 27(2045)年には三重県人口の推計値は約 143 万人となることが見込まれています。

北中部地域は、全国と同様、平成 20(2008)年にピークを迎え、その後減少し、南部地域は、昭和 30(1955)年にピークを迎え、その後減少が続いています。

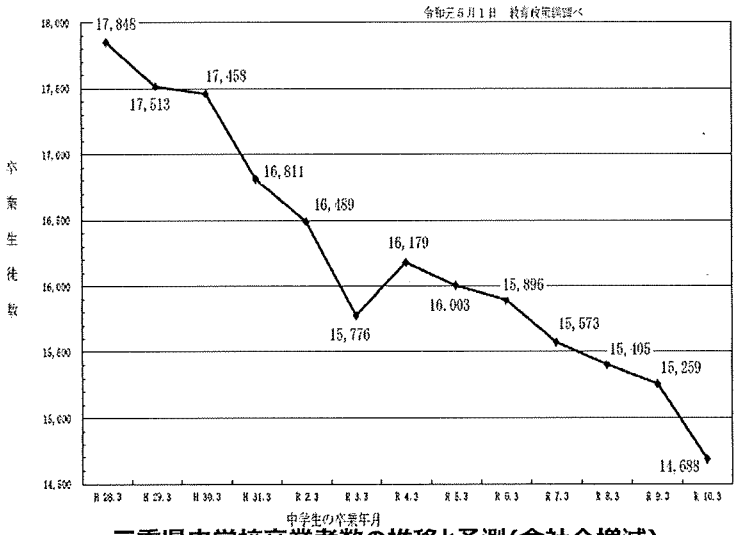
また、中学校卒業者数は、平成 28 年 3 月から令和 3 年 3 月までに約 2,100 人減少することが見込まれており、その後も減少傾向が見込まれていることから、県立高等学校において大幅な学級数の減少が予想されます。

一方、特別支援学校においては、児童生徒数の増加傾向が続いている地域があることから、教室数の不足、施設の狭隘化等への対応が求められています。



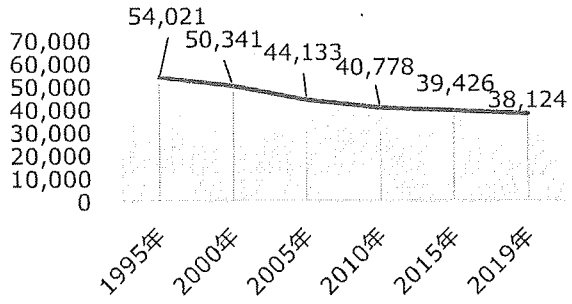
※ピーク人口は全国及び三重県は総務省「人口推計」、北中部地域は三重県統計課「人口・世帯の動き」、南部地域は「国勢調査」による。

全国及び三重県の人口推移及び将来推計

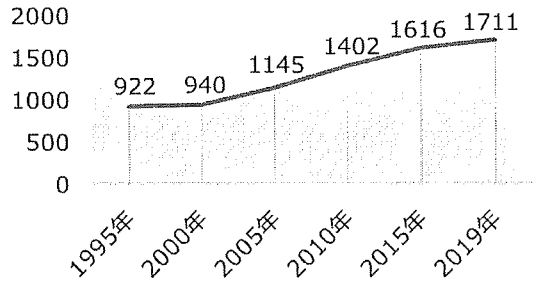


三重県中学校卒業者数の推移と予測(含社会増減)
(三重県教育委員会調べ)

高等学校　生徒数推移



特別支援学校　児童生徒数推移



こうした状況の中、学校施設の規模や配置の適正化については、「県立高等学校活性化計画」及び「三重県特別支援教育推進基本計画」との整合を図っていきます。

（2）改修等の基本的な方針

①改修の手法

学校施設の老朽化対策は、これまでの改築中心から、既存施設の有効活用を図る長寿命化改修を中心に進めることとします。

ただし、長寿命化改修に転換を図っても、財政的な制約は依然として課題となり、また、長寿命化改修は経費の低減や廃棄物の削減にメリットがある一方、工事期間が長期に渡ることから、学校運営に与える影響も大きく、仮設校舎が必要になる場合もあります。

こうしたことから、長寿命化改修を基本としつつも、建物の状態を調査して改修対象の部位（屋根・屋上、外壁、内装等）を精査するとともに、建物の使用状況等をふまえ単純な経費比較だけでなく、トータル的なメリットデメリットを整理して、長寿命化改修、減築、建替などあらゆる方法を組み合わせて、より効果的な改修や更新となるよう取り組みます。

②長寿命化改修の対象

長寿命化改修を行う学校施設は、延べ面積が 200 ㎡以上の建物とします。なお、改修の対象は、主たる建物に、増築した棟、渡り廊下、昇降口棟、EV 棟などが付随している場合は、それらを含め一体的に工事すべき「かたまり」として捉えてひとつの棟として扱います。

これらの「かたまり」を一棟として整理して対象をカウントすると、改修の対象は全体で 557 棟（87 万 9 千㎡）になります。

③目標耐用年数の設定

施設の長寿命化を図るためには、いつまで施設を活用するかを検討した上で、定期的に維持管理を行い、使用できる状態を継続させる必要があります。

学校建物の法定耐用年数は、鉄筋コンクリート造は 47 年と税法上定められていますが、物理的な耐用年数は、適切な維持管理がなされれば、70～80 年※1 程度可能とされており、望ましい目標使用年数としては、普通品質のコンクリートの場合 50～80 年※2 とされています。(参考資料 P14)

また、現存の学校施設にも、昭和 30 年代半ばに建築され、耐震補強と内部改修工事を実施し、既に 55 年以上経過しながらも今後の使用にも十分耐えられる状態のものも認められます。

このことから、物理的耐用年数と実績等を考慮し、長寿命化改修における鉄筋コンクリート造の目標耐用年数を 80 年とします。

※1 学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き：文部科学省

※2 建築物の耐久計画に関する考え方：日本建築学会

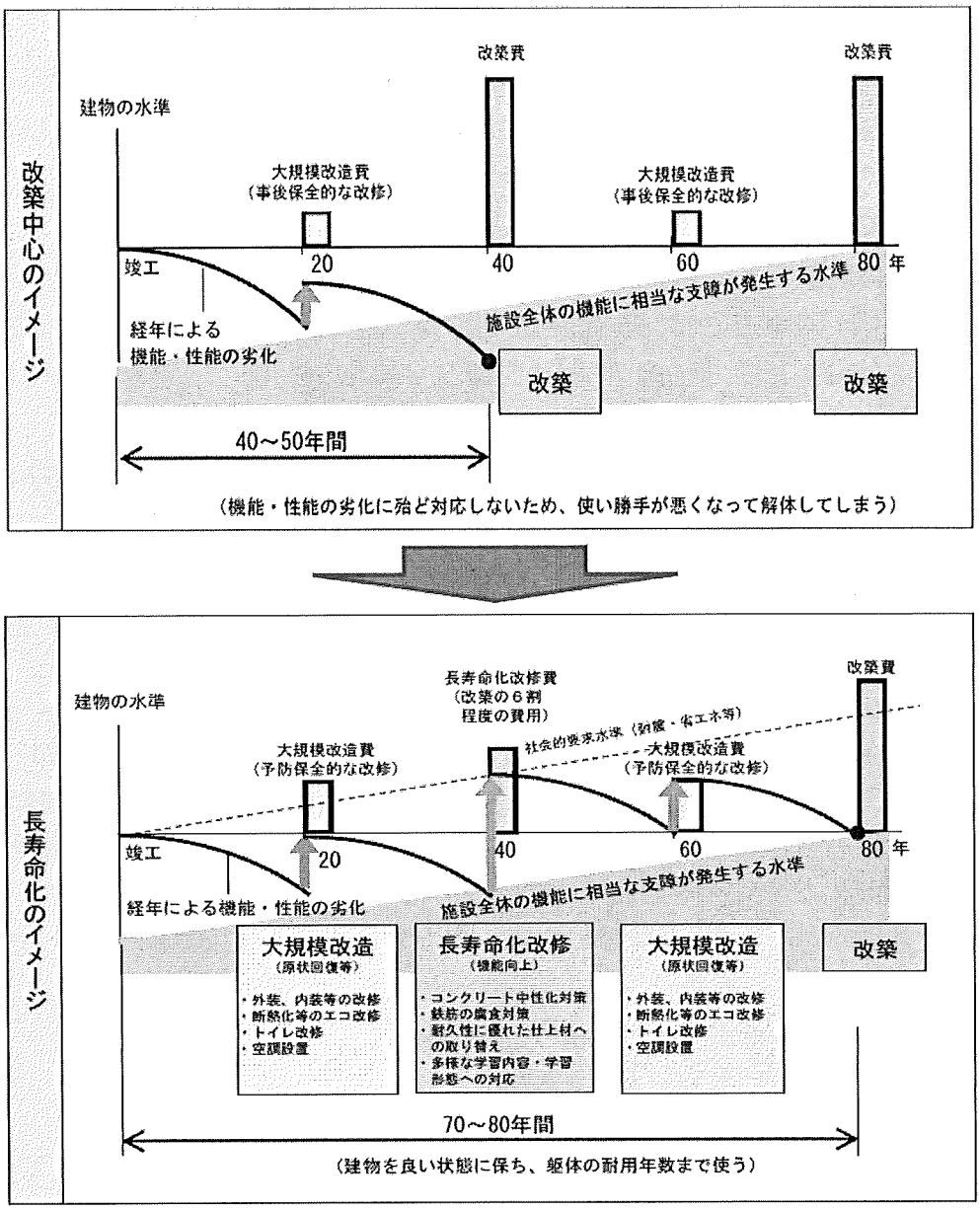
④改修サイクルの設定

鉄筋コンクリート造の施設を 80 年以上使用するためには、定期的な点検、調査を実施することにより、各部位や設備の劣化状況を把握し、他の部位の予防保全とあわせて実施するなど効率的に維持管理を行う必要があります。そこで、「長寿命化改修」と「大規模改造」のサイクルを設定し、計画的に実施します。

「長寿命化改修」は、目標耐用年数の中間期である建築後 40 年経過した段階で、構造躯体の強度やコンクリートの中性化の度合い等を調査し、長寿命化改修が可能か検証します。

その上で、劣化した部分の更新を図るとともに、性能の向上を図ります。

図：改修サイクル（改築中心から長寿命化への転換のイメージ）



（出典：「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」文部科学省）

一方、大規模改造や部位、部材ごとの改修は、施設の計画的な整備を検討するにあたり、部位・部材ごとに計画更新周期の目安を設けている「平成 31 年版　建築物のライフサイクルコスト」（編集、発行：一般財団法人建築保全センター）を参考に検討します。

（参考　建築物の部位・部材の計画更新周期）

区分	種別	名称	計画更新周期(年)※	保全方式
屋根	露出防水	アスファルト露出防水 改質アスファルトシート防水	４０（２０）	予防保全
		シート防水、塗膜防水	２５（２０）	予防保全
	葺き屋根	折版、長尺金属板	４０（３０）	予防保全
外部	壁	複層仕上塗材	４０（１５）	予防保全
外部建具	アルミ製	アルミ製一般窓	４０（４０）	予防保全
内部	床	ビニル床タイル、ビニル床シート	６０（３０）	事後保全
		体育館フローリング張り	５０（３０）	事後保全
	壁	ボード張り EP	４０（２０）	事後保全
		ビニル幅木、木製幅木	４０（３０）	事後保全
		EP 塗り	２０（２０）	事後保全
	天井	せっこうボード張り	４０（３０）	事後保全
	雑	便所スクリーン	４０	事後保全
		化粧洗面カウンター	４０（３０）	事後保全
電力	電線類	電線、ケーブル	４０（３０）	事後保全
	電線保護物類	電線管（屋内露出）	６５	事後保全
		電線管（屋外露出）	３０	事後保全
	照明器具	蛍光灯 32W×2	２５（２０）	事後保全
		LED 灯	３０	事後保全
	分電盤	分電盤、制御盤	３０（２５）	事後保全
通信・情報	拡声	スピーカー　天井埋込形	２５（２０）	事後保全
	自動火災報知	火報受信機、感知器	２５（２０）	予防保全
換気	換気機器送風機	消音ボックス付送風機	３０（２０）	予防保全
給排水衛生	給水給湯配管類	ビニル管　３０A	２５（２０）	予防保全
	給水給湯タンク類	鋼板製貯湯タンク	２０（２０）	予防保全
	衛生陶器類	洋風便器、和風便器、 小便器、洗面器	４０（３０）	事後保全
	水栓	水栓類	４０（１５）	事後保全
消火	屋内消火栓	屋内消火栓	４０（３０）	予防保全
	消火配管類	塩ビライニング鋼管	３０（３０）	予防保全
昇降機	エレベーター	一般エレベーター	３０（３０）	予防保全

出典：「平成 31 年版　建築物のライフサイクルコスト」（編集、発行：一般財団法人建築保全センター）

※計画更新周期(年)の括弧内の数値は、「平成 17 年版　建築物のライフサイクルコスト」の値を記載しています。

平成 31 年版と平成 17 年版では、計画更新周期(年)が大きく見直されましたが、これまで平成 17 年版の計画更新周期を念頭にしており、すでにその計画更新周期を迎えている部位も多くあります。このことから、平成 17 年版も踏まえて検討していく必要があるため、参考に記載しています。

⑤改修の進め方

生徒数の減少はさらに進行することが見込まれることから、学校規模の変更に伴う校舎の減築なども想定しながら、長寿命化改修を進める必要があります。

また、学校施設に求められている、災害時の避難所としての機能を発揮できるよう防災機能の強化、昇降機設置や校内の段差解消、多機能トイレの整備などのバリアフリー化、太陽光発電設備の設置、照明設備の LED 化、節水型便器への更新などの省エネルギー化、木質化による温もりのある環境づくりをなどについても、可能な限り取り組んでいくこととします。

⑥トイレの改修

学校施設の設備は、これまで必要な改修を実施してきていますが、基本的にはその建物の建築を行った時点の設備水準に依っており、築 40 年を超える建物が約 5 割を占める状況のなか、住環境とのギャップが大きくなっています。

特にトイレについては、住宅はもとより、商業施設や、オフィス、駅舎などのトイレの洋式化の状況に比べ、県立学校のトイレは和式便器の割合が高く、より一層の洋式化が必要となっています。また、和式便器のまわりや、床面が濡れた状態で放置される湿式清掃の床は、雑菌が発生しやすく衛生面からも改善が求められます。

学校施設は、児童生徒にとって学習の場であるとともに、一日の大半を過ごす生活の場でもあり、児童生徒がより快適に過ごすことができるよう、早急に改善することが必要です。

このことから、県立学校のトイレについては、大便器の洋式化や乾式清掃の床への転換など、機能面の向上を早期に図る必要がある部位として位置付け、建物の改修と並行して計画的に進めます。

（参考　各種耐用年数の考え方）

<table>
<tr><td>法定耐用年数</td><td>固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた年数
参考：昭和 40 年大蔵省令第 15 号
校舎・体育館等　SRC、RC：47 年、S：34 年、W：22 年
平成 14 年 3 月 25 日文科省告示第 53 号の処分制限期間も同様</td></tr>
<tr><td>物理的耐用年数</td><td>躯体や構成材が物理的あるいは化学的原因により劣化し、要求される性能を下回る年数
参考：「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会編・発行）
<table>
<tr><td></td><td>代表値</td><td>範囲</td><td>下限値</td></tr>
<tr><td>高品質の場合</td><td>100 年</td><td>80～120 年</td><td>80 年</td></tr>
<tr><td>普通品質の場合</td><td>60 年</td><td>50～80 年</td><td>50 年</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>経済的耐用年数</td><td>継続使用するための改修費その他の費用が、改築費用を上回る場合</td></tr>
<tr><td>機能的耐用年数</td><td>使用目的が当初用途から変更したり、技術革新や社会的要求が向上して陳腐化する年数</td></tr>
</table>

5 基本的な方針等をふまえた施設整備の水準等

長寿命化改修等を実施する際、改修の具体的な内容は、個々の建物の老朽化の状況や使用状況を把握した上で決定しますが、建物の部位ごとに統一的な整備水準を定めます。

部位ごとの主な整備水準

部位	整備水準
屋上	屋上防水を更新、主要な部分は耐久性、省エネ性の高い防水材で更新
外装	外壁：浮き、クラック補修の上、高耐久・高弾性の塗料で全面塗装、 窓枠周り等の隙間を埋める目地材（シーリング、コーキング）の更新、 必要に応じてガラス周りの隙間を埋める目地材（シーリング、コーキング）の更新 樋：塗り替え、必要に応じて更新
内装	床：ビニル床タイル（Pタイル）を長尺ビニル床シートに張り替え、塗床は塗り替え 幅木：木製幅木は塗り替え、ビニル幅木は更新 壁：塗装を塗り替え、必要に応じて石膏ボードの張り替え 天井：木下地を軽量鉄骨下地に変更の上、化粧石膏ボードに張り替え 間仕切：教室-廊下間の木間仕切を鋼製間仕切（スチールパーテーション）に更新 ガラス：廊下に面するガラスを強化ガラスに更新、または飛散防止フィルム張り 防火設備：防火戸塗り替え、くぐり戸がない等既存不適格※は防火設備の更新 階段：手すり設置、ノンスリップ更新
電気設備	照明をLED照明器具に更新、絶縁抵抗が低下している場合は電気配線を更新、 受変電設備や分電盤等は必要に応じて改修・更新
給排水設備	給排水管、衛生器具の更新、24時間換気設備がない等既存不適格※は改修、 受水槽や消火設備等は必要に応じて改修・更新
トイレ	床：長尺ビニル床シートによる乾式化、バリアフリー化 壁：既存タイル撤去後、耐水性・耐候性のある化粧板等で更新 天井：木下地を軽量鉄骨下地に変更の上、化粧石膏ボードに張り替え 便器：小便器は節水型に更新、大便器は洋式便器(節水型)に更新 ブース：耐水性・耐候性のある化粧板等で更新 手洗設備：洗面器は更新、水栓は自動水栓に更新 電気設備：照明は人感センサー付きLED照明器具に更新、各ブースにコンセント設置 給排水設備：必要に応じて、縦配管、土間配管等を更新
エレベーター	更新（設置後25年経過を目途に検討）

※既存不適格（きそんふてきかく）は、建築・完成時の法令等の基準で合法的に建てられた建築物で、その後、法令の改正などにより、現行法に対して不適格な部分が生じた建築物のことをいいます。現況のまま使い続けることは可能ですが、大規模修繕や建て替え時にはその時点の建築基準法に従うことを求められます。

6 長寿命化の実施計画

(1)実施計画の策定

本計画に基づいて、令和元年度中に具体的な長寿命化改修方策を記載した実施計画を策定し、実施計画に基づいて、令和２年度から改修に着手します。

なお、実施計画については、状況の変化に柔軟に対応できるよう４年ごとに策定し、その計画期間中にあっても、劣化の進行状況や工事の進捗状況等、必要に応じて見直しを実施していきます。

(2)改修等の優先順位付け

建物の長寿命化を進めていくためには、コンクリート等の構造躯体の劣化を抑えることが最も重要であることから、構造躯体の劣化の進行に大きな影響を与える屋上や外壁などの老朽化対策を優先して実施することが必要です。

そのため、劣化状況調査の結果について、全体的な劣化状況とともに劣化している部位に着目して早期改修の必要性を考慮することを基本としながら、築年数、建物や設備の耐用年数、定期点検の結果、これまでの改修の実施状況等のデータの確認や現地確認を行ったうえで、改修を実施する建物の優先順位を判断し、建物の予防的保全と機能向上(回復)を同時に図る長寿命化改修を計画的に進めます。

トイレ改修については、その対象を学校のトイレの洋式化率で一律に判断するのではなく、現在の生徒数をもとに洋便器の不足の実態を考慮したうえで、洋便器の不足の度合いが高い学校を優先して実施することを基本とします。また、改修に際しては生徒の利用頻度の高いトイレを優先して改修できるよう取組を進めます。

7 長寿命化計画の継続的運用方針

効率的かつ効果的な施設整備を進めていくためには、①施設の点検・評価によって現状を的確に把握した上で、それをふまえた計画を策定（Plan）、②計画に基づき、適切な改修や日常的な維持管理等を実施し（Do）、③整備による効果の検証を継続的に行うとともに、より効果的な整備手法など改善すべき点について課題を整理し（Check）、④次期計画に反映していく（Action）、というPDCAサイクル（メンテナンスサイクル）を確立することが重要です。

このため、計画策定後においても、定期的な劣化状況調査や点検を実施することにより、学校施設の老朽化等の実態把握・評価を継続的に行い、把握した情報や評価結果に基づき、より効果的な整備となるよう計画の見直しを検討していきます。

三重県立学校施設長寿命化実施計画（案）

第Ⅰ期：２０２０～２０２３年度

三重県教育員会

2020年3月

目 次

1 実施計画の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 改修等の概要

2-1 長寿命化改修 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

(1) 改修の内容

(2) 標準的な工期

(3) 仮設校舎の取扱い

2-2 長寿命化改修（トイレ改修） ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

(1) 改修の内容

(2) 標準的な工期

(3) 仮設トイレの取扱い

2-3 減築 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

3 実施箇所の選定

3-1 長寿命化改修 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

(1) 背景（現状）

(2) 選定方針

(3) 実施予定の校舎

3-2 長寿命化改修（トイレ改修） ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

(1) 背景（現状）

(2) 選定方針

(3) 実施予定校

【参考資料】

（資料１）優先的な改修が必要な部位の劣化状況 ・・・・・・・・・・ 7

（資料２）洋式便器の設置状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

（資料３）長寿命化改修実施対象建物一覧 ・・・・・・・・・・・・・ 10

1 実施計画の概要

「三重県立学校施設長寿命化計画」（令和２年３月策定予定）に基づき、今後４か年の実施計画（第Ｉ期：令和2 (2020)～令和５ (2023)年度）を策定し、長寿命化改修を実施することとする。

ただし、計画期間中にあっても、建物の老朽化の進行状況や、工事の進捗状況等により必要が生じた場合は随時見直しを行う。

長寿命化改修については、令和元年度から先行的に２校（桑名高校、飯野高校）の設計を進め、令和２年度から改修工事に着手する。

先行実施校の成果をふまえ、令和２年度以降長寿命化改修を本格的に実施する。

長寿命化改修においては、老朽化対策に加えて機能向上改修も併せて行うことが求められるが、現時点ですでに、築40年以上経過している建物が約５割あり、また、今後10年以内には、全施設の約７割が築40年に達する状況においては、限られた財源の中、まずは老朽化対策を優先して実施し、より多くの建物の劣化の進行を抑える必要がある。

そのため、今計画期間中は、屋上防水や外壁など、その部位の劣化がコンクリート等の構造躯体の劣化の進行に大きな影響を与える部分の老朽化対策を重点的に実施することとする。

また、特に住環境とのギャップが著しいトイレについても、重点的に洋式化を図っていく必要があることから、並行してトイレの改修を進めることとし、令和２年度から設計に着手し、5年間で県立学校の普通教室棟（ＨＲ教室のある建物）のトイレの便器の洋式化、床の乾式化が行えるよう取組を進める。

2 改修等の概要

2-1 長寿命化改修

（1）改修の内容

長寿命化改修は、劣化した部位を単に建築時の状態に戻すだけでなく、機能や性能を現在の学校に求められている水準まで引き上げて改修するもので、以下の視点に基づき必要な部位の改修を実施する。

①耐久性の向上

・屋上防水、外壁、内部仕上の更新

（浮き・クラック補修の実施、コンクリート中性化・鉄筋の腐食対策の実施）

・電気・給排水設備、配線、配管の更新等

（露出配管により維持管理、設備更新の容易性を確保）

②機能・性能の向上

・省エネルギー化の推進

（屋上防水の断熱性能向上、照明設備のＬＥＤ化、節水型便器への更新等）

・バリアフリー化の推進

（階段手摺の設置等）

・快適性の向上

（トイレ改修(便器の洋式化、床の乾式化、温水洗浄便座設置等)、
24時間換気設備の設置）

（2）標準的な工期

改修工事中は、騒音の発生や教室等の使用制限が少なからず発生するため、夏季休業期間を中心とした工事実施を基本とし、部位や階層ごとに２～３期（約２～３年）に分けて実施するなど、学校と協力して、教育活動への影響が最小限となるように努める。

①外部改修

台風シーズン終了後、もしくは夏季休業期間を中心に、屋上防水改修や外壁改修を実施する。屋上防水改修で全面に外部足場の設置を必要とする場合は、原則として外壁改修も併せて行うものとする。　（工期：約３～４か月）

②内部改修

夏季休業期間を中心に、階層ごとに工事を実施する。なお、夏季休業期間とその前後の数日間は、当該階の教室は使用不可となる可能性があるため、一時的に他の階のレイアウトの変更をするなどして、授業を実施する。

（工期：約２か月／階層）

また、改修時にトイレ改修もあわせて実施する場合は、夏季休業期間に解体に着

手し、配管が連続する縦系統の男女各１系統ずつを実施する。工事期間中は使用不可となるため、別棟のトイレを活用し対応する。　　（工期：約４か月）

（３）仮設校舎の取扱い

仮設校舎は、原則建設しない。改修規模にもよるが、仮設校舎の建設には改修経費の３～４割にあたる経費が余分に必要となることから、原則、仮設校舎の建設は行わず、仮設校舎建設にかかる経費を他の長寿命化改修に要する経費に充て、より多くの建物の改修を図る。

やむを得ず仮設校舎を建設する場合においても、必要最小限のものを複数年設置するなど仮設校舎に必要な経費を圧縮する。

【仮設校舎を設置する事例】

・レイアウト変更などをしても、工事中の教室の確保が困難と判断される場合

・改修面積が大きく、夏季休業期間に工事が終わらないなど、学校運営に大きく支障をきたす場合

2-2 長寿命化改修（トイレ改修）

（１）改修の内容

トイレ改修は、住環境とのギャップが大きく、また、衛生面、省エネルギーなどの観点から重点的に取り組んでいく必要があるため、老朽化対策の改修と並行して進めることとし、既存施設の状況にもよるが、生徒の利用頻度の最も高い普通教室棟などのトイレの男女各１系統（縦系統）ずつの改修を、以下の視点に基づき実施する。

なお、多機能トイレが設置されていない学校は、多機能トイレの設置を進める。

①耐久性の向上

・給水管、排水管の更新

（露出配管や設備用面台の設置等により維持管理、更新の容易性を確保）

・床、壁材、トイレブースの更新

（トイレ用ビニル床シートやメラミン化粧板等の採用により防汚性、耐薬品性、清掃の容易性を確保）

②機能・性能の向上

・衛生性の向上

（全洋式便器化、床の乾式化による菌の発生抑制、自動洗浄による非接触化、汚れが付着しにくい素材への更新）

・快適性の向上

（便器の洋式化、床の乾式化、温水洗浄便座、暖房便座等の設置）

・省エネルギー化の推進

（節水型便器等への更新、トイレ用擬音装置の設置、照明設備のＬＥＤ化）

（２）標準的な工期

改修工事中は、騒音の発生やトイレの使用制限が発生するため、長期休業期間（特に既設トイレ等の解体作業）を中心とした工事実施を基本とし、系統ごとに分けて実施するなど、学校と協力して、教育活動への影響が最小限となるように努める。

既存施設の状況によるが、各学校、概ね男女各１系統を実施する。

（工期：約４ヶ月）

（３）仮設トイレの取扱い

仮設トイレは、原則設置しない。仮設トイレは屋外にしか設置できず、トイレまでの距離が別棟のトイレまでの距離と大きく変わらないため効果が得られにくいことや、夏季休業期間を中心とした工事実施を基本とするため影響期間が短いことから、別棟のトイレを活用し対応する。

2-3 減築

建築時と比較して学級数が大幅に減少したこと等により、空き教室など未利用施設の割合が高い学校については、空き教室等の有効活用について十分に検討した後、必要に応じて減築を実施し、維持管理の負担軽減を図る。

3 実施箇所の選定

3-1 長寿命化改修

（１）背景（現状）

旧耐震基準で建築された建物(昭和56年以前に建築)のうち、耐震診断により耐震性が不足しているとされた建物は平成９年度から平成24年度にかけて耐震改修を実施しており、その際、構造躯体の補強に併せて、内部仕上げや電気設備、給排水設備の改修を実施するとともに、劣化状況に応じて屋上防水、外壁改修等についても大規模改修を実施している。

一方、耐震診断により耐震性を有するとされた建物や、新耐震基準で建築された建物(昭和57年以降に建築)は、大規模な改修を行っていない。

本計画策定のための基礎調査として、平成29年度から平成30年度にかけて屋根・屋上、外壁、内部仕上、電気設備、機械設備の部位ごとの劣化状況調査を全県立学校で実施し、建物ごとの劣化状況を評価したところ、築年数、大規模改修の実施の有無からは劣化の状況を一概に判断することはできなかった。

（2） 選定方針

今計画期間中の長寿命化改修については、改修効果を最大限にするため、使用頻度のもっとも高い普通教室を含む建物の改修を優先的に実施する。

また、屋上防水や外壁など、その部位の劣化がコンクリート等の構造躯体の劣化の進行に大きな影響を与える部位の長寿命化改修を優先的に実施するほか、内部仕上や電気、給排水設備などの部位については、その劣化の進行状況等に応じて、あわせて長寿命化改修を行うかどうかを随時、判断することとする。

なお、改修を実施することとした建物を保有している学校において、他に長寿命化改修の実施の検討を要する建物がある場合は、同時に施工することが望ましいかを判断し、長寿命化改修の工期内において、できる限り長寿命化改修を実施するものとする。

（3） 実施予定の校舎

第Ⅰ期に着手する予定の建物を次のとおりとする。

改修に着手する建物は、築年数と屋上防水、外壁等の優先的な改修が必要な部位の劣化に着目して作成したリスト（資料１）から抽出した使用頻度の高い普通教室を含む建物と、老朽化により雨漏被害等が深刻になっている建物について、改めて現地調査を行い、優先順位を判断した。

R2	R3	R4	R5
桑名[#1]	桑名[#2]	桑名[#3]	桑名[※4]
飯野[#1]	飯野[#2]	飯野[#3]	四日市(校舎2,5)
津東(校舎1)°	桑名西(体育館)	四日市南(校舎1,2)	四日市中央工業(校舎1,
津商業(渡り廊下)°	桑名工業(校舎1,2)	四日市商業(校舎1)	屋内プール棟)
伊勢まなび(体育館)°	川越(体育館)	亀山(校舎2,3)	神戸(校舎1)
伊賀白鳳(校舎3,4)°	白子(校舎5)	津(校舎2)	石薬師(校舎2)
尾鷲(プール)°	松阪(校舎3)	松阪(校舎1)	津工業(校舎6)
	伊勢(校舎1)	伊勢(校舎2)	相可(校舎1)
	伊賀白鳳(校舎5,6)	上野(校舎2)	
	尾鷲(校舎1)	尾鷲(校舎2)	
	杉の子特支(校舎1)		
	(四日市南(プール(解体)))		
7棟	13棟	12棟	9棟

※[1]網掛の建物はトイレ改修もあわせて実施する。

※[2] #は工事が複数年にわたることが想定される場合の工事期を示す。

※[3] °は老朽化が進んでいたことから、当計画策定前から改修を予定していた建物。

※[4] 具体的な建物名称等は(資料３)参照。

3-2 長寿命化改修（トイレ改修）

（1）背景（現状）

学校施設のトイレは、建物の建設時期の生徒数や整備水準に基づき整備が行われているため、和式便器が大半となるなど、改修が必要となっている。また、建物建設後は、耐震改修に併せて行ったトイレの大規模改修など、生徒の状況をふまえた学校要望に応

じて洋式トイレや乾式清掃の床への改修を行ってきたため、各学校のトイレの整備状況にはばらつきがある状態となっている。

（2） 選定方針

トイレ改修は、屋上防水や外壁などの老朽化対策の改修とあわせて行うが、更に進捗を図っていく必要があることから、老朽化対策の事業量も考慮のうえ、老朽化対策の改修と並行して改修が必要となっている学校の男女各１系統の改修に着手する。（第Ⅰ期で約７割、第Ⅱ期の初年度までに全校の男女各１系統の改修完了を想定（すでに洋式化率 100%の学校は今計画期間内に着手しない。））

長寿命化改修として、トイレの改修を優先的に実施する学校は、便器の洋式化率で一律に判断するのではなく、改修履歴や劣化状況、現在の生徒数をもとに洋式便器の不足の実態を考慮したうえで、洋式便器の充足の度合いが低い学校から改修に着手できるよう取組を進める。

なお、改修するトイレは、老朽化の程度も考慮するものの、生徒の利用頻度の高い普通教室棟（ＨＲ教室が配置された建物）のトイレを優先する。

（3） 実施予定校

第Ⅱ期も見通したうえで、第Ⅰ期に着手する予定のトイレを次のとおりとする。

実施予定校は、現在の生徒数をもとに洋便器の不足状況（資料２）を調査し、使用頻度の高い普通教室を含む建物のトイレの改修履歴を確認のうえ、使用状況や老朽化の状況について、あらためて現地調査を行い、優先順位を判断した。

第Ⅰ期				第Ⅱ期(予定)
R2	R3	R4	R5	R6
桑名 飯野	桑名工業 四日市四郷 四日市農芸 稲生 久居 松阪 松阪商業 伊勢 尾鷲 みえ夢	桑名北 四日市 四日市南 四日市商業 亀山 津 津東 津商業 宇治山田 明野 上野	桑名西、 四日市中央工業 神戸、白子、 津西、津工業 久居農林、相可 宇治山田商業、 川越、四日市工業、 北星、いなべ総合、 松阪工業 名張、四日市西、 飯南、紀南	菰野、伊勢工業、 伊賀白鳳、木本、 朝明、昴学園、 あけぼの、名張青峰、 伊勢まなび、水産、 白山、鳥羽、志摩、 南伊勢・度会、 南伊勢・南勢、 かがやき、稲葉、 伊賀つばさ、くわな、 西日野にじ、玉城わかば
2校	10校	11校	18校	21校

※網掛は長寿命化改修にあわせてトイレ改修を行う予定の学校を示す。

※第Ⅰ期と第Ⅱ期ですべての学校の普通教室棟のトイレ１系統の洋式化・乾式化を行うことを想定。ただし、かがやき(草の実分校、あすなろ分校)、杉の子(本校、石薬師分校)、度会、松阪あゆみ、東紀州くろしお学園は洋式化率100%、また、石薬師は普通教室棟の生徒用トイレが洋式化率100%であるため、今期は未着手として整理。北勢きらら、くろしおおわせ、城山は和便器数が少数のため計画期間内で別途実施する。

【参考資料】

（資料１）優先的な改修が必要な部位の劣化状況

築年数が40年以上経過しており、劣化度調査の部位別判定において、

・屋根・屋上、外壁、内部仕上　：　すべて C or D判定

・屋根・屋上、外壁　：　すべて C or D判定（内部仕上はA or B）

・屋根・屋上　：　C or D判定（外壁はA or B）

・外壁　：　C or D判定（屋根・屋上は A or B）

※A：概ね良好、B：部分的に劣化、C：広範囲に劣化、D：早急に対応要

の条件に該当する建物を、以下のとおり整理する。(順不同)

部位別劣化状況による抽出(築40年以上の建物)			
(屋根・屋上、外壁、内部)	(屋根・屋上、外壁)	(屋根・屋上)	(外壁)
桑名(校舎1)、桑名北(校舎2)、朝明(武道場)、四日市中央工業(校舎3)、四日市中央工業(校舎5)、四日市商業(校舎1)、神戸(校舎3)飯野(校舎1)、津工業(校舎1)、松阪(校舎3)、飯南(寄宿舎)、伊勢(校舎1)、伊勢(校舎2)、宇治山田商業(校舎4)、上野(寄宿舎)、尾鷲(校舎4)、聾学校(校舎2)、杉の子特支(校舎1)、度会特支(寄宿舎)	桑名北(校舎1)、桑名工業(校舎1)、四日市農芸(校舎3)、津(校舎3)、久居農林(校舎3)、相可(校舎1)、明野(校舎2)、鳥羽(校舎1)、志摩(校舎1)、伊賀白鳳(校舎3)、伊賀白鳳(武道場)、紀南(校舎2)、盲学校(校舎1)、盲学校(寄宿舎)	桑名(校舎2)、桑名西(校舎1)、桑名工業(校舎3)、四日市(校舎2)、四日市南(校舎2)、四日市南(校舎3)、朝明(体育館)、四日市農芸(校舎1)、四日市農芸(校舎2)、四日市中央工業(校舎4)、菰野(校舎3)、神戸(校舎1)、石薬師(校舎2)、石薬師(体育館)、飯野(校舎2)、亀山(校舎1)、亀山(校舎2)、亀山(校舎3)、亀山(校舎4)、津西(武道場)、津工業(校舎5)、松阪工業(校舎2)、伊勢(部活1)、宇治山田商業(校舎1)、明野(校舎1)、明野(校舎4)、水産(校舎2)、水産(校舎4)、水産(寄宿舎1)、上野(校舎3)、伊賀白鳳(校舎1)、名張(校舎4)、尾鷲(校舎2)、尾鷲(校舎3)、尾鷲(校舎6)、木本(校舎1)、木本(校舎2)、木本(校舎3)、木本(校舎4)、聾学校(校舎3)、かがやき特支(校舎1)、西日野にじ(校舎1)、くわな特支(校舎1)、度会特支(校舎1)	桑名(校舎4)、桑名(校舎5)、桑名西(体育館)、桑名北(武道場)、四日市南(校舎1)、四日市西(校舎1)、四日市西(校舎2)、朝明(校舎1)、四日市中央工業(校舎1)、四日市中央工業(WL場)、四日市商業(校舎2)、神戸(校舎2)、神戸(武道場)、白子(校舎3)、津(校舎2)、津東(校舎1)、久居農林(寄宿舎)、宇治山田(校舎1)、宇治山田(校舎2)、伊勢(武道場)、志摩(校舎2)、志摩(校舎3)、上野(校舎2)、名張(校舎3)、尾鷲(武道場)、尾鷲(武道場光ヶ丘)、伊勢まなび(体育館)、くわな特支(体育館)
19棟	14棟	44棟	28棟

※[1]第Ⅰ～Ⅱ期は、屋根・屋上、外壁の改修を中心とする10～20棟/年に着手することを想定。

※[2]使用頻度のもっとも高い普通教室を含む建物を優先的実施を検討。

※[3]網掛の建物は屋根・屋上の判定がD判定のものを示し優先的実施を検討。

※[4]すでに雨漏りが発生している建物など実際の劣化状況も確認のうえ検討。

※[5]屋根・屋上または外壁の判定がCまたはD判定として抽出された建物は、内部仕上げの評価がCまたはD判定のものを含むため、内部仕上げの劣化状況も確認のうえ検討。

※[6]改修が必要な建物を保有している学校において、ほかに劣化している部位がある建物がある場合は、同時期に部分改修を実施すべきかどうかを検討。

※[7]具体的な建物名称等は(資料３)参照。

（参考）

築年数が30～40年経過の建物で、劣化度調査の部位別判定において、同様の条件に該当する建物を、以下のとおり整理する。(順不同)

部位別劣化状況による抽出(築30～40年の建物)			
(屋根・屋上、外壁、内部)	(屋根・屋上、外壁)	(屋根・屋上)	(外壁)
四日市工業(部室)、久居(武道場)、尾鷲(校舎7)	桑名北(体育館)、津(部室)、久居(体育館)、相可(校舎3)、相可(体育館)	川越(校舎2)、川越(体育館、武道場)、四日市(校舎4)、四日市南(校舎4)、四日市四郷(武道場ほか)、四日市中央工業(校舎6)、四日市商業(校舎3)、石薬師(ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ場)、飯野(校舎5)、亀山(校舎5)、津(体育館)、白山(体育館)、松阪工業(校舎5)、相可(校舎4)、伊勢工業(武道場ほか)、宇治山田商業(ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ場)、明野(ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ場)、明野(部室)、南伊勢度会(武道場)、南伊勢度会(ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ場)、あけぼの(校舎3)、伊賀白鳳(校舎4)、伊賀白鳳(校舎5)、伊賀白鳳(校舎6)、名張(校舎5)、名張(武道場)、名張青峰(校舎1)、名張青峰(校舎5)、名張青峰(体育館、武道場)、城山特支(寄宿舎)	桑名北(部室)、桑名工業(校舎5)、神戸(部室)、稲生(校舎2)、稲生(武道場)、亀山(体育館)、上野(校舎4)名張(校舎6)、紀南(寄宿舎)、度会特支(校舎3)
3棟	5棟	30棟	10棟

※[1]網掛の建物は屋根・屋上防水の判定がD判定のものを示す。

※[2]具体的な建物名称等は(資料３)参照。

（資料２）洋式便器の設置状況 (R1.5.1現在)

学校名	洋式便器・和式便器の区分（便器毎）						生徒数	旧文科基準を参照した必要数(b)	洋式便器の充足率(a/b)
	洋式便器数(a)	（内訳）			和式便器	合計（洋式化率）			
		男性用	女性用	兼用					
四日市南	13	6	7	0	59	72 (18.1%)	957	34.6	37.6%
みえ夢学園	7	2	2	3	32	39 (17.9%)	455	15.6	45.0%
四日市農芸	15	6	9	0	48	63 (23.8%)	713	29.6	50.8%
久居	13	2	9	2	59	72 (18.1%)	705	24.8	52.5%
桑名北	12	5	7	0	56	68 (17.6%)	632	22.8	52.6%
四日市商業	21	5	14	2	95	116 (18.1%)	794	37.9	55.5%
伊勢	18	8	7	3	58	76 (23.7%)	917	32.4	55.5%
津東	19	5	12	2	53	72 (26.4%)	945	33.4	56.9%
川越	21	10	10	1	53	74 (28.4%)	953	36.6	57.5%
松阪商業	15	4	10	1	78	93 (16.1%)	593	26.0	57.8%
桑名	26	10	16	0	84	110 (23.6%)	1,198	44.5	58.4%
宇治山田	15	5	10	0	61	76 (19.7%)	718	25.7	58.4%
津商業	23	4	19	0	71	94 (24.5%)	837	36.9	62.3%
上野	19	5	10	4	97	116 (16.4%)	884	30.2	63.0%
四日市四郷	17	8	8	1	53	70 (24.3%)	658	25.1	67.7%
稲生	15	5	9	1	61	76 (19.7%)	653	21.6	69.4%
四日市工業	18	8	8	2	45	63 (28.6%)	1,153	25.6	70.4%
明野	16	6	9	1	57	73 (21.9%)	525	22.7	70.6%
松阪	24	11	13	0	73	97 (24.7%)	955	33.8	71.1%
四日市	27	10	16	1	71	98 (27.6%)	1,035	36.0	75.1%
桑名工業	8	3	4	1	27	35 (22.9%)	475	10.2	78.5%
桑名西	27	9	16	2	51	78 (34.6%)	871	32.7	82.7%
宇治山田商業	19	7	11	1	56	75 (25.3%)	598	22.5	84.5%
津西	29	12	17	0	68	97 (29.9%)	956	33.3	87.1%
久居農林	22	10	10	2	77	99 (22.2%)	699	25.3	87.1%
白子	26	11	14	1	51	77 (33.8%)	743	29.6	87.9%
津	30	6	21	3	46	76 (39.5%)	1,036	34.1	88.1%
神戸	32	13	19	0	66	98 (32.7%)	956	35.4	90.5%
亀山	24	7	14	3	83	107 (22.4%)	711	26.4	90.9%
飯野	22	4	16	2	35	57 (38.6%)	588	24.0	91.8%
尾鷲	18	6	9	3	62	80 (22.5%)	551	19.4	92.7%
北星	19	8	10	1	24	43 (44.2%)	564	19.6	97.0%
四日市中央工業	15	8	5	2	36	51 (29.4%)	714	15.2	99.0%
いなべ総合学園	37	12	23	2	31	68 (54.4%)	955	36.9	100.4%
松阪工業	20	9	9	2	52	72 (27.8%)	753	19.1	104.7%
津工業	16	11	4	1	29	45 (35.6%)	718	15.2	105.1%
名張	27	11	12	4	67	94 (28.7%)	635	22.6	119.3%
四日市西	37	7	22	8	43	80 (46.3%)	833	30.1	123.0%
紀南	10	4	4	2	30	40 (25.0%)	236	7.9	126.1%
伊賀白鳳	34	13	13	8	89	123 (27.6%)	810	26.9	126.2%
あけぼの学園	12	4	6	2	40	52 (23.1%)	231	9.4	127.4%
木本	28	12	16	0	91	119 (23.5%)	594	21.7	129.3%
名張青峰	42	9	32	1	11	53 (79.2%)	862	31.2	134.8%
朝明	28	12	15	1	40	68 (41.2%)	645	20.6	135.7%
笹野	23	9	13	1	53	76 (30.3%)	462	16.9	136.4%
飯南	11	4	5	2	43	54 (20.4%)	234	7.8	140.5%
相可	36	9	23	4	68	104 (34.6%)	658	24.0	150.1%
伊勢工業	20	9	10	1	25	45 (44.4%)	514	11.8	169.3%
白山	15	6	8	1	24	39 (38.5%)	315	8.7	173.0%
志摩	22	10	10	2	53	75 (29.3%)	323	12.2	180.9%
石薬師	29	12	17	0	35	64 (45.3%)	429	13.7	211.1%
鳥羽	15	6	8	1	52	67 (22.4%)	193	6.5	231.8%
南伊勢・度会校舎	14	7	6	1	52	66 (21.2%)	170	5.2	268.2%
伊勢まなび	14	5	9	0	24	38 (36.8%)	141	4.6	303.0%
水産	22	12	9	1	57	79 (27.8%)	237	6.1	363.0%
昴学園	37	14	18	5	60	97 (38.1%)	191	5.6	656.0%
南伊勢・南勢校舎	9	3	5	1	21	30 (30.0%)	31	0.9	1011.2%
小計(A)	1,203	439	668	96	3,036	4,239 (28.4%)	36,912	1,288.4	93.4%
石薬師分校	6	2	4	0	0	6 (100.0%)	90	3.2	190.5%
杉の子	15	6	7	2	0	15 (100.0%)	88	3.1	487.0%
西日野にじ学園	56	19	32	5	9	65 (86.2%)	272	9.5	588.2%
松阪あゆみ	33	13	19	1	0	33 (100.0%)	157	5.5	600.5%
聾学校	18	6	8	4	22	40 (45.0%)	81	2.8	634.9%
あすなろ分校	10	4	6	0	0	10 (100.0%)	43	1.5	664.5%
稲葉	47	18	28	1	12	59 (79.7%)	190	6.7	706.8%
伊賀つばさ学園	35	13	17	5	12	47 (74.5%)	141	4.9	709.2%
北勢きらら学園	27	10	14	3	1	28 (96.4%)	103	3.6	749.0%
玉城わかば学園	35	10	20	5	20	55 (63.6%)	126	4.4	793.7%
くわな	53	17	27	9	14	67 (79.1%)	147	5.1	1030.1%
くろしおおわせ分校	11	4	4	3	2	13 (84.6%)	26	0.9	1208.8%
かがやき	22	8	11	3	27	49 (44.9%)	46	1.6	1366.5%
城山	46	12	22	12	4	50 (92.0%)	86	3.0	1528.2%
東紀州くろしお学園	16	5	8	3	0	16 (100.0%)	24	0.8	1904.8%
度会	39	14	18	7	0	39 (100.0%)	50	1.8	2228.6%
草の実分校	11	2	3	6	0	11 (100.0%)	14	0.5	2244.9%
盲学校	25	12	13	0	15	40 (62.5%)	27	0.9	2645.5%
小計(B)	505	175	261	69	138	643 (78.5%)	1,711	59.9	843.3%
合計(A+B)	1,708	614	929	165	3,174	4,882 (35.0%)	38,623	1,348.3	126.7%

（資料３）長寿命化改修実施対象建物一覧

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積(㎡)
1	桑名	校舎1	2	普通特別教室棟	RC	3	3,435
2	桑名	校舎2	1①②、13、14、37	管理棟	RC	3	2,963
3	桑名	校舎3	8	在宅看護実習棟	W	1	232
4	桑名	校舎4	3、4	特別教室棟、普通教室棟	RC	3	2,801
5	桑名	校舎5	5	普通特別教室棟	RC	3	1,866
6	桑名	校舎6	32	特別教室棟	RC	3	770
7	桑名	校舎7	41	立体駐車駐輪場	S	2	453
8	桑名	屋体1	30	体育館	S	2	1,584
9	桑名	屋体2	33	武道場	RC	1	818
10	桑名	部活1	39	部室	S	3	488
11	桑名西	校舎1	2	管理棟	RC	2	821
12	桑名西	校舎2	3、11、14、15	普通教室棟	RC	4	4,035
13	桑名西	校舎3	9、10	普通教室棟	RC	4	5,203
14	桑名西	屋体1	8	武道場	S	1	465
15	桑名西	屋体2	13	体育館	S	2	1,565
16	桑名西	屋体3	21	トレーニング場	S	1	250
17	桑名北	校舎1	1①②③、11	管理普通教室棟	RC	4	5,604
18	桑名北	校舎2	2①②	特別教室棟	RC	4	4,774
19	桑名北	屋体1	3	武道場	S	1	465
20	桑名北	屋体2	7	体育館	S	2	1,568
21	桑名北	屋体3	9	トレーニング場	S	1	250
22	桑名北	部活1	8	部室	S	2	257
23	桑名工業	校舎1	1、9①②、15	管理教室棟	RC	3	3,337
24	桑名工業	校舎2	3	特別教室棟	RC	3	554
25	桑名工業	校舎3	20①②	実習教室棟	RC	2	1,840
26	桑名工業	校舎4	22	特別教室棟	RC	2	820
27	桑名工業	校舎5	26、31	実習教室棟	RC	3	3,173
28	桑名工業	校舎6	30、32	実習教室棟	RC	4	2,284
29	桑名工業	屋体1	27	体育館	RC	2	1,377
30	桑名工業	屋体2	37	武道場	W	1	345
31	桑名工業	屋体3	39	トレーニング場	W	1	250
32	いなべ総合	校舎1	38、40、42	特別教室管理棟	RC	3	9,576
33	いなべ総合	校舎2	36、39	普通教室棟	RC	2	4,518
34	いなべ総合	校舎3	37	図書館棟	RC	4	2,065
35	いなべ総合	屋体1	41、43	体育館、武道場	RC	2	3,351
36	川越	校舎1	1、2	管理教室棟	RC	4	3,136
37	川越	校舎2	3、4①②	特別教室棟	RC	4	4,464
38	川越	校舎3	5	普通教室棟	RC	4	2,181
39	川越	校舎4	12	文化棟	RC	2	198
40	川越	屋体1	6①②③④	体育館武道場	RC	2	2,484
41	川越	部活1	11	部室	RC	2	272
42	四日市	校舎1	2①②③	教室棟、特別教室棟	RC	3	4,207
43	四日市	校舎2	1①②③	管理棟、教室棟	RC	3	5,070
44	四日市	校舎3	26	特別教室棟	RC	3	1,546
45	四日市	校舎4	29①②	教室棟	RC	2	556
46	四日市	校舎5	37	図書館棟	RC	2	1,206
47	四日市	屋体1	27	武道場	S	1	465
48	四日市	屋体2	30	体育館	S	2	1,700
49	四日市	屋体3	38	トレーニング場	W	1	260
50	四日市	部活1	39	部室	S	2	249
51	四日市南	校舎1	2①②	教室棟	RC	3	2,872
52	四日市南	校舎2	1	管理特別教室棟	RC	3	2,439
53	四日市南	校舎3	3①②	特別教室棟	RC	4	1,825
54	四日市南	校舎4	16	教室棟	RC	4	1,183
55	四日市南	屋体1	21	体育館	RC	2	1,704

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積(㎡)
56	四日市南	屋体2	24	武道場	W	1	344
57	四日市南	部活1	19	部室	RC	2	339
58	四日市西	校舎1	1①②	管理棟、HR棟	RC	4	5,283
59	四日市西	校舎2	7①②、8、10	特別教室棟	RC	4	5,822
60	四日市西	屋体1	2	武道場	S	1	465
61	四日市西	屋体2	9	体育館	S	2	1,567
62	四日市西	屋体3	15	トレーニング場	S	1	250
63	朝明	校舎1	3、4、8	管理普通教室棟	RC	4	5,002
64	朝明	校舎2	5、12	特別教室棟	RC	4	4,753
65	朝明	屋体1	2	武道場	S	1	465
66	朝明	屋体2	11	体育館	S	2	1,567
67	朝明	屋体3	14	トレーニング場	S	1	250
68	朝明	屋体4	19	レスリング場	S	1	207
69	朝明	部活1	10	部室	S	2	249
70	四日市四郷	校舎1	1①②	管理普通教室棟、普通教室棟	RC	4	4,942
71	四日市四郷	校舎2	2①②	特別教室棟	RC	4	5,020
72	四日市四郷	屋体1	3、8①②	武道場、レスリング場	S	1	685
73	四日市四郷	屋体2	7	体育館	RC	2	1,611
74	四日市四郷	屋体3	11	トレーニング場	S	1	230
75	四日市四郷	部活1	9	部室	S	2	294
76	四日市農芸	校舎1	44①②③	管理教室棟	RC	3	3,112
77	四日市農芸	校舎2	49、74	環境造園科棟、実習教室棟	RC	3	1,518
78	四日市農芸	校舎3	54①②	理科農業棟、農業特別実習棟	RC	4	3,780
79	四日市農芸	校舎4	69	食品製造農業科棟	RC	3	1,627
80	四日市農芸	校舎5	71	家庭科棟	RC	3	1,674
81	四日市農芸	屋体1	46	体育館	S	2	1,811
82	四日市農芸	屋体2	70	武道場	S	1	345
83	四日市農芸	屋体3	76	トレーニング場	S	1	250
84	四日市農芸	部活1	73	部室	RC	2	249
85	四日市工業	校舎1	30	管理棟	RC	4	7,807
86	四日市工業	校舎2	36	建築科棟	RC	3	1,479
87	四日市工業	校舎3	35	電気電子科棟	RC	3	1,693
88	四日市工業	校舎4	37	物質工学科棟(科学技術棟)	RC	3	1,567
89	四日市工業	校舎5	33①②	自動車科棟	RC	2	1,175
90	四日市工業	校舎6	34	自動車科棟	RC	1	364
91	四日市工業	校舎7	38	物質工学科棟(セラミック棟)	RC	3	2,024
92	四日市工業	校舎8	31	機械科棟	RC	3	2,232
93	四日市工業	校舎9	32	機械科棟	RC	1	663
94	四日市工業	校舎10	52	家庭科棟	RC	2	486
95	四日市工業	屋体1	39	体育館	S	1	1,419
96	四日市工業	屋体2	40	武道場	S	1	465
97	四日市工業	屋体3	50	トレーニング場	S	1	250
98	四日市工業	部活1	49	部室	S	2	331
99	四日市工業	部活2	61	部室	RC	2	221
100	四日市中央工業	校舎1	1①②	管理教室棟	RC	3	3,983
101	四日市中央工業	校舎2	11①②	電気土木棟	RC	2	1,412
102	四日市中央工業	校舎3	6①②	化学工学棟	RC	1	1,155
103	四日市中央工業	校舎4	3	図書館視聴覚棟	RC	2	428
104	四日市中央工業	校舎5	21	管理教室棟	RC	2	882
105	四日市中央工業	校舎6	24	土木実習棟	RC	3	1,634
106	四日市中央工業	校舎7	27	機械実習棟	RC	3	1,807
107	四日市中央工業	校舎8	28	購買室棟	RC	2	184
108	四日市中央工業	校舎9	31	機械科西実習棟	RC	2	1,514
109	四日市中央工業	校舎10	33	設備システム実習棟	RC	3	2,130
110	四日市中央工業	屋体1	19	ウェイトリフティング場	S	1	200
111	四日市中央工業	屋体2	15	体育館	S	2	1,377

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積(㎡)
112	四日市中央工業	屋体3	26	トレーニング場	S	1	250
113	四日市中央工業	屋体4	34	屋内プール棟	S	1	971
114	四日市中央工業	屋体5	35	武道場	S	1	345
115	四日市中央工業	部活1	32	部室	RC	2	204
116	四日市商業	校舎1	1①②③、2、3①②、18	普通教室棟	RC	3	8,340
117	四日市商業	校舎2	16①②	特別教室棟	RC	3	2,589
118	四日市商業	校舎3	22	普通教室・実践室棟	RC	2	720
119	四日市商業	屋体1	25	第1体育館	RC	1	1,702
120	四日市商業	屋体2	29	トレーニング場	S	1	250
121	四日市商業	屋体3	31	武道場	W	1	465
122	四日市商業	屋体4	32	第2体育館(至誠館)	S	1	958
123	四日市商業	部活1	27	部室	RC	2	294
124	菰野	校舎1	8	特別教室棟	RC	3	1,455
125	菰野	校舎2	2①②	普通教室棟	RC	3	1,049
126	菰野	校舎3	1①②	管理普通教室棟	RC	3	2,198
127	菰野	校舎4	19①②③、21、22	特別普通教室棟	RC	4	4,089
128	菰野	屋体1	23	体育館	S	1	1,302
129	菰野	屋体2	26①②	トレーニング場	RC	2	540
130	菰野	屋体3	30	武道場	W	1	344
131	神戸	校舎1	2①②	普通教室棟	RC	3	3,366
132	神戸	校舎2	1①②③④⑤⑥、8、9、10	管理特別教室棟	RC	4	6,672
133	神戸	校舎3	19①②、20	第3棟	RC	3	2,803
134	神戸	屋体1	3	体育館	S	2	1,891
135	神戸	屋体2	23	武道場	S	1	465
136	神戸	屋体3	29	トレーニング場	S	1	250
137	神戸	部活1	33	部室	RC	2	339
138	白子	校舎1	1、2	普通教室棟	RC	3	2,665
139	白子	校舎2	3、32	普通教室棟・特別教室棟	RC	3	1,917
140	白子	校舎3	23、24、25	特別教室棟	RC	4	4,355
141	白子	校舎4	27	管理棟	RC	3	1,247
142	白子	校舎5	34	文化棟	RC	2	396
143	白子	屋体1	26	武道場	S	1	465
144	白子	屋体2	35	体育館	RC	2	1,650
145	白子	部活1	37	部室	RC	2	336
146	石薬師	校舎1	1①②、6	管理普通教室棟	RC	4	4,878
147	石薬師	校舎2	2①②③、9	特別教室棟	RC	4	5,028
148	石薬師	屋体1	5	武道場	S	1	465
149	石薬師	屋体2	7	体育館	S	2	1,566
150	石薬師	屋体3	18	トレーニング場	S	1	250
151	石薬師	屋体4	21	ウェイトリフティング場	S	1	241
152	稲生	校舎1	1①②	管理棟	RC	4	4,348
153	稲生	校舎2	2①②	特別教室棟	RC	4	5,358
154	稲生	屋体1	3	武道場	S	1	465
155	稲生	屋体2	7	体育館(第一)	RC	2	1,611
156	稲生	屋体3	8	トレーニング場	S	1	250
157	稲生	屋体4	11	体育館(第二)	RC	2	1,288
158	稲生	部活1	9	部室	S	2	294
159	飯野	校舎1	1、2	管理普通教室棟	RC	3	3,060
160	飯野	校舎2	5	特別教室棟	RC	3	1,268
161	飯野	校舎3	11、12	普通特別教室棟	RC	4	2,388
162	飯野	校舎4	9	実習棟	RC	3	1,040
163	飯野	校舎5	13	応用デザイン棟	RC	3	806
164	飯野	校舎6	19	多文化共生棟	W	2	555
165	飯野	屋体1	7	体育館(第一)	S	2	946
166	飯野	屋体2	10、17	体育館(第二)	S	1	649
167	飯野	部活1	18	部室	RC	2	204

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積(㎡)
168	亀山	校舎1	5①②	教室棟	RC	3	1,983
169	亀山	校舎2	3①②	教室棟	RC	4	2,742
170	亀山	校舎3	28①②、29、35	特別教室棟	RC	4	4,193
171	亀山	校舎4	36①②、37、38	管理棟	RC	4	3,510
172	亀山	校舎5	40	教室棟	RC	1	626
173	亀山	屋体1	42	体育館	S	1	1,544
174	亀山	屋体2	47	ウェイトリフティング場	S	1	242
175	亀山	屋体3	48	武道場	S	1	345
176	亀山	部活1	46	部室	RC	2	328
177	津	校舎1	1	管理棟	RC	3	1,576
178	津	校舎2	2、20	教室棟	RC	3	2,966
179	津	校舎3	3①②、19	教室棟	RC	3	3,145
180	津	校舎4	5、18	特別教室棟	RC	3	2,347
181	津	校舎5	33	特別教室棟	RC	4	1,735
182	津	屋体1	26	武道場	S	1	465
183	津	屋体2	27	体育館	RC	1	1,647
184	津	屋体3	34	トレーニング場	W	1	259
185	津	部活1	24	部室	RC	2	519
186	津西	校舎1	1、2	普通教室棟	RC	3	2,357
187	津西	校舎2	5、6、16	特別教室棟	RC	3	4,669
188	津西	校舎3	9	管理棟	RC	3	1,994
189	津西	校舎4	10	普通教室棟	RC	3	2,124
190	津西	屋体1	7	武道場	S	1	465
191	津西	屋体2	12	体育館	S	2	1,569
192	津西	屋体3	25	トレーニング場	W	1	250
193	津東	校舎1	1①②③④、5、7	管理特別教室棟、特別教室棟、普通教室棟	RC	4	7,979
194	津東	校舎2	8	特別教室棟	RC	2	1,256
195	津東	校舎3	15	特別教室棟	RC	3	1,080
196	津東	屋体1	11①②	武道場	S	1	493
197	津東	屋体2	22、23	体育館	RC	2	2,214
198	津東	部活1	18	部室	RC	2	339
199	津工業	校舎1	25①②	実習棟	RC	2	1,056
200	津工業	校舎2	26①②	電気科棟、実習棟	RC	2	1,399
201	津工業	校舎3	27①②③	実習棟	RC	3	2,277
202	津工業	校舎4	28	実習棟	RC	2	1,079
203	津工業	校舎5	29	実習棟	RC	2	835
204	津工業	校舎6	33①②	普通教室棟	RC	4	4,413
205	津工業	校舎7	37	管理棟	RC	2	1,153
206	津工業	校舎8	38	実習棟	RC	1	296
207	津工業	校舎9	43	実習棟	RC	3	1,188
208	津工業	屋体1	31	体育館	S	2	1,912
209	津工業	屋体2	39①②	武道場	RC	2	1,161
210	津商業	校舎1	15	商業科教室棟	RC	3	2,460
211	津商業	校舎2	19①②	特別教室棟	RC	4	2,340
212	津商業	校舎3	25	普通教室棟	RC	3	1,524
213	津商業	校舎4	30①②、31	管理特別教室棟	RC	3	2,522
214	津商業	校舎5	40、41	普通教室棟	RC	4	1,857
215	津商業	屋体1	17	武道場	S	1	344
216	津商業	屋体2	28	体育館	S	2	1,587
217	津商業	屋体3	37	トレーニング場	S	1	315
218	久居	校舎1	1①②	管理普通教室棟	RC	4	5,060
219	久居	校舎2	2①②③	特別教室棟	RC	4	4,839
220	久居	校舎3	13	会議室	RC	1	200
221	久居	屋体1	3	武道場	S	1	465
222	久居	屋体2	7	体育館	RC	2	1,611
223	久居	屋体3	11	レスリング場	S	1	839

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積(㎡)
224	久居	部活1	9	部室	S	2	267
225	久居	部活2	10	部室	S	2	236
226	久居農林	校舎1	70①②	家庭科特別教室棟	RC	3	2,701
227	久居農林	校舎2	75①②③	普通教室棟	RC	4	2,500
228	久居農林	校舎3	77	農業機械科実習棟	S	1	350
229	久居農林	校舎4	79①②③	管理普通特別教室棟	RC	3	3,585
230	久居農林	校舎5	88	林業科実験実習棟	RC	3	1,854
231	久居農林	校舎6	89①②	農業機械科実験実習棟	RC	3	1,659
232	久居農林	校舎7	92	農業園芸科実験実習棟	RC	3	1,349
233	久居農林	校舎8	94	農業園芸科実習棟	RC	2	722
234	久居農林	校舎9	97	畜産科実験実習棟	RC	2	655
235	久居農林	校舎10	110	農業土木棟	RC	2	877
236	久居農林	屋体1	98①②	体育館、武道場	RC	2	2,012
237	久居農林	屋体2	90	ボクシング場	S	1	306
238	久居農林	寄宿舎1	68	宿泊実習棟	RC	2	401
239	久居農林	寄宿舎2	101	寄宿舎	RC	1	249
240	白山	校舎1	2	商業棟	RC	3	1,485
241	白山	校舎2	1①②、3	管理棟	RC	3	3,152
242	白山	校舎3	21①②	家政棟	RC	3	2,069
243	白山	屋体1	26	体育館	S	1	1,320
244	白山	屋体2	31	武道場	S	1	345
245	白山	屋体3	32	トレーニング場	S	1	250
246	松阪	校舎1	2①②	教室棟	RC	3	2,972
247	松阪	校舎2	7、28	特別教室棟	RC	4	2,668
248	松阪	校舎3	3①②、21、22	教室棟	RC	3	2,458
249	松阪	校舎4	4、23	特別教室棟	RC	4	2,103
250	松阪	校舎5	34①②、35	管理棟	RC	3	2,577
251	松阪	校舎6	40	特別教室棟	S	1	232
252	松阪	屋体1	27	体育館	S	2	1,980
253	松阪	屋体2	36	武道場	S	1	465
254	松阪	屋体3	38①②	トレーニング場	RC	2	630
255	松阪工業	校舎1	4	工業化学実習棟	RC	2	1,323
256	松阪工業	校舎2	44	機械科実習棟2	RC	2	1,185
257	松阪工業	校舎3	45	機械科実習棟1	RC	3	1,782
258	松阪工業	校舎4	48	建築デザイン科工業化学科実習棟	RC	3	1,782
259	松阪工業	校舎5	50①②	普通教室棟	RC	4	4,979
260	松阪工業	校舎6	52	管理棟	RC	3	2,050
261	松阪工業	校舎7	56	電気工学科実習棟	RC	3	1,335
262	松阪工業	校舎8	57	自動車科実習棟	RC	3	1,942
263	松阪工業	校舎9	62	自動車科実習棟	S	1	397
264	松阪工業	屋体1	43	体育館	S	2	1,615
265	松阪工業	屋体2	54	トレーニング場	S	1	250
266	松阪工業	屋体3	60	武道場	S	2	689
267	松阪工業	部活1	64	部室	S	2	288
268	松阪工業	寄宿舎1	59	寄宿舎	RC	2	428
269	松阪商業	校舎1	1①②③	普通教室及び管理棟	RC	4	4,644
270	松阪商業	校舎2	5、6、7	特別教室棟	RC	3	2,699
271	松阪商業	校舎3	16	特別教室棟	RC	3	1,215
272	松阪商業	校舎4	18、20	普通特別教室棟	RC	3	1,144
273	松阪商業	屋体1	15	武道場	S	1	345
274	松阪商業	屋体2	19	体育館	RC	2	1,654
275	松阪商業	屋体3	23	トレーニング場	S	1	250
276	松阪商業	部活1	13	部室	RC	2	216
277	松阪商業	部活2	22	部室	S	2	324
278	飯南	校舎1	1	管理棟	RC	2	580
279	飯南	校舎2	3	特別教室棟	RC	2	909

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積(㎡)
280	飯南	校舎3	4	特別教室棟	RC	2	998
281	飯南	校舎4	25	用務員室	RC	1	229
282	飯南	校舎5	26	普通教室棟	RC	3	1,111
283	飯南	校舎6	28①②	特別教室棟	RC	3	1,537
284	飯南	校舎7	40	実習棟	RC	2	1,393
285	飯南	屋体1	20	武道場	S	1	346
286	飯南	屋体2	35	体育館	RC	1	1,376
287	飯南	寄宿舎1	23	寄宿舎	S	1	432
288	相可	校舎1	6①②、7	普通教室棟、特別教室棟	RC	4	2,744
289	相可	校舎2	57、58、60、61	普通教室棟、特別教室棟	RC	4	3,949
290	相可	校舎3	68	農業土木科棟	RC	3	1,570
291	相可	校舎4	69	農業棟	RC	3	1,353
292	相可	校舎5	70	総合農場棟	S	1	312
293	相可	校舎6	71	総合農場棟	S	1	405
294	相可	校舎7	85	管理棟	RC	4	2,150
295	相可	校舎8	93	調理実習棟	RC	2	1,406
296	相可	屋体1	74	体育館	RC	2	1,377
297	相可	屋体2	83	トレーニング場	S	1	250
298	相可	屋体3	87	武道場	S	1	345
299	相可	部活1	84	雨天練習棟	S	1	363
300	相可	部活2	86	文化部練習場	RC	2	396
301	昴	校舎1	20①②	普通教室棟、特別教室棟	RC	4	3,784
302	昴	校舎2	26	管理・農業土木科棟	RC	2	1,522
303	昴	校舎3	31	特別実習棟	RC	2	2,203
304	昴	屋体1	16	武道場	S	2	747
305	昴	屋体2	35	体育館	RC	2	1,504
306	昴	部活1	34	部室	RC	2	204
307	昴	寄宿舎1	27、32	寄宿舎	RC	4	5,725
308	宇治山田	校舎1	2①②	教室棟	RC	3	3,346
309	宇治山田	校舎2	1①②、10、11	管理特別教室棟	RC	4	4,108
310	宇治山田	校舎3	3、25	教室棟	RC	3	1,049
311	宇治山田	校舎4	31	プラチナホール	RC	1	328
312	宇治山田	屋体1	28	体育館	RC	2	1,761
313	宇治山田	屋体2	29	武道場	W	1	414
314	宇治山田	部活1	27	部室	RC	2	339
315	伊勢	校舎1	3①②	普通教室棟、特別教室棟	RC	3	2,223
316	伊勢	校舎2	5①②、13①②	特別教室棟	RC	4	3,682
317	伊勢	校舎3	17	管理棟	RC	3	1,319
318	伊勢	校舎4	28、29、30	普通教室棟	RC	3	3,004
319	伊勢	屋体1	12	武道場	RC	3	708
320	伊勢	屋体2	19	体育館	RC	2	1,651
321	伊勢	屋体3	27	トレーニング場	W	1	250
322	伊勢	部活1	16①②	部室	RC	2	490
323	伊勢工業	校舎1	1	管理特別教室棟	RC	3	2,171
324	伊勢工業	校舎2	5①②	建築棟	RC	2	1,840
325	伊勢工業	校舎3	18①②③	総合実習棟	RC	2	2,495
326	伊勢工業	校舎4	25①②	機械科棟	RC	3	2,534
327	伊勢工業	校舎5	30①②	工業化学棟	RC	2	1,595
328	伊勢工業	校舎6	36①②	家庭科棟、機械棟	RC	2	918
329	伊勢工業	校舎7	38	普通教室棟	RC	3	2,202
330	伊勢工業	屋体1	23	体育館	S	2	1,394
331	伊勢工業	屋体2	34	武道場・トレーニング場	RC	2	786
332	伊勢工業	部活1	24	部室	S	2	271
333	宇治山田	校舎1	1	管理教室棟	RC	3	3,319
334	宇治山田商業	校舎2	5	特別教室棟	RC	3	2,681
335	宇治山田商業	校舎3	13①②	特別教室棟	RC	2	1,067

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積(㎡)
336	宇治山田商業	校舎4	16①②③	特別教室棟	RC	3	2,767
337	宇治山田商業	校舎5	22	国際科棟	RC	3	743
338	宇治山田商業	屋体1	21	トレーニング場	S	1	250
339	宇治山田商業	屋体2	25	体育館	S	1	1,376
340	宇治山田商業	屋体3	26	武道場	S	1	346
341	宇治山田商業	部活1	23	部室	RC	2	204
342	明野	校舎1	1	教室棟	RC	3	2,510
343	明野	校舎2	4、7、9、10	管理棟、特別教室棟	RC	3	4,616
344	明野	校舎3	8	保育実習施設	RC	1	449
345	明野	校舎4	48	特別教室棟	RC	1	679
346	明野	校舎5	87①②	農業化学棟	RC	2	1,201
347	明野	校舎6	91	経済科棟	RC	3	1,922
348	明野	校舎7	92	農業科棟	S	2	681
349	明野	校舎8	93	福祉科棟	S	1	449
350	明野	屋体1	63	体育館	S	1	1,350
351	明野	屋体2	89	トレーニング場	S	1	250
352	明野	屋体3	94	武道場	S	1	345
353	明野	部活1	86①②	部室	S	1	257
354	南伊勢・南勢	校舎1	9①②③	校舎	RC	4	4,169
355	南伊勢・南勢	校舎2	13	校舎	RC	2	436
356	南伊勢・南勢	屋体1	14	武道場	S	1	345
357	南伊勢・南勢	屋体2	22	体育館	RC	2	1,089
358	南伊勢・度会	校舎1	16、17①②、18①②	管理棟、普通教室棟	RC	3	4,032
359	南伊勢・度会	校舎2	23①②、24	特別教室棟	RC	4	3,829
360	南伊勢・度会	屋体1	25	体育館	S	2	981
361	南伊勢・度会	屋体2	28	武道場	S	1	345
362	南伊勢・度会	屋体3	30	トレーニング場	S	1	250
363	鳥羽	校舎1	2②	特別教室棟	RC	3	1,015
364	鳥羽	校舎2	19、24	普通特別教室棟、特別教室棟	RC	4	5,524
365	鳥羽	校舎3	29、34	管理特別教室棟	RC	3	3,817
366	鳥羽	屋体1	27	体育館	S	2	1,574
367	鳥羽	屋体2	33	トレーニング場	S	1	225
368	鳥羽	屋体3	36	武道場・フェンシング場	RC	2	724
369	志摩	校舎1	22①	理科棟	RC	1	957
370	志摩	校舎2	29①②	教室棟	RC	3	2,770
371	志摩	校舎3	30①②③	管理特別教室棟、特別教室棟	RC	4	4,845
372	志摩	屋体1	31	体育館	S	1	1,306
373	志摩	屋体2	56	トレーニング場	S	1	250
374	志摩	屋体3	59	武道場	W	1	200
375	志摩	部活1	57	部室	RC	2	249
376	水産	校舎1	1	普通教室棟	RC	3	1,520
377	水産	校舎2	5①②、34	特別教室棟、普通教室棟	RC	4	1,599
378	水産	校舎3	36	特別教室棟	RC	4	2,072
379	水産	校舎4	37①②、38、39	特別教室棟	RC	4	2,824
380	水産	校舎5	44	機関科棟	RC	2	504
381	水産	校舎6	45	海洋科棟	RC	2	892
382	水産	校舎7	40	水産実習棟	RC	2	1,003
383	水産	校舎8	29	製造実習室	RC	2	1,091
384	水産	校舎9	49	機関実習棟	S	1	400
385	水産	屋体1	42	武道場	S	1	345
386	水産	屋体2	48	体育館	RC	2	1,442
387	水産	部活1	43	部室	S	2	247
388	水産	寄宿舎1	32	寄宿舎	RC	2	636
389	上野	校舎1	8	図書館	RC	2	660
390	上野	校舎2	2①②	普通教室棟	RC	3	2,648
391	上野	校舎3	3	定時制管理棟	RC	2	507

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積(㎡)
392	上野	校舎4	72	特別教室棟	RC	3	1,504
393	上野	校舎5	75	普通教室棟	RC	3	1,090
394	上野	校舎6	76	特別教室棟	RC	2	2,539
395	上野	校舎7	83①②	管理棟	RC	3	1,450
396	上野	屋体1	81	武道場	S	1	345
397	上野	屋体2	84	体育館	RC	2	1,642
398	上野	寄宿舎1	71	寄宿舎	RC	2	608
399	あけぼの	校舎1	15①②	普通教室棟	RC	3	2,283
400	あけぼの	校舎2	18①②	特別教室棟	RC	3	2,306
401	あけぼの	校舎3	20	管理棟	RC	3	1,913
402	あけぼの	校舎4	25	総合学科実習棟	RC	2	671
403	あけぼの	屋体1	19	武道場	S	1	345
404	あけぼの	屋体2	24	体育館	RC	2	1,377
405	伊賀白鳳	校舎1	2①②③	普通教室棟	RC	3	3,120
406	伊賀白鳳	校舎2	1①②③、3	管理特別教室棟	RC	3	2,137
407	伊賀白鳳	校舎3	31	第３実習棟	RC	3	1,946
408	伊賀白鳳	校舎4	34①②	第１実習棟	RC	3	2,759
409	伊賀白鳳	校舎5	37	第２実習棟	RC	3	1,931
410	伊賀白鳳	校舎6	38①②	第４実習棟	RC	3	1,357
411	伊賀白鳳	校舎7	39	特別棟	RC	3	1,169
412	伊賀白鳳	校舎8	73	生物工学実習棟	S	1	189
413	伊賀白鳳	校舎9	76	食品化学科棟	RC	3	1,612
414	伊賀白鳳	校舎10	43	家庭科棟	RC	2	481
415	伊賀白鳳	校舎11	45	第５実習棟	RC	3	906
416	伊賀白鳳	校舎12	50	第６実習棟	RC	3	2,034
417	伊賀白鳳	屋体1	28	武道場	S	1	345
418	伊賀白鳳	屋体2	40①②	体育館	RC	2	1,464
419	伊賀白鳳	屋体3	46	トレーニング場	S	1	250
420	名張	校舎1	1	管理教室棟	RC	3	1,924
421	名張	校舎2	2①⑤	普通教室棟	RC	3	1,269
422	名張	校舎3	3	特別教室棟	RC	3	1,436
423	名張	校舎4	50①②	理科商業実習棟	RC	3	2,388
424	名張	校舎5	2②③④、60	家庭科棟	RC	3	2,031
425	名張	校舎6	51	管理特別普通棟	RC	3	1,620
426	名張	校舎7	58	総合学科実習棟	RC	1	699
427	名張	校舎8	61	多目的教室棟	S	1	265
428	名張	屋体1	47	体育館	S	2	2,307
429	名張	屋体2	53	武道場	S	1	345
430	名張	屋体3	59	トレーニング場	W	1	250
431	名張	部活1	56	部室	RC	2	249
432	名張青峰	校舎1	1	管理・特別教室棟	RC	2	2,816
433	名張青峰	校舎2	2	普通教室棟	RC	3	1,561
434	名張青峰	校舎3	5	普通教室棟	RC	3	1,561
435	名張青峰	校舎4	6	特別教室棟	RC	3	2,520
436	名張青峰	校舎5	8①②	実習棟	RC	3	1,198
437	名張青峰	屋体1	4①②③	体育館、武道場、トレーニング場	RC	2	2,775
438	尾鷲	校舎1	2①②	普通教室棟、特別教室棟	RC	3	2,141
439	尾鷲	校舎6	45	機械室棟(光ヶ丘校舎)	RC	2	464
440	尾鷲	校舎2	3①②	普通教室棟、特別教室棟	RC	3	2,213
441	尾鷲	校舎3	19①②③	管理棟	RC	4	3,281
442	尾鷲	校舎4	27	管理普通棟	RC	2	402
443	尾鷲	校舎7	56	新実習棟(光ヶ丘校舎)	RC	4	2,232
444	尾鷲	校舎8	59	機械・家庭科棟(光ヶ丘校舎)	RC	3	1,945
445	尾鷲	校舎5	61	特別棟	RC	2	1,989
446	尾鷲	屋体1	22	武道場	S	1	345
447	尾鷲	屋体3	55	武道場(光ヶ丘校舎)	S	1	345

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積(㎡)
448	尾鷲	屋体2	30①②	体育館	S	2	1,540
449	尾鷲	部活1	63	部室	S	2	225
450	木本	校舎1	1①②	管理棟	RC	4	3,947
451	木本	校舎2	29①②、30①②	特別教室棟	RC	4	3,857
452	木本	校舎3	31①②③	特別教室棟	RC	3	2,871
453	木本	校舎4	42	総合学科棟	RC	3	1,796
454	木本	屋体1	25	トレーニング場	S	2	310
455	木本	屋体2	33	体育館	S	2	2,072
456	木本	寄宿舎1	32①②	寄宿舎	RC	2	1,111
457	紀南	校舎1	1①②③	管理教室棟	RC	3	2,867
458	紀南	校舎2	2、3	特別教室棟	RC	3	2,081
459	紀南	校舎3	15	管理教室棟	RC	2	809
460	紀南	屋体1	6	武道場	S	1	346
461	紀南	屋体2	18	卓球場	S	1	295
462	紀南	屋体3	19	体育館	RC	2	1,750
463	紀南	寄宿舎1	17	寄宿舎	RC	3	1,207
464	北星	校舎1	1	管理教室棟	RC	3	2,900
465	北星	校舎2	3	給食室	S	1	216
466	北星	校舎3	2①②	教室棟	RC	2	729
467	北星	校舎4	13	管理教室棟	RC	3	2,099
468	北星	屋体1	12	体育館	RC	3	1,696
469	北星	部活1	10	部室	RC	2	204
470	みえ夢	校舎1	1	管理及び普通教室棟	RC	3	2,853
471	みえ夢	校舎2	11	管理及び普通教室棟	RC	2	1,301
472	みえ夢	校舎3	20	研修棟	RC	3	1,379
473	みえ夢	校舎4	16	実習棟	RC	3	2,525
474	みえ夢	屋体1	17、18、19	体育館	RC	3	1,683
475	伊勢まなび	校舎1	28、29	管理普通教室棟	RC	3	3,269
476	伊勢まなび	校舎2	30	食堂棟	RC	1	557
477	伊勢まなび	校舎3	35	特別教室棟	RC	3	1,602
478	伊勢まなび	校舎4	44	実習特別棟	RC	3	1,573
479	伊勢まなび	屋体1	34	体育館	S	2	1,134
480	盲学校	校舎1	1	管理教室棟	RC	3	3,025
481	盲学校	校舎2	12①②、14	特別教室棟	S	2	1,353
482	盲学校	校舎3	17	専攻科棟	RC	2	357
483	盲学校	屋体1	2	体育館	S	1	446
484	盲学校	寄宿舎1	8	寄宿舎	RC	2	459
485	盲学校	寄宿舎2	9	寄宿舎	S	1	364
486	盲学校	寄宿舎3	7	寄宿舎	RC	2	1,074
487	聾学校	校舎1	21①②、40	普通教室棟、管理棟	RC	3	2,472
488	聾学校	校舎2	23	木工諸室棟	S	1	725
489	聾学校	校舎3	26①②③、27、28、41	教室棟	RC	3	2,614
490	聾学校	校舎4	29	食堂棟	RC	2	488
491	聾学校	屋体1	32	体育館	RC	2	749
492	聾学校	寄宿舎1	33	寄宿舎	RC	2	731
493	城山	校舎1	33	管理特別教室棟	RC	2	1,435
494	城山	校舎2	34①②	特別教室棟、体育館	RC	2	1,678
495	城山	校舎3	35、37	普通・特別教室棟	RC	2	3,192
496	城山	校舎4	36	特別教室棟	RC	1	315
497	城山	寄宿舎1	30	寄宿舎	RC	1	770
498	杉の子	校舎1	1	管理教室棟	RC	1	1,743
499	杉の子	校舎2	10①②	高等部棟、体育館	RC	3	1,747
500	杉の子	校舎3	11	教室棟	RC	1	172
501	杉の子(石薬師)	校舎3	杉2	作業実習棟	W	2	886
502	杉の子(石薬師)	校舎4	杉1①②	給食棟	S	1	230
503	かがやき	校舎1	1	校舎	RC	2	2,080

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積(㎡)
504	かがやき	校舎2	8	校舎	RC	2	1,071
505	かがやき	校舎3	12	校舎	RC	3	1,724
506	かがやき	屋体1	3①②	体育館	S	1	614
507	草の実、あすなろ	校舎1	1	管理普通特別教室棟	RC	3	4,187
508	稲葉	校舎1	1	管理・中学部棟	RC	2	2,079
509	稲葉	校舎2	4①②	小学部棟	RC	2	1,511
510	稲葉	校舎3	18	高等部棟	RC	2	865
511	稲葉	校舎4	20①②	特別教室棟	RC	2	807
512	稲葉	校舎5	21	特別教室棟	S	1	300
513	稲葉	屋体1	5	体育館	RC	1	567
514	稲葉	寄宿舎1	17	寄宿舎	RC	2	1,247
515	伊賀つばさ	校舎1	2	管理棟	RC	2	1,640
516	伊賀つばさ	校舎2	5	特別教室棟	RC	2	1,999
517	伊賀つばさ	校舎3	6	小学部棟	RC	1	879
518	伊賀つばさ	校舎4	1	中学部棟	RC	1	661
519	伊賀つばさ	校舎5	4	高等部棟	RC	1	814
520	伊賀つばさ	校舎6	3	食堂棟	RC	1	437
521	伊賀つばさ	屋体1	7	体育館	RC	1	849
522	伊賀つばさ	屋体2	8	プール棟	RC	1	258
523	玉城わかば	校舎1	1	管理棟	RC	1	900
524	玉城わかば	校舎2	3	教室棟	RC	2	1,805
525	玉城わかば	校舎3	4	教室棟	RC	1	577
526	玉城わかば	校舎4	5	特別教室棟	RC	2	1,443
527	玉城わかば	校舎5	6	給食室	RC	1	437
528	玉城わかば	校舎6	10	教室棟	RC	2	836
529	玉城わかば	校舎7	12	作業学習棟	S	1	249
530	玉城わかば	屋体1	2	体育館	RC	1	846
531	西日野にじ	校舎1	1①②	校舎	RC	2	3,084
532	西日野にじ	校舎2	5①②③④	校舎	RC	2	2,232
533	西日野にじ	校舎3	12	プレイルーム	S	1	264
534	西日野にじ	校舎4	15	特別教室棟	RC	3	1,564
535	西日野にじ	屋体1	2	体育館	RC	1	608
536	北勢きらら	校舎1	1、8、9	管理棟	RC	2	1,950
537	北勢きらら	校舎2	3①②	小学部棟	W	1	997
538	北勢きらら	校舎3	4①②	中学部棟	W	1	766
539	北勢きらら	校舎4	5①②	高等部棟	W	1	818
540	北勢きらら	校舎5	7	職業教育棟	RC	2	2,265
541	北勢きらら	校舎6	2①②	給食棟	W	1	674
542	北勢きらら	屋体1	6①②	体育館・屋内プール棟	W	1	1,301
543	くわな	校舎1	1①②③	管理・特別普通教室棟	RC	4	3,883
544	くわな	校舎2	11	作業棟	S	1	199
545	くわな	校舎3	12	普通特別教室棟	RC	3	1,998
546	くわな	屋体1	3	体育館	S	2	752
547	度会	校舎1	5①②、7	管理・普通教室棟	RC	1	1,319
548	度会	校舎2	6①②	特別教室棟	RC	2	2,171
549	度会	校舎3	13、16	特別教室棟、普通教室棟	RC	1	631
550	度会	屋体1	18	体育館	RC	1	726
551	度会	寄宿舎1	2、3、15、17①②	寄宿舎、給食室	RC	1	1,381
552	くろしお	校舎1	1、2	普通特別教室棟、管理特別教室棟	RC	1	2,231
553	くろしお	屋体1	3	屋内運動場	W	1	498
554	くろしおおわせ	校舎1	く5①②③④⑤	管理教室棟	RC	3	2,975
555	くろしおおわせ	校舎2	く4①②	セミナーハウス	S	1	270
556	くろしおおわせ	屋体1	く8	体育館	RC	2	1,743
557	松阪あゆみ	校舎1		管理普通特別教室棟	RC	3	5,991

議案第７６号

第四次三重県子ども読書活動推進計画（案）について

第四次三重県子ども読書活動推進計画（案）について、別紙のとおり提案する。

令和２年３月２４日提出　　三重県教育委員会教育長　廣田　恵子

提案理由

第四次三重県子ども読書活動推進計画（案）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２１条第１９号及び三重県教育委員会権限委任規則第１条第１号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

第四次三重県子ども読書活動推進計画（案）

令和２年３月

三重県教育委員会

目　　次

1　基本的な考え方 ---------- 1
（1）子どもの読書活動の意義
（2）子どもを取り巻く環境の変化
（3）国・県・市町の動き
（4）「第三次三重県子ども読書活動推進計画」における成果と課題
（5）「第四次三重県子ども読書活動推進計画」の基本的な方針（県の取組方向）
（6）子どもの読書活動計画の点検・評価と関係機関の連携・協力
（7）計画期間

2　家庭・地域・学校等における推進方策 ---------- 7
（1）家庭 ---------- 7
（ア）家庭の役割
（イ）これまでの取組の成果と課題
（ウ）家庭での読書活動を進める今後の取組
（2）地域 ---------- 10
（ア）地域の役割
（イ）これまでの取組の成果と課題
（ウ）地域における今後の取組
《県教育委員会》
《県立図書館》
《市町立図書館》
《公民館、児童館等》
《読書ボランティア、地域ボランティア》
《高等教育機関、民間団体（出版関係団体、子どもの本専門店、書店商業組合等）、地域住民等》
（3）学校等 ---------- 24
（ア）学校等の役割
（イ）これまでの取組の成果と課題
（ウ）学校等における今後の取組
《小・中学校》
《県立高等学校》
《県立特別支援学校》
《幼稚園・認定こども園及び保育所》

3　計画の総合的な推進に必要な方策（県の方策） …… 33
（1）推進体制の充実 …… 33
（ア）三重県子ども読書活動推進会議等の開催
（イ）市町等教育委員会等との連携・協力
（ウ）民間事業者等多様な主体との連携
（エ）助言や情報提供等の支援
（オ）研修会等の開催によるスキルアップ
（カ）読書ボランティア等に対する支援
（キ）社会的機運の醸成
（ク）その他
（2）三重県子ども読書活動推進計画の進行管理…… 35

4　成果指標と成果目標 …… 36

5　資料編　【資料Ⅰ】調査・統計資料 …… 37
【資料Ⅱ】県内公立図書館等一覧 …… 41
【資料Ⅲ】三重県子ども読書活動推進会議委員名簿 …… 44
【資料Ⅳ】第四次三重県子ども読書活動推進計画（案）概要 … 45

1　基本的な考え方

（1）子どもの読書活動の意義

子ども※1は、読書を通じて、新しい世界を知り、感動し、自分なりの考えを持つことができるようになります。読書経験を積み重ねていく中で、感性を磨き、判断力を伸ばし、表現力等を高めるとともに、コミュニケーション能力の基礎を築いていきます。

また、多くの知識を得たり、多様な文化に触れたりすることにより、子どもは学ぶ楽しさや知る喜びを感じ、生涯にわたって自発的に学習する習慣を身につけていきます。

こうした知的活動の基礎となる読書（読書活動※2）は、「書くこと」と併せて子どもの成長にとって大変重要であり、人生をより深く生きる力を身につけるための大切な手段の一つです。

『子どもと本をつなぐ』

子どもが本に親しむ原点は「楽しさ」です。
「楽しさ」を繰り返し味わうことで、子どもは本が好きになります。
子どもが「楽しさ」を経験する場をつくることは、大人の役割です。

読むことで、読む力が育ちます。
読む機会が多くなれば、読む力もさらに育っていきます。
子どもと本の出会いを広げることは、大人の役割です。

安心して本を読む場所がある。
読みたくなるような魅力的な本がある。
本をすすめてくれる人がいる。
子どもと本をつなぐことは、大人の役割です。

作：三重県子ども読書活動推進会議

（2）子どもを取り巻く環境の変化

近年の情報通信手段の普及は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。

特に、電子書籍の普及により、書籍を紙媒体で読むだけでなく、電子媒体で読むことも選択できるようになるなど、読書の形態が変化しています。

また、内閣府の「青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、インターネットを利用すると回答した青少年の平日１日当たりの平均利用時間は、年々増加するとともに、小、中、高校生と年齢が進むにつれて長時間の利用となる傾向があります。

※1　子ども：本計画では、概ね 18 歳以下の者をいう。

※2　読書活動：本を読む、絵本を見たり話を聞いたりする、読書会や朗読会等に参加する、読書感想文を書く、本に基づいて実際に体験するなど、読書に関わる活動全般。

なお、「本を読む」については、電子書籍を含み、文学だけでなく、科学読み物やノンフィクションなど、多様な種類の本に親しむことをいう。また、読書に入るきっかけとして、例えば、雑誌や新聞、漫画など多様な種類の本（読み物）に親しむことを含むこととする。

<青少年のインターネットの利用状況>

	平成30年度		平成29年度		平成28年度	
	平日平均利用時間	2時間以上の割合	平日平均利用時間	2時間以上の割合	平日平均利用時間	2時間以上の割合
総数	168.5分	61.5%	159.3分	57.0%	154.3分	56.3%
小学生	118.2分	39.4%	97.3分	33.4%	93.4分	32.5%
中学生	163.9分	61.0%	148.7分	56.7%	138.3分	51.7%
高校生	217.2分	82.6%	213.8分	74.2%	207.3分	76.7%

（内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」）

加えて、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等により、子どもが家族といっしょに読書に親しむ時間が少なくなり、幼児期からの読書習慣の形成は難しくなってきています。また、中学生・高校生の読書離れも進む傾向にあります。

（3）国・県・市町の動き

国は、子どもの成長過程における読書活動の重要性に鑑み、平成13年に制定した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、概ね5年間の施策の基本的な方策を示した「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を逐次策定し、現在では、平成30年4月に策定された第四次基本計画に基づき施策が推進されています。

また、平成26年に「学校図書館法の一部を改正する法律」が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員として、学校司書※3※4の法制化がなされるとともに、学校司書への研修等の実施について定められました。平成29年及び平成30年に公示された新学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実させることが求められています。

そして、新幼稚園教育要領や保育所保育指針等では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむことが定められています。

本県においては、法律や国の基本計画をふまえ、平成16年に「三重県子ども読書活動推進計画」を策定し、概ね5年ごとに改定を行い、子どもの読書活動の推進のための方策を示すとともに、取組を推進してきました。

※3 司書：図書館法第4条の規定に基づいて図書館に設置される専門職員。

※4 学校司書：学校図書館法の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）により、専ら学校図書館の職務に従事する職員を「学校司書」と位置づけている。

さらに、平成24年度から「みえの学力向上県民運動※5」を展開し、読書活動の推進を運動の柱の一つとして、学校における朝の一斉読書を実施するなど取組を進めてきました。

また、県内市町においては、14市13町が子ども読書活動推進計画を策定し、それぞれの状況に応じた取組を推進しています。

（4）「第三次三重県子ども読書活動推進計画」における成果と課題

「第三次三重県子ども読書活動推進計画」では、家庭・地域・学校による役割を明確にしながら、各主体における今後の方策を示し取組を進めてきました。

その結果、学校の授業時間以外における小学生の不読率がやや改善したほか、県内公立図書館の児童書貸出冊数が増加するとともに、学校司書を配置する小・中学校の割合や学校図書館を活用した授業を計画的に行っている県内公立小・中学校の割合や高等学校図書館で実施された授業の延べ時間数が増加するなど、子どもの読書活動の重要性が徐々に理解され、地域や学校等で読書活動に親しむ機会が増加しました。

しかしながら、学校の授業時間以外における不読率や読書ボランティアと連携している小・中学校の割合、学校図書館を活用した授業を計画的に行っている小・中学校の割合は依然として全国平均には及ばないなど、引き続き対応すべき課題が残っています。

こうしたことについて学校現場からは、「部活動や塾等により生徒の多忙化が進んでいる」、「高齢化等の理由で地域ボランティアへの参加が減少している」、「始業前の時間は英語や学力補充に時間が使われることがあり、朝の一斉読書の回数は少なくなりつつある」といった要因が指摘されています。

これらの課題をふまえ、今後も家庭・地域・学校それぞれの役割に応じた読書習慣の形成を効果的に図る必要があります。

※5 みえの学力向上県民運動：平成24年度から三重県・三重県教育委員会が展開している。自らの夢の実現をめざし、失敗を恐れず主体的に学び、自信と意欲、高い志を持って輝く未来を切り拓いていく力（自立する力）や、他者との関わりの中で、共に支え合い、新しい社会を創造していく力（共に生きる力）を育むことを目的とする。「主体的に学び行動する意欲」、「学びと育ちの環境づくり」、「読書をとおした学び」の3つの視点で、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し教育力を高めながら、一体となって子どもたちの学力を育んでいくために県民総参加で取り組む運動である。

この県民運動の基本方針の中で、読書は、知的活動（論理や思考）やコミュニケーション、感性・情緒の基盤をなす言語に関する能力を育むうえで欠くことのできないものとして、子どもたちの生涯にわたる読書習慣を育成することとしている。

＜第三次三重県子ども読書活動推進計画における成果指標と目標数値の達成状況＞

目指す成果	指標		実績(平成26年度)	実績(平成31年度)	目標数値(平成31年度)
家庭において読書習慣が身につく	①(新)※普段（月～金曜日)、１日当たり読書を全くしない県内公立小・中学校児童生徒の割合	小学校	21.4% (全国19.3%)	19.1% (全国18.7%)	18.0%
		中学校	35.7% (全国34.3%)	38.7% (全国34.8%)	28.0%
地域において公立図書館をはじめとした多様な主体が連携して読書活動が推進される	②ボランティアと連携している県内公立小・中学校の割合	小学校	〈H24〉69% (全国81.2%)	〈H28〉70.4% (全国81.4%)	〈H30〉76.0%
		中学校	〈H24〉23.9% (全国27.2%)	〈H28〉22.7% (全国30.0%)	〈H30〉28.0%
	③県内公立図書館の児童書貸出冊数		〈H26〉 2,696,521冊	〈H30〉 3,588,193冊	〈H30〉 2,763,000冊
学校において組織的に読書活動が推進され、確かな学力の基盤が築かれる	④※一斉読書を実施する県内公立小・中学校の割合（週に２回以上実施する割合)	小学校	〈H25〉76.6% (全国61.1%)	〈H30〉69.9% (全国調査なし)	〈H30〉81.0%
		中学校	〈H25〉85.9% (全国79.8%)	〈H30〉94.7% (全国調査なし)	〈H30〉86.0%
	⑤(新)※専ら学校図書館の職務に従事する職員（学校司書）を配置する県内公立小・中学校の割合	小学校	〈H25〉38.8% (全国53.2%)	〈H30〉69.3% (全国調査なし)	〈H30〉54.0%
		中学校	〈H25〉51.9% (全国 51.9%)	〈H30〉62.5% (全国調査なし)	〈H30〉63.0%
	⑥(新)※学校図書館を活用した授業を計画的に（「学期に数回以上」）行っている県内公立小・中学校の割合	小学校	〈H25〉77.2% (全国80.5%)	〈H30〉85.8% (全国調査なし)	〈H30〉83.0%
		中学校	〈H25〉39.5% (全国42.2%)	〈H30〉68.4% (全国調査なし)	〈H30〉50.0%
	⑦(新)高等学校図書館で実施された授業の延時間数		〈H25〉 2,985時間	〈H30〉 4,125時間	〈H30〉 3,400時間

※文部科学省「全国学力・学習状況調査」質問項目の数値とする。

（５）「第四次三重県子ども読書活動推進計画」の基本的な方針（県の取組方向）

この計画は、本県の総合計画である「みえ県民力ビジョン」や「三重県教育ビジョン」を推進するための具体的なプログラムの一つであり、「第三次三重県子ども読書活動推進計画」の期間中（平成27年から概ね5年間）に実施したさまざまな取組の成果と課題、三重県子ども読書活動推進会議での意見等をふまえ、今後の本県における子どもの読書活動の推進に関する取組を示すものです。

そこで、「第三次三重県子ども読書活動推進計画」の考え方を継承し、国の第四次基本計画で示された発達段階に応じた取組の推進を加え、『子どもと本をつなぐ』取組を促進するための基本的な方針を次のとおりとします。

①子どもの発達段階に応じて読書習慣を身につけることができる取組の推進

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、幼少期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。

そのため、一人ひとりの発達や読書経験に留意し、「聞く力」、「読む力」、「調べる力」をつける取組を推進します。

②家庭・地域・学校のそれぞれの役割に応じた読書を行う環境の整備、読書をする機会の提供、読書活動の啓発の推進

多様な主体が相互に連携・協力し、次の３つの観点に沿った取組を推進します。

○読書環境の整備
- 図書館資料や施設整備等の充実を図る物的環境の整備
- 子どもの読書活動を推進する人材育成等の人的環境の整備
- 連携強化やネットワーク構築等の質的環境の整備

○読書機会の提供
- 子どもを対象とする読み聞かせやお話し会等の機会の提供
- 子どもの自主的な読書活動を促す機会の提供

○読書活動の啓発
- ポスターやリーフレットの配布等による啓発
- 読書活動に関わる多様な催しによる啓発
- 優れた取組の顕彰や各種団体の活動に関する情報提供による啓発

③五感を使いながら子どもの心と身体を育み、学力の基盤を築く読書活動の推進

子どもは、読書を通じて豊かな心と感性を育み、思考力やコミュニケーション能力を育みます。

五感に働きかけ、子どもの心と身体を育む楽しい読書活動を展開し、確かな学力の基盤づくりを推進します。

＜三重県教育ビジョン　基本施策１《子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成》のめざす姿＞

子どもたちが、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」、命を大切にする心や他者への思いやりなどの「豊かな心」、心身の健康や体力などの「健やかな身体」を育み、自分のよさを認識し、失敗を恐れず夢と志を持って可能性に挑戦していくために必要な力を身につけています。

（６）子どもの読書活動推進計画の点検・評価と関係機関の連携・協力

県及び市町は、それぞれの推進計画等において可能な限り具体的な目標を設定し、その達成状況等に関し、点検及び評価を行うよう努める必要があります。併せて、学校、図書館、民間団体等が、相互に情報交換等を行うための総合的な推進体制の整備に向けた支援が求められています。さらに、それぞれの役割に応じ相互の連携・協力に努める必要があります。

（７）計画期間

令和２年度から概ね５年間とします。

2　家庭・地域・学校等における推進方策

（1）家庭

（ア）家庭の役割

家庭は、子どもの心と身体を育み、生活習慣を身につける場であり、読み聞かせ等を通じて、子どもが読書と出会うきっかけをつくる場でもあります。子どもが読書を楽しみ、自ら読書に親しむことができるように、保護者が意識して読書を日常の生活の中に位置づけ、一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持つなど、幼児期から継続して子どもの読書習慣を育んでいくことが重要です。

このことから、家庭においては、読み聞かせをしたり，子どもの成長に応じて一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、子どもの読書に対する興味や関心が自然に高まるように『子どもと本をつなぐ』努力をしていくことが求められます。

（イ）これまでの取組の成果と課題

○読書と出会うきっかけづくり

- 子育てに関心の高い方や祖父母世代を対象とした子育て家庭を応援する人材を養成する講座において、「わらべうた」の言葉やリズムを通してコミュニケーションを図ることを学ぶ機会を提供しました。
- 子育て支援センターで実施される親子が集う行事に参加して絵本を配布し、親子で読書を楽しむ啓発を行いました。
- 読書の魅力や読書を通して身につく力を記載したリーフレットを作成し、市町及び親子が集う行事等で配布し、啓発を行いました。

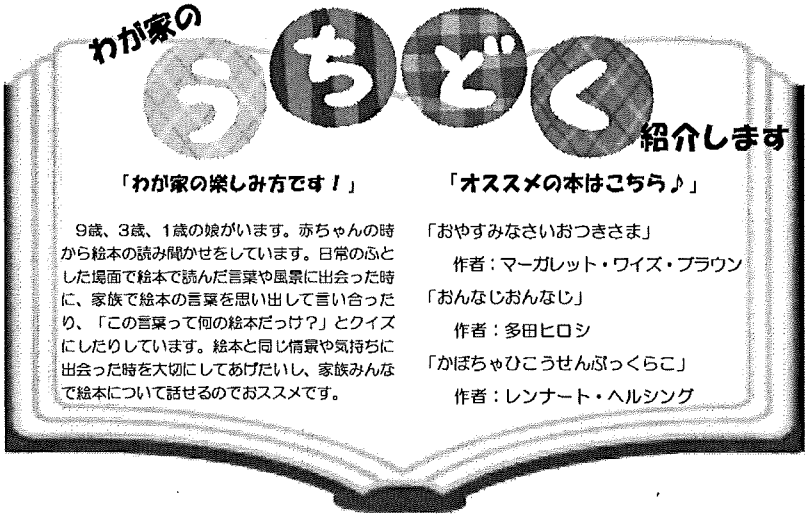
○読書習慣づくり

- 生活習慣・読書習慣チェックシートを作成し、就学前の親子が集うイベントで配布するとともに、小・中学校及び幼稚園、保育所等に活用を働きかけました。
- 「みえの親スマイルワーク」の読書活動に関するシートを活用し、親同士が語り合う場において活用するよう市町や関係者に働きかけました。
- 児童文学作家による講演会や有識者による講演及びワークショップを開催し、保護者の参加を働きかけました。
- 家庭での読書活動推進のための啓発チラシを学校、幼稚園などを通じて配布し、保護者への啓発を行うとともに、家庭読書（家読（うちどく））※6事例の収集を行い、好事例をチラシ、ホームページ、ツイッターなどで広く情報発信しました。
- 家庭での読書活動を推進するとともに読書の幅を広げるためのツール（ビンゴカード）を作成し、小学校に活用を働きかけました。

※6 家庭読書（家読（うちどく））:「家族ふれあい読書」を意味し、「家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深める」ことを目的にした読書運動。「家読（うちどく）」運動は学校の「朝の読書」運動の家庭版として平成18年に提唱された。

県教育委員会の取組

三重県教育委員会では、家族でコミュニケーションを図りながら、読書に親しむ「家読（うちどく）」を推進するため、家庭での読書の楽しみ方や家族でともに楽しめる本を平成30年度に募集しました。この家読（うちどく）ポップカードは、みなさまから寄せられた声をご紹介するため、作成したものです。



＜家庭の課題＞

○　小学生で平日、読書を全くしない割合は平成26年度実績に比べて改善したものの、依然として全国平均には達していません。一方、中学生においては、平成26年度実績と比べて悪化しています。（小学生　H26：21.4%→H31：19.1%〔全国18.7%〕、中学生　H26：35.7%→H31：38.7%〔全国34.8%〕）

○　読書が日常生活を通じて継続的に行われるよう、幼児期から家庭での習慣づくりが大切です。

（ウ）家庭での読書活動を進める今後の取組

○読書と出会うきっかけづくり

- 幼児期からわらべうたや絵本の読み聞かせ等に親しむことができるよう、子育て家庭へ働きかけを行います。
- 親子で参加する行事やイベント等を通して啓発活動を進めます。

○読書習慣づくり

- 子どもたちの読書習慣づくりに向け、学校や公立図書館、ＰＴＡとの連携のもと、家庭において、ノーテレビデーやノーゲームデーを決める、手の届くところに本を置くなどの工夫をする、読書の時間を設け子どもと一緒に本を読んだり、本について話し合ったり、図書館や書店に出かけるなど、「家読（うちどく）」の取組を推進します。
- 「みえの親スマイルワーク」や「生活習慣・読書習慣チェックシート」を活用し、子どもが読書習慣を身につけられるよう啓発を進めます。

○読書活動の啓発・奨励

- 保護者が、子どもの読書活動の重要性や幼児期からの読み聞かせ等の必要性について気づくよう、読書に関する情報提供や講座等を行います。
- 「子ども読書の日」※7、「文字･活字文化の日」※8、「読書週間」※9、「家庭の日」※10等の機会をとらえ、子どもの読書活動の意義や重要性についての啓発を図ります。

○県立・市町立図書館、学校による支援

- 図書館において、保護者や個人利用者からの読書相談や読書ボランティアからの選書に関する相談への対応など、子どもの読書活動に関するレファレンスサービス※11を積極的に実施します。
- 学校において、「家読（うちどく）」の具体的な取組として、保護者へのたより発行やＰＴＡ研修会による啓発、声に出して読む音読・朗読、本の感想を書き合う、語り合う読書リレー等、家庭で大人と子どもが一緒に読書に親しむよう働きかけます。

※7 子ども読書の日：(4 月 23 日)「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められている。

※8 文字・活字文化の日：(10 月 27 日)「文字・活字文化振興法」により、国民に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるために定められている。

※9 読書週間：(10 月 27 日から 11 月 9 日までの 2 週間) 公益社団法人読書推進運動協議会により、読書活動を推進する行事を集中して行う期間として定められている。

※10 家庭の日：(毎月第 3 日曜日)「三重県青少年健全育成条例」により、家庭の果たす役割の重要性について理解を深めるために定められている。

※11 レファレンスサービス：図書館利用者が求める資料や情報に対して、図書館職員が当該資料や情報を提供又は提示すること、あるいは、それに関わる業務のこと。

（２）地域

（ア）地域の役割

公立図書館や公民館、児童館等は、子どもが本と出会い、読みたい本を自由に選択し、読書を楽しむことができる場であるとともに、保護者や教職員等が『子どもと本をつなぐ』取組について気軽に相談できる場です。こうした施設においては、子どもがたくさんの本にふれ、本や読書について情報交換を行うことで、新しい発見をし、楽しい時間を過ごせるようにすることが大変重要です。

このことから、公立図書館や公民館、児童館等には、子どもの読書活動推進の拠点として、読書活動に関する情報の発信、定期的な啓発事業の実施、読書ボランティア等への支援等、積極的に読書活動の普及啓発を図ることが求められています。

さらに、公的機関だけでなく、読書ボランティアや地域ボランティア、子ども文庫※12や商業施設等の活動が果たす役割も重要性を増しています。

そのため、公立図書館や公民館等が中心となって、地域の多様な主体が連携・協力し、地域全体で子どもの読書活動を推進する必要があります。

（イ）これまでの取組の成果と課題

《県教育委員会》

○読書ボランティアの活動支援

- 読書ボランティアの活動状況の調査を行い、活動を行うにあたっての課題の把握に努めるとともに、県ホームページに掲載し、情報発信を行いました。また、県事業への参加（商業施設での読書イベントやビブリオバトル※13、子ども司書育成事業等）を促進しました。

○読書ボランティアの資質向上

- 読書ボランティアの活動状況の調査結果をふまえ、優れた取組を実践している方々を講師に迎え、読書ボランティアとしての知識、技術の習得など資質向上を図る研修機会を提供するとともに、研修会を通じて子どもの読書活動の意義について普及啓発しました。

※12 子ども文庫：民間の個人やグループが自由に設置し、児童図書を集め、地域の子どもたちに貸出、読み聞かせ、お話し会などを行っている小規模図書館。

※13 ビブリオバトル：書評合戦。基本的なルールは以下のとおりである。①発表者が読んで面白いと思った本を持って集まる。②順番に一人 5 分間で本を紹介する。③それぞれの発表後に参加者全員でその発表に関するディスカッションを 2～3 分行う。④全ての発表が終了した後に、「どの本が一番読みたくなったか？」を基準とした投票を、参加者全員一票で行い最多票を集めたものを「チャンプ本！」とする。効果としては、ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができること、自ら本を選ぶ力、語る力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会える機会が増えること等が挙げられる。

○多様な主体との連携

- 地域の多様な主体（事業者や読書ボランティア等）と連携し、地域での読書イベントの開催を促進しました。
- 三重県学校図書館協議会と連携し、高校生ビブリオバトル大会の開催を支援しました。
- 公立図書館と連携し、読書の楽しさや大切さを伝える子どもたち（子ども司書）の育成を行うとともに、子どもたちの活動を促進しました。

県教育委員会の取組

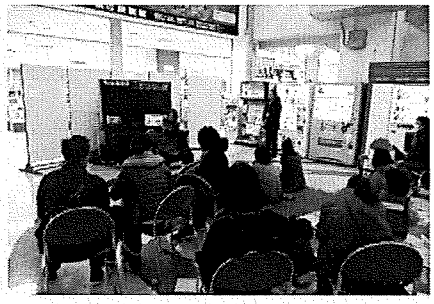
【商業施設等における啓発イベント】

商業施設等において、読書ボランティアの協力により、特に就学前の子どもをもつ家庭を対象にした読み聞かせを行いました。

保護者に対するアンケートから、参加者の 1/3 以上が読み聞かせイベントに初めて参加していることが分かるとともに、多くの保護者が今後読み聞かせをしたいと回答し、本に親しむきっかけづくりとなったと考えられます。

今後は県で開催することに加え、各市町もしくは書店等商業施設においてもさらに広がっていくことが期待されます。



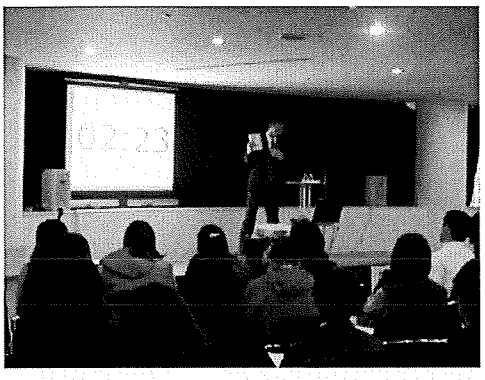


県教育委員会の取組

【ビブリオバトル】

読書離れが進む高校生に対して、自ら進んで読書に親しむきっかけを作り、読書の楽しさや有益性を伝えながら高校生の読書活動を推進しました。

また、学校でのビブリオバトルの活用を支援するため、県大会の開催やビブリオバトルのデモンストレーションを行うなどして普及を図りました。





《県立図書館》

○学校等への支援

- 小・中学校や県立高等学校への団体貸出を行うとともに、授業利用のための貸出にあたって、そのテーマに沿った資料を探すレファレンスサービスを合わせて行いました。
- 学校司書のニーズをふまえたテーマ別ブックリストを作成して、学校図書館の司書等へ提供しました。

○ホームページ等による情報提供

- 県立図書館ホームページ内の「こどもページ」や「ティーンズコーナー」のページでは、特集展示のブックリストなどを掲載して本へのアクセスの改善を図りました。
- ツイッターにより、おはなし会やイベントの情報を発信しました。

○読書に親しむ機会の提供

- 子どもの読書週間イベント「ぬいぐるみといっしょにおはなし会&おとまり会」、年初に行った「おはなし福袋」など、子どもたちが読書に親しむ機会を設けました。その他時季に応じてミニ展示を行い、図書を紹介しました。
- 平成26年に設置したティーンズコーナーでは、2か月ごとにテーマ展示を行い、幅広い分野の図書を紹介するよう努めました。

○外国語を母語とする子どもへの対応

- 図書館を利用しやすくなるよう、「コミュニケーション支援ボード」を作成しました。
- 他の公共図書館でも利用できるよう、「コミュニケーション支援ボード」のフォーマットを公開しました。

○障がいのある子どもへの対応

- 来館が困難な人に対しては郵送貸出サービスを行いました。
- 録音図書※14など多様な資料の提供に努めました。

○県内全体を意識した図書館資料の充実

- 毎年の資料購入にあたり児童書の収集に重点を置き、多くの新刊を購入しました。
- 子どもの読書活動に関わる方々をサポートするため、児童書の研究書や学校図書館関連の図書の購入に努めました。

※14 録音図書：著作権法第37条第3項の規定に基づいて作成されたカセット、CD等に録音された図書。

○情報ネットワークの利用促進

・　「三重県図書館情報ネットワークシステム※15」や、e-Booking※16サービス（オンライン予約配送サービス）を通じて県民への資料提供を行いました。

○市町立図書館等との連携

・　県立図書館へのニーズを調査するため図書館未設置自治体を訪問するとともに、それらの自治体で読書推進活動に関わる講座や催し物が行われる際には、「出張図書館」として関連図書を会場に持ち込み、住民の方々が図書に親しめる取組を行いました。

○県立学校図書館との連携

・　三重県学校図書館協議会司書部のレファレンス研究会と連携し、県立学校司書のおすすめ本を展示するとともに、研究会の活動内容やレファレンス事例、学校司書の役割等を紹介したポスターを展示しました。また、県内の市町立図書館においても巡回展示を行いました。

○研修の充実による人材育成

・　市町立図書館職員や学校司書を対象に、初任者研修会や中堅職員研修会を実施しました。

・　中堅職員研修会については、ヤングアダルト※17へのサービスのあり方やわらべうたなど、児童サービスに関する内容で実施しました。

○読書ボランティア等との連携

・　読書ボランティアグループによるおはなし会を定期的に行うとともに、県立図書館ボランティアには小学生の図書館見学において案内役を担っていただきました。

※15 三重県図書館情報ネットワークシステム：家庭や職場の端末から、県内の図書館が所蔵する資料の目録・所在情報をまとめて検索できるシステムで、公立図書館だけでなく、大学・短大等の図書館も加盟しており、相互貸借も可能。

※16 e-Booking：県立図書館の資料について、インターネットで貸出の申込みができるシステム。申込みをした資料の受取場所として、近くの図書館、図書室、公民館等を指定することができる。

※17 ヤングアダルト：おおむね12歳から18歳くらいまでの人。日本では主に中学・高校生を指すことが多い。大人への移行期にある彼らに対しては、図書館サービスにおいて児童とも成人とも異なる配慮が必要である。

＜地域の課題＞

○　県内公立図書館の児童書貸出冊数は増加しているものの、小・中学校ではボランティアと連携している割合が全国平均を下回っているうえ、中学校では減少しています。（貸出冊数　H25：2,568,605 冊→H30：3,588,193 冊、ボランティア連携［中学校］　H24：23.9%→H28：22.7%）なお一層、地域の読書ボランティアと学校との連携を促進する取組が必要です。

○　小学校低学年ごろまではよく図書館を利用していても、中学年以降は図書館の利用が減り読書活動が継続できていない傾向があります。図書館（読書）ばなれを防ぐため、年代に応じた取組が必要です。

○　障がいのある子ども、外国語を母語とする子どもなど、特別な支援が必要な利用者のため、図書館の利用を促す工夫と、地域の状況に応じた司書の配置、資料の充実が必要です。

○　公立図書館は地域を支える情報拠点でもあるため、こうした役割を、地域住民に改めて認識してもらうことも大切です。また、公的機関だけでなく、読書ボランティアや地域ボランティア、子ども文庫や商業施設等による活動の果たす役割も期待されています。そのため、公立図書館や公民館等が中心となって、地域の多様な主体が連携・協力し、地域全体で子どもの読書活動を推進する必要があります。

（ウ）地域における今後の取組

《県教育委員会》

○読書ボランティアの活動支援

・　読書ボランティアの活動状況の調査を行い、活動を行うにあたっての課題の把握に努めます。また、県ホームページに掲載し、情報発信するとともに、県への事業への参加（ビブリオバトル、商業施設での読書イベント等）を促進します。

○読書ボランティアの資質向上

・　読書ボランティアの活動状況の調査結果をふまえ、優れた取組を実践している方々を講師に迎え、読書ボランティアとしての知識、技術の習得など資質向上を図る研修機会を提供するとともに、研修会を通じて子どもの読書活動の意義について普及啓発を行います。

○多様な主体との連携

・　地域の状況に応じて多様な主体（事業者や読書ボランティア、三重県学校図書館協議会、公立図書館等）と連携し、地域での読書イベントの開催を促進します。
・　子どもの読書活動を推進する目的や目標を関係者全体で共有し取組が進められるよう、多様な主体を対象とした研修会・連絡会議等を開催します。
・　未就学児へのお話会など、多様な主体と連携した取組の事例収集を行い、優良事例の共有を図ります。

《県立図書館》

○家庭や学校等への支援

・　学校図書館等からの要請に応じて団体貸出を行うほか、個人利用者からの読書相談や読書ボランティアからの選書に関する相談への対応など、子どもの読書活動に関するレファレンスサービスを積極的に実施します。（一部再掲）

○ホームページ等による情報提供

・　「こどもページ」をはじめとするホームページのコンテンツの充実を図るとともに、ソーシャルメディアも活用してイベント情報やボランティアの活動紹介等の情報提供を計画的に行います。

・　外国語を母語とする子どもや障がいのある子ども等、特別な支援を必要とする子どもが気軽に図書館を利用できるよう、支援サービスの積極的な周知に努めます。

○　読書に親しむ機会の提供

・　子どもに読書の楽しさを伝える読み聞かせやおはなし会の開催、おすすめ本リストやテーマ別ブックリストの作成、特集展示の設置等、子どもが本と出会い、読書に親しむ機会を積極的に提供します。特に、中学生・高校生向けのおすすめコーナーの設置等、子どもの発達段階に応じた取組を推進します。

・　「子ども読書の日」や「読書週間」などの機会を捉え、読書活動の機運を盛り上げる催しを実施します。

○外国語を母語とする子どもへの対応

・　外国語を母語とする子どもが、図書館を気軽に利用し読書活動に親しむことができるよう、外国語の児童書や絵本等の収集に努めるとともに、外国語による利用案内等を作成します。

○障がいのある子どもへの対応

・　子ども一人ひとりの障がいの状態や発達段階に応じ、来館が困難な場合の図書館資料の自宅配送、三重県視覚障害者支援センター等と連携した録音図書や点字図書の提供、対面朗読サービス等、多様なニーズに対応したサービスに努めます。

○図書館資料の充実

・　子ども一人ひとりの興味や関心に応えるため、多様なジャンルの資料収集に努めます。また、県内市町立図書館や学校図書館等における子どもの読書活動推進支援の観点から、児童書については新刊図書の全点収集に努めるとともに、子どもの読書に関する研究書の収集にも努めます。

○情報ネットワークの利用促進

・　県内の市町立図書館や図書館未設置自治体※18に対して、「三重県図書館情報ネットワーク」の利用を促進するとともに、利用者ニーズをふまえてe-Bookingサービスを積極的、効果的に運用します。また、市町図書館等への配本体制の確保・充実に努めます。

○市町立図書館等との連携

・　市町立図書館や公民館との連携を推進するため、定期的な巡回訪問を実施するとともに、図書館未設置自治体の求めに応じて必要な支援を行います。

○県立学校図書館との連携

・　学校司書とともに事業や研修を企画・実施するなど、県立学校図書館との連携・協働を強化します。

○研修の充実による人材育成

・　県内の市町立図書館及び関係機関と協力し、図書館職員等の専門的知識、技術の向上を図るための研修会等を実施します。
・　読書ボランティアのための研修会やボランティア定例会の開催等、ボランティアの育成や資質向上に努めます。

○読書ボランティア等との連携

・　読書ボランティア等が円滑に継続して活動できるよう、活動場所の提供や図書館資料の貸出を行うとともに、ボランティア定例会での意見交換等、連携の強化を図ることで、その活動の充実を促進します。
・　小学生等を対象とした社会見学における図書館案内をボランティアが担うなど、県立図書館主催事業への参画を推進します。

《市町立図書館》

○図書館資料の整備・充実

・　子ども一人ひとりのさまざまな興味や関心に応えるため、魅力ある児童書や多様なジャンルの資料収集を促します。特に、県立図書館と資料収集方針や蔵書計画の情報等を共有することにより、効果的な資料収集がなされるよう促します。

○専門的職員の配置と資質向上

・　市町の状況に応じて、司書（専門的職員）の配置を促すとともに、県立図書館等が実施する専門的な知識、技術の向上を目的とした研修への参加を促します。

※18 図書館未設置自治体：県内では６つの町で公立図書館が設置されていない。（令和２年３月現在）
それらの町においては公民館図書室等が、公立図書館の役割を代替している状況である。

○ネットワークの仕組みづくり

- 子どもの読書活動を推進する取組を一層充実させるため、地域や学校等の取組に関する意見交換等を行うネットワークの構築を促します。
- 地域の施設（博物館等）や、地域の歴史や文化、産業の振興等に関わる多様な主体との連携・協力関係の構築を働きかけます。

○家庭や学校等への支援

- 保護者から寄せられる読書相談への的確な対応、学校や学校図書館または読書ボランティア等の要請に応じた団体貸出、レファレンスサービスの提供等、地域の状況に応じた支援を行うよう促します。（一部再掲）

○外国語を母語とする子どもへの対応

- 外国語を母語とする子どもが、図書館を気軽に利用し読書活動に親しむことができるよう、地域の状況に応じて支援団体と連携しながら、外国語の児童書や絵本等の収集、外国語による利用案内の作成等を促します。

○障がいのある子どもへの対応

- 子ども一人ひとりの障がいの状態や発達段階に応じ、来館が困難な場合の図書館資料の自宅配送、三重県視覚障害者支援センター等と連携した録音図書や点字図書の提供等、多様なニーズに対応したサービスを促します。

○研修等の充実による人材育成と支援

- 地域における読書活動を推進するため、保護者、地域住民、教職員等を対象とした研修機会の充実を促します。
- ボランティア登録制度の拡充や研修会・意見交換会の実施等、読書ボランティアの育成を促進します。また、活動場所の提供や図書館資料の貸出、司書による相談等、その活動の充実を支援するよう促します。
- 「地域学校協働活動※19」や「放課後子ども教室※20」、「まちづくり協議会※21」等、地域のボランティア活動の状況把握に努めながら、効果的な支援や連携を行うよう促します。

※19 地域学校協働活動：従来の学校支援の活動を基盤に、「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「ネットワーク化」をめざす新たな活動のこと。コーディネート機能を強化し、より多くの、より幅広い層の地域の方々の参画を得ながら、子どもたちの成長を地域で担っていく。また、持続可能な地域社会を構築する観点から、地域の方々や団体等のネットワーク化等を進めていく。

※20 放課後子ども教室：地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、緊急かつ計画的に子どもの活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末等におけるさまざまな体験活動や地域住民との交流活動等を支援するもの。

※21 まちづくり協議会：ある区域の中で住民・事業者・関係権利者（地区外権利者も含む）が構成員となって、まちづくりに取り組むための組織。

○読書に親しむ機会の提供

- 子どもに読書の楽しさを伝える読み聞かせや、子どもと大人が一緒に参加できる読書会等の定期的な開催、おすすめ本コーナーの設置等、子どもが本に出会い、読書に親しむ機会の提供を積極的に行うよう促します。
- 家庭読書の推進として、「家読（うちどく）コーナー」の設置や啓発資料の配布等、家庭において子どもの読書習慣を身につけるための取組を働きかけます。
- 季節や時の話題にあわせたお話し会、「家庭の日」や「子ども読書の日」、「文字・活字文化の日」や「読書週間」に読書活動の機運を盛り上げる催しの実施を促します。

○中学生・高校生へのきっかけづくり

- 中学生・高校生向けのコーナー設置や、同世代の子どもが集まって本の紹介や意見交換を行う機会の提供を促します。また、学校からの職場体験活動を受け入れるなど、共同体の中で読書に親しむきっかけづくりや、読書や図書館への興味関心の喚起を図るよう促します。

○図書館だよりの発行等による情報提供

- 図書館だよりの発行、「子ども読書の日」等における啓発事業の実施、ホームページや市町広報誌等を活用した情報提供を計画的に行い、子どもだけでなく、地域住民にも積極的に読書活動の楽しさや大切さを伝えるよう促します。
- 外国語を母語とする子どもや障がいのある子ども等、特別な支援を必要とする子どもが気軽に図書館を利用できるよう、支援サービスを積極的に周知するよう促します。

○地域の多様な主体との連携

- 読書ボランティア、地域の施設（博物館等）や地域の歴史や文化、産業の振興等に関わる多様な主体が相互に連携・協力した事業を実施するよう働きかけます。
- 地域の幼稚園、保育所等、学校、保健センター、子育て支援センター等と協力し、より多くの保護者や子どもへ周知し、参加を促進するよう働きかけます。
- 子どもの読書活動を推進する目的や目標を関係者全体で共有し取組が進められるよう、多様な主体を対象とした研修会・連絡会議等を開催します。（再掲）

四日市市立図書館の取組

子どもが本に親しめるよう、毎月定例で行っているボランティアや職員による絵本の読み聞かせやおはなし会に加え、「子ども読書の日」等に、スペシャル版のイベントを開催しています。また、子どもと本をつなぐ案内役としての大人へのアプローチも行っています。

試みの１つとして、男性にも読み聞かせのおもしろさをアピールする、ということで平成 27 年度から「ザ・男の読みきかせ」と題して、すべて男性の読み手による絵本の読み聞かせを開催しています。

親子で読んだり、お孫さんを前に読んだり、マジックや、音楽の演奏、凝った衣装、落語風、絵本に合わせた折り紙、などのお楽しみもあります。読み手の募集を開始するとすぐに定員に達し、この企画への参加を機に読み聞かせに目覚め、毎年参加する人もいます。

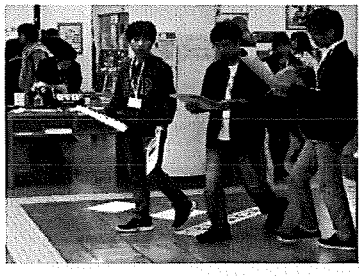
令和元年度は中学生の参加もあり、参加者も含め幅広い年代の方に読み聞かせを楽しんでもらい、本に親しむ機会となっています。



鈴鹿市立図書館の取組

平成 28 年、中・高校生を始めとした若年層の方々に図書館の魅力を再発見してもらい，継続的な来館につなげていく事を目的として，全てが職員の手作りによる体験型謎解きイベント『不思議の国のアリス×鈴鹿市立図書館』を企画・開催しました。当日は，閉館中の館内において，県内外から集まった参加者が，職員により製作された図書館や図書に関するさまざまな情報に基づいた“謎”の解明に挑戦しました。





終了後に実施したアンケートでは，『本の探し方がわかった』、『館内の施設を知ることができました』、『図書館に親しみが持てるようになりました』等、さまざまなご意見をいただき、図書館の魅力を発信することができました。

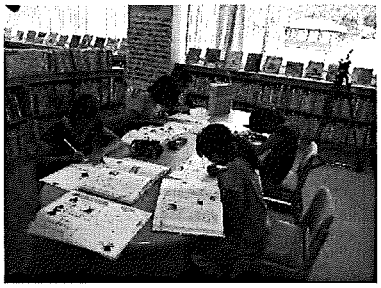
多気町教育委員会の取組

多気町では、町内の 2 公共図書館、7 小・中学校の学校図書館が子どもたちの成長発達に合わせて「聞く力→読む力→調べる力」を育んでいけるよう、日常的に選書・読書案内・レファレンスを大切にし、ストーリーテリング※22・ブックトーク※23・アニマシオン※24・ビブリオバトルなどを行っています。

さらに、子どもたちの「調べる力」を育むために、学校司書が教師と連携し、授業支援を行ったり、公共図書館司書が「コミュニティースクール」での授業支援や「子ども司書大使」育成、「調べ方学習講座」を行っています。

また、その下支えとなるよう、定期的に公共・学校司書全体で町内司書合同研修を開催し、学びを共有・蓄積しています。

それらの活動をまとめた「子どもの豊かな学びを支える読書活動～学校と公共図書館が一体となって図書館の町を目指す試み～」本編・資料編が第 21 回図書館を使った調べる学習コンクール：指導・支援部門において「優秀賞・日本図書館協会賞」を受賞しました。





※22 ストーリーテリング：語り手が物語を覚えて、聞き手に語ること。読み聞かせが本や絵本を書いてある通りに読んで聞かせるのに対し、ストーリーテリングは、語り手が自分の言葉に直して語るところにその特徴がある。

※23 ブックトーク：ひとつのテーマに沿って複数冊の本を紹介していく手法。キーワードで順序を考えつないでいく。読みたい気持ちを喚起するために行う。

※24 アニマシオン：子どもたちに読書の楽しさを伝えるとともに読む力を引き出すために開発したグループ参加型の読書指導メソッド。物語や詩の中にわざと間違いを入れて読み聞かせた上で間違いを探せたり、あらすじをクイズにして出題させたりといったさまざまなプログラムがある。

伊勢市教育委員会の取組

中学生・高校生の読書離れの改善に向けた方策として、中高生向けの図書を集めたヤングアダルト図書コーナー（YA コーナー）を伊勢図書館・小俣図書館ともに設置しました。情報発信としては、中高生版としょかん News Voice を作成し、市内の中学校・高校へ配布しています。Voice では、「図書館ビギナーのイワイ」「小さい頃から本が好きなえーちゃん」という高校生キャラクターのほのぼのとしつつも悩みを抱えたりなにかと忙しい学生生活を描きながら、同世代へのおすすめ本を紹介しています。



えーちゃんとイワイ

また、中高生がよく活用しているツイッターにて、中高生向けのお知らせに特化したアカウントを作成し、YAコーナーの特集や図書館イベントについてお知らせしています。

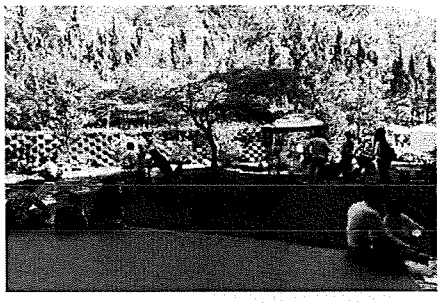
他にも、図書館スタッフが中学校へ出張しビブリオバトルの実施をサポートするなど、読むことにとどまらない活動にも取り組んでいます。生徒たちはゲーム感覚で楽しみながら、自分の言葉で好きな本への熱い思いを語ったり、他の生徒の発表を熱心に聞き入っており、「この後すぐ図書室で本を借りたい」という生徒もいました。

尾鷲市教育委員会の取組

尾鷲市では、少子化対策「子育てしたい・しやすいまちづくり」を進める中で、豊かな感性や心を育み、想像力にあふれる子育てを「本読み子育て」として確立し、本市の子育ての魅力としていくために、図書館を中心に読書推進活動に取り組んでいます。

そのメインイベントとなるのが、平成 28 年から取り組んでいる「青空図書館」です。

青空の下で、家族でのんびりと読書を楽しむことをコンセプトに、絵本作家の講演会やボランティアによるおはなし会、地域の多様な業種によるマルシェなどを開催し、図書館から本の魅力、地域の魅力を発信しています。このイベントを通して読書の楽しさを体験し、図書館の利用が促進され、子どもたちの読書活動が推進されること、さらに地域の人たちとの交流が生まれることで、地域で子どもたちを見守り育てることにつながっています。





《公民館・児童館等》

○図書室等の充実

・　公立図書館等との連携を深め、図書資料の整備や配架の工夫を図るなど、図書室や図書コーナーの充実を促します。その際、家庭読書を推進するための「家読（うちどく）コーナー」を設置するなど、家族で読書に親しむことができる環境の整備を働きかけます。

・　保健センター、地域子育て支援センター※25、放課後児童クラブ※26等に対しても、子どもが自由に本に親しむことができる読書スペースの確保を促します。

○研修会等への参加

・　子どもの読書活動に関する知識や、読み聞かせ等の技術の習得を目的として、県・市町等教育委員会や公立図書館等が実施する読書活動推進のための講演会や研修会等に、職員が積極的に参加するよう促します。

○読み聞かせ等の実施

・　公立図書館や読書ボランティア等との連携を図り、読み聞かせやお話し会、ブックトーク等を積極的に開催するよう促します。その際、家族で参加できる企画内容とするなど、大人と子どもが一緒に読書に親しむ機会の提供を働きかけます。

○啓発活動の充実

・　公民館講座、子育て支援講座、乳幼児健診等のさまざまな機会を活用し、子どもの読書活動の重要性を保護者等に理解してもらう啓発活動の充実を促します。

○読書ボランティア等の支援

・　読書ボランティア等が充実した活動を展開できるよう、活動の拠点となる場や活動の機会の提供を促します。

※25 地域子育て支援センター：地域子育て支援拠点事業として整備した、地域で気軽に親子が集える場。子育て親子の交流の場の提供、子育て相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習会等を実施する。

※26 放課後児童クラブ：保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、適切な遊びや生活の場を提供する。

《読書ボランティア、地域ボランティア》

○活動の拡充

・　子どもたちが本を読む意義について理解を深めるため、読書ボランティア等を対象とした研修会や講演会を実施するとともに、読書ボランティア等に対し、県や市町等教育委員会、公立図書館等が開催する研修会の受講を促進し、引き続きその資質向上を支援します。

・　活動のさらなる充実に向けて、公立図書館のボランティア登録制度等の活用や、公立図書館や幼稚園、保育所等、学校等との連携・協力を働きかけます。

・　「地域学校協働活動」や「放課後子ども教室」、「放課後児童クラブ」等の子どもの居場所づくりに取り組む指導者、コーディネーター、ならびに地域のボランティアが、地域や学校において読み聞かせや学校図書館支援等を推進するよう促します。

《高等教育機関、民間団体（出版関係団体、子どもの本専門店、書店商業組合等）、地域住民等》

○多様な主体による取組の推進

・　高等教育機関や民間団体（子どもの本専門店、書店商業組合等）等地域の多様な主体と、公立図書館や公民館等とが連携・協力しながら、読書活動や啓発活動を行えるよう支援します。

・　地域住民、商業施設、企業等による多様な取組が推進されるよう、県内外の取組事例の情報収集、提供に努めます。

○地域住民への読書活動の啓発・奨励

・　子どもの読書活動の意義を広く普及させるため、ホームページ等を活用した情報発信に努めるとともに、県が主催する県民を参加対象とした講演会や読書を考える集い、ビブリオバトル等への参加を働きかけます。

（３）学校等

（ア）学校等の役割

学校は、各教科、特別活動等を通じて子どもの読書に対する興味や関心を高めるとともに、読書習慣を育んでいく場であり、学校全体で計画的･継続的に読書活動を推進して、『子どもと本をつなぐ』ことが求められています。

特に、平成29年度及び30年度に公示された学習指導要領において、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科の特性に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の充実を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが求められています。

これらをふまえ、学校においては、すべての子どもたちが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともに、そのための環境を整備することが必要となっています。その際、子どもの読書の量を増やすことのみならず、読書の質も高めていくことが求められています。

また、幼稚園、認定こども園及び保育所は、その後の読書活動の基礎を築く重要な時期を過ごす場であり、幼児が絵本や物語等に親しみ、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむような機会を提供するなど、さまざまな取組が求められています。

県及び市町等は、学校図書館法等の関係法令等をふまえ、所管する学校等における取組を推進する必要があります。

（イ）これまでの取組の成果と課題

○推進体制の構築

- 小・中学校において、司書教諭が学校図書館の職務を円滑に行うことができるよう、各市町等教育委員会からの質問に対して、指導助言等を行いました。
- 県立高等学校等において、司書教諭が学校図書館の職務に携わることができるよう、必要な時間の確保に努めるなど、校内体制を整備するとともに、学校司書が専門的知識や技術を生かした役割を担い、各学校の状況に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりに努めました。
- 県立特別支援学校では、各学校の状況に応じて、読書や読み聞かせ、調べ学習において学校図書館の活用を積極的に進めました。

○学校図書館の読書環境の充実

- 平成29年度からの第5次「学校図書館図書整備等5か年計画」についての周知を図ることで、小・中学校図書館資料の整備・充実を市町等教育委員会に働きかけました。
- 県立高等学校においては、新聞などを含めた多様な図書館資料の一層の充実を図るとともに、「県立学校図書館資料共有ネットワークシステム」や県立図書館が運用する「三重県図書館情報ネットワークシステム」を利用した図書館資料の相互貸借を推進し、県立学校及び県立図書館の有効活用を図りました。
- 導入から18年以上が経過した「県立学校図書館資料共有ネットワークシステム」の更新に取り組みました。
- 県立特別支援学校では、子ども一人ひとりの障がいの状態、発達段階、興味や関心に応じ、布絵本、点字図書、録音図書、紙芝居、大型本、絵カード等の学校図書館資料の充実を図りました。
- 小・中学校においては、地方財政措置についての周知を図るとともに、学校司書の配置に向けて情報の提供を行いました。
- 12学級未満の県立高等学校への司書教諭の配置に努め、学校図書館の計画的な運営と子どもの読書活動の指導を推進しました。
- 県立特別支援学校においては、司書教諭の配置を拡充し、平成27年度の7校から令和元年度は11校になりました。

○研修会等の実施

- 県立高等学校では、効果的な読書指導のための校内研修会や情報交換会の開催と、生徒の読書活動推進に関する研修会等への教職員の計画的な参加を進めました。

○外部人材の活用（読書ボランティア等との連携）

- 県立高等学校では、読書活動を推進するため、外部講師による朗読会や作家による講演会などを実施しました。

○日本語指導が必要な外国人の子どもへの対応

- 県立高等学校では、日本語指導が必要な外国人の子どもが読書活動に親しむことができるよう、外国語資料の収集、レファレンスサービスの充実を図るとともに、それぞれの学校の状況に応じて、関係機関や団体等と連携し、外国語による学校図書館案内等の作成に努めました。

○障がいのある子どもへの対応

- 県立高等学校では、生徒一人ひとりの障がいの状態等に応じ、選書の工夫や施設面での配慮を行うとともに、視聴覚機器の活用等を図り、読書活動の支援に努めました。

○学校図書館の地域開放

- 県立高等学校では、地域の状況に応じ、学校図書館を地域の読書活動の拠点として開放するとともに、図書館だよりの配布、レファレンスサービスの提供等を通じて、保護者や地域住民の利用を促進しました。

○読書への興味や関心を高める取組の推進

- 小・中学校では、ビンゴカード等、児童生徒の興味関心を育成する取組を行いました。
- 県立高等学校では、生徒にとって魅力的な図書館資料の収集、ビブリオバトル（書評合戦）やブックトーク、図書館だよりを活用した本の紹介、一斉読書活動の実施、図書委員会活動の活性化、公立図書館等における職場体験活動への参加を進めました。
- 県立特別支援学校においては、子ども一人ひとりの障がいの状態、発達段階、興味や関心に応じた魅力的な図書館資料の収集を行うとともに、教育活動の状況に応じたさまざまな読書活動を充実させる取組を進めました。

○学力向上に向けた取組の推進

- 小・中学校では、新学習指導要領説明会を開催し、国語を中心とした各教科における学校図書館の活用について周知するとともに、学校図書館の授業活用を推進しました。
- 県立高等学校では、授業における学校図書館の活用について、学習に必要な資料の提供や授業準備における活用等を含めて、「学習センター」「情報センター」としての機能が発揮できるよう努めました。また、各教科の学習以外の機会も活用したビブリオバトルの普及と大会の開催により、生徒が相互に図書を紹介し、さまざまな分野の図書に触れる機会を提供しながら、読書活動をとおした思考力・判断力・表現力等の育成に努めました。

○家庭や地域との連携

- 小・中学校においては、学校支援地域本部推進事業等を通して、地域ボランティアを中心とした読み聞かせ等の学校図書館を活用した活動の推進や、学校の読書環境の整備等に努めました。
- 県立特別支援学校においては、学校図書館を保護者へ開放し、家庭でも児童が保護者と一緒に読書に親しむきっかけづくりを行いました。

○家庭に向けた取組の推進

- 小・中学校においては、県ＰＴＡ連合会と連携し、生活習慣・読書習慣チェックシートの県内一斉の集中取組を、春と秋の年２回実施しました。

＜学校の課題＞

○　学校は、図書館資料の充実に努めてきた結果、学校図書館図書標準[※27]の達成率は徐々に向上していますが、全国平均を大きく下回っており、資料の充実と整備を図ることが課題です。

　また、同時に計画的な図書の更新を図ることが必要です。

※県内の学校図書館図書標準の達成率

（%）

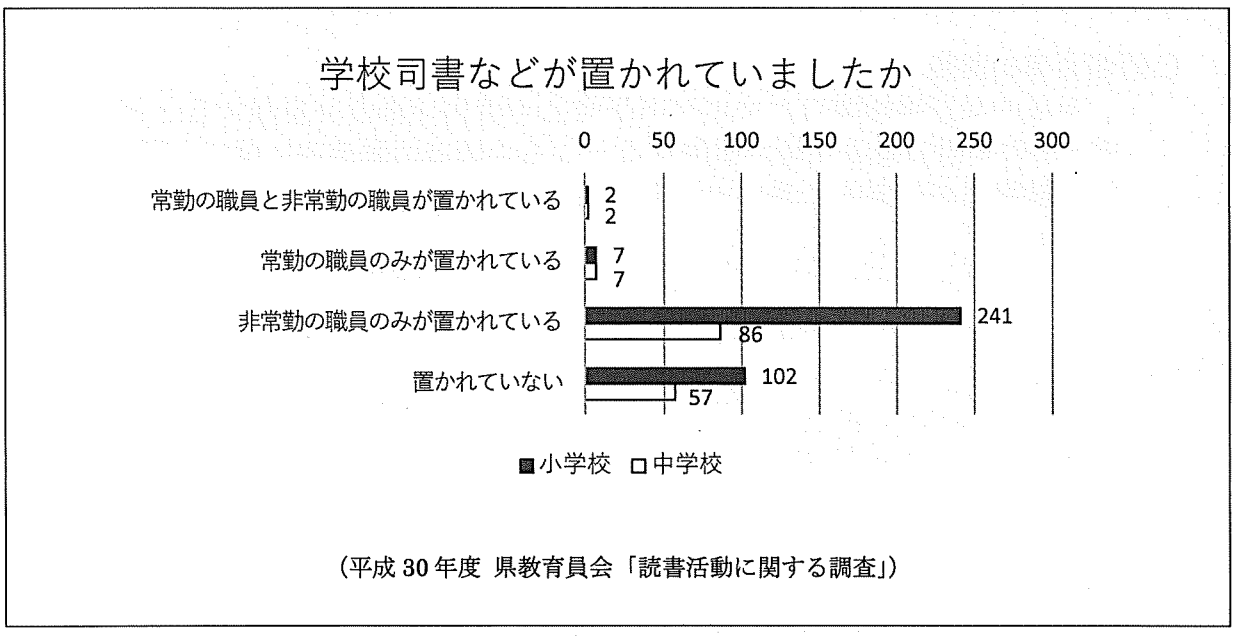
年度	28 年度
小学校（全国平均）	57.2（66.4）
中学校（全国平均）	35.9（55.3）

（文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」）

○　学校司書を配置する小・中学校の割合は増加しているものの、小学校 352 校中 102 校、中学校 152 校中 57 校は、学校司書などが置かれておらず、学校司書等の配置が求められます。

○　学校図書館を活用した授業を計画的に行っている県内公立小・中学校の割合は増加しているものの、各市町等教育委員会と公立図書館との連携・役割分担や、学校図書館の情報の共有に課題が残るなど、さらなる連携・協力が求められています。

○　県立高等学校においては、高等学校図書館で実施された授業の延べ時間数は増加しているものの、平成 30 年 3 月に示された新高等学校学習指導要領をふまえ、さらに、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動をより充実させることが求められています。



（平成 30 年度 県教育員会「読書活動に関する調査」）

※27 学校図書館図書標準：平成 5 年に策定された公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準。

（ウ）学校等における今後の取組

《小・中学校》

○推進体制の構築

・　司書教諭が学校図書館の職務を円滑に行うことができるよう、必要な時間の確保に努めるとともに、教職員の協力体制の確立や校務分掌を整備し、各学校の状況に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりを促します。

○学校図書館の読書環境の充実

・　学校図書館図書標準の達成をめざし、各学校の状況に応じた図書館資料を整備するよう促します。

・　市町等教育委員会に対しては、地方交付税措置「学校図書館図書整備等5か年計画※28（平成29年度から令和3年度まで）」を活用し、公立小・中学校の図書館資料の整備を計画的に進めるとともに、公立図書館等との連携を深め、団体貸出や相互貸借を効果的に活用するなど、子ども一人ひとりが望む図書を提供できるよう情報の提供を行います。

・　学校図書館の計画的な運営と子どもの読書活動の指導を促進するため、12学級未満の学校へも司書教諭の配置を図るよう促します。また、司書教諭講習の周知を図ります。

・　改正学校図書館法をふまえ、学校司書のさらなる配置に向け、市町等教育委員会に対して、地方財政措置が活用されるよう周知を図るとともに、学校図書館の人的体制のさらなる充実に向け情報を提供していきます。

・　図書館資料のデータベース化を進めて検索の利便性の向上を図るとともに、子どもが調べ学習等において意欲的に情報収集ができる環境の充実を図るよう促します。

○研修会等の実施

・　効果的な読書指導のための校内研修会や情報交換会を開催するとともに、県・市町等教育委員会等が開催する子どもの読書活動推進に関する研修会等に、教職員が計画的に参加するよう促します。

※28 学校図書館図書整備5か年計画：学校図書館図書標準を達成するため、学校図書館の図書の整備に平成29年度から5年間毎年約220億円、総額約1,100億円を地方交付税措置するもの。従前の「増加冊数分」だけでなく、「更新冊数分」が盛り込まれている。また、学校図書館への新聞配備についても、同様に5年間毎年約30億円、総額約150億円が措置されている。さらに、学校司書の配置についても5年間毎年約220億円、総額約1,100億円が措置されている。

○家庭・地域等との連携

- 読書活動の充実と学校図書館の効果的な活用を図るため、保護者ボランティアや公立図書館、読書ボランティアをはじめとした、地域の多様な主体と積極的に連携するよう働きかけます。
- 「学校支援地域本部」などの、地域のボランティア等が中心となり学校の教育活動を支援する取組等の効果的な活用を促します。
- 学校図書館の地域開放については、子どもの安全確保に十分配慮しながら、学校の教育活動に支障をきたさない範囲で地域の読書活動の拠点として開放するよう促します。

○日本語指導が必要な外国人の子どもへの対応

- 日本語指導が必要な外国人の子どもが読書活動に親しむことができるよう、外国語資料の収集、レファレンスサービスの充実を図るとともに、それぞれの学校の状況に応じて、関係機関や団体等と連携し、外国語による学校図書館案内等の作成に努めるよう促します。

○障がいのある子どもへの対応

- 子ども一人ひとりの障がいの状態や発達段階等に応じ、紙芝居、大型本、絵カード等を活用した指導方法の工夫を図るとともに、視聴覚機器の活用等により読書活動を支援するよう促します。

○読書への興味や関心を高める取組の推進

- 時間帯を工夫した一斉読書活動の実施、図書委員会活動の活性化等、各学校の状況に応じた読書活動に積極的に取り組むとともに、魅力的な図書館資料の収集、ブックトークや図書館だよりを活用した本の紹介、子ども一人ひとりの読書状況に応じた指導や助言、公立図書館等における職場体験活動への参加の奨励等により、子どもの読書に対する興味や関心を高める取組を進めます。

○学力向上に向けた取組の推進

- 学習指導要領において、各教科等の学習を通じ、記録、説明、批評、論述、討論等の言語活動を充実すること、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが求められています。このため、さまざまな文書や資料を読んだり調べたりするなど、多様な読書活動を各教科等の指導計画に位置づけるとともに、調べ学習等の各教科における学校図書館を活用した授業実践や、正しい言葉や豊かな表現力等を育むための音読や朗読の充実を働きかけます。

○家庭に向けた取組の推進

- 「みえの学力向上県民運動」において推進を図っている「家読（うちどく）」の具体的な取組として、保護者へのたより発行やＰＴＡ研修会による啓発、声に出して読む音読・朗読、本の感想を書き合う、語り合う読書リレー等、家庭で大人と子どもが一緒に読書に親しむよう働きかけます。（再掲）

《県立高等学校》

○推進体制の構築

・　司書教諭が学校図書館の職務に携わることができるよう、必要な時間の確保に努めるとともに、学校司書が専門的知識や技術を生かした役割を担い、各学校の状況に応じた読書活動を計画的に実施する体制づくりに努めます。

○学校図書館の読書環境の充実

・　新聞などを含めた多様な図書館資料の充実を図るとともに、「学校図書館資料共有ネットワークシステム」や県立図書館が運用する「三重県図書館情報ネットワークシステム」を利用した図書館資料の相互貸借を推進します。
・　生徒・教職員が自校の図書館だけでなく、他校の図書資料を検索し、学校で相互貸借することにより、全ての県立学校の図書館資料を有効に活用します。
・　各学校の状況に応じて12学級未満の学校への司書教諭の配置に努めます。

○研修会等の実施

・　効果的な読書指導のための校内研修会や情報交換会の開催と、読書活動推進に関する研修会等への参加を進めます。

○家庭・地域等との連携

・　読書活動の充実と学校図書館の効果的な活用を図るため、図書館だよりを発行するなど、家庭や地域等との連携に努めます。

○日本語指導が必要な外国人の子どもへの対応

・　日本語指導が必要な外国人の子どもが読書活動に親しむことができるよう、外国語資料の収集、レファレンスサービスの充実を図るとともに、それぞれの学校の状況に応じて、関係機関や団体等と連携し、外国語による学校図書館案内等の作成に努めます。

○障がいのある子どもへの対応

・　生徒一人ひとりの障がいの状態等に応じ、選書の工夫や施設面での配慮を行うとともに、視聴覚機器の活用等を図り、読書活動の支援に努めます。

○学校図書館の地域開放

・　地域の状況に応じ、学校図書館を地域の読書活動の拠点として開放します。

○読書への興味や関心を高める取組の推進

・　読書意欲はあるものの、日々の学習や部活動等で多忙な生徒、読書経験が少なく本を選ぶことが苦手な生徒等、一人ひとりの読書状況に応じた働きかけを行うよう努めます。
・　生徒にとって魅力的な図書館資料の収集、ビブリオバトル（書評合戦）やブックトーク、図書館だよりを活用した本の紹介、時間帯を工夫した一斉読書活動の実施、図書委員会活動の活性化、公立図書館等における職場体験活動への参加を進めます。

○学力向上に向けた取組の推進

- 学習指導要領において、各教科等の学習を通じ、記録、説明、批評、論述、討論等の言語活動を充実すること、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが求められていることをふまえ、学校図書館の授業活用を推進します。
- 各教科の学習以外の機会を活用したビブリオバトルの普及と大会の開催により、生徒が相互に図書を紹介し、さまざまな分野の図書に触れる機会を提供しながら、読書活動をとおした思考力・判断力・表現力等の育成に努めます。

《県立特別支援学校》

○推進体制の構築

- 各学校の状況に応じた読書活動を充実させるため、全ての教職員が連携して学校全体で子どもの読書活動を支援・指導していける体制づくりに努めます。
- 司書教諭が学校司書等と連携し、子ども一人ひとりの障がいの状態、発達段階、興味や関心に応じた読書活動を支援できる体制づくりを進めます。

○学校図書館の読書環境の充実

- 「学校図書館資料共有ネットワークシステム」や県立図書館が運用する「三重県図書館情報ネットワークシステム」を利用した図書館資料の相互貸借を推進します。
- 一般図書の整備に加えて、点字図書、録音図書、紙芝居、大型本、絵カード等、各学校の状況に応じた図書資料を整備するとともに、ＮＰＯ等の協力により、布絵本、リライト本※29等を作成し、図書館資料の充実を図ります。
- 子ども一人ひとりの障がいの状態や発達段階に応じ、ＩＣＴ機器を活用した読書活動を進めます。
- 各学校の状況に応じた司書教諭の配置に努めます。

○家庭・地域等との連携

- 家庭、地域、学校のそれぞれが相互に連携・協力して子どもの読書活動を支援できる取組の推進と体制の整備に努めます。
- 読書活動に関わるボランティア団体と連携・協力のもと、読み聞かせやストーリーテリング等の取組を通じて読書活動の推進を図ります。
- 読み聞かせの取組を通じて読書習慣の形成を図る等、家庭において保護者が子どもと一緒に読書に親しむことができる支援に努めます。

○読書への興味や関心を高める取組の推進

- 各学校の状況に応じた読書活動に積極的に取り組むとともに、魅力的な図書館資料の収集、子ども一人ひとりの読書状況に応じた指導や助言、関係機関等と連携した多様な読書活動の充実により、読み聞かせなど子どもの読書に対する興味や関心を高める取組を進めます。

※29 リライト本：障がいのある読者が容易に読書できるように本の内容をやさしく書き直した本。

○研修会等の実施

・　効果的な読書指導のための校内研修会や情報交換会の開催と、読書活動推進に関する研修会等への参加を進めます。

○日本語指導が必要な外国人の子どもへの対応

・　日本語指導が必要な外国人の子どもが読書活動に親しむことができるよう、外国語資料の収集、レファレンスサービスの充実を図るとともに、それぞれの学校の状況に応じて、関係機関や団体等と連携し、外国語による学校図書館案内等の作成に努めます。

《幼稚園・認定こども園及び保育所》

○読書スペース等の確保と図書の整備・充実

・　子どもが自ら手にとって絵本等に親しむことができる読書スペースや絵本コーナーの確保や、絵本等図書の充実を促します。

○研修会等への参加

・　教職員や保育士が、読書活動の推進への理解を深め、知識・技術を向上させるため、県・市町等教育委員会等が開催する子どもの読書活動推進に関する研修会等に計画的に参加するよう促します。

○読書活動の充実

・　読み聞かせ、パネルシアター※30、手遊び等、さまざまな題材や手法を用い、子どもが、想像力豊かに楽しみながら読書活動に親しむことができる取組の充実を促します。

・　市町立図書館や読書ボランティアの協力を得るなど、より効果的な取組となるよう促します。

・　中学生等の職場体験実習を受け入れ、中学生等による読み聞かせを行うなど、異年齢交流において、多様な読書機会を提供します。

○保護者との情報交換等

・　保護者が、読書活動の重要性を理解し、家庭において読み聞かせ等を積極的に行うよう、絵本の貸出や情報交換、読み聞かせに関するアドバイス等を、公立図書館をはじめとする地域の多様な主体と連携して取り組むよう働きかけます。

・　未就園児を対象とした子育て支援活動において、読書活動の大切さや意義を積極的に周知するよう促します。

※30 パネルシアター：パネル布を貼った舞台に絵（または文字）を貼ったり外したりして展開する、おはなし、歌あそび、ゲームをはじめとする教育法、表現法。

3　計画の総合的な推進に必要な方策（県の方策）

（１）推進体制の充実

子どもの読書活動を推進するにあたり、市町には市町立図書館や学校等を中心に、地域の状況に応じた読書活動を推進していく責務があり、県には、教育委員会、子育て施策を担当する子ども・福祉部、県立図書館を所管する環境生活部等との連携・協力の下、県域全体の読書活動を推進していく責務があります。

県教育委員会は、子育て施策を担当する子ども・福祉部や県立図書館を所管する環境生活部、市町、民間団体等あらゆる分野の関係者と連携、協力によって、横断的な取組を図り、計画を進めていきます。

また、本計画において、これまでの取組を発展的・継続的に実施していくためには、市町の主体的取組が不可欠であり、県と市町が互いに連携・協力することで総合的な推進を図ることができます。

さらに、県内各地で活動している読書ボランティアや民間事業者等多様な主体との連携体制を構築していくことで、『子どもと本をつなぐ』取組が一層広がりを持ち、県民の読書活動への理解を深めることができます。

（ア）三重県子ども読書活動推進会議等の開催

○　県教育委員会は、学識関係者、学校教育関係者、読書ボランティア等により組織する三重県子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）と読書活動推進庁内会議※31（以下「庁内会議」という。）を定期的に開催します。

○　両会議が協力し、本計画の取組の進捗状況の把握と成果の検証を行いながら、全県的な取組の方向性と、市町等教育委員会及び民間事業者等との連携と協働の具体的な方策等を示します。

（イ）市町等教育委員会等との連携・協力

○　県教育委員会は、県内のあらゆる地域において多様な取組が活発に行われるよう、県と市町等教育委員会等の読書活動推進担当者が、情報の交換や共有を図ることができる機会を設けるとともに、子どもの読書活動推進の意義や、本計画の趣旨の浸透を図る研修会等を開催します。

○　子どもの読書活動を一層推進するためには、すべての市町において、その状況に応じた子ども読書活動推進計画を策定し、計画に基づいた取組の推進と、そのために必要な体制を整備することが重要です。

県教育委員会は、市町が本計画をふまえた「市町子ども読書活動推進計画」の策定あるいは改定を円滑に行うことができるよう、必要な資料や情報の提供等を通じて支援します。

※31 読書活動推進庁内会議：県教育委員会関係課、知事部局関係課及び県立図書館の担当者による子どもの読書活動推進に関わる三重県庁内の連絡調整会議。

○　市町等教育委員会等と連携し、公民館や学校等が開催する家庭教育学級※32、保健センター等が実施する乳幼児健診や育児教室※33、ブックスタート※34事業等における読書の大切さを学ぶ機会の拡大を図ります。

（ウ）民間事業者等多様な主体との連携

○　県教育委員会が主催する啓発事業等において、出版関係団体や書店商業組合、子どもの本専門店、ＮＰＯ等との連携により、効果的な事業実施に努めます。

○　読書関係団体等が実施する子どもの読書活動を推進する多様な取組を推奨します。

○　地域の多様な主体が市町等教育委員会等と効果的に連携できるよう、必要な情報の収集と提供に努めます。

（エ）助言や情報提供等の支援

○　県教育委員会は、県内各地で実施される多様な取組の充実を図るため、推進会議と庁内会議において、取組の進捗状況の確認と成果の検証を行うとともに、全国の先進事例の収集等に努め、専門的見地から市町等教育委員会や家庭、地域、学校等に対して必要な助言や情報提供等を行います。

○　県教育委員会は、国の「子どもゆめ基金」や民間事業者等が行う助成事業に関する情報を読書ボランティア等に提供し、地域における活動の支援に努めます。

（オ）研修会等の開催によるスキルアップ

○　県教育委員会は、子どもの読書活動を推進する司書や教職員、読書ボランティア等を対象に、選書や読み聞かせの方法等に関する研修会を実施し、知識、技術のスキルアップを支援します。

○　県教育委員会は、保護者等が読書の重要性や必要性について理解を深めることができるように、講演会や研修会等を開催します。

※32 家庭教育学級：家庭生活を通じて子どもをどのように教育していけばよいかについて学び、自信をもって子どもの教育にあたってもらうための講座。公民館、小・中学校などで行われている。

※33 育児教室：乳幼児の心身の健康な発達を促すため、栄養士、心理相談員、保育士等が行う講座。

※34 ブックスタート：0 歳児健診の機会に、親子でいっしょに絵本を楽しむことの大切さを伝えながら絵本を手渡す運動。

（カ）読書ボランティア等に対する支援

○　県教育委員会は、読書ボランティア等が、公立図書館や学校等における活動を円滑に継続できるよう、市町等教育委員会へ優良事例等の情報提供を行います。また、読書ボランティア等に対しては、活動に役立つ情報の提供やボランティアリーダーの育成に努め、相互の連携・協力を図るネットワークの構築等を促します。

（キ）社会的機運の醸成

○　市町等教育委員会や民間事業者等と協力し、広報媒体や研修会等を活用した全県的な広報啓発活動を行い、社会全体の理解・関心の醸成を図ります。

（ク）その他

○　電子書籍については、新しい情報通信技術を活用した読書環境の拡大として急速に普及しつつあり、子どもの読書環境にも大きな影響を与える可能性があります。県教育委員会は、今後の推移について十分留意しつつ、電子書籍の利用方法等についても検討していきます。また、今後社会の変化等により起こりうる、子どもの読書活動の推進に影響を与える新たな課題に対しても、必要に応じて検討します。

（２）三重県子ども読書活動推進計画の進行管理

三重県子どもの読書活動推進計画の進行管理にあたっては、毎年度、取組の進捗状況をふまえ、数値目標の達成状況の確認とその要因の分析を行い、三重県子ども読書活動推進会議等の関係会議に報告するとともに、会議等の意見に基づいて取組の改善を行い、次年度以降の取組に生かすなど、ＰＤＣＡ（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づく進行管理を行います。

4　成果指標と成果目標

めざす成果	指標		実績(30 年度)	実績(令和元年度)	目標数値 (令和 6 年度)
家庭において読書習慣が身につく	①「学校の授業時間以外に、１日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、「10 分以上」と回答した公立小中学生の割合	小学校	64.4% (全国 66.2%)	63.9% (全国 65.7%)	65.7%
		中学校	49.6% (全国 53.5%)	45.5% (全国 50.4%)	50.4%
地域において公立図書館をはじめとした多様な主体が連携して読書活動が推進される	②ボランティアと連携している県内公立小・中学校の割合	小学校	―	91.1%	〈R5〉 95.0%
		中学校	―	39.7%	〈R5〉 52.0%
	③県内公立図書館の児童書貸出冊数		3,588,193 冊	(未公表)	〈R5〉 4,000,000 冊
学校において組織的に読書活動が推進される	④一斉読書を実施する県内公立小・中学校の割合（週に２回以上実施する割合）	小学校	69.9%	64.1%	〈R5〉 81.0%
		中学校	94.7%	93.4%	〈R5〉 98.0%
	⑤専ら学校図書館の職務に従事する職員（学校司書）を配置する県内公立小・中学校の割合	小学校	69.3%	67.8%	〈R5〉 80.0%
		中学校	62.5%	65.6%	〈R5〉 70.0%
	⑥児童・生徒に対して、図書館資料を活用した授業を学期に数回以上計画的に行った割合	小学校	85.8%	83.9%	〈R5〉 90.0%
		中学校	68.4%	71.5%	〈R5〉 80.0%
	⑦高等学校図書館で実施された授業の延べ時間数		4,125 時間	(未公表)	〈R5〉 5,100 時間

①　　・・・文部科学省「全国学力・学習状況調査」
②④⑤⑥・・・県教育委員会「読書活動に関する調査」
③　　・・・　県教育委員会「市町の社会教育関連施設等状況調査」
⑦　　・・・　県学校図書館協議会司書部「学校図書館白書」

5　資料編

【資料Ⅰ】調査・統計資料

1　「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、１日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、10 分以上すると回答した児童生徒の割合

（文部科学省「全国学力・学習状況調査」から）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
小学校(%) (全国平均)	62.5 (64.9)	61.1 (64.2)	62.4 (63.5)	61.8 (63.3)	64.4 (66.2)	63.9 (65.7)
中学校(%) (全国平均)	50.7 (53.4)	48.6 (52.2)	46.4 (49.7)	47.7 (51.4)	49.6 (53.5)	45.5 (50.4)

2　普段（月～金曜日）、１日当たり読書を全くしない県内公立小・中学校児童生徒の割合

（文部科学省「全国学力・学習状況調査」から）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
小学校(%) (全国平均)	21.4 (19.3)	21.9 (19.9)	21.3 (20.6)	21.7 (20.5)	19.5 (18.7)	19.1 (18.7)
中学校(%) (全国平均)	35.7 (34.3)	37.7 (35.0)	39.6 (37.2)	38.1 (35.6)	34.8 (32.9)	38.7 (34.8)

3　ボランティアと連携している県内公立小・中学校、高等学校の数

（文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から）

	26 年度(県平均)	全国平均	28 年度(県平均)	全国平均	備考
小学校(%)	270/375(72.0)	(81.1)	259/368(70.4)	(81.4)	(28 年度以降は５年ごとに実施)
中学校(%)	37/156(23.7)	(28.1)	35/154(22.7)	(30.0)	
高等学校(%)	0/58(0.0)	(2.8)	0/58(0.0)	(2.8)	

4　公共図書館との連携をしている県内公立小・中学校、高等学校の数

（文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から）

	26 年度(県平均)	全国平均	28 年度(県平均)	全国平均	備考
小学校(%)	225/375(60.0)	(79.9)	250/367(68.1)	(82.2)	(28 年度以降は５年ごとに実施)
中学校(%)	66/156(42.3)	(52.4)	79/153(51.6)	(57.5)	
高等学校(%)	52/58(89.7)	(47.7)	58/58(100.0)	(51.1)	

5　県内公共図書館の児童書貸出冊数

（県教育委員会「市町の社会教育関連施設等状況調査」から）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
総冊数	2,696,521	3,227,856	3,227,856	3,297,381	3,588,193	(令和２年度に公表)

6　専ら学校図書館の職務に従事する職員（学校司書）を配置する県内公立小・中学校の割合

（県教育委員会「読書活動に関する調査」から）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
小学校(%) (全国平均)	43.8 (64.2)	41.1	43.0	51.0	69.3	67.8
中学校(%) (全国平均)	48.6 (52.2)	46.8	48.7	46.8	62.5	65.6

※26 年度は、文部科学省「全国学力・学習状況調査」から

7　司書教諭の発令状況数

（文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から）

	26年度(県平均)	全国平均	28年度(県平均)	全国平均	備考
小学校(%)	223/375(59.5)	(66.2)	231/368(62.8)	(67.9)	(28年度以降は5年ごとに実施)
中学校(%)	100/156(64.1)	(62.8)	99/154(64.3)	(64.6)	
高等学校(%)	51/58(87.9)	(84.9)	51/59(86.4)	(87.0)	

8　学校司書の発令状況数

（文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から）

	26年度(県平均)	全国平均	28年度(県平均)	全国平均	備考
小学校(%)	167/375(44.5)	(54.5)	129/368(35.1)	(59.3)	(28年度以降は5年ごとに実施)
中学校(%)	92/156(59.0)	(52.8)	65/154(42.2)	(57.3)	
高等学校(%)	58/58(100.0)	(66.5)	58/59(98.3)	(66.9)	

9　学校図書館図書標準を達成している県内公立小・中学校の数

（文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から）

	26年度(県平均)	全国平均	28年度(県平均)	全国平均	備考
小学校(%)	174/371(46.9)	(60.3)	210/367(57.2)	(66.4)	(28年度以降は5年ごとに実施)
中学校(%)	43/156(27.6)	(50.0)	55/153(35.9)	(55.3)	

10　学校図書館の蔵書情報をデータベース化している県内公立小・中学校、高等学校の数

（文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から）

	26年度(県平均)	全国平均	28年度(県平均)	全国平均	備考
小学校(%)	280/375(74.7)	(71.6)	276/367(75.2)	(73.9)	(28年度以降は5年ごとに実施)
中学校(%)	125/156(80.1)	(69.9)	124/153(81.0)	(72.7)	
高等学校(%)	58/58(100.0)	(90.5)	58/58(100.0)	(91.3)	

11　県立学校図書館の生徒一人あたり年間貸出冊数の推移

（三重県学校図書館協議会司書部発行「学校図書館白書」から）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
貸出冊数	4.6	4.4	4.5	4.1	4.4	(令和2年度に公表)

12　県立学校間の図書館資料相互貸借冊数

（三重県学校図書館協議会司書部発行「学校図書館白書」から）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
相互貸出冊数	6,615	5,909	6,032	6,941	10,561	(令和2年度に公表)

13　児童・生徒に対して、図書館資料を活用した授業を学期に数回以上計画的に行った割合

（県教育委員会「読書活動に関する調査」から）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
小学校(%) (全国平均)	81.8 (82.6)	83.1 (83.0)	82.8 (83.9)	84.0	85.8	83.9
中学校(%) (全国平均)	44.7 (44.9)	45.3 (46.5)	48.4 (49.6)	66.4	68.4	71.5

※26年度～28年度は、文部科学省「全国学力・学習状況調査」から

14　高等学校図書館で実施された授業の延べ時間数

（三重県学校図書館協議会司書部「学校図書館白書」から）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
時間数	2,900	2,907	3,358	3,931	4,125	（令和2年度に公表）

15　一斉読書を実施する県内公立小・中学校の割合（週に２回以上実施する割合）

（県教育委員会「読書活動に関する調査」から）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
小学校(%) (全国平均)	73.8 (61.1)	79.2	79.2	77.3	69.9	64.1
中学校(%) (全国平均)	87.0 (70.2)	91.7	91.0	93.5	94.7	93.4

※26年度は、文部科学省「全国学力・学習状況調査」から

16　全校一斉読書活動を実施する県内公立小・中学校、高等学校の数

（文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」から）

	26年度(県平均)	全国平均	28年度(県平均)	全国平均	備考
小学校(%)	345/375(92.0)	(96.8)	345/367(94.0)	(97.1)	（28年度以降は５年ごとに実施）
うち朝読(%)	256/345(74.2)	(71.3)	245/345(71.0)	(68.5)	
中学校(%)	125/156(80.1)	(88.5)	122/153(79.7)	(88.5)	
うち朝読(%)	93/125(74.4)	(73.4)	88/122(72.1)	(72.7)	
高等学校(%)	14/58(24.1)	(42.9)	15/58(25.9)	(42.7)	
うち朝読(%)	8/14(57.1)	(66.5)	9/15(60.0)	(63.2)	

17　全国小・中学校、高等学校の児童生徒の毎年５月(1か月間)の平均読書冊数

（全国学校図書館協議会「学校読書調査」から）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
小学校（冊）	11.4	11.2	11.4	11.1	9.8	11.3
中学校（冊）	3.9	4.0	4.2	4.5	4.3	4.7
高等学校(冊)	1.6	1.5	1.4	1.5	1.3	1.4

18　全国小・中学校、高等学校の児童生徒の不読者（毎年５月１か月間に読んだ本が０冊の児童生徒)の割合

（全国学校図書館協議会「学校読書調査」から）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
小学校(%)	48.7	51.9	57.1	50.4	55.8	55.3
中学校(%)	15.0	13.4	15.4	15.0	15.3	12.5
高等学校(%)	3.8	4.8	4.0	5.6	8.1	6.8

＜参考＞

学校図書館図書標準を達成している県内公立小・中学校の数（市町別）

市町名	小学校（達成校数／調査校数）	中学校（達成校数／調査校数）
桑名市	24／27	8／9
木曽岬町	**＊1／1**	0／1
いなべ市	11／15	2／4
東員町	**＊6／6**	**＊2／2**
四日市市	29／38	9／22
菰野町	**＊5／5**	**＊2／2**
朝日町	0／1	0／1
川越町	**＊2／2**	**＊1／1**
鈴鹿市	12／30	3／10
亀山市	**＊11／11**	**＊3／3**
津市	27／51	4／20
松阪市	20／36	5／10
多気町	3／5	0／2
明和町	1／6	0／1
大台町	0／4	0／2
伊勢市	8／24	1／12
玉城町	1／4	0／1
南伊勢町	**＊3／3**	**＊2／2**
大紀町	**＊4／4**	1／2
度会町	**＊1／1**	0／1
鳥羽市	5／9	0／5
志摩市	7／14	2／7
伊賀市	10／21	7／10
名張市	1／14	0／5
尾鷲市	4／7	0／2
紀北町	5／10	1／4
熊野市	5／9	1／7
御浜町	0／4	0／3
紀宝町	4／5	1／2
合　　計	210／367	55／153

※P38【資料Ⅰ】の「**9**　学校図書館図書標準を達成している県内公立小・中学校の数」の内訳
（文部科学省　平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」から）

＊各市町内の全公立小中学校が学校図書館図書標準を達成（達成率100%）している場合は、その学校数をゴシック体表記としています。

＜参考＞

【資料Ⅱ】県内公立図書館等一覧

公立図書館

	図書館名	住　所	電話番号
1	三重県立図書館	〒514-0061　津市一身田上津部田 1234	059-233-1180
2	桑名市立中央図書館	〒511-0068　桑名市中央町 3-79	0594-22-0562
3	ふるさと多度文学館	〒511-0106　桑名市多度町多度 2-24-1	0594-48-7000
4	長島輪中図書館	〒511-1125　桑名市長島町源部外面 337	0594-41-1040
5	いなべ市藤原図書館	〒511-0511　いなべ市藤原町市場 493－1	0594-46-4150
6	いなべ市北勢図書館	〒511-0428　いなべ市北勢町阿下喜 3083-1	0594-72-2200
7	いなべ市員弁図書館	〒511-0224　いなべ市員弁町大泉 1201	0594-74-5077
8	いなべ市大安図書館	〒511-0274　いなべ市大安町大井田 1305	0594-87-0021
9	木曽岬町立図書館	〒498-8503　桑名郡木曽岬町大字西対海地 251	0567-40-9010
10	東員町立図書館	〒511-0251　員弁郡東員町山田 1700	0594-86-2818
11	四日市市立図書館	〒510-0821　四日市市久保田 1-2-42	059-352-5108
12	菰野町図書館	〒510-1253　三重郡菰野町大字潤田 1250	059-391-1400
13	あさひライブラリー	〒510-8103　三重郡朝日町柿 2278	059-377-6111
14	鈴鹿市立図書館	〒513-0802　鈴鹿市飯野寺家町 812	059-382-0347
	鈴鹿市立図書館江島分館	〒513-0836　鈴鹿市中江島町 3-27	059-387-0665
15	亀山市立図書館	〒519-0151　亀山市若山町 7-20	0595-82-0542
16	津市津図書館	〒514-8611　津市西丸之内 23-1	059-229-3321
	津市津図書館美杉図書室	〒515-3421　津市美杉町八知 5580―2	059-272-8092
17	津市久居ふるさと文学館	〒514-1136　津市久居東鷹跡町 2-3	059-254-0011
	津市久居ふるさと文学館ポルタひさいふれあい図書室	〒514-1118　津市久居新町 3006	059-254-0464
18	津市河芸図書館	〒510-0314　津市河芸町浜田 782	059-245-5300
19	津市芸濃図書館	〒514-2211　津市芸濃町椋本 6824	059-265-6004
20	津市美里図書館	〒514-2113　津市美里町三郷 51-3	059-279-8122
21	津市安濃図書館	〒514-2326　津市安濃町東観音寺 418	059-268-5822
22	津市きらめき図書館	〒514-0314　津市香良洲町 2167	059-292-4191
23	津市一志図書館	〒515-2521　津市一志町井関 1792	059-295-0116
24	津市うぐいす図書館	〒515-2602　津市白山町二本木 1139-2	059-262-5000
25	松阪市松阪図書館	〒515-0818　松阪市川井町 772-10	0598-21-3190
26	松阪市嬉野図書館	〒515-2324　松阪市嬉野町 1429-1	0598-48-1800
27	多気町立多気図書館	〒519-2181　多気郡多気町相可 1628	0598-38-1133
28	多気町立勢和図書館	〒519-2215　多気郡多気町朝柄 2889	0598-49-4500
29	明和町立図書館	〒515-0332　多気郡明和町馬之上 944-2	0596-52-7131
30	大台町立図書館	〒519-2404　多気郡大台町佐原 810	0598-84-1100
31	伊勢市立伊勢図書館	〒516-0076　伊勢市八日市場町 13-35	0596-21-0077
32	伊勢市立小俣図書館	〒519-0505　伊勢市小俣町本町 2	0596-29-3900
33	鳥羽市立図書館	〒517-0022　鳥羽市大明東町 1-6	0599-26-4555
34	志摩市立図書館	〒517-0502　志摩市阿児町神明 1074-15	0599-43-8000

	図書館名	住　　所	電話番号
35	伊賀市上野図書館	〒518-0873　伊賀市上野丸之内 40-5	0595-21-6868
	伊賀市上野図書館阿山図書室	〒518-1315　伊賀市川合 3370-29	0595-43-0154
	伊賀市上野図書館島ヶ原図書室	〒519-1711　伊賀市島ヶ原 4739	0595-59-2291
	伊賀市上野図書館大山田図書室	〒518-4222　伊賀市平田 3154	0595-47-1175
	伊賀市上野図書館青山図書室	〒518-0226　伊賀市阿保 1411	0595-52-1110
	伊賀市上野図書館いがまち図書室	〒519-1412　伊賀市下柘植 702	0595-45-9122
36	名張市立図書館	〒518-0712　名張市桜ヶ丘 3088-156	0595-63-3260
37	尾鷲市立図書館	〒519-3616　尾鷲市中村町 10-41	0597-23-8282
38	熊野市立図書館	〒519-4324　熊野市井戸町 643-2	0597-89-3686
39	紀宝町立鵜殿図書館	〒519-5701　南牟婁郡紀宝町鵜殿 1410	0735-32-4646

図書館同種施設

	図書館名	住　　所	電話番号
1	神宮文庫	〒516-0016　伊勢市神田久志本町 1711	0596-22-2737
2	三重県視覚障害者支援センター	〒514-0003　津市桜橋 2-131	059-228-6367
3	上野点字図書館	〒518-0851　伊賀市上野寺町 1184-2	0595-23-1141

公民館図書室等

	施設の名称	住　　所	電話番号
1	あさけプラザ図書館	〒510-8028　四日市市下之宮町 296-1	059-363-0102
2	楠交流会館図書室	〒510-0103　四日市市楠町北五味塚 1211-1	059-397-2277
3	川越町あいあいセンター図書室	〒510-8123　三重郡川越町豊田一色 314	059-364-2500
4	関文化交流センター	〒519-1107　亀山市関町木崎 1011－1	0595-98-1038
5	津市片田公民館図書コーナー	〒514-0082　津市片田井戸町 17-2	059-237-1513
6	津市南郊公民館図書コーナー	〒514-0819　津市高茶屋 3-25-6	059-234-5703
7	津市豊里公民館図書コーナー	〒514-0126　津市大里睦合町 610-1	059-232-2250
8	津市敬和公民館図書コーナー	〒514-0015　津市寿町 21-22	059-225-2325
9	津市桃園公民館図書室	〒514-1116　津市新家町 1365-5	059-256-7686
10	津市戸木公民館図書室	〒514-0038　津市戸木町 1782	059-255-2135
11	津市七栗公民館図書室	〒514-1254　津市森町 286	059-252-1986
12	津市立成公民館図書室	〒514-1113　津市野村町 874-8	059-256-9393
13	津市立草生公民館図書コーナー	〒514-2328　津市安濃町草生 4249-1	059-268-4380
14	津市村主公民館図書コーナー	〒514-2312　津市安濃町連部 69-1	059-268-4381
15	津市安濃公民館図書コーナー	〒514-2303　津市安濃町内多 3653	059-268-4382
16	津市明合公民館図書コーナー	〒514-2324　津市安濃町粟加 978	059-268-4383
17	津市大井公民館図書コーナー	〒515-2524　津市一志町大仰 217-1	059-293-6673
18	津市波瀬公民館図書コーナー	〒515-2522　津市一志町波瀬 2232-2	059-294-7472
19	津市川合公民館図書コーナー	〒515-2515　津市一志町八太 1008-1	059-293-3711
20	津市一志高岡公民館図書コーナー	〒515-2516　津市一志町田尻 605-2	059-293-5611

	施設の名称	住　　所	電話番号
21	津市白山公民館図書コーナー	〒515-2603　津市白山町川口 897	059-262-7027
22	津市元取公民館図書コーナー	〒515-3139　津市白山町城立 305	059-267-3057
23	津市家城公民館図書コーナー	〒515-3133　津市白山町南家城 851-3	059-262-0484
24	津市大三公民館図書コーナー	〒515-2605　津市白山町二本木 1001-253	059-262-2666
25	津市倭公民館図書コーナー	〒515-2622　津市白山町中ノ村 581	059-262-0485
26	津市八ツ山公民館図書室	〒515-2615　津市白山町八対野 994-1	059-262-0432
27	津市竹原公民館図書室	〒515-3201　津市美杉町竹原 2777	059-262-3014
28	津市八知公民館図書室	〒515-3421　津市美杉町八知 5828-1	059-272-8092
29	津市太郎生公民館図書室	〒515-3536　津市美杉町太郎生 2120	059-273-0222
30	津市八幡公民館図書室	〒515-3531　津市美杉町奥津 1288-8	059-274-0222
31	津市多気公民館図書室	〒515-3312　津市美杉町上多気 1031	059-275-0222
32	津市下之川公民館図書室	〒515-3203　津市美杉町下之川 6115	059-276-0222
33	三雲みんなの図書館コミュカル	〒515-2112　松阪市曽原町 774	0598-56-2801
34	松阪市飯南公民館図書コーナー	〒515-1302　松阪市飯南町横野 848	0598-32-3950
35	荻原公民館図書室	〒519-2505　多気郡大台町江馬 701	0598-76-0171
36	伊勢市生涯学習ｾﾝﾀｰいせﾄﾋﾟｱ図書室	〒516-8520　伊勢市黒瀬町 562-12	0596-21-0900
37	伊勢市ハートプラザみその図書室	〒516-0804　伊勢市御薗町長屋 2767	0596- 22-7355
38	伊勢市立二見公民館図書室	〒519-0609　伊勢市二見町茶屋 209	0596-42-1117
39	志摩図書室	〒517-0703　志摩市志摩町和具 535	0599-85-7801
40	磯部図書室	〒517-0214　志摩市磯部町迫間 878-9	0599-55-2881
41	大王図書室	〒517-0603　志摩市大王町波切 3902	0599-72-2468
42	浜島図書室	〒517-0404　志摩市浜島町浜島 755	0599-53-1511
43	玉城町図書館	〒519-0415　度会郡玉城町田丸 114-1	0596-58-8212
44	みなみいせ図書室	〒516-0101　度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3917	0599-67-1011
45	なんとうふれあい図書室	〒516-1423　度会郡南伊勢町村山 1132-1	0596-76-1501
46	度会町中央公民館図書室	〒516-2103　度会郡度会町棚橋 314	0596-62-1588
47	尾鷲市立須賀利ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ図書室	〒519-3421　尾鷲市須賀利町 176	0597-26-2260
48	尾鷲市立矢浜ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ図書室	〒519-3671　尾鷲市矢浜 1-22-12	0597-22-6367
49	尾鷲市立九鬼ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ図書室	〒519-3701　尾鷲市九鬼町 255	0597-29-2164
50	尾鷲市立早田ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ図書室	〒519-3702　尾鷲市早田町 25-3	0597-29-2139
51	尾鷲市立三木浦ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ図書室	〒519-3814　尾鷲市三木浦町 273-18	0597-28-2837
52	尾鷲市立三木里ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ図書室	〒519-3811　尾鷲市三木里町 275-43	0597-28-2274
53	尾鷲市立古江ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ図書室	〒519-3922　尾鷲市古江町 637-22	0597-27-2769
54	尾鷲市立賀田ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ図書室	〒519-3921　尾鷲市賀田町 1661	0597-27-2088
55	尾鷲市立曽根ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ図書室	〒519-3924　尾鷲市曽根町 606-1	0597-27-3141
56	尾鷲市立梶賀ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ図書室	〒519-3923　尾鷲市梶賀町 313	0597-27-3430
57	紀伊長島図書室	〒519-3205　北牟婁郡紀北町長島 2141	0597-47-3906
58	海山図書室	〒519-3406　北牟婁郡紀北町相賀 513	0597-32-3915
59	児童図書室	〒519-3406　北牟婁郡紀北町相賀 379-1	0597-33-0025
60	熊野市紀和ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ図書室	〒519-5413　熊野市紀和町板屋 82	05979-7-0051
61	御浜町中央公民館図書室	〒519-5204　南牟婁郡御浜町大字阿田和 4926-1	05979-2-3151

【資料Ⅲ】三重県子ども読書活動推進会議委員名簿

（令和元年度）

区　分	委員名	所属・役職
学識経験者	福永　智子	椙山女学園大学 教授
保育所関係者	舟戸　勇子	志摩市安乗保育所 所長
幼稚園関係者	門脇　光禪	聖ヤコブ幼稚園 園長
	村井　知枝美	津市立桃園幼稚園 園長
学校教育関係者	河北　大満	津市立白塚小学校 校長
	二宮　由加利	三重県立盲学校 学校司書
三重県書店商業組合	別所　信啓	別所書店 代表取締役
ＰＴＡ関係者	北野　ひろみ	三重県ＰＴＡ連合会 理事
読書ボランティア	中村　礼子	中部読み聞かせサークル 代表
児童図書関係者	中澤　利美	児童図書館研究会三重支部 代表
公立図書館関係者	林　　千智	多気町立勢和図書館 館長補佐
三重県公共図書館協議会	井辺　雅之	伊勢市立図書館 館長
三重県図書館協会	別所　志津子	三重県立図書館 館長
県健康福祉部	髙濵　公生	三重県子ども・福祉部 少子化対策課 課長
県教育委員会	大塚　千尋	三重県教育委員会事務局 小中学校教育課 課長
	林　幸喜	三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課 課長

【資料Ⅳ】

第四次三重県子ども読書活動推進計画(案) 概要

基本的な方針

① 子どもの発達段階に応じて読書習慣を身につけることができる取組の推進
② 家庭・地域・学校等のそれぞれの役割に応じた読書を行う環境の整備、読書をする機会の提供、読書活動の啓発の推進
③ 五感を使いながら子どもの心と身体を育み、学力の基盤を築く読書活動の推進

家庭、地域、学校等が相互に連携・協力し、社会全体で発達段階に応じた取組を推進

家庭

○読書と出会うきっかけづくり
（読み聞かせ等）
○読書習慣づくり
○読書活動の意義や重要性の啓発・奨励
○県立・市町立図書館、学校による支援

連携・協力

学校等

○学校図書館の読書環境の充実
○家庭・地域等との連携
○読書への興味や関心を高める取組の推進
○家庭（保護者）に向けた取組

連携・協力

発達段階に応じた取組

連携・協力

地域

○関係機関がそれぞれの活動を充実させながら、相互に連携して読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発を行っていく。

- 県立図書館
- 市町立図書館
  公民館
  児童館等
- 読書ボランティア
  地域ボランティア
- 民間団体、地域住民等
  （出版関係団体・書店商業組合・子どもの本専門店等）

総合的な推進と支援

推進体制の充実

○横断的な取組の推進
（三重県子ども読書活動推進会議等の開催）
○市町等教育委員会等との連携・協力
（情報交換会、研修会等の開催、市町子ども読書活動計画策定の支援）
○民間事業者等多様な主体との連携
○助言や情報提供等の支援
○研修会等の開催によるスキルアップ
○読書ボランティア等に対する支援
○社会的機運の醸成
○子ども読書活動推進計画のPDCAサイクルに基づく進行管理
（三重県子ども読書活動推進会議等での意見を次年度以降の取組に反映）

第四次三重県子ども読書活動推進計画（案）

令和２年３月

三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
TEL 059-224-3322　FAX 059-224-3023
E-mail：shabun@pref.mie.lg.jp

議案第７７号

三重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則案

三重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和２年３月２４日提出　　三重県教育委員会教育長　廣田　恵子

提案理由

三重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１５条第１項及び三重県教育委員会権限委任規則第１条第１０号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

三重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則案

（目的）

第一条　この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号。以下「法」という。）第七条に規定する指針及び公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。以下「条例」という。）第八条第五項の規定に基づき、三重県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の所管する三重県立学校（以下「学校」という。）における法第二条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間（条例第八条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（教育職員の業務量の適切な管理等）

第二条　県教育委員会は、教育職員が業務を行う時間（法第七条の指針で規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第六条第三項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一　一箇月について四十五時間

二　一年について三百六十時間

2　県教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一　一箇月について百時間未満

二　一年について七百二十時間

三　一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月あたりの平均時間について八十時間

四　一年のうち一箇月において所定の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数について六箇月

3　前二項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、県教育委員会が別に定める。

附　則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

三重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則案要綱

1　制定理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正により文部科学大臣が定めた指針に基づき、三重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則を制定するものです。

2　内容

・教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理やその他必要な事項を定めることを目的とします。

・教育職員の超過勤務における上限時間を設定します。

※原則：月４５時間、年３６０時間

3　施行期日

令和２年４月１日から施行します。

議案第７８号

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和２年３月２４日提出　　三重県教育委員会教育長　廣田　恵子

提案理由

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１５条第１項及び三重県教育委員会権限委任規則第１条第１０号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

三重県教育委員会事務局組織規則（昭和四十三年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（教育財務課の分掌事務） 第七条　教育財務課の分掌事務は、次のとおりとする。 一　（略） 二　修学支援制度（就学支援金、奨学給付金、修学奨学金）に関すること。 （本庁の職制及び職務の権限） 第二十五条　本庁に、次の職を置き、その職務は、当該各号に定めるとおりとする。 一～四　（略） 五　副課長　課長又は担当課長を補佐して、部下職員を指揮監督し、課長に事故があるときは、その職務を代理する。 六・七　（略） 八　係長　上司の命を受けて、あらかじめ定められた事務を掌理し、班長を補佐する。 2　（略） （地域機関の職制及び職務の権限） 第二十六条　地域機関に、次の職を置き、その職務は、当該各号に定めるとおりとする。 一～三　（略） 四　課長代理　上司の命を受けて、あらかじめ定められた事務を掌理し、課長を補佐する。	（教育財務課の分掌事務） 第七条　教育財務課の分掌事務は、次のとおりとする。 一　（略） 二　修学奨学金に関すること。 （本庁の職制及び職務の権限） 第二十五条　本庁に、次の職を置き、その職務は、当該各号に定めるとおりとする。 一～四　（略） 五・六　（略） 七　班長代理　上司の命を受けて、あらかじめ定められた事務について、班長を補佐する。 2　（略） （地域機関の職制及び職務の権限） 第二十六条　地域機関に、次の職を置き、その職務は、当該各号に定めるとおりとする。 一～三　（略） 四　課長代理　上司の命を受けて、あらかじめ定められた事務について、課長を補佐する。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（三重県教育委員会教育長事務専決規則の一部改正）

2　三重県教育委員会教育長事務専決規則（昭和三十一年三重県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第一条関係）	別表（第一条関係）
機関：事務局 職：副教育長　次長　総括市町教育支援・人事監　参事　課長　担当課長　副課長　市町教育支援・人事監　学校防災推進監　子ども安全対策監　人権教育監	機関：事務局 職：副教育長　次長　総括市町教育支援・人事監　参事　課長　担当課長　市町教育支援・人事監　学校防災推進監　子ども安全対策監　人権教育監　専

教育支援事務所	所長　専門監　副参事
埋蔵文化財センター	所長　副所長　副参事
総合博物館	館長　副館長　専門監　副参事
斎宮歴史博物館	館長　専門監　副参事
美術館	館長　副館長　専門監　副参事
図書館	館長　専門監　副参事
高等学校	校長　准校長　教頭
特別支援学校	校長　教頭
市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する学校	校長　教頭

教育支援事務所	所長　専門監　副参事
埋蔵文化財センター	所長　副所長　副参事
総合博物館	館長　副館長　専門監　副参事
斎宮歴史博物館	館長　専門監　副参事
美術館	館長　副館長　専門監　副参事
図書館	館長　専門監　副参事
高等学校	校長　准校長　教頭
特別支援学校	校長　教頭
市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する学校	校長　教頭

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案要綱

1　改正理由

令和２年度の教育委員会事務局の組織について所要の改正を行うこと等に伴い、三重県教育委員会事務局組織規則（以下「組織規則」という。）の一部改正を行う必要がある。

2　主な改正内容

（１）新たな職として、本庁に「副課長」「係長」を設置するとともに、地域機関における「課長代理」の職務の権限について一部見直すことにより、所要の改正を行う。

（２）教育財務課の分掌事務について、所要の改正を行う。

（３）組織規則の改正に伴い改正が必要となる三重県教育委員会教育長事務専決規則について、組織規則附則において所要の改正を行う。

3　施行期日

令和２年４月１日から施行するものとする。

議案第７９号

三重県総合博物館条例施行規則の一部を改正する規則案

三重県総合博物館条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和２年３月２４日提出　　三重県教育委員会教育長　廣田　恵子

提案理由

三重県総合博物館条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１５条第１項及び三重県教育委員会権限委任規則第１条第１０号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

三重県総合博物館条例施行規則の一部を改正する規則案

三重県総合博物館条例施行規則（平成二十六年三重県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（行政刊行物の写しの交付） 第十二条　三重県行政資料の収集管理に関する訓令（昭和六十一年三重県訓令第七号）第四条第四項及び第八条第二項の規定に基づき博物館が受け入れた資料（以下この条において「行政刊行物」という。）の写しの交付を受けようとする者（以下この条において「交付申請者」という。）は、第四条第一項に規定する閲覧利用申請書（第一号様式その三）により申請しなければならない。 2　前項の申請があったときは、博物館は、交付申請者に対し、写しの交付を受けようとする行政刊行物の具体的な範囲の特定を求めるものとする。 3　写しの交付は、文書又は図画については複写機により用紙に複写したものの交付により、電磁的記録については用紙に出力したものの交付又は館長が所有する電磁的記録媒体に複写したものの交付により行う。 4　交付申請者は、前項の写しの交付に要する費用を負担しなければならない。この場合における費用の額は、別表のとおりとする。 5　写しの交付は、博物館において行うほか、交付申請者の求めに応じ、郵送その他の方法により行うことができる。この場合における必要な送料は、交付申請者が負担しなければならない。 6　前二項に規定する費用及び送料は、前納とする。ただし、当該費用は、行政刊行物の写しの作成後において精算し、過不足が生じたときは、これを還付し、又は追徴する。 7　写しの交付は、行政刊行物一件につき一部に限り、実施するものとする。	（歴史資料として重要な公文書の受入れ） 第十二条　博物館は、条例第二条第四号に掲げる県が保有していた歴史資料として重要な公文書等を受け入れるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第12条関係）

<table>
<tr><th>区分</th><th>写しの交付の方法</th><th>費用の額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1　文書又は図画</td><td rowspan="2">複写機により用紙に複写したものの交付（日本産業規格Ａ3 判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）</td><td>白黒の場合　　1枚につき10円</td></tr>
<tr><td>カラーの場合　1枚につき40円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">2　電磁的記録</td><td rowspan="2">(1) 用紙に出力したものの交付（日本産業規格Ａ3 判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）</td><td>白黒の場合　　1枚につき10円</td></tr>
<tr><td>カラーの場合　1枚につき40円</td></tr>
<tr><td>(2) 電磁的記録媒体に複写したものの交付</td><td>電磁的記録媒体の購入経費に相当する額</td></tr>
<tr><td>(3) 非開示情報が記録されている電磁的記録又はこれを複写したものの視聴</td><td>電磁的記録から非開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額</td></tr>
<tr><td colspan="2">3　1及び2に掲げる場合以外のもの</td><td>作成に要する費用に相当する額</td></tr>
</table>

備考

1　区分1及び区分2(1)の場合において、用紙の両面を使用するときは、片面を1枚として費用の額を算定する。

2　区分1及び区分2(1)の場合において、日本産業規格Ａ3 判を超える大きさの用紙を用いるときは、日本産業規格Ａ3 判に相当する大きさで換算した枚数分の費用の額とする。

3　区分2(3)の非開示情報は、三重県情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報とする。

4　県以外のものに委託して写し等を作成した場合における費用の額は、本表の規定にかかわらず、当該委託に要する費用に相当する額とする。

第一号様式その三を次のように改める。

第１号様式その３（第１２条関係）

三重県総合博物館　資料閲覧利用申請書
（行政刊行物　閲覧用）

申請者記入欄

申　請　日	年　　月　　日			
申　請　者	利用証番号		氏　名	
	住　　所			
	電　　話		電話（携帯）	
	Ｅ―mail			
撮影の有無	有 ／ 無	※三脚・フラッシュ等の機材を用いた撮影、印刷物・ＷＥＢ等への掲載については、別途「特別利用」の申請が必要となります。		

閲覧申請資料

No.	閲覧	分類名 資料番号	資料名等	出	納
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

写しの交付を希望する場合は、以下の該当する□へ✓印を付してください。

□　写しの交付を希望　［　□　博物館での交付　　□　送付による交付　］

写しの枚数：＿＿＿＿＿＿　枚

納付金額：＿＿＿＿＿＿　円

博物館記入欄

受　付　日	年　　月　　日
閲　覧　日	年　　月　　日
担　　当	
備　　考	

附　則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

三重県総合博物館条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1　改正理由

三重県公文書管理条例の施行に伴い、三重県総合博物館条例施行規則の条文を整備するものである。

2　改正内容

①　三重県公文書等管理条例の施行に伴い、これまで総合博物館が担ってきた歴史資料として重要な公文書にかかる事務のうち、「歴史資料として重要な公文書の受入れ」にかかる事務を文化振興課の歴史公文書班に移管することに伴い、条文を整理する

②　総合博物館が所蔵する行政刊行物の写しの交付に対応するため、必要な条文を整備する

3　施行期日

令和２年４月１日から施行する。

議案第８０号

三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案

三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和２年３月２４日提出　　三重県教育委員会教育長　廣田　恵子

提案理由

三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１５条第１項及び三重県教育委員会権限委任規則第１条第１０号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則（案）

三重県文化財保護条例施行規則（昭和五十一年三重県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　三重県指定有形文化財（第一条―第十一条の四）	第一章　三重県指定有形文化財（第一条―第十一条）
第二章　三重県指定無形文化財（第十二条―第十四条の四）	第二章　三重県指定無形文化財（第十二条―第十四条）
第三章　三重県指定有形民俗文化財・三重県指定無形民俗文化財（第十五条―第十六条の三）	第三章　三重県指定有形民俗文化財・三重県指定無形民俗文化財（第十五条―第十六条）
第四章　三重県指定史跡名勝天然記念物（第十七条―第二十七条の四）	第四章　三重県指定史跡名勝天然記念物（第十七条―第二十七条）
第五章～第八章　（略）	第五章～第八章　（略）
附則	附則
（指定書）	（指定書）
第二条　（略）	第二条　（略）
2　県指定有形文化財の員数に細目がある場合には、その細目及び構造若しくは形式又は寸法、重量若しくは材質その他特徴に係る事項は、三重県指定有形文化財指定書の付書（第三号様式）又は指定目録に記載するものとする。	2　県指定有形文化財の員数に細目がある場合には、その細目及び構造若しくは形式又は寸法、重量若しくは材質その他特徴に係る事項は、三重県指定有形文化財指定書の付書（第三号様式）に記載するものとする。
3　第一項の指定書が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者等は三重県指定有形文化財指定書再交付申請書（第四号様式）によつて再交付を申請しなければならない。	3　第一項の指定書が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者等は三重県指定有形文化財指定書再交付申請書（第四号様式）によつて再交付を申請しなければならない。
（滅失、毀損等の届出）	（滅失、き損等の届出）
第五条　条例第十条の規定による県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出は、三重県指定有形文化財滅失（毀損、亡失、盗難）届出書（第八号様式）によつて行わなければならない。	第五条　条例第十条の規定による県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗みとられたときの届出は、三重県指定有形文化財滅失（き損、亡失、盗難）届出書（第八号様式）によつて行わなければならない。
（現状変更等の許可申請等）	（現状変更等の許可申請等）
第七条　（略）	第七条　（略）
2　（略）	2　（略）
3　条例第十六条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等の行為が終了したときは、その日から遅滞なく、三重県指定有形文化財現状変更等終了報告書（第十一号様式）を教育委員会に提出しなければならない。	3　条例第十六条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等の行為が完了したときは、その日から二十日以内に、三重県指定有形文化財現状変更等完了報告書（第十一号様式）を教育委員会に提出しなければならない。
（維持の措置の範囲）	（維持の措置の範囲）
第八条　条例第十六条第二項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号に規定する措置とする。	第八条　条例第十六条第二項のただし書に規定する維持の措置の範囲は、次の各号に規定する措置とする。
一　県指定有形文化財が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定有形文化財をその指定当時の原状に復するための軽微な措置	一　県指定有形文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定有形文化財をその指定当時の原状に復するための軽微な措置

二　県指定有形文化財が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するための応急の措置

（修理の届出）

第九条　（略）

2　（略）

3　条例第十七条第一項の規定により修理の届出を行った者は、当該届出に係る修理が完了したときは、その日から遅滞なく、その結果を示す写真又は見取図を添えてその旨を教育委員会に報告しなければならない。

第十一条　（略）

（保存活用計画の認定申請）

第十一条の二　条例第二十一条の二第一項の規定による認定の申請は、三重県指定有形文化財保存活用計画に係る認定申請書（第三十号様式）によって行わなければならない。

（保存活用計画の記載事項）

第十一条の三　前条の申請による記載事項は、次のとおりとする。

一　県指定有形文化財の名称及び所在の場所

二　当該有形文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三　計画期間

四　その他必要な事項

2　前項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一　当該有形文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項

二　当該有形文化財の修理に関する事項

三　当該有形文化財（建造物であるものを除く。）の公開を目的とする寄託行為に関する事項

（保存活用計画の軽微な変更）

第十一条の四　条例第二十一条の三（条例第三十三条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に拠る軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一　県指定有形文化財の所有者又は所在の場所の変更（所在の場所の変更については、条例第十一条（条例第三十条において準用する場合を含む。）の規定による届出を行わなければならないものに限る。）

二　計画期間の変更

三　県指定有形文化財の現状変更等（条例第十六条の規定による許可を受けなければならないもの又は条例第二十九条第一項の規定による保存に影響を及ぼす行為に限る。）に関する変更

四　県指定有形文化財の修理（条例第十七条（条例第三十条において準用する場合を含む。）の規定による届出を行わなければならないものに

二　県指定有形文化財がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するための応急の措置

（修理の届出）

第九条　（略）

2　（略）

3　条例第十七条第一項の規定により修理の届出を行った者は、当該届出に係る修理が完了したときは、その日から二十日以内に、その結果を示す写真又は見取図を添えてその旨を教育委員会に報告しなければならない。

第十一条　（略）

限る。）に関する変更 五　前各号に掲げるもののほか、県指定有形文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更 （指定の申請） 第十二条　条例第二十二条第一項の規定により教育委員会が無形文化財を三重県指定無形文化財（以下「県指定無形文化財」という。）に指定しようとするときは、指定しようとする無形文化財の保持者又は保持団体（以下「保持者等」という。）の代表者に対し、三重県無形文化財指定申請書（第十四号様式）の提出を求めるものとする。 （認定書） 第十三条　条例第二十二条第七項に規定する認定書の様式は、三重県指定無形文化財保持者等認定書（第十五号様式）とする。 2　前項の認定書が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、第二条第三項の規定を準用する。 （保持者等の氏名変更等の届出） 第十四条　県指定無形文化財の保持者等が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該保持者若しくはその相続人又は当該保持団体の代表者は、その日から二十日以内に、その旨を教育委員会に届け出なければならない。 一～四　（略） 2　前項の届出で第一号及び第二号に係る届出は、三重県指定有形文化財所有者等の氏名（名称又は住所）変更届出書（第七号様式）に準じ、同項第三号及び第四号に係る届出は、三重県指定無形文化財保持者等故障（死亡、解散）届出書（第十六号様式）によつて行わなければならない。 （保存活用計画の認定申請） 第十四条の二　条例第二十六条の三第一項の規定による認定申請手続については、三重県指定無形文化財保存活用計画に係る認定申請書（第三十号様式）によつて行わなければならない。 （保存活用計画の記載事項） 第十四条の三　前条の申請による記載事項は、次のとおりとする。 一　県指定無形文化財の名称及び保持者等 二　当該無形文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容 三　計画期間 四　その他必要な事項 （認定を受けた県指定無形文化財保存活用計画の軽微な変更） 第十四条の四　条例第二十六条の三第二項において準用する条例第二十一条の三第一項の規定に掲げる軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする	（指定の申請） 第十二条　条例第二十二条第一項の規定により教育委員会が無形文化財を三重県指定無形文化財（以下「県指定無形文化財」という。）に指定しようとするときは、指定しようとする無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に対し、三重県無形文化財指定申請書（第十四号様式）の提出を求めるものとする。 （認定書） 第十三条　条例第二十二条第七項に規定する認定書の様式は、三重県指定無形文化財保持者（保持団体）認定書（第十五号様式）とする。 2　前項の認定書が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、第二条第三項の規定を準用する。 （保持者等の氏名変更等の届出） 第十四条　県指定無形文化財の保持者又は保持団体（以下「保持者等」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該保持者若しくはその相続人又は当該保持団体の代表者は、その日から二十日以内に、その旨を教育委員会に届け出なければならない。 一～四　（略） 2　前項の届出で第一号及び第二号に係る届出は、三重県指定有形文化財所有者等の氏名（名称、住所）変更届出書（第七号様式）に準じ、同項第三号及び第四号に係る届出は、三重県指定無形文化財保持者等故障（死亡、解散）届出書（第十六号様式）によつて行わなければならない。

。	
一　計画期間の変更	
三　県指定無形文化財の保持者について、その保持する県指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたこと又は死亡したことに伴う変更	
三　県指定無形文化財の保持団体が解散（消滅を含む。）したことに伴う変更	
四　前三号に掲げるもののほか、県指定無形文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更	
（県指定有形民俗文化財に関する規定の準用）	（県指定有形民俗文化財に関する規定の準用）
第十五条　三重県有形民俗文化財の指定の申請手続、指定書様式、三重県指定有形民俗文化財指定書再交付の申請手続、管理責任者の選任等の届出手続、所有者等に係る変更の届出手続、滅失、毀損等の届出手続、所在の変更の届出手続、現状変更等届出の手続、維持の措置の範囲、修理の届出手続、出品に要する費用の負担の範囲、保存活用計画の認定申請手続及び保存活用計画の記載事項については、第一章の規定を準用する。	第十五条　三重県有形民俗文化財の指定の申請手続、指定書様式、管理責任者の選任等の届出手続、所有者等に係る変更の届出手続、滅失、き損等の届出手続、所在の変更の届出手続、現状変更等届出の手続、維持の措置の範囲、修理の届出手続、出品に要する費用の負担の範囲については、第一章の規定を準用する。
（認定を受けた県指定有形民俗文化財保存活用計画の軽微な変更）	
第十五条の二　条例第三十三条の二第三項において準用する条例第二十一条の三第一項の規定に拠る県指定有形民俗文化財保存活用計画の軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。	
一　県指定有形民俗文化財の所有者又は所在の場所の変更	
二　計画期間の変更	
三　前二号に掲げるもののほか、県指定有形民俗文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更（現状変更については、条例第二十九条第一項の規定に拠る届出を行わなければならないものに限る。）	
（県指定無形民俗文化財に関する規定の準用）	（県指定無形民俗文化財に関する規定の準用）
第十六条　三重県無形民俗文化財の指定の申請手続、保持者等の氏名変更等の届出手続については、第二章の規定を準用する。	第十六条　三重県無形民俗文化財の指定の申請手続及び保持者等の氏名変更等の届出手続については、第二章の規定を準用する。
第十六条の二　三重県指定無形民俗文化財保存活用計画の認定申請手続については、第十一条の二の規定を準用する。	
2　保存活用計画の記載事項については、第十四条の三の規定を準用する。	
（認定を受けた県指定無形民俗文化財保存活用計画の軽微な変更）	
第十六条の三　条例第三十三条の二第三項において準用する条例第二十一条の三第一項の規定に拠る県指定無形民俗文化財保存活用計画の軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。	
一　計画期間の変更	

二　保持団体の解散（消滅を含む。）に伴う変更 三　前二号に掲げるもののほか、県指定無形民俗文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更	
（維持の措置の範囲） 第二十六条　条例第三十九条第二項に規定する維持の措置の範囲は、県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合における次の各号に規定する措置とする。 一　（略） 二　当該毀損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置 三　（略） （県指定史跡名勝天然記念物に関する規定の準用）	（維持の措置の範囲） 第二十六条　条例第三十九条第二項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、県指定史跡名勝天然記念物が滅失し、又は衰亡している場合における次の各号に規定する措置とする。 一　（略） 二　当該滅失又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置 三　（略） （管理責任者の選任等の届出）
第二十七条　三重県指定史跡名勝天然記念物の管理責任者の選任等の届出手続、所有者等に係る変更の届出手続、滅失、毀損等の届出手続については、第一章の規定を準用する。 （保存活用計画の認定申請）	第二十七条　条例第四十条において準用する条例第七条第三項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の管理責任者の選任又は解任の届出については、第三条の規定を準用する。
第二十七条の二　条例第四十条の二第一項の規定による認定の申請は、第十一条の二の規定を準用する。 （保存活用計画の記載事項）	
第二十七条の三　前条の申請による記載事項は、次のとおりとする。 一　県指定史跡名勝天然記念物の名称及び所在地 二　管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地 三　管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所 四　当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容 五　計画期間 六　その他必要な事項 2　前項第四号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。 （認定を受けた県指定史跡名勝天然記念物保存活用計画の軽微な変更）	
第二十七条の四　条例第四十条の二第二項において準用する条例第二十一条の三第一項の規定に基づく県指定史跡名勝天然記念物保存活用計画の軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。 一　計画期間の変更 二　県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等（条例第三十九条第一項の許可を受けなければならないものに限る。）に関する変更 三　前二号に掲げるもののほか、県指定史跡名勝天然記念物の保存に影響を及ぼすおそれのある変更	

（登録証書）

第二十九条　（略）

2　前項の登録証書が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、第二条第三項の規定を準用する。

（市町の教育委員会が処理する事務）

第三十九条　（略）

2　三重県の事務処理の特例に関する条例別表第二の三十五の項の規定による各市の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十三号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長）が処理することとする事務は、別表第二に掲げるとおりとする。

別表第一（第三十九条関係）

一　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）に基づく事務
（二）～（四）　（略）
（五）　法第五十三条の二第一項の規定による重要文化財保存活用計画の認定の申請
（六）　法第五十三条の三第一項（法第八十五条の四において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた重要文化財、重要有形民俗文化財保存活用計画の変更認定の申請
（七）　法第五十三条の四第一項の規定による認定を受けた重要文化財保存活用計画による現状変更等の許可の特例の届出
（八）　法第五十三条の五の規定による認定を受けた重要文化財保存活用計画による修理の特例の届出
（九）　法第五十三条の六（法第八十五条の四において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた重要文化財、重要有形民俗文化財保存活用計画の実施状況に関する報告
（十）　（略）
（十一）　法第六十七条の二第一項の規定による登録有形文化財保存活用計画の認定の申請
（十二）　法第六十七条の三第一項（法第九十条の四、第百三十三条の四において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物保存活用計画の変

（登録証書）

第二十九条　（略）

2　前項の登録証書が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、第二条第三項の規定を準用する。

（市町の教育委員会が処理する事務）

第三十九条　（略）

2　三重県の事務処理の特例に関する条例別表第二の三十五の項の規定による各市の教育委員会が処理することとする事務は、別表第二に掲げるとおりとする。

別表第一（第三十九条関係）

一　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）に基づく事務
（二）～（四）　（略）
（五）　（略）

更認定の申請	
（十三） 法第六十七条の四第一項の規定による認定を受けた登録有形文化財保存活用計画による現状変更の許可の特例の届出	
（十四） 法第六十七条の五（法第九十条の四、第百三十三条の四において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物保存活用計画の実施状況に関する報告	
（十五） 法第七十六条の二第一項の規定による重要無形文化財保存活用計画の認定の申請	
（十六） 法第七十六条の三第一項（法第八十九条の三において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた重要無形文化財、重要無形民俗文化財保存活用計画の変更認定の申請	
（十七） 法第七十六条の四（法第八十九条の三において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた重要無形文化財、重要無形民俗文化財保存活用計画の実施状況に関する報告	
（十八） 法第八十五条の二第一項の規定による重要有形民俗文化財保存活用計画の認定の申請	
（十九） 法第八十五条の三第一項の規定による認定を受けた重要有形民俗文化財保存活用計画による現状変更等の許可の特例の届出	
（二十） 法第八十九条の二第一項の規定による重要無形民俗文化財保存活用計画の認定の申請	
（二十一） 法第九十条の二第一項の規定による登録有形民俗文化財保存活用計画の認定の申請	
（二十二） 法第九十条の三第一項の規定による認定を受けた登録有形民俗文化財保存活用計画による現状変更等の許可の特例の届出	
（二十三）～（三十九） （略）	（六）～（二十一） （略）
（四十） 法第百二十九条の二第一項の規定による史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定の申請	
（四十一） 法第百二十九条の三第一項の規定による認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更認定の申請	
（四十二） 法第百二十九条の四第一項の規定による認定を受けた史跡名勝天然	

記念物保存活用計画による現状変更等の許可の特例の届出	
（四十三） 法第百二十九条の五第一項の規定による認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告	
（四十四） （略）	（二十三） （略）
（四十五） 法第百三十三条の二第一項の規定による登録記念物保存活用計画の認定の申請	
（四十六） 法第百三十三条の三第一項の規定による認定を受けた登録記念物保存活用計画による現状変更等の許可の特例の届出	
二 （略）	二 （略）
（一）～（七） （略）	（一）～（七） （略）
（八） 条例第二十一条の二第一項の規定による県指定有形文化財保存活用計画の認定の申請	
（九） 条例第二十一条の三第一項（条例第二十六条の三第二項、第三十三条の二第三項、第四十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた県指定有形文化財、県指定無形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定無形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更認定の申請	
（十） 条例第二十一条の四（条例第二十六条の三第二項、第三十三条の二第三項、第四十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた県指定有形文化財、県指定無形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定無形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況の報告	
（十一） （略）	（八） （略）
（十二） 条例第二十六条の三第一項の規定による県指定無形文化財保存活用計画の認定の申請	
（十三） （略）	（九） （略）
（十四） 条例第三十三条の二第一項の規定による県指定有形民俗文化財保存活用計画の認定の申請	
（十五） 条例第三十三条の二第二項の規定による県指定無形民俗文化財保存活用計画の認定の申請	
（十六）・（十七） （略）	（十）・（十一） （略）
（十八） 条例第四十条の二第一項の規定による県指定史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定の申請	

（十九）～（二十一）　（略）

別表第二（第三十九条関係）

一　次に掲げる条例第三十九条の規定による県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る許可及びその取消し並びに停止命令

イ　小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

ロ　小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあっては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であって、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である県指定史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ　工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修（改修にあっては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ　条例第三十七条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ　電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ　建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していないものに限る。）

ト　（略）

チ　史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ　天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育（当該捕獲し

（十二）～（十四）　（略）

別表第二（第三十九条関係）

一　次に掲げる県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る条例第三十九条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ　小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で三月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築（改築又は除却

ロ　工作物（建築物を除く。以下このロにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあっては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ハ　条例第三十七条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設の設置、改修又は除却

ニ　埋蔵されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ホ　（略）

ヘ　天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕

二　条例第四十条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからルに掲げる現状変更等に係る条例第三十九条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）	二　条例第四十条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヘに掲げる現状変更等に係る条例第三十九条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
ロ　使用されているものを除く。）の除却 ハ　電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却 ニ　天然記念物に指定された鳥類の巣で、又は借受け ホ　物園又は水族館相互間における譲受け ヘ　天然記念物に指定された動植物の動 ト　組織の採取 チ　又は当該捕獲した動物の血液その他の リ　た動物への標識若しくは発信機の装着	ロ　獲した動物への標識若しくは発信機の装着

第一号様式から第八号様式までを次のように改める。

第１号様式その１（第１条関係）

年　　月　　日

三重県教育委員会　あて

申請者住所
氏　　名　　㊞

三重県有形文化財指定申請書

名　　称
員　　数
所在の場所

上記のものを、三重県文化財保護条例第５条第１項の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。

（別紙）
1　種別
2　名称及び員数
3　所在の場所
4　所有者の氏名又は名称及び住所
5　権原に基づく占有者のある場合は、その氏名又は名称及び住所
6　建造物であるときは、構造、形式及び高さ、その他大きさを示す事項
　絵画、彫刻、工芸品その他建造物以外のものである
ときは、寸法、重量及び材質その他の特徴
7　建築若しくは製作の年代又は時代を示す棟札、奥書、銘文等
8　創建若しくは製作の沿革
9　維持及び保存の方法
10　その他参考となる事項

添付資料
1　写真及び図面又は見取図
2　申請者が所有者以外の者である場合は、所有者の同意書

第１号様式その２（第15条関係）

年　　月　　日

三重県教育委員会　あて

申請者住所

氏　名　　印

三重県有形民俗文化財指定申請書

名　　称

員　　数

所在の場所

上記のものを、三重県文化財保護条例第27条第１項の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。

（別　紙）

１　種別

２　名称及び員数

３　所在の場所

４　所有者の氏名又は名称及び住所

５　工作物であるときは、構造、形式及び高さ、その他大きさを示す事項

絵画、彫刻、工芸品その他工作物以外のものであるときは、寸法、重量及び材質その他の特徴

６　製作の年代又は時代、来歴を示す墨書、銘文等

７　維持及び保存の方法

８　その他参考となる事項

添付資料

１　写真及びスケッチ・実測図

２　申請者が所有者以外の者である場合は、所有者の同意書

第２号様式（第２条、第15条関係）

三重県指定有形文化財指定書

（表）

記号番号

指　定　書

割印

名称　員数

構造及び形式、又は寸法、重量若しくは、材質、その他の特徴

右を三重県指定有形文化財に指定する

年　月　日

三重県教育委員会　㊞

寸法　　縦32㎝　横45㎝　、または規格Ａ３

（裏）

所有者	所有者の住所	所在の場所	交付又は再交付の年月日

所有者	所有者の住所	所在の場所	変更の年月日	印

寸法　　縦32㎝　横45㎝　、または規格Ａ３

記載上の注意

1　記号は、建築物、絵画、彫刻、工芸品、書跡（典籍及び古文書を含む。）、考古資料、歴史資料、有形民俗文化財の区分により、これらの頭文字（有形民俗文化財は有民）とし、番号は、この区分毎に、それぞれ第１号から追番号をもって記載すること。

第３号様式（第２条、第15条関係）

三重県指定有形文化財指定書の付書

記号番号

付　書

割印

名称　員数

員数の細目並びに構造及び形式、又は寸法、重量若しくは材質その他の特徴

寸法　　縦32㎝　横45㎝　、または規格Ａ３

記載上の注意

1　指定書の記載上の注意は、付書について準用する。

2　付書が２枚以上になるときは、「付書」の下に、「その一」、「その二」等と順を追って記載すること。

3　員数が多い場合は、目録の添付をもって付書に替えることができる。

第４号様式（第２条、第13条、第15条関係）

年　　月　　日

三重県教育委員会　あて

申請者（住所）

（氏名）　　㊞

三重県指定有形（無形、有形民俗）文化財指定書再交付申請書

下記のとおり指定書を滅失し（毀損し、亡失し、盗難され）たので再交付を申請します。

記

1　種別、名称及び員数
2　指定書の記号番号
3　指定年月日
4　所有者の氏名又は名称及び住所
5　滅失（毀損、亡失、盗難）の年月日
6　その他参考となる事項

㊟　1　毀損の場合は、毀損した指定書を添付すること。
　　2　第13条第２項の準用規定による場合は「指定書」を「認定書」、「所有者」を「保持者等」と読み替えるものとする。

（申請書　天然記念物紀州犬・日本鶏の部）

年　　月　　日

三重県教育委員会　あて

申請者（住所）

（氏名）　　印

三重県天然記念物紀州犬（日本鶏）登録証書再交付申請書

下記のとおり認定書を滅失し（毀損し、亡失し、盗難され）たので再交付を申請します。

記

1　種別、名称及び員数
2　登録証書の登録番号
3　登録年月日
4　所有者の氏名又は名称及び住所
5　滅失（毀損、亡失、盗難）の年月日
6　その他参考となる事項

㊟　毀損の場合は、毀損した登録証書を添付すること。

第５号様式その１（第３条、第15条関係）

年　　月　　日

三重県教育委員会　あて

所有者（住所）

（氏名）　　㊞

三重県指定有形（有形民俗）文化財管理責任者選任（解任）届出書

下記のとおり管理責任者を選任（解任）したので届け出ます。

記

1　種別、名称及び員数
2　指定書の記号番号
3　指定年月日
4　所在の場所
5　所有者の氏名又は名称及び住所
6　管理責任者の氏名、住所
7　選任（解任）年月日
8　選任（解任）の理由
9　解任の場合は、新管理責任者の選任についての見込み
10　その他参考となる事項

第5号様式その2（第27条関係）

年　　月　　日

三重県教育委員会　あて

所有者（住所）

（氏名）　　㊞

三重県指定史跡（名勝、天然記念物）管理責任者選任（解任）届出書

下記のとおり管理責任者を選任（解任）したので届け出ます。

記

1　種別、名称及び員数

2　指定年月日

3　所在の場所

4　所有者の氏名又は名称及び住所

5　管理責任者の氏名、住所

6　選任（解任）年月日

7　選任（解任）の理由

8　解任の場合は、新管理責任者の選任についての見込み

9　その他参考となる事項

第６号様式その１（第４条、第15条関係）

年　　月　　日

三重県教育委員会　あて

旧所有者住所
氏　　名　　㊞

新所有者住所
氏　　名　　㊞

三重県指定有形（有形民俗）文化財所有者変更届出書

下記のとおり所有者を変更したので届け出ます。

記

１　種別、名称及び員数
２　指定書の記号番号
３　指定年月日
４　所在の場所
５　旧所有者の氏名又は名称及び住所
６　新所有者の氏名又は名称及び住所
７　変更年月日
８　変更の理由
９　その他参考となる事項

㊟　１　この届出には、指定書を添付すること。
２　変更の理由が旧所有者死亡の場合は、旧所有者住所・氏名・㊞を相続代務者とすることができるが、その場合は代務者を証するものを添付すること（様式は任意とする）。
３　変更理由が相続の場合は、それを証するものを添付すること。
４　変更理由が譲渡等による場合は、旧所有者作成の同意書（押印のあるもの）を添付すること（様式は任意とする）。

第６号様式その２（第27条関係）

年　　月　　日

三重県教育委員会　あて

旧所有者住所
氏　　名　　㊞

新所有者住所
氏　　名　　㊞

三重県指定史跡（名勝、天然記念物）所有者変更届出書

下記のとおり所有者を変更したので届け出ます。

記

1　種別、名称及び員数
2　指定年月日
3　所在の場所
4　旧所有者の氏名又は名称及び住所
5　新所有者の氏名又は名称及び住所
6　変更年月日
7　変更の理由
8　その他参考となる事項

㊟　1　変更の理由が旧所有者死亡の場合は、旧所有者住所・氏名・㊞を相続代務者とすることができるが、その場合は代務者を証するものを添付すること（様式は任意とする）。
2　変更理由が相続の場合は、それを証するものを添付すること。
3　変更理由が譲渡等による場合は、旧所有者作成の同意書（押印のあるもの）を添付すること（様式は任意とする）。

第7号様式その1（第4条、第14条、第15条、第16条、第33条関係）

年　　月　　日

三重県教育委員会　あて

所有者（管理責任者）住所

氏名（名称）　　㊞

三重県指定有形（無形、有形民俗、無形民俗）文化財（選定保存技術）所有者等の氏名（名称又は住所）変更届出書

下記のとおり所有者等の氏名（名称又は住所）を変更したので届け出ます。

記

1　種別、名称及び員数
2．指定書の記号番号
3　指定年月日
4　所在の場所
5　変更前の氏名若しくは名称又は住所
6　変更後の氏名若しくは名称又は住所
7　変更の年月日
8　その他参考となる事項

㊟　1　この届出には、指定書を添付すること（第16条及び第33条の準用規定による場合を除く）。

2　第14条第2項の準用規定による場合は、「指定書」を「認定書」、「所有者等」を「保持者等」と読み替えるものとする。

3　管理責任者の氏名等の変更の届出はこの様式を準用すること。

第７号様式その２（第27条関係）

年　　月　　日

三重県教育委員会　あて

所有者（管理責任者）住所

氏名（名称）　　㊞

三重県指定史跡（名勝、天然記念物）所有者等の氏名（名称又は住所）変更届出書

下記のとおり所有者等の氏名（名称又は住所）を変更したので届け出ます。

記

1　種別、名称及び員数
2　指定年月日
3　所在の場所
4　変更前の氏名若しくは名称又は住所
5　変更後の氏名若しくは名称又は住所
6　変更の年月日
7　その他参考となる事項

㊟　管理責任者の氏名等の変更の届出はこの様式を準用すること。

第８号様式その１（第５条、第15条関係）

年　　月　　日

三重県教育委員会　あて

所有者（管理責任者）住所

氏　　名　　㊞

三重県指定有形（有形民俗）文化財滅失（毀損、亡失、盗難）届出書

下記のとおり滅失し（毀損し、亡失し、盗難され）たので届け出ます。

記

1　種別、名称及び員数
2　指定書の記号番号
3　指定年月日
4　所在の場所
5　所有者氏名又は名称及び住所
6　管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
7　滅失（毀損、亡失、盗難）の事実の生じた日時及び場所
8　滅失（毀損、亡失、盗難）の事実の生じた当時における管理の状況
9　滅失（毀損、亡失、盗難）の原因並びに、毀損の場合はその個所及び程度
10　滅失（毀損、亡失、盗難）の事実を知った日
11　今度とろうとする処置
12　その他参考となる事項

㊟　1　滅失の場合は、指定書を添付すること。
　　2　毀損の場合は、写真又は見取図その他毀損の状態を示す書類を添付すること。

第８号様式その２（第27条関係）

年　　月　　日

三重県教育委員会　あて

所有者（管理責任者）住所

氏　　名　　㊞

三重県指定史跡（名勝、天然記念物）滅失（毀損、亡失、盗難）届出書

下記のとおり滅失し（毀損し、亡失し、盗難され）たので届け出ます。

記

1　種別、名称及び員数
2　指定年月日
3　所在の場所
4　所有者氏名又は名称及び住所
5　管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
6　滅失（毀損、亡失、盗難）の事実の生じた日時及び場所
7　滅失（毀損、亡失、盗難）の事実の生じた当時における管理の状況
8　滅失（毀損、亡失、盗難）の原因並びに、毀損の場合はその個所及び程度
9　滅失（毀損、亡失、盗難）の事実を知った日
10　今度とろうとする処置
11　その他参考となる事項

㊟　写真又は見取図その他滅失、毀損、亡失、盗難の状態を示す書類を添付すること。

第十号様式から第十二号様式までを次のように改める。

第10号様式（第7条、第15条、第25条関係）

年　　月　　日

三重県教育委員会　あて

申請者（管理責任者）住所

氏名（名称）　　㊞

三重県指定有形（有形民俗）文化財（史跡名勝天然記念物）現状変更許可申請書

下記のとおり現状変更をしたいので申請します。

記

1　種別、名称及び員数
2　指定書の記号番号
3　指定年月日
4　所在の場所
5　所有者の氏名又は名称及び住所
6　管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
7　現状変更を必要とする理由
8　施工者の氏名・住所及び略歴
9　施工予定期間
10　現状変更に要する経費
11　その他参考となる事項

添付書類

1　現状変更の設計書（仕様書、積算書）
2　現状変更の設計図面
3　現状変更しようとする個所の写真及び図面又は見取図
4　申請者が所有者以外の者である場合は、所有者の同意書

㊟　1　史跡名勝天然記念物の場合は、2は空欄とする。

2　第15条第1項の準用規定による場合は、「申請書」を「届出書」、「申請します」を「届け出ます」と読み替えるものとする。

第11号様式（第7条、第15条、第25条関係）

年　　月　　日

三重県教育委員会　あて

所有者（管理責任者）住所

氏名（名称）　　㊞

三重県指定有形（有形民俗）文化財（史跡名勝天然記念物）現状変更等終了報告書

下記のとおり現状変更が終了したので報告します。

記

1　種別、名称及び員数
2　指定書の記号番号
3　指定年月日
4　所在の場所
5　所有者の氏名又は名称及び住所
6　管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
7　施工者の氏名
8　施工終了年月日
9　その他参考となる事項

㊟　1　この報告書には、施工前後の写真を添付すること。
　　2　史跡名勝天然記念物の場合は、2は空欄とする。

第12号様式（第9条、第15条、第25条関係）

年　　月　　日

三重県教育委員会　あて

所有者（管理団体）住所
氏名（名称）　　㊞

三重県指定有形（有形民俗）文化財（史跡名勝天然記念物）修理届出書

下記のとおり修理したいので届け出ます。

記

1　種別、名称及び員数
2　指定書の記号番号
3　指定年月日
4　所在の場所
5　所有者の氏名又は名称及び住所
6　管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
7　修理を必要とする理由
8　施工者の氏名、住所及び略歴
9　施工予定期間
10　修理に要する経費
11　その他参考となる事項

添付書類

1　修理の設計書（仕様書、積算書）
2　修理の設計図面
3　修理しようとする個所の写真又は見取図
4　届出書が所有者以外の者である場合は、所有者の同意書

㊟　史跡名勝天然記念物の場合は、2は空欄とする。

第十四号様式から第二十号様式までを次のように改める。

第14号様式その1（第12条関係）

年　　月　　日

三重県教育委員会　あて

申請者住所

氏名　　㊞

三重県無形文化財指定申請書

名　　称

所在の場所

上記のものを、三重県文化財保護条例第22条の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。

（別紙　芸能の部）

1　名称
2　所在地
3　芸能保持者の氏名（団体の場合は団体名及び代表者氏名）
4　芸能の由来（過去における著名な芸能者の氏名及び時代等）
5　芸能の次第（芸能が開始されて終了するまでの順序）
6　歌詞、唱えことば等
7　使用する楽器の種類及び数量
8　芸能を行う人の構成
9　芸能を行う人の服装、持ち物
10　他の類似の芸能との関係又は特質
11　保存状況（保存団体、後継者等の有無、その他将来の見通しについて）
12　当該芸能に関する文献又は参考となる資料
13　芸能保持者として適当な者の略歴
（1）　氏名（団体の場合は団体名及び代表者氏名）
（2）　生年月日（団体の場合は設立年月日）
（3）　現住所（団体の場合はその所在地）
（4）　職業（当該技術以外の職業）
（5）　認定を受けようとする者の経歴（団体の場合は個々人の経歴）
イ　認定を受けようとする者の演技を学び始めた時期及び経験年数
ロ　師匠の氏名
ハ　芸名・雅号等（世襲の場合は、その旨説明）
ニ　現在までに養成した弟子の有無
ホ　現在までに全国的又は全県的に発表したことの有無（受賞したことがある場合は、その年月日及び発表演目等について）

添付資料

実情を示す写真

（別紙　工芸技術の部）

1　名称
2　所在地
3　工芸技術の保持者として適当な者の氏名（団体の場合は団体名及び代表者氏名）
4　技術の沿革
5　技術の内容
（1）　材料
（2）　用具
（3）　設備
（4）　工程
6　他の類似の技術との関係又は特質

7　過去における著名な技術者の氏名及び時代
8　保存状況（保持団体、後継者等の有無、その他将来の見通しについて）
9　当該技術の製品と地方文化産業との関連
10　当該技術に関する文献又は参考となる資料
11　工芸技術保持者として適当な者の略歴（団体の場合は団体の略歴）
（1）　氏名（団体名及び代表者氏名）
（2）　生年月日（団体の場合は代表者の生年月日）
（3）　現住所
（4）　職業（当該技術以外の職業）
（5）　認定を受けようとする者の経歴（団体の場合は個々人の経歴）
イ　認定を受けようとする者の技術を学び始めた時期及び経験年数
ロ　師匠の氏名
ハ　雅号等（世襲の場合は、その旨説明）
ニ　現在までに養成した弟子の有無
ホ　現在までに全国的又は全県的な展示会に出品したことの有無（受賞したことがある場合は、その年月日及び作品について）
添付資料
実情を示す写真

第14号様式その2（第16条関係）

年　月　日

三重県教育委員会　あて

申請者住所

氏名（名称）　㊞

三重県無形民俗文化財指定申請書

名　称

所在の場所

上記のものを、三重県文化財保護条例第27条の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。

（別紙　民俗芸能の部）

1　名称
2　所在地
3　民俗芸能の由来
4　芸能開始前及び終了後の行事
5　民俗芸能の次第（芸能が開始されて終了するまでの順序）
6　歌詞、唱えことば等
7　使用する楽器の種類及び数量
8　民俗芸能を行う人の構成
9　民俗芸能を行う人の服装、持ち物
10　他の類似の芸能との関係又は特質
11　保存状況（保持団体、後継者等の有無、その他将来の見通しについて）
12　当該芸能に関する文献又は参考となる資料
13　認定を受けようとしている保持団体の略歴
（1）　名称
（2）　代表者氏名
（3）　設立年月日
（4）　所在地
（5）　活動状況

添付資料

実情を示す写真

（別紙　風俗慣習、年中行事の部）

1　名称
2　時期及び場所
3　風俗慣習、年中行事の由来
4　風俗慣習、年中行事の次第（開始されて終了するまでの順序）
5　歌詞、唱えことば等
6　使用する楽器の種類及び数量
8　風俗慣習、年中行事を行う人の構成
9　風俗慣習、年中行事を行う人の服装、持ち物
10　他の類似の風俗慣習、年中行事との関係又は特質
11　保存状況（保持団体、後継者等の有無、その他将来の見通しについて）
12　当該風俗慣習、年中行事に関する文献又は参考となる資料
13　認定を受けようとしている保持団体の略歴
（1）　名称
（2）　代表者氏名
（3）　設立年月日
（4）　所在地
（5）　活動状況

添付資料
実情を示す写真

（別紙　民俗技術の部）

1　名称
2　時期及び場所
3　民俗技術の沿革
4　民俗技術の内容
（1）　材料
（2）　用具
（3）　設備
（4）　工程
5　他の類似の民俗技術との関係又は特質
6　保存状況（保持団体、後継者等の有無、その他将来の見通しについて）
7　当該民俗技術の製品と地方文化産業との関連
8　当該民俗技術に関する文献又は参考となる資料
9　認定を受けようとしている保持団体の略歴
（1）　名称
（2）　代表者氏名
（3）　設立年月日
（4）　所在地
（5）　活動状況
添付資料
実情を示す写真

第14号様式その3（第33条関係）

年　　月　　日

三重県教育委員会　あて

申請者住所
氏名（名称）　　㊞

三重県選定保存技術選定申請書

名　称
所在の場所
上記のものを、三重県文化財保護条例第44条の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。

（別紙）
1　名称
2　所在地
3　保存技術の沿革
4　保存技術の内容
（1）　材料
（2）　用具
（3）　設備
（4）　工程
5　他の類似の保存技術との関係又は特質
6　過去における著名な技術者の氏名及び時代
7　保存状況（保持団体、後継者等の有無、その他将来の見通しについて）
8　当該保存技術の製品と地方文化産業との関連
9　当該保存技術に関する文献又は参考となる資料
10　認定を受けようとしている保存団体の略歴
（1）　名称
（2）　代表者氏名
（3）　設立年月日
（4）　所在地
（5）　活動状況
添付資料
実情を示す写真

第15号様式（第13条関係）

三重県指定無形文化財保持者等認定書

（表）

記号番号

割印

認定書

保持者（保持団体）名
（芸名、雅号等）
生年月日

三重県指定無形文化財の保持者（保持団体）として認定する

年　月　日

三重県教育委員会　㊞

寸法　　縦32㎝　横45㎝　、または規格Ａ３

（裏）

認定の要件

保持者（保持団体）の住所・氏名

寸法　　縦32㎝　横45㎝　、または規格Ａ３

記載上の注意

記号は、芸能、工芸技術の区分により、これらの頭文字とし、番号は、この区分毎に、それぞれ第１号から追番号をもって記載すること。

第16号様式（第14条関係）

年　　月　　日

三重県教育委員会　あて

保持者（保持団体又は保持者相続人）住所
保持団体
保持者（又は保持者相続人）氏名
保持団体の場合は代表者氏名　　㊞

三重県指定無形文化財保持者等故障（死亡、解散）届出書

下記のとおり保持者（保持団体）が故障（死亡、解散）したので届け出ます。

記

1　種別及び名称
2　認定書の記号番号
3　保持者（保持団体）の氏名（名称）及び住所
4　故障（死亡、解散）した年月日
5　故障（解散）した状況又は理由
6　その他参考となる事項

㊟　1　死亡､解散したときには認定書を添付すること(第33条の準用規定による場合を除く)。
　　2　届出の事由が保持者死亡の場合、届出者は相続代務者とすることができるが、その場合は代務者を証するものを添付すること（様式は任意とする）。

第17号様式（第17条関係）

年　　月　　日

三重県教育委員会　あて

申請者住所
氏　　名　　㊞

三重県史跡名勝天然記念物指定申請書

名　　称
所在の場所

上記のものを、三重県文化財保護条例第35条第1項の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。

（別紙　史跡の部）

1　種別
2　名称
3　所在地（地番、地目、地積）
4　所有者の氏名又は名称及び住所
5　管理団体のある場合は、その名称及び所在地
6　現状（形式、形状、規模、構成及び出土遺物等）
7　史実
8　その他参考となる事項（伝説、伝承等）

添付資料

1　実情を示す写真
2　史跡の見取図又は配置図
3　地籍図
4　その他参考となる資料

（別紙　名勝の部）

1　種別
2　名称
3　所在地（地番、地目、地積）
4　所有者の氏名又は名称及び住所
5　管理団体のある場合は、その名称及び所在地
6　風致、景観の度合及び特徴
7　その他参考となる事項

添付資料

1　実情を示す写真
2　名勝地構成物件の地域図、配置図
3　地籍図
4　その他参考となる資料

（別紙　天然記念物動物の部）

1　名称（動物又は営巣地・渡来地等）
2　生息地（地番、地目、地積）
3　所有者の氏名又は名称及び住所
4　管理団体のある場合は、その名称及び所在地
5　生息地及び周辺の状況
6　生態（形態、生息数、習性、営巣状態、食餌、動植物等の状態）
7　その他参考となる事項

添付資料

1　実情を示す写真
2　生息地内における営巣地域、遊牧地域、採餌個所等の配置図
3　地籍図
4　その他参考となる資料

（別紙　天然記念物植物の部）
1　名称（植物又は植物の自生地、群落、植物の分布の限界地等）
2　自生地（地番、地目、地積）
3　所有者の氏名又は名称及び住所
4　管理団体のある場合は、その名称及び所在地
5　現状（自生地、群落、植物の分布の限界地等、地域を対象とする場合は、一般的生育状況。巨樹、奇形木、珍奇木等の場合は、その形状、樹勢等）
6　その他参考となる事項
添付資料
1　実情を示す写真
2　分布の地籍図
3　その他参考となる資料

（別紙　天然記念物地質、鉱物の部）
1　名称
2　所在地（地番、地目、地積）
3　所有者の氏名又は名称及び住所
4　管理団体のある場合は、その名称及び所在地
5　現状
6　その他参考となる事項
添付資料
1　実情を示す写真
2　地域の地籍図
3　その他参考となる資料

第18号様式（第24条関係）

年　　月　　日

三重県教育委員会　あて

所有者（管理団体）住所
氏　　名　　㊞

三重県指定史跡名勝天然記念物所在等の異動届出書

下記のとおり所在等が異動したので届け出ます。

記

1　種別、名称及び員数
2　指定書の記号番号
3　指定年月日
4　所有者の氏名又は名称及び住所
5　管理団体のある場合は、その名称及び所在地
6　異動前の土地の所在（地番、地目、地積）
7　異動後の土地の所在（地番、地目、地積）
8　異動の理由
9　その他参考となる事項

第19号様式（第28条関係）

年　　月　　日

三重県教育委員会　あて

申請者住所

氏名　　㊞

三重県天然記念物紀州犬登録申請書

下記の紀州犬を、三重県文化財保護条例第41条第1項の規定により、登録するよう申請します。

記

1　犬名及び性別

2　生年月日

3　産地

4　血統

		祖父	号			祖父	号
父	号	祖母	号	母	号	祖母	号

5　毛色及び尾型

6　肩高及び体重

7　特徴

8　飼育場所

9　所有者の氏名又は名称及び住所

10　その他参考となる事項

第20号様式（第28条関係）

年　　月　　日

三重県教育委員会　あて

申請者住所

氏名　　㊞

三重県天然記念物日本鶏登録申請書

下記の日本鶏を、三重県文化財保護条例第41条第1項の規定により、登録するよう申請します。

1　鶏種、内種及び性別
2　ふ化年月日
3　産地
4　体重
5　特徴
6　飼育場所
7　所有者の氏名又は名称及び住所
8　その他参考となる事項

第二十九号様式を次のように改める。

第29号様式（第36条関係）

出土品譲与申請書

年　　月　　日

三重県教育委員会教育長　あて

（三重県文化財保護条例第50条第3項による譲与の場合）
○○市町長名　　㊞
（三重県文化財保護条例第50条第1項による譲与の場合）
発見者　　㊞
土地所有者　　㊞

三重県文化財保護条例第50条（第3項・第1項）の規定により、下記1の出土文化財を下記2によって譲与を受けたいので申請します。

記

1　譲与申請出土品
（1）　品名・数量
（2）　発見の場所・遺跡名、発見の年月日
（3）　発見者の氏名・住所
（4）　発見された土地の所有者の氏名・住所
（5）　文化財として認定された年月日
2　譲与申請の理由・譲与後の取扱い
（1）　譲与申請の理由
（2）　譲与後に保管する場所・施設及び保管方法
（3）　保管責任者となる者の氏名・役職・連絡先
（4）　その他参考となるべき事項
※　添付書類等
①　文化財保護法第101条による警察署長の提出書の写
②　発見の場所、発見の状況の概要を示す資料
③　三重県文化財保護条例第50条第3項の規定による譲与の申請の場合は、発見者等が地方公共団体に対する譲与を了承していることを証する書面
④　三重県文化財保護条例第50条第1項の規定による譲与の申請の場合で、発見者等が保存・活用のための施設等を有しないときは、譲与後にそれらの施設等を有する者に寄託する等により適切な保存・活用が確保されるものであることを証する書面
（別添様式参照）

別添様式

出土品の保存・活用についての了解書

年　　月　　日

発見者　　㊞
発見地の土地所有者　　㊞
譲与後当該出土品の寄託を受けて
保存・活用する者　　㊞

下記１の出土文化財を下記２のとおり［　　］に｛寄託・譲与・譲渡｝し、保存・活用を行うことを了解します。

記

１　出土品の名称等
（１）　出土品の名称
（２）　発見地
（３）　発見年月日

２　保存・活用の方法
（１）　寄託等を受けて保存・活用を行う者の氏名・住所［機関の名称・代表者名・所在地］
（２）　保存・活用を行う施設の名称・所在地、規模・構造の概要
（３）　保存・活用の方法等の概要

第二十九号様式の次に次の三様式を加える。

第30号様式その1（第11条の2、第14条の2関係）

三重県指定有形（無形）文化財保存活用計画に係る認定申請書

年　月　日

三重県教育委員会教育長　あて

申請者

住　　所

氏名又は名称　　㊞

三重県文化財保護条例第21条の2第1項（第26条の3第1項）の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

（備考）

申請者が法人である場合については、「氏名又は名称」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

第30号様式その2（第15条、第16条の2関係）

三重県指定有形民俗（無形民俗）文化財保存活用計画に係る認定申請書

年　　月　　日

三重県教育委員会教育長　あて

申請者

住　　所

氏名又は名称　　㊞

三重県文化財保護条例第33条の2第1項（第33条の2第2項）の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

（備考）

申請者が法人である場合については、「氏名又は名称」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

第30号様式その3（第27条の2関係）

三重県指定史跡（名勝、天然記念物）文化財保存活用計画に係る認定申請書

年　　月　　日

三重県教育委員会教育長　あて

申請者

住　　所

氏名又は名称　　㊞

三重県文化財保護条例第40条の2第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

（備考）

申請者が法人である場合については、「氏名又は名称」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

附　則

1　この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2　この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の三重県文化財保護条例施行規則に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の三重県文化財保護条例施行規則に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1　改正理由

三重県文化財保護条例の一部改正に鑑み、三重県文化財保護条例施行規則に定める規則及び様式の改定を行うものである。

2　改正内容

三重県文化財保護条例の一部改正に鑑み、三重県文化財保護条例施行規則に県指定文化財等保存活用計画等に関する規定を追加するとともに、三重県文化財保護条例施行規則に定める様式のうち、第1号様式から第8号様式、第10号様式から第12号様式、第14号様式から第20号様式、第29号様式の改正及び第29号様式の次に一様式を加えるものである。

（1）県指定文化財保存活用計画について

保存活用計画とは、個々の文化財に対し、所有者等が保存や活用の方針等を定めるものである。改正法において国指定文化財等保存活用計画が法律に位置づけられたことに鑑み、三重県文化財保護条例において県指定文化財等保存活用計画を新たに位置付けたため、その細則を定めるものである。

（2）市町が処理を行う事務について

新たに位置付けた県指定文化財等保存活用計画にかかる申請書等の経由事務が生じることに伴い、施行規則の別表に市町が処理することとする事務を追加するものである。

（3）様式について

新たに位置付けた県指定文化財等保存活用計画にかかる申請書等の様式の追加等を行うものである。

3　施行期日

令和２年４月１日

議案第８１号

知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則案

知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和２年３月２４日提出　　三重県教育委員会教育長　廣田　恵子

提案理由

知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１５条第１項及び三重県教育委員会権限委任規則第１条第１０号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則案

知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則（平成二十年三重県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（委任） 第二条　（略） 一・二　（略） 2　（略） 一・二　（略） 3　三重県立美術館の管理運営及び事業に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を環境生活部長に委任する。ただし、三重県立美術館条例（昭和五十七年三重県条例第一号）第五条及び第六条並びに三重県立美術館条例施行規則（昭和五十七年三重県教育委員会規則第二号）第六条から第十二条までに規定する館長の行う事務にあっては、三重県行政組織規則第百十条第一項の規定により設置される館長に委任する。 一・二　（略） 4～7　（略） （補助執行） 第三条　教育委員会の権限に属する次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員に係るものを除く。）を総務部で総務事務を担当する課の課長に補助執行させる。 一　非常勤職員の報酬等の支給に関すること。 二　（略） 2　教育委員会の権限に属する次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法第	（委任） 第二条　（略） 一・二　（略） 2　（略） 一・二　（略） 3　三重県立美術館の管理運営及び事業に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を環境生活部長に委任する。ただし、三重県立美術館条例（昭和五十七年三重県条例第一号）第五条及び第六条並びに三重県立美術館条例施行規則（昭和五十七年三重県教育委員会規則第二号）第六条から第十一条までに規定する館長の行う事務にあっては、三重県行政組織規則第百十条第一項の規定により設置される館長に委任する。 一・二　（略） 4～7　（略） （補助執行） 第三条　教育委員会の権限に属する次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員に係るものを除く。）を総務部で総務事務を担当する課の課長に補助執行させる。 一　臨時職員及び非常勤職員の賃金、報酬及び給料の支給に関すること。 二　（略） 2　教育委員会の権限に属する次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法第

一条及び第二条に規定する職員に係るものを除く。）を総務部で総務事務を担当する課の班長に補助執行させる。	一条及び第二条に規定する職員に係るものを除く。）を総務部で総務事務を担当する課の班長に補助執行させる。
一　（略）	一　（略）
二　職員（臨時職員を含む。第八号において同じ。）の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る認定、決定及び確認を行うこと。	二　職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る認定、決定及び確認を行うこと。
三・四　（略）	三・四　（略）
五　非常勤職員の報酬（通勤手当相当額に限る。）の決定に関すること。	五　臨時職員及び非常勤職員の賃金（通勤手当相当額に限る。）及び報酬（通勤手当相当額に限る。）の決定に関すること。
六　非常勤職員の所得税、住民税、労働保険及び社会保険の手続事務に関すること。	六　臨時職員及び非常勤職員の所得税、住民税、労働保険及び社会保険の手続事務に関すること。
七～九　（略）	七～九　（略）

附　則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1　改正理由

地方公務員法の改正に伴い、総務事務課への補助執行に係る規定中、臨時職員について規定の整備を行う。

2　改正内容

（1）教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る規定中、臨時職員について規定の整備を行う。

（2）その他規定の整備を行う。

3　施行期日

令和２年４月１日

議案第８２号

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和２年３月２４日提出　　三重県教育委員会教育長　廣田　恵子

提案理由

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１５条第１項及び三重県教育委員会権限委任規則第１条第１０号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（平成十四年三重県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第一条　この規則は、経済的な理由により、高等学校等における修学が困難な者に対する三重県高等学校等修学奨学金の貸与について、必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第一条　この規則は、経済的な理由により、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）、高等専門学校（以下「高等学校等」という。）における修学が困難な者に対し三重県高等学校等修学奨学金（以下「修学奨学金」という。）の貸与について、必要な事項を定めるものとする。
（定義） 第二条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　中学校　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第一条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部をいう。 二　高等学校等　法第一条に規定する高等学校（専攻科を含み、別科を除く。）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含み、別科を除く。）及び高等専門学校をいう。 三　奨学金　修学費及び修学支度費をいう。 四　修学費　月額を単位として貸与する奨学金をいう。 五　修学支度費　入学時一時金として貸与する奨学金をいう。 六　奨学生　高等学校等入学前に修学支度費の貸与を受ける者及び高等学校等に在学し、奨学金の貸与を受ける者をいう。 七　中学校の校長　奨学金の貸与を受けようとする者が在学する三重県内（以下「県内」という。）の中学校の校長をいう。 八　高等学校等の校長　奨学金の貸与を受けようとする者又は奨学生が在学する県内の高等学校等の校長をいう。	（修学奨学金の種類） 第二条　修学奨学金の種類は、次のとおりとする。 一　三重県高等学校等修学費（以下「修学費」という。） 二　三重県高等学校等修学支度費（以下「修学支度費」という。）
（採用の予約）	

第二条の二　中学校の第三学年（義務教育学校の第九学年、中等教育学校の前期課程第三学年及び特別支援学校の中学部第三学年を含む。）に在学中の者は、奨学生（修学奨学金を受けて高等学校等に在学する者をいう。以下同じ。）になることの予約（以下「採用の予約」という。）を受けることができる。

（貸与及び採用の予約の対象者）

第三条　修学費の貸与を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

一　親権者、後見人若しくは児童福祉法（昭和二十二年法律第一六四号）に規定するこれらの者に代わって親権を行う者又は特別な理由があると認められる場合は、当該未成年者を現に監護し、又は過去に監護していた児童養護施設長等（以下「保護者」という。）が三重県内に住所を有する者であること。（貸与を受けようとする者が未成年でない場合は、次のいずれかに該当すること。）

イ　当該貸与を受けようとする者が保護者であった者と同一の生計に属する場合は、当該保護者であった者が県内に住所を有すること。

ロ　当該貸与を受けようとする者が保護者であった者と同一の生計に属していない場合は、当該貸与を受けようとする者が県内に住所を有すること。

二　高等学校等に在学する者であること。

三　同一の世帯に属するすべての者の所得の合計額が、経済状況等を考慮して教育長が別に定める基準額以下の世帯に属する者であること。

2　修学支度費の貸与を受けることができる者は、前項各号に定める条件に該当する者であって、当該年度に高等学校等に入学した者とする。

3　採用の予約を受けることができる者は、当該予約を受けようとする年度の翌年度に高等学校等に入学する予定の者であって、次の各号に該当する

（奨学金の貸与を受ける者の資格等）

第三条　修学費の貸与を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

一　親権者、後見人若しくは児童福祉法（昭和二十二年法律第一六四号）に規定するこれらの者に代わって親権を行う者又は特別な理由があると認められる場合は、当該未成年者を現に監護し、又は過去に監護していた児童養護施設長等（以下「保護者」という。）が県内に住所を有する者であること。ただし、貸与を受ける者が成年である場合は、次のいずれかに該当する者とする。

イ　当該貸与を受ける者が保護者であった者と同一の生計に属する場合は、当該保護者であった者が県内に住所を有すること。

ロ　当該貸与を受ける者が保護者であった者と同一の生計に属していない場合は、当該貸与を受けようとする者が県内に住所を有すること。

二　高等学校等に在学する者であること。

三　勉学意欲があると認められる者であること。

四　第六条の規定による奨学金の申込時において、教育長が別に定める基準に該当する世帯に属する者であること。

2　修学支度費の貸与を受けることができる者は、前項各号の要件に該当する者であって、当該年度に高等学校等に入学した者及び第七条第一項の規定により採用の内定を受けた者であって、当該年度の翌年度に高等学校等に入学を予定する者とする。

3　採用の内定を受けることができる者は、当該内定を受けようとする年度の翌年度に高等学校等に入学を予定する者であって、第一項第一号、第三

号及び第四号に該当する者とする。

（奨学生の採用）

第四条　奨学生の採用は、次に掲げるものを行う。

一　予約採用　中学校の第三学年に在学中の者を対象とし、教育長が定める期間内に申込みをする者の採用

二　通常採用　高等学校等に在学中の者を対象とし、教育長が定める期間内に申込みをする者の採用

三　緊急採用　高等学校等に在学中の者であって、次項各号に該当する者を対象とした採用

2　前項第三号の緊急採用は、次の各号に該当する者が申込みをすることができる。

一　父母の離婚、生計を維持する者の失業、破産、疾病又は死亡その他の事由により、その属する世帯の家計が急激に悪化することとなった者又は悪化することが明らかである者

二　火災又は自然災害等により、その属する世帯の家計に深刻な影響を受けることとなった者

三　その属する世帯の長期間の経済的な困難の継続によって修学に困難を生じることとなった者

（連帯保証人）

第五条　奨学金の貸与を受けようとする者は、奨学金の貸与を受けることにより生ずる一切の債務について、連帯保証人二人を立てなければならない。ただし、奨学金の貸与を受けようとする者が成年である場合は、第三項に定める連帯保証人一人を立てるものとする。

2　前項の連帯保証人のうち、一人は、第三条第一

者とする。

一　修学費の貸与を受けようとする者にあっては、第三条第一項第一号及び第三号に掲げる要件を満たす者であること。

二　修学支度費の貸与を受けようとする者にあっては、第三条第一項第一号及び第三号に掲げる要件を満たす者であること。

（貸与及び採用の予約の申請手続）

第四条　修学奨学金の貸与又は採用の予約を受けようとする者は、保護者及び連帯保証人の連署した三重県高等学校等修学奨学金奨学生申込書（第一号様式）に次に掲げる書類その他教育長が必要と認める書類を添えて、教育長に申請しなければならない。

一　高等学校等又は中学校（義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校を含む。以下同じ。）の在学証明書（第二号様式）

二　同一の世帯に属するすべての者の住民票の写し

三　同一の世帯に属するすべての者の所得についての市町村長の証明書

2　連帯保証人は、修学奨学金の返済能力を有する者でなければならない。

（奨学生及び採用の予約を受ける者の決定）

第五条　教育長は、前条第一項の規定により申請をした者について、選考のうえ、奨学生となる者及び高等学校等から入学の許可を得ることを条件として採用の予約を受ける者を、毎年度予算の範囲内において決定し、当該申請をした者、保護者、連帯保証人及び当該申請をした者、保護者、連帯保証人が在学する高等学校等又は中学校の長（以下「学校長」という。）に通知するものとする。

2　教育長は、前項の決定を行うに際し、必要と認

項第一号の保護者（次条の申込みをした者が成年に達した場合の保護者であった者を含む。）とする。ただし、教育長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

3　第一項の連帯保証人のうち、前項の連帯保証人を除く他の一方（以下「第二連帯保証人」という。）は貸与を受けた奨学金の返済能力を有する者その他教育長が別に定める要件に該当する者でなければならない。

（奨学金の申込手続）

第六条　奨学金の貸与を受けようとする者は、保護者及び第二連帯保証人が連署した奨学生申込書（第一号様式）に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。ただし、教育長が必要でないと認める場合は、第一号及び第三号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一　中学校又は高等学校等の在学証明書（第二号様式）

二　同一の世帯に属するすべての者の住民票の写し

三　同一の世帯に属するすべての者の所得についての市町村長の証明書

四　前三号に掲げるもののほか、教育長が別に定める書類

める条件を付けることができる。

3　第一項の決定を受けた者は、遅滞なく誓約書（第三号様式）を教育長に提出しなければならない。

4　第一項の決定を受けた者が、理由なく前項に規定する誓約書を第一項の通知を受けてから起算して十五日以内に提出しないときは、前条第一項の規定による申請を取り下げたものとみなす。

5　採用の予約の決定を受けた者は、教育長が定める期限までに、進路決定届（第十一号様式）を提出しなければならない。

6　採用の予約の決定を受けた者が、次の各号のすべてに該当したときは、奨学生となる。

一　前項に規定する進路決定届を教育長が定める期限までに提出したとき。

二　採用の予約の決定を受けた年度の翌年度に高等学校等に入学したとき。

7　採用の予約の決定を受けた者が、前項各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったときは、当該予約は失効する。

（貸与額等）

第六条　修学奨学金は無利子で貸与するものとする。

2　修学費は、奨学生が在学する高等学校等（採用の予約を受けた者については、当該採用の予約を

	受けた者が、第五条第五項に規定する進路決定届により届け出た高等学校等。次項において同じ。）の区分に応じ、別表一に定める金額のいずれかを月額として貸与する。
	3　修学支度費は、奨学生が在学する高等学校等の区分に応じ、別表二に定める金額のいずれかを奨学生が入学した日の属する月の一時金として貸与する。ただし、採用の予約の決定を受けた者については、入学の日の属する月の前月に貸与することができる。
	4　奨学生は、奨学金の貸与額を変更しようとするときは、教育長が定める期限までに三重県高等学校等修学奨学金貸与額変更申請書（第十二号様式）を提出しなければならない。
	5　教育長は、前項の申請書の提出を受け、適当と認めるときは、貸与額を変更するものとする。
（予約採用の内定及び決定等）	（貸与の期間）
第七条　教育長は、前条の規定により予約採用の申込みをした者について、選考のうえ、採用の内定を受ける者（以下「予約採用内定者」という。）を決定し、その旨本人、保護者（前条の申込みをした者が成年に達した場合の保護者であった者を含む。以下同じ。）、第二連帯保証人及び中学校の校長に通知するものとする。	第七条　修学奨学金を貸与する期間は、第五条第一項の規定による決定の際に定める月から当該貸与に係る高等学校等の正規の修業期間を修了する日の属する月までとする。
2　教育長は、前項及び第五項の決定を行うに際し、必要と認める条件を付けることができる。	2　前項の規定にかかわらず、教育長が次の各号に掲げる事由があると認めるときは、総貸与月数が正規の修学期間に相当する月数に至るまでの範囲で貸与期間を延長することができる。 一　転学 二　疾病その他のやむを得ない事由
3　予約採用内定者は、教育長が定める期限までに、進路決定届（第三号様式）を提出しなければならない。	3　前項の規定による期間の延長を受けようとする奨学生は、正規の修業期間が終了する一月前までに、三重県高等学校等修学奨学金貸与期間延長申請書（第四号様式）を教育長に提出しなければならない。
4　前項の進路決定届を提出した予約採用内定者であって、入学を予定する高等学校等の区分に変更があった者又は修学費の額及び期間並びに修学支度費の額を変更しようとする者にあっては、奨学金貸与額等変更申込書（第四号様式）を教育長に提出しなければならない。	4　教育長は、第二項の規定により貸与の期間を延長したときは、当該奨学生、保護者、連帯保証人及び学校長に通知するものとする。
5　教育長は、第三項に定める進路決定届を提出し	

た予約採用内定者が高等学校等に入学したことを確認したときは、その者の採用を決定し、その旨本人、保護者、第二連帯保証人及び高等学校等の校長に通知するものとする。

6　予約採用内定者は、教育長が定める期限までに奨学金返還誓約書兼借用証書（第五号様式）及び第二連帯保証人の印鑑登録証明書（以下「奨学金返還誓約書兼借用証書等」という。）を教育長に提出しなければならない。

7　教育長は、第五項の決定を受けた者が、正当な理由なく教育長が定める期限までに前項の奨学金返還誓約書兼借用証書等を提出しないときは、奨学金の貸与を辞退したものとみなす。

（通常採用及び緊急採用の決定等）

第八条　教育長は、第六条の規定により通常採用又は緊急採用の申込みをした者について、選考のうえ、その者の採用を決定し、その旨本人、保護者、第二連帯保証人及び高等学校等の校長に通知するものとする。

2　教育長は、前項の決定を行うに際し、必要と認める条件を付けることができる。

3　第一項の決定を受けた者は、教育長が定める期限までに奨学金返還誓約書兼借用証書等を教育長に提出しなければならない。

4　第一項の決定を受けた者が、正当な理由なく教育長が定める期限までに前項の奨学金返還誓約書兼借用証書等を提出しないときは、奨学金の貸与を辞退したものとみなす。

（貸与の総額）

第九条　教育長は、貸与すべき奨学金の総額を予算の範囲内で決定するものとする。

（貸与の方法）

第八条　教育長は、貸与する修学奨学金を、奨学生があらかじめ指定した金融機関の口座へ振り込むものとする。

（貸与の打ち切り）

第九条　教育長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該事実の発生した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、修学奨学金の貸与を打ち切るものとする。ただし、当該奨学生が次の各号のいずれにも該当しない状態に至ったときは、奨学金の貸与を再度申請することを妨げない。

一　第三条第一項第一号及び第二号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

二　修学奨学金の貸与を受けることを辞退したとき、又は、貸与継続の意思確認ができないとき。

三　心身の故障により、修業の見込みがないとき。

四　性行が著しく不良になったとき。

五　第四条第一項の申込書に虚偽の記載をし、又は不正な手段によって奨学生となったとき。

六　第五条第二項の規定により付けられた条件に違反したとき。

七　修学奨学金貸与期間における休学期間が通算して三年に達したとき。

八　その他奨学金を貸与する必要がなくなったとき。

2　教育長は、前項の規定により、貸与の打ち切りをしたときは、当該奨学生、保護者、連帯保証人及び学校長に通知するものとする。

（貸与の休止）

第十条　教育長は、奨学生が休学するに至ったとき、又は第九条第一項各号に規定する貸与の打ち切りの要件に該当すると見込まれる事実が発生した場合は、休学期間の初日又は当該事実について把握した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から当該事実の終了した日の属する月の前月（その日が月の末日であるときは、その日の属する月）までの期間奨学金の貸与を休止する。

（修学奨学金の返還）

第十一条　奨学生は、次の各号のいずれかに該当す

（貸与の額等）

第十条　奨学金は無利子で貸与するものとする。

2　修学費は、奨学生が在学する高等学校等の区分に応じて、別表第一に定める金額を月額として貸与する。

3　修学支度費は、奨学生が在学する高等学校等の区分に応じて、別表第二に定める金額を奨学生が入学した日の属する月の一時金として貸与する。なお、予約採用内定者にあっては、入学を予定する高等学校等の区分に応じて、同表に定める金額を貸与することができる。

4　奨学生は、修学費の額を変更しようとするときは、教育長が定める期間内に奨学金貸与額変更申込書（第六号様式）を教育長に提出しなければならない。ただし、奨学生の在学する高等学校等の区分に変更がある場合は、速やかに奨学金貸与額変更申込書を提出しなければならない。

5　教育長は、前項の奨学金貸与額変更申込書の提出を受け、適当と認めるときは、貸与額を変更し、その旨本人、保護者、第二連帯保証人及び高等学校等の校長に通知するものとする。

（貸与の期間）

第十一条　修学費を貸与する期間は、第七条第五項

又は第八条第一項の規定による決定の際に定める月（以下「貸与開始月」という。）から奨学生が在学する高等学校等の正規の修業年限を修了する日の属する月までとする。ただし、次の表の上欄に掲げる法第一条に規定する高等学校及び中等教育学校の課程にあっては、正規の修業年限は、それぞれ同表の下欄のとおりとする。

課程	修業年限
高等学校の定時制	四年
高等学校の通信制	四年
高等学校の専攻科	二年
中等教育学校の後期課程の定時制	四年
中等教育学校の後期課程の通信制	四年
中等教育学校の後期課程の専攻科	二年

2　前項の規定にかかわらず、教育長が次の各号に掲げる事由があると認めるときは、修学費の貸与を受けた月数の通算が正規の修業年限に相当する月数に至るまでの範囲で貸与期間を延長することができる。

一　転学

二　疾病その他のやむを得ない事由

3　前項の規定による貸与期間の延長を受けようとする奨学生は、正規の修業年限が終了する一月前までに、奨学金貸与期間延長申込書（第七号様式）に当該延長を受けようとする理由を証する書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

4　教育長は、第二項の規定により貸与期間を延長したときは、その旨本人、保護者、第二連帯保証

るに至ったときは、その事由が発生した日の属する月の翌月から起算して半年間据え置いた後、十二年以内に修学奨学金を返還しなければならない。ただし、教育長が別に定める要件を満たすとき、本文に規定する修学奨学金を返還しなければならない期間は、返還金の合計額が百二十万円を超え百八十五万円未満の者については十五年以内、百八十五万円以上の者については十八年以内とすることができる。

一　高等学校等を卒業したとき。

二　第九条第一項の規定により、奨学金の貸与を打ち切られたとき。

三　第十四条第一項第一号の規定による返還猶予が、卒業以外の理由で終了したとき。

四　第十四条第一項第二号の規定による返還猶予事由が消滅したとき。

2　教育長は、前項の規定により返還金の額及び返還期日等について、当該奨学生、保護者及び連帯保証人に通知するものとする。

3　返還金を正当な理由なく、返還期日までに返還しなかったときは、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成二十六年条例第二号）第七条の規定により算定した金額を遅延損害金として支払わなければならない。ただし、教育長が必要と認めたときは、遅延損害金を減免する。

4　奨学生は、第一項第一号に掲げる事由にあっては当該事由が見込まれる日の三月前から二月前まで

人及び高等学校等の校長に通知するものとする。

（貸与の時期）

第十二条　教育長は、別表第三の上欄の区分に応じて、下欄に定める時期に修学費を貸与するものとする。

2　第七条第五項の規定により採用の決定を受けた者の最初の貸与にあっては、教育長は、同条第六項の奨学金返還誓約書兼借用証書等の提出を受けたときは、遅滞なく、修学支度費並びに当該年度の四月及び五月分の修学費を貸与するものとする。

3　前項の規定にかかわらず、教育長は、予約採用内定者に対し、高等学校等への入学を予定する日の属する月の前月に修学支度費を貸与することができる。

4　第八条第一項の規定により採用の決定を受けた者の最初の貸与にあっては、教育長は、同条第三項の奨学金返還誓約書兼借用証書等の提出を受けたときは、遅滞なく、修学支度費及び貸与開始月の分から貸与する月の分（当該月が貸与する月でない場合は、前月分）までの修学費を貸与するものとする。

5　教育長は、貸与する奨学金を、奨学生があらかじめ指定した奨学生本人の金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、この限りでない。

（貸与の継続手続）

第十三条　奨学生は、翌年度においても継続して奨学金の貸与を受けようとするときは、教育長が定める期間内に奨学金貸与継続届（第八号様式）を教育長に提出しなければならない。

での間の教育長が指定する日までに、同項第二号に掲げる事由にあっては当該事由の発生後速やかに、三重県高等学校等修学奨学金借用証書（第五号様式）及び三重県高等学校等修学奨学金返還明細書（第六号様式）を教育長に提出しなければならない。

5　奨学生は、前項の規定により提出した三重県高等学校等修学奨学金返還明細書（第六号様式）の返還方法を変更しようとするときは、速やかに奨学金返還計画変更申請書（第六号様式の二）を教育長に提出しなければならない。

（返還方法）

第十二条　奨学金の返還は、月賦、半年賦又は年賦の均等返還の方法によるものとする。ただし、繰上返還することを妨げない。

2　前項の規定により最初に返還する月は、猶予及び据え置き期間の終了の日から起算して、半年賦の場合は半年、年賦の場合は一年を、それぞれ経過しない月でなければならない。

3　奨学金の返還は、口座振替の方法により行うことができる。

4　奨学金の返還を口座振替の方法により行う場合に必要な事項は、三重県会計規則（平成十八年三重県規則第六十九号）第十八条に規定するもののほか、教育長が別に定める。

（返還免除）

第十三条　三重県高等学校等修学奨学金返還免除に関する条例（平成十四年三重県条例第九号。以下「条例」という。）第二条の規定による修学奨学金の返還の免除を受けようとする者は、三重県高等学校等修学奨学金返還免除申請書（第七号様式）

	に次に掲げる書類を添えて、同条各号の事由の発生後遅滞なく教育長に申請しなければならない。
	一　条例第二条第一号に該当する場合は、奨学生であった者の死亡を証する書類
	二　条例第二条第二号に該当する場合は、奨学生であった者の障害の状態が別表第三の下欄に掲げる状態のいずれかに該当し、就業が困難であることを証する医師の診断書（第十三号様式）その他の書類
2　教育長は、前項の奨学金貸与継続届が提出されないときは、翌年度以降の貸与を打ち切り、その旨本人、保護者、第二連帯保証人及び高等学校等の校長に通知するものとする。	2　前項の規定による申請は本人が死亡したとき、心身に重大な障害を受けたときその他やむを得ない事由により申請を行うことができないときは、保護者（当該奨学生であった者が成年に達した場合を含む。）、配偶者又は連帯保証人がこれを行うことができる。
	3　修学奨学金の返還を免除する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額から、返還期日が経過して支払われていない返還金の額を控除した額とする。
	一　条例第二条第一号に該当する場合又は同条第二号に該当する場合（奨学生であった者の障害の程度が、別表三の上欄の一級に該当するときに限る。）　貸与を受けた修学奨学金の総額から既に返還した額を控除した額（次号において「残額」という。）の全額
	二　条例第二条第二号に該当する場合（奨学生であった者の障害の程度が、別表三の上欄の二級に該当するときに限る。）　残額の四分の三に相当する額
（採用内定の取消）	（返還の猶予）
第十四条　教育長は、予約採用内定者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第七条第一項の規定による採用の内定を取り消すものとする。	第十四条　教育長は、奨学生であった者が、奨学金貸与期間の終了後、次の各号のいずれかに該当し、返還が困難になったときは、奨学金の返還を猶予することができる。
一　第三条第一項第一号及び第三号に掲げる要件を欠くに至ったとき。	一　高等学校等に在学するとき又は高等学校等を卒業後一年を経過しないとき。
二　奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。	二　法第一条に規定する短期大学、大学及び大学院、法第百二十四条に規定する専修学校並びに法第百三十四条に規定する各種学校に在学し、又はこれらと同等の課程若しくは相当する課程を有するものとして教育長が認める外国の学校に留学したとき、又は法令に基づき設置する大

三　心身の故障により、修学の見込みがないとき。
四　性行が著しく不良になったとき。
五　第六条の申込書に虚偽の記載をし、又は不正な手段によって採用の内定を受けたとき。
六　第七条第二項の規定により付けられた条件に違反したとき。
七　第七条第三項の規定により、教育長が定める期限までに進路決定届（第三号様式）を提出しないとき。
八　その他奨学金を貸与する必要がないと教育長が認めたとき。

2　教育長は、前項の規定により、採用の内定を取り消したときは、その旨本人、保護者、第二連帯保証人及び中学校の校長又は高等学校等の校長に通知するものとする。

学校のうち、学位を取得することができる大学校に在学したとき（国家公務員の身分を有する者を除く）。
三　災害により被害を受けたとき。
四　第二号に規定する学校への進学準備のため、自宅又は自宅外で学習したとき。
五　就職のため、職業訓練を受けているとき。（職業訓練を受けている施設から給与を得ている場合を除く。）
六　就労の意思を有しながら一度も就労できないとき。
七　疾病、失業又は休職により就労することができないとき。
八　妊娠、出産又は育児を理由として休業したとき。（個人事業主（税務署に開業届出をしてあるものをいう。）が妊娠、出産又は育児を理由として事業を休止する場合を含む。）
九　その他やむを得ない事由によって返還が困難になったとき。

2　奨学生であった者は、第一項の規定による返還猶予を受けようとするときは、三重県高等学校等修学奨学金返還猶予申請書（第八号様式）に同項各号に定める事由を証する書類を添えて、教育長に申請しなければならない。

（返還猶予の期間）

第十四条の二　前条の規定による返還猶予の期間は、次のとおりとする。
一　前条第一項第一号又は第二号に該当するときにあっては、その事由が継続している期間
二　前条第一項第三号に該当するときにあっては、返還猶予を決定してから一年以内の期間。ただし、猶予期間が経過した後も猶予事由が継続している場合において、教育長が必要と認めたときは、猶予期間を延長することができるものとする。
三　前条第一項第四号から第七号及び第九号に該当するときにあっては、返還猶予を決定してから一年以内の期間。
四　前条第一項第八号に該当するときにあっては、返還猶予を決定してから一年以内の期間。ただし、その事由が継続しているときは、子が

満三歳に達する日の翌日が属する月を限度として猶予期間を延長することができるものとする。

2　前条第一項第四号から第七号及び第九号の規定により返還猶予した場合において、教育長が必要と認めたときは、一年以内の期間に限り猶予を延長することができるものとする。ただし、延長期間が経過した後も猶予事由が継続している場合において、教育長が必要と認めたときは、さらに一年以内の期間に限り猶予を延長することができるものとする。

3　前条第一項第四号から第七号及び第九号の規定により返還猶予する場合は、猶予事由及び猶予期間の延長の有無にかかわらず、通算して三年以内を限度として返還猶予できるものとする。

（異動報告）

第十五条　奨学生、採用の予約の決定を受けた者及び高等学校等から入学の許可を得ることを条件として採用の予約の決定を受ける者、若しくは奨学生であった者又はその保護者は、返還を完了するまでの間に次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに別表第四に掲げる提出様式に当該事実を証する書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

一　奨学生が退学したとき。

二　奨学生が休学したとき。

三　奨学生が復学したとき。

四　奨学金の貸与を受けること又は採用の予約を辞退するとき。

五　奨学生、採用の予約の決定を受けた者及び高等学校等から入学の許可を得ることを条件として採用の予約の決定を受ける者、若しくは奨学生であった者又はその保護者又は連帯保証人が住所又は名前を変更したとき。

六　第八条の規定により修学奨学金の振込を行う金融機関の口座を変更したとき。

七　奨学生が転学又は転籍（学校教育法施行規則（昭和二十二年省令第十一号）第九十二条第一項に規定する転学及び同条第二項に規定する転籍をいう。以下同じ。）したとき。

（貸与の打ち切り）

第十五条　教育長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該事実の発生した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、奨学金の貸与を打ち切るものとする。ただし、当該奨学生が次の各号のいずれにも該当しない状態に至ったときは、再度、第六条の申込みをすることを妨げない。

一　第三条第一項第一号、第二号及び第三号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

二　奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。

三　奨学金の貸与継続の意思確認ができないとき。

四　心身の故障により、修学の見込みがないとき。

五　性行が著しく不良になったとき。

六　第六条の申込書に虚偽の記載をし、又は不正な手段によって奨学生となったとき。

七　第八条第二項の規定により付けられた条件に違反したとき。

八　奨学金貸与期間における休学期間が通算して三年に達したとき。

九　その他奨学金を貸与する必要がないと教育長が認めたとき。

2　教育長は、前項の規定により、貸与を打ち切ったときは、その旨本人、保護者、第二連帯保証人及び高等学校等の校長に通知するものとする。

（貸与の休止等）

第十六条　教育長は、奨学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から復学した日の属する月の前月（その日が月の末日であるときは、その日の属する月）までの期間、奨学金の貸与を休止する。

2　前項の場合において、これらの月の分として既に貸与した修学費があるときは、その修学費は、復学した日の属する月以後の分として貸与したものとみなす。

3　教育長は、奨学生が第十五条第一項各号のいずれかに該当すると見込まれる場合は、奨学金の貸与を一時留保することができる。

（奨学金の返還）

第十七条　奨学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その事由が発生した日の属する月の翌月から起算して半年間据え置いた後、十二年以内に奨学金を返還しなければならない。

一　高等学校等を卒業したとき。

二　第十五条第一項の規定により、奨学金の貸与を打ち切られたとき。

三　第二十条第一項第一号の規定による返還猶予が、卒業以外の理由で終了したとき。

四　第二十条第一項第二号の規定による返還猶予事由が消滅したとき。

八　その他教育長が必要と認める事項に変更が生じたとき。

2　奨学生、採用の予約の決定を受けた者及び高等学校等から入学の許可を得ることを条件として採用の予約の決定を受ける者、若しくは奨学生であった者又はその保護者は、保護者又は連帯保証人の死亡等の理由により、保護者又は連帯保証人を変更しようとする場合は、直ちに連帯保証人等変更申請書（第十号様式）を教育長に提出し、同意を得なければならない。

3　前項の場合において、奨学生又は奨学生であった者が成人である場合は、「保護者」を「奨学生又は奨学生であった者と連帯して債務を負担する者」と読み替えるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、前項に規定する奨学金を返還しなければならない期間は、当該各号に定めるところによる。

一　貸与の総額が百二十万円を超え百八十五万円未満の者　十五年以内

二　貸与の総額が百八十五万円以上の者　十八年以内

3　教育長は、前二項の規定により返還金の額及び返還期日等について、その旨本人、保護者及び第二連帯保証人に通知するものとする。

4　返還金を正当な理由なく、返還期日までに返還しなかったときは、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成二十六年三重県条例第二号）第七条の規定により算定した額を遅延損害金として支払わなければならない。ただし、教育長が必要と認めたときは、遅延損害金を減免する。

5　奨学生又は奨学生であった者は、返還方法を変更しようとするときは、速やかに奨学金返還計画変更申込書（第九号様式）を教育長に提出しなければならない。

（返還の方法）

第十八条　奨学金の返還は、月賦又は半年賦の均等返還の方法によるものとする。ただし、繰上返還することを妨げない。

2　前項の規定により最初に返還する月は、猶予及び据え置き期間の終了の日から起算して、半年賦の場合は半年を経過しない月でなければならない。

3　奨学金の返還期日は、次の各号に定める区分に応じて、当該各号に定めるところによる。なお、当該各号に定める日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を返還期日とする。

一　月賦　毎月末日

二　半年賦　返還月の末日

4　奨学金の返還は、口座振替の方法により行うことができる。

5　奨学金の返還を口座振替の方法により行う場合に必要な事項は、三重県会計規則（平成十八年三重県規則第六十九号）第十八条に規定するもののほか、教育長が別に定める。

（返還の免除）

第十九条　三重県高等学校等修学奨学金返還免除に関する条例（平成十四年三重県条例第九号。以下「条例」という。）第二条の規定による奨学金の返還の免除を受けようとする者は、奨学金返還免除申込書（第十号様式）に次に掲げる書類を添えて、同条各号の事由の発生後遅滞なく教育長に提出しなければならない。

一　条例第二条第一号に該当する場合は、奨学生であった者の死亡を証する書類

二　条例第二条第二号に該当する場合は、奨学生であった者の障害の状態が別表第四の下欄に掲げる状態のいずれかに該当し、就業が困難であることを証する医師の診断書（第十一号様式）その他の書類

2　前項の規定による申込みは、本人が死亡したとき、心身に重大な障害を受けたときその他やむを得ない事由により申込みをすることができないときは、保護者、配偶者又は第二連帯保証人が申込みをすることができる。

3　奨学金の返還を免除する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額から、第一項の規定による申込時までに返還期日が経過して支払われていない返還金の額を控除した額とする。

一　条例第二条第一号に該当する場合又は同条第二号に該当する場合（奨学生であった者の障害の程度が、別表第四の上欄の一級に該当するときに限る。）　貸与を受けた奨学金の総額から第一項の規定による申込時までに返還した額を控除した額（次号において「残額」という。）の全額

二　条例第二条第二号に該当する場合（奨学生であった者の障害の程度が、別表第四の上欄の二級に該当するときに限る。）　残額の四分の三に相当する額

（返還の猶予）

第二十条　教育長は、奨学生であった者が、奨学金貸与期間の終了後、次の各号のいずれかに該当し、返還が困難になったときは、奨学金の返還を猶予することができる。

一　高等学校等に在学するとき。

二　法第一条に規定する短期大学、大学及び大学

院、法第百二十四条に規定する専修学校並びに法第百三十四条に規定する各種学校に在学し、又はこれらと同等の課程若しくは相当する課程を有するものとして教育長が認める外国の学校に留学したとき、又は法令に基づき設置する大学校のうち、学位を取得することができる大学校に在学したとき（国家公務員の身分を有する者を除く。）。

三　災害により被害を受けたとき。

四　第一号に規定する学校への進学準備のため、自宅又は自宅外で学習したとき。

五　就職のため、職業訓練を受けているとき（職業訓練を受けている施設から給与を得ている場合を除く。）。

六　就労の意思を有しながら一度も就労できないとき。

七　疾病、失業又は休職により就労することができないとき。

八　妊娠、出産又は育児を理由として休業したとき（個人事業主（税務署に開業届出をしてあるものをいう。）が妊娠、出産又は育児を理由として事業を休止する場合を含む。）。

九　その他やむを得ない事由によって返還が困難であると教育長が認めたとき。

2　奨学生であった者は、前項の規定による返還猶予を受けようとするときは、奨学金返還猶予申込書（第十二号様式）に同項各号に定める事由を証する書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

（返還猶予の期間）

第二十一条　前条の規定による返還猶予の期間は、次のとおりとする。

一　前条第一項第一号又は第二号に該当するときにあっては、その事由が継続している期間。

二　前条第一項第三号に該当するときにあっては、返還猶予を決定してから一年以内の期間。ただし、猶予期間が経過した後も猶予事由が継続している場合において、教育長が必要と認めたときは、猶予期間を延長することができるものとする。

三　前条第一項第四号から第七号及び第九号に該当するときにあっては、返還猶予を決定してか

ら一年以内の期間。

四　前条第一項第八号に該当するときにあつては、返還猶予を決定してから一年以内の期間。ただし、その事由が継続しているときは、子が満三歳に達する日の翌日が属する月を限度として猶予期間を延長することができるものとする。

2　前条第一項第四号から第七号及び第九号の規定により返還猶予した場合において、教育長が必要と認めたときは、一年以内の期間に限り猶予を延長することができるものとする。ただし、延長期間が経過した後も猶予事由が継続している場合において、教育長が必要と認めたときは、さらに一年以内の期間に限り猶予を延長することができるものとする。

3　前条第一項第四号から第七号及び第九号の規定により返還猶予する場合は、猶予事由及び猶予期間の延長の有無にかかわらず、通算して三年以内を限度として返還猶予できるものとする。

（異動の報告）

第二十二条　予約採用内定者、奨学生、奨学生であつた者又は保護者は、返還を完了するまでの間に次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、直ちに別表第五に掲げる提出様式に当該事実を証する書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

一　奨学生が退学したとき。

二　奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたとき。

三　奨学生が復学したとき。

四　採用の内定又は奨学金の貸与を受けることを辞退するとき。

五　予約採用内定者、奨学生、奨学生であつた者、保護者又は第二連帯保証人が住所又は名前を変更したとき。

六　第十二条第五項の規定により奨学金の振込を行う金融機関の口座を変更するとき。

七　奨学生が転学又は転籍（学校教育法施行規則（昭和二十二年省令第十一号）第九十二条第一項に規定する転学及び同条第二項に規定する転籍をいう。以下同じ。）したとき。

八　その他教育長が必要と認める事項に変更が生

じたとき。

2　予約採用内定者、奨学生、奨学生であった者又は保護者は、保護者又は第二連帯保証人の死亡等の理由により、保護者又は第二連帯保証人を変更しようとする場合は、直ちに連帯保証人等変更申込書（第十四号様式）に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出し、同意を得なければならない。

一　保護者を変更する場合は、保護者になろうとする者の住民票の写し

二　第二連帯保証人を変更する場合は、第二連帯保証人になろうとする者の印鑑登録証明書

（委任）

第二十三条　この規則に定めるもののほか、奨学金の貸与その他必要な事項は、教育長が別に定める。

2　この規則に定めるもののほか、奨学金の債権管理に関し必要な事項は、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の定めるところによる。

別表一（第十条関係）

区分	貸与月額
（略）	（略）

別表二（第十条関係）

区分	貸与額
（略）	（略）

別表三（第十二条関係）

区分	貸与時期
四月及び五月分の修学費	五月
六月及び七月分の修学費	七月
八月及び九月分の修学費	九月
十月及び十一月分の修学費	十一月
十二月及び一月分の修学費	一月
二月及び三月分の修学費	二月

別表四（第十九条関係）

障害の程度	障害の状態
（略）	（略）

備考

一　（略）

二　（略）

別表第五（第二十二条関係）

（委任）

第十六条　この規則に定めるもののほか、奨学金の貸与、予約採用及び滞納整理に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

2　この規則に定めるもののほか、奨学金の債権管理に関し必要な事項は、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成二十六年三重県条例第二号）の定めるところによる。

別表一（第六条関係）

区分	金額
（略）	（略）

別表二（第六条関係）

区分	金額
（略）	（略）

別表三（第十三条関係）

障害の程度	障害の状態
（略）	（略）

備考

一　（略）

二　（略）

別表第四（第十五条関係）

第一号様式から第十三号様式までを次のように改め、第十三号様式の次に次の五様式を加える。

事由	提出様式
奨学生が退学したとき。	異動届①（第十三号様式）
奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたとき。	異動届①（第十三号様式）
奨学生が復学したとき。	異動届①（第十三号様式）
採用の内定又は奨学金の貸与を受けることを辞退するとき。	異動届②（第十三号様式の二）
予約採用内定者、奨学生、奨学生であった者、保護者又は第二連帯保証人が住所又は名前を変更したとき。	異動届③（第十三号様式の三）
第十二条第五項の規定により奨学金の振込を行う金融機関の口座を変更するとき。	異動届④（第十三号様式の四）
奨学生が転学又は転籍したとき。	異動届⑤（第十三号様式の五）
その他教育長が必要と認める事項に変更が生じたとき。	教育長が別途定める様式

事由	提出様式
奨学生が退学したとき。	異動届①（第九号様式）
奨学生が休学したとき。	異動届①（第九号様式）
奨学生が復学したとき。	異動届①（第九号様式）
奨学金の貸与を受けること又は採用の予約を辞退するとき。	異動届②（第九号様式の二）
奨学生、採用の予約の決定を受けた者及び高等学校等から入学の許可を得ることを条件として採用の予約の決定を受ける者、若しくは奨学生であった者又はその保護者又は連帯保証人が住所又は名前を変更したとき。	異動届③（第九号様式の三）
第八条の規定により修学奨学金の振込を行う金融機関の口座を変更したとき。	異動届④（第九号様式の四）
奨学生が転学又は転籍したとき。	異動届⑤（第九号様式の五）
その他教育長が必要と認める事項に変更が生じたとき。	教育長が別途定める様式

第１号様式（第６条関係）

奨学生申込書

<table>
<tr><td colspan="2">いずれか該当するものに○を付けること</td><td>予約採用</td><td>通常採用</td><td>緊急採用</td></tr>
<tr><td rowspan="4">申込者
（本人）</td><td>名前（ふりがな）</td><td colspan="3">住所等</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">〒

電話（自宅）　－　－
（携帯）　－　－</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="3">在留資格（外国籍の方のみ）</td></tr>
<tr><td>年　月　日生</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">親権者
又は
後見人等
（保護者）</td><td>名前（ふりがな）</td><td colspan="3">住所等</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">〒

電話（自宅）　－　－
（携帯）　－　－</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td>勤務先等</td><td>本人との関係</td><td>在留資格
（外国籍の方のみ）</td></tr>
<tr><td>年　月　日生</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">連帯保証人</td><td>名前（ふりがな）</td><td colspan="3">住所等</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">〒

電話（自宅）　－　－
（携帯）　－　－</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td>勤務先等</td><td>本人との関係</td><td>在留資格
（外国籍の方のみ）</td></tr>
<tr><td>年　月　日生</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">在学する
（入学希望の）
高等学校等</td><td>学校名</td><td>学科名</td><td colspan="2">在学期間（見込）</td></tr>
<tr><td>国公立
私立</td><td>全日
定時
通信</td><td colspan="2">年　月入学
年　月卒業</td></tr>
<tr><td rowspan="2">奨学金の
貸与額
貸与期間</td><td>修学支度費（入学時のみ）</td><td colspan="4">修学費</td></tr>
<tr><td>円
（貸与を受けないときは０を記入）</td><td colspan="4">月　額：　円
貸与期間：□上記「在学期間（見込）」と同じ
年　月から　年　月まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">奨学金の
振込口座
（本人の口座）</td><td>金融機関名
（コード番号）</td><td>本支店名
（コード番号）</td><td>種目</td><td>口座番号</td><td>口座名義
（カタカナ）</td></tr>
<tr><td>（　　）</td><td>（　　）</td><td>普通
貯蓄</td><td></td><td>（　　）</td></tr>
</table>

	名　前	続柄	勤務先　又は　通学先（学年）	特記事項
世帯（家族）の状況		本人		
				□ 親権者
				□ 親権者
	※世帯員が別生計である場合は、特記事項欄に「別生計」と記載してください。 ※世帯員が親権者である場合は、特記事項欄の□をチェックしてください。			

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第６条の規定により奨学金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

年　　月　　日

三重県教育委員会教育長　宛て

本　　人　　名前　　㊞

上記の者が負担する奨学金債務を連帯して保証します。（保護者欄に署名した者は、全ての法定代理人を代表しての署名であることを認めます。）

保護者（連帯保証人）　名前　　㊞

連帯保証人　　名前　　㊞

※　署名欄は、それぞれ該当する人が自筆してください。

※　印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受付できない場合があります。

【個人情報の取扱】

ご記入いただきました個人情報及び提出書類は、奨学金の貸与及び返還においてのみ使用し、その他の目的では使用しません。また、三重県個人情報保護条例に基づき適切に管理します。

第２号様式（第６条関係）

在　学　証　明　書

１　生徒名前　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　生年月日　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日生

３　学 科 名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４　学　　年　＿＿＿＿学年

５　修業期間　＿＿＿＿年＿＿＿＿月入学＿＿＿＿年＿＿＿＿月卒業見込

上記のとおり在学することを証明します。

年　　月　　日

学 校 名

代表者名　　印

第３号様式（第７条、第14条関係）

進　路　決　定　届

年　　月　　日

三重県教育委員会教育長　宛て

予約番号
在学中学校
本　人　住所

名前　　㊞

電話（自宅）
（携帯）

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第７条第３項の規定により、進路決定届を提出します。
なお、進学後は、三重県高等学校等修学奨学金の貸与を受けることを希望します。

記

1　決定した進学先

（1）学校区分　　国公立　・　私立

（2）課程区分　　全日制　・　定時制　・　通信制

（3）学 校 名

（　　年　　月卒業見込）

（4）学校連絡先（三重県外の学校に進学する場合のみ記入）

〒

電話：

2　貸与希望額

該当する方に○をしてください。なお、学校区分に変更がある場合、貸与希望額の変更が必要です。

（　　）申込時の貸与希望額を変更しない。

（　　）申込時の貸与希望額を変更する。

※貸与希望額を変更する場合は、学校区分に応じて貸与希望額に○をしてください。

○国公立の高等学校・高等専門学校に入学

修学支度費（一時金）：40,000円　・　80,000円　・　貸与不要

修学費（月額）：8,000円　・　13,000円　・　18,000円　・　23,000円　・　貸与不要

○私立の高等学校・高等専門学校に入学

修学支度費（一時金）50,000円　・　100,000円　・　貸与不要

修学費（月額）：20,000円　・　25,000円　・　30,000円　・　35,000円　・　貸与不要

※　貸与希望額、貸与期間を変更する場合は、別途「奨学金貸与額等変更申込書」の提出が必要です。

第４号様式（第７条関係）

奨学金貸与額等変更申込書

年　　月　　日

三重県教育委員会教育長　宛て

予約番号

本　人　　住所

名前　　㊞

電話（自宅）

（携帯）

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第７条第４項の規定により、下記のとおり奨学金の貸与額等を変更したいので申し込みます。

記

変更前	修学費	月額：　　円
		期間：　　年　　月から　　年　　月まで
	修学支度費	円
変更後	修学費	月額：　　円
		期間：　　年　　月から　　年　　月まで
	修学支度費	円

上記貸与額等の変更に同意するとともに、変更後の奨学金債務を連帯して保証します。（保護者欄に署名した者は、全ての法定代理人を代表しての署名であることを認めます。）

保護者（連帯保証人）　住所

名前　　㊞

連帯保証人　　住所

名前　　実印

※　署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。

※　連帯保証人は、実印を使用してください。

※　印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受付けできない場合があります。

第５号様式（第７条、第８条関係）

奨学金返還誓約書兼借用証書

三重県教育委員会教育長　宛て

年　　月　　日

私はこのたび 、下記のとおり三重県高等学校等修学奨学金（以下「奨学金」という。）の貸与を受けることになりました。

つきましては、貸与を受けた奨学金については、三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（以下「規則」という。）及び裏面の誓約事項に従い、誠実に返還することを誓約します。

また、学校の諸規則命令等を守り、学業に励み、奨学生として自らの行動に責任を持つとともに、規則を堅く守り、かつ、卒業後もその趣旨に添うことを誓約します。

修学費月額	円	修学支度費	円
修学費貸与期間	年　月分から　年　月分（計　月分）		
貸与申込金額 （奨学金総額）	円		
返還方法	□月賦（毎月末日）　□半年賦（　月及び　月末日）		
返還期間	年　月から　年間	返還回数	回
返還金額	各回：　円	最終回：	円

※奨学金の貸与の時期は、規則に定めるとおりとします。
※返還期日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を返還期日とします。

本人	住所 氏名　㊞　【（奨学生・予約）番号：　】

私どもは、本人に誓約どおり履行させるとともに、規則及び裏面の誓約事項に従い、本人が負担する奨学金債務を連帯して保証します。

保護者（連帯保証人）	住所 氏名　㊞	連帯保証人	住所 氏名　実印

※署名欄は、該当者がそれぞれ自筆し、連帯保証人（保護者を除く）は実印を押印すること。

【誓約事項】

本人、保護者及び連帯保証人は、次の事項を誓約します。

1　保護者欄に署名した者は、全ての法定代理人を代表しての署名であることを認めます。

2　三重県教育委員会が定める期間までに奨学金貸与継続届を提出します。奨学金貸与継続届を提出しない場合は、翌年度以降の奨学金の貸与が打ち切られても異議はありません。

3　貸与が打ち切られた場合は、当該打ち切り決定の日から１か月以内に奨学金返還計画変更申込書を提出します。当該申込書を提出しない場合は、３年以内の返還期間で、三重県教育委員会が定める方法で返還します。

4　連帯保証人の一人に対する履行の請求並びに連帯保証人の一人に生じた時効の完成猶予及び更新は、本人及び他の連帯保証人にもその効力が生じることを認めます。

5　期限までに返還がなされない場合は、三重県教育委員会の請求により期限の利益を喪失することを認め、未返還額を一括返還します。

6　滞納を生じさせた場合には、期限の翌日から起算して納付日までの遅延損害金を負担します。

7　この奨学金に関する訴訟については、三重県教育委員会の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

8　奨学金の返還にあたり、滞納や連絡を取ることができない状況が続いたときは、三重県教育委員会が行う奨学金の貸与及び返還に関する業務に必要な範囲において、三重県教育委員会が次の調査を行うことに同意します。（※調査で取得した個人情報は当該業務以外では使用しません。）

（１）住所地における居住の有無、転出入の状況、家賃等の滞納等に関する管理会社等への調査

（２）勤務や給与支払の状況等に関する勤務先等への調査

（３）住民税等の課税状況に関する調査

（４）金融機関における取引状況に関する調査

（５）保険の加入状況に関する調査

【奨学金貸与額一覧】

○修学支度費　　（単位：円）

区　分	貸与金額
国公立	40,000　又は　80,000
私　立	50,000　又は　100,000

○修学費　　（単位：円）

区　分	貸与月額	貸与期間別修学費総額					
		１年	２年	３年	４年	５年	５年６月
国公立	8,000	96,000	192,000	288,000	384,000	480,000	528,000
	13,000	156,000	312,000	468,000	624,000	780,000	858,000
	18,000	216,000	432,000	648,000	864,000	1,080,000	1,188,000
	23,000	276,000	552,000	828,000	1,104,000	1,380,000	1,518,000
私　立	20,000	240,000	480,000	720,000	960,000	1,200,000	1,320,000
	25,000	300,000	600,000	900,000	1,200,000	1,500,000	1,650,000
	30,000	360,000	720,000	1,080,000	1,440,000	1,800,000	1,980,000
	35,000	420,000	840,000	1,260,000	1,680,000	2,100,000	2,310,000

第６号様式（第10条関係）

奨学金貸与額変更申込書

年　　月　　日

三重県教育委員会教育長　宛て

奨学生番号

本　人　住所

名前　　㊞

電話（自宅）

（携帯）

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第10条第４項の規定により、下記のとおり修学費の貸与額を変更したいので申し込みます。

記

１　貸与額の変更を希望する理由

２　貸与額等（※太枠内は返還方法を定めている方のみ記入してください。）

<table>
<tr><td rowspan="2">変更前</td><td rowspan="2">修学費</td><td colspan="3">月額：　　円</td></tr>
<tr><td colspan="3">総期間：　　年　　月から　　年　　月まで</td></tr>
<tr><td rowspan="5">変更後</td><td>修学費</td><td colspan="3">月額：　　円（　　年　　月分から）</td></tr>
<tr><td>修学支度費</td><td>円</td><td>貸与申込金額
（奨学金総額）</td><td>円</td></tr>
<tr><td>返還方法・期間</td><td colspan="2">□月賦　□半年賦（　　月・　　月）</td><td>年　　月から　　年間</td></tr>
<tr><td>返還金額</td><td colspan="2">各回：</td><td>最終回：</td></tr>
</table>

上記貸与額等の変更に同意するとともに、変更後の奨学金債務を連帯して保証します。（保護者欄に署名した者は、全ての法定代理人を代表しての署名であることを認めます。）

保護者（連帯保証人）　住所

名前　　㊞

連帯保証人　　住所

名前　　実印

※　署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。
※　連帯保証人は、実印を使用してください。前回申込に使用した実印から変更がある場合は、新たな実印の印鑑登録証明書を添付してください。
※　印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受付けできない場合があります。

第７号様式（第11条関係）

奨学金貸与期間延長申込書

年　　月　　日

三重県教育委員会教育長　宛て

奨学生番号

本　人　住所

名前　　㊞

電話（自宅）

（携帯）

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第11条第３項の規定により、貸与期間の延長を受けたいので下記のとおり申し込みます。

記

1　貸与期間延長の理由等

延長を希望する期間：　　年　　月 から　　年　　月まで

理由（理由の発生年月日：　　）

2　貸与期間延長後の貸与額等（※太枠内は返還方法を定めている方のみ記入してください。）

修学費	月額：　　円	総期間：　　年　　月から　　年　　月まで	
修学支度費	円	貸与申込金額（奨学金総額）	円
返還方法・期間	□月賦　□半年賦（　　月・　　月）	年　　月から	年間
返還金額	各回：	最終回：	

上記貸与期間の延長等に同意するとともに、変更後の奨学金債務を連帯して保証します。（保護者欄に署名した者は、全ての法定代理人を代表しての署名であることを認めます。）

保護者（連帯保証人）　住所

名前　　㊞

連帯保証人　　住所

名前　　実印

※　添付書類　貸与期間延長の理由を証する書類

※　署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。

※　連帯保証人は、実印を使用してください。前回申込に使用した実印から変更がある場合は、新たな実印の印鑑登録証明書を添付してください。

※　印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受付けできない場合があります。

第８号様式（第 13 条関係）

奨学金貸与継続届

年　　月　　日

三重県教育委員会教育長　宛て

奨学生番号

学校名

本　人　住所

名前　　㊞

電話

保護者　住所

名前　　㊞

電話

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第 13 条第１項の規定により、奨学金貸与継続届を提出します。

記

来年度の奨学金の貸与について、該当する項目に○をつけてください。

（　　）　**来年度も奨学金の貸与を希望します。** **なお、来年度の貸与額については変更を**［（　　）**希望しません。**／（　　）**希望します。**］ ※　貸与額の変更を希望する場合は、「奨学金貸与額変更申込書」（第６号様式）を提出してください。
（　　）　**来年度からの奨学金の貸与を辞退します。** ※　来年度からの奨学金の貸与を辞退する場合は、「異動届②」（第 13 号様式の２）を提出してください。

※　提出期限までに奨学金貸与継続届が提出されない場合、貸与を打ち切ることがありますので、ご注意ください。

第９号様式（第17条関係）

奨学金返還計画変更申込書

年　　月　　日

三重県教育委員会教育長　宛て

三重県高等学校等修学奨学金の返還計画を変更したいので、下記のとおり申し込みます。

奨学生本人	在学（在学していた）高校名・高専名		奨学生番号	
	名前	㊞	住所	
	勤務先等		電話番号（自宅）	（携帯）
届出の保護者等	名前	㊞ ※保護者欄に署名した者は、全ての法定代理人を代表しての署名であることを認めます。	住所	
	勤務先等		電話番号（自宅）	（携帯）
連帯保証人	名前	実印	住所	
	勤務先等		電話番号（自宅）	（携帯）

返還計画	①貸与総額			円	
	変更前の返還計画	返還方法	月賦 ・ 半年賦 ・ 年賦	現在の計画での返還回数	回
		②返還期日経過済の返還回数	回	③返還期日経過済の返還額計	円
		④返還期日未経過の返還額（①－③）		円	
	返還計画変更開始年月		年　　月返還分から		
	変更後の返還計画	返還方法	月賦 ・ 半年賦 （　　月・　　月）		変更後の最終返還年月 年　　月
		⑤「④」の返還回数	回	変更後の総返還回数（②＋⑤）	回
		各回の返還額	円	最終回返還額	円
	記入要領	・「返還方法」は、該当するものに○をつけてください。 ・②、③には、滞納している分も含め、既に返還期日が過ぎている分を記入してください。 ※滞納している分については返還計画変更の対象となりません。速やかに納付し、早期に滞納を解消してください。 ・④は、①の貸与総額から③を差し引いた額です。この金額分の返還計画を変更することになります。 ・返還期間の合算が、貸与金額の総額に応じた返還期間の上限（12年・15年・18年以内）を超えないようにしてください。			
変更理由					

※「変更理由」欄には、返還計画を変更しなければならない理由（本人の失職、家庭状況の変化等による経済的困窮等）と、変更後の返還計画により必ず返還する旨の約束条項を記入してください。
※ 署名は、それぞれ該当する本人が自筆してください。
※ 連帯保証人は、実印を使用してください。前回申込に使用した実印から変更がある場合は、新たな実印の印鑑登録証明書を添付してください。

第10号様式（第19条関係）

奨学金返還免除申込書

年　　月　　日

三重県教育委員会教育長　宛て、

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第19条第1項の規定により、下記のとおり返還の免除を受けたいので、その事由を証明する書類を添えて申し込みます。

奨学生番号

在学(在学していた)高校名、高専名		卒業(退学)年月	卒業・退学 (該当するものに○印、在学中の場合は記入不要) 年　　月

※奨学生本人			住所	
	カナ			(〒　　)
	名前	㊞		電話(自宅)　　－　　－
	生年月日	年　月　日		(携帯)　　－　　－

貸与期間	年　月から　　年　月まで
貸与金額	円
返還済額	円
返還未済額	円
返還免除申込額	円
申込理由	
添付書類 (証明書の他申立書が必要な場合があります)	□　本人の死亡を証明する書類 □　就業が困難であることを証明する医師の診断書

奨学生本人が未成年者(20歳未満)又は奨学生本人が申込できない場合には、保護者、配偶者又は連帯保証人が下欄に自署・押印。

代理申込者欄			本人との続柄	
	名前	㊞		本人の(　　)
	住所	(〒　　)		

※　奨学生本人が申込できない場合でも奨学生本人欄には奨学生の名前を記入し、代理申込者欄に代理申込する方が自署・押印してください。

第11号様式（第19条関係）

診　断　書

住 所			
氏 名		生年月日	年　月　日
病 名		手術を受けた年月日	年　月　日
発病・受傷場所		発病・受傷年月日	年　月　日

発病又は受傷の原因

現在までの経過（年月順に記入）

現在の症状

機能回復の可能性

その他所見（就労の見込み等）

心身の障害の程度（症状が固定し、若しくは回復の見込みのないもの）が判定できる場合は、番号に○を付けてください。〔複数番号選択可〕

障害の程度	番号	心身の障害の状態
1級	1	常時心神喪失の状況にあるもの
	2	両眼の視力が0.02以下に減じたもの
	3	片目の視力を失い、他方の目の視力が0.06以下に減じたもの
	4	そしゃくの機能を失ったもの
	5	言語の機能を失ったもの
	6	手の指を全部失ったもの
	7	常に床について複雑な看護を必要とするもの
	8	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力を喪失したもの
2級	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができない程度以上のもの
	3	そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの
	4	せき柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	片手を腕関節以上で失ったもの
	6	片足を足関節以上で失ったもの
	7	片手の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
	8	片足の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
	9	片手の五つの指又は親指及び人差指をあわせて四つの指を失ったもの
	10	足の指の全部を失ったもの
	11	せき柱、胸かく、骨盤軟部組織の高度の障害、変形等の理由により労働能力が著しく阻害されたもの
	12	半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの
	13	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有するもの
備考	1	各号の障害は、症状が固定し、又は回復の見込みのないものに限る。
	2	視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常のものについては、矯正視力によって測定する。

上記のとおり診断します。

年　　月　　日

住 所

医 師　　氏 名　　㊞

1 訂正を行う場合は、必ず訂正印（医師の氏名に押印したものと同じ印）を使用してください。

2 この診断書は、三重県高等学校等修学奨学金の返還免除の申込を行うために使用するものです。

3 診断書を厳封のうえ、患者様にお渡しください。

第12号様式（第20条関係）

奨学金返還猶予申込書

年　　月　　日

三重県教育委員会教育長　宛て

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第20条第2項の規定により返還猶予を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

奨学生番号	

在学（在学していた）高校名、高専名			卒業（退学）年月	在学・卒業・退学（該当するものに○印） 年　　月

本人	名前	㊞	住所	（〒　　） 電話（自宅）　－　－ （携帯）　－　－
			勤務先等　又は　通学先	
（届出の保護者等の保護者）	名前	㊞ ※保護者欄に署名した者は、全ての法定代理人を代表しての署名であることを認めます。	住所	（〒　　） 電話（自宅）　－　－ （携帯）　－　－
			勤務先等	
連帯保証人	名前	実印	住所	（〒　　） 電話（自宅）　－　－ （携帯）　－　－
			勤務先等	

申込理由 （該当する番号を○で囲んでください。）	(1)高等学校等に在学中 (2)短期大学、大学、大学院、専修学校に在学中 (3)留学 (4)各種学校に在学中 (5)大学校に在学中 (6)災害 (7)自宅又は自宅外学習 (8)職業訓練中 (9)就労の意思を有しながら一度も就労できない (10)疾病（就労困難の記載があるもの） (11)失業 (12)休職 (13)妊娠、出産又は育児を理由とした休業 (14)その他やむを得ない事由（　　）
猶予期間	年　　月から　　年　　月まで（　　か月）
返還開始月	年　　月から返還開始
理由発生年月日	年　　月　　日
過去の猶予期間 〔申込理由の(5)から(14)に該当する場合のみ記入〕 ※(13)の場合を除き、通算3年を超えての猶予は出来ません。	年　　月から　　年　　月まで（　　か月）

※ 申込理由が(1)から(4)に該当する場合、猶予申込期間は在学期間の範囲内となります。なお、返還開始月は、月賦の場合、在学期間終了後半年後の月の翌月までの範囲で記入してください。（例：3月卒業の場合、4月から10月の範囲のいずれかの月を返還開始月に記入）
年賦、半年賦の場合はお問い合わせください。

※ 申込理由が(5)から(14)に該当する場合、猶予申込期間は1年以内となります。
ただし、再申込・再々申込により、通算して3年間（(13)に該当する場合は子が満3歳に達する日の翌日が属する月まで）猶予を受けることができます。

※ (5)に該当するケースのうち、学位を取得できる大学校（国家公務員の身分を有する者を除く）の場合、猶予申込期間は在学期間中となります。

※ 署名は、自筆であることが必要です。ただし、本人が未成年の場合に限り、本人欄を保護者が代筆することを可とします。

※ 連帯保証人は、実印を使用してください。前回申込に使用した実印から変更がある場合は、新たな実印の印鑑登録証明書を添付してください。

※ 申込理由を証明する書類の添付が必要です。添付書類は、貸与決定時にお渡しした「奨学生のしおり」で確認してください。

第13号様式（第22条関係）

異 動 届 ①（退学・休学・停学・復学）

年　　月　　日

三重県教育委員会教育長　宛て

次のとおり異動がありましたので届け出ます。

奨学生番号

本人	在学している学校名		全日制 定時制 通信制	科 学科	年　　組	
	カナ		住所	（〒　　）		
	名前	㊞		電話（自宅）　　－　　－		
	生年月日	年　月　日		（携帯）　　－　　－		

異 動 年 月 日	年　　月　　日
届 出 事 由 （該当するものに○印）	退 学 ・ 休 学 ・ 停 学 ・ 復 学
（休学・停学の場合は期間を記入）	（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）
理　　由	
最終振込希望年月 （復学の場合は除く）	年　　月分まで

学校長証明

年　　月　　日

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

学校名

校長名　　印

学校担当者名		電話番号:

第13号様式の２（第22条関係）

異 動 届 ②（辞 退）

年　　月　　日

三重県教育委員会教育長　宛て

奨学金の貸与を辞退しますので届け出ます。

（奨学生・予約）番号

本人	在学している学校名		全日制 定時制 通信制	科 学科	年　　組	
	カナ		住所	（〒　　）		
	名前	㊞		電話（自宅）　－　－		
	生年月日	年　　月　　日		（携帯）　－　－		
届出の保護者等	カナ		住所	（〒　　）		
	名前	㊞		電話（自宅）　－　－		
	本人との続柄	本人の（　　）		（携帯）　－　－		

辞退年月日	年　　月　　日
辞退理由 （該当項目番号に○を付けてください。）	1. 借りる必要がなくなったため 2. 進路先変更のため 3. その他（その他の理由を記入） 〔　　〕
最終振込希望年月	年　　月分まで

※ 辞退届を提出後、再度奨学金を受けたい場合には申込書の提出が必要になります。

※ 本人及び届出の保護者欄は該当する人がそれぞれが自筆してください。

第13号様式の３（第22条関係）

異動届 ③（住所・名前等変更）

年　　月　　日

三重県教育委員会教育長　宛て

次のとおり異動がありましたので届け出ます。

（奨学生・予約）番号

在学(在学していた) 高校名・高専名 ※高校等入学前の予約採用内定者は中学校名を記入		全日制 定時制 通信制	科 学科	年　組 ※ 在学生のみ記入
		卒業(退学) 年月	卒 業 ・ 退 学　（該当するものに○印） 年　月	

本人	名前	㊞	現在の通学 又は勤務先	
届出の保護者等	名前	㊞	※本人が未成年者(20歳未満)の場合には、届出の保護者等が自署・押印してください。	

※変更のあった項目のみ記入				
本人	異動日	年　月　日		
	フリガナ			
	名前		(旧姓)	
	住所	(〒　　)		
	電話 (※1参照)	(自宅)　(携帯)		
保護者（届出の保護者）	異動日	年　月　日		
	フリガナ			
	名前		(旧姓)	
	住所	(〒　　)		
	勤務先			
	電話 (※1参照)	(自宅)　(携帯)		
連帯保証人	異動日	年　月　日		
	フリガナ			
	名前		(旧姓)	
	住所	(〒　　)		
	勤務先			
	電話 (※1参照)	(自宅)　(携帯)		

※1　所有していない電話がある場合は、その欄に「なし」と記入してください。
※2　変更の事実を証する書類(住民票、戸籍抄本等)を添付してください。住民票にはマイナンバーを表示しないでください。
※3　貸与中に本人が名前を変更した場合は、異動届④(振込口座変更依頼書）を提出してください。
※4　この様式では、保護者及び連帯保証人の変更はできません。

第13号様式の４（第22条関係）

異動届④（振込口座変更依頼書）

三重県教育委員会教育長　宛て

三重県高等学校等修学奨学金については、下記の口座への振込をお願いします。

年　　月　　日

名前	㊞		（奨学生・予約）番号	
在学している学校名		全日制 定時制 通信制	科 学科	年　　組
届出の保護者確認	名前	印		

金融機関名 （コード番号）				本支店名 （コード番号）					
（　　）				（　　）					
預金種目	口座番号							口座名義 （カナ）	
普通　・　貯蓄								（　　）	

1　この依頼書には、全て奨学生本人について記入してください。
2　口座番号は右詰めにし、6ケタ以下の場合は、前に「0」をつけて7ケタで記入してください。
3　振込口座は、奨学生本人の名義の普通預金口座に限ります。（定期預金は登録できません。）
4　振込み開始月は手続き完了後となります。

【通帳の写】

口座名義（カナ部分）、振込番号がわかる箇所をコピーし、のりで貼り付けてください。
（裏面に貼り付けても構いません。）

第 13 号様式の 5 （第 22 条関係）

異動届⑤（転学・転籍）

三重県教育委員会教育長　宛て

年　　月　　日

奨学生番号

本　人　　名前　　㊞

保護者　　名前　　㊞

下記のとおり、転学（転籍）することになったので、届け出ます。

	学校名	課程（いずれかに○）
転学（転籍）元		全日・定時・通信
転学（転籍）先		全日・定時・通信
転学年月日	年　　月　　日　より転学	

○転学（転籍）後の奨学金の貸与希望の有無等

転学（転籍）後の貸与	希望する　・　希望しない
	※「希望しない」の場合、別途「異動届②」を同時に提出してください。

「希望する」の場合、以下も記入

修学費貸与月額の変更	希望する　・　希望しない　（いずれかに○）
	※「希望する」の場合、別途「奨学金貸与額変更申込書」の提出が必要です。なお、「私立校→国公立校」又は「国公立校→私立校」の転学の場合、必ず変更申込が必要ですので、速やかに申込してください。
貸与期間の変更	希望する　・　希望しない　・　未定　（いずれかに○）
	※「希望する」の場合、別途「奨学金貸与期間延長申込書」の提出が必要ですので、速やかに申込してください。

※　貸与額変更申込書及び貸与期間延長申込書は、転学先の学校（転学先が三重県外の学校の場合は三重県教育委員会）に提出してください。

※　貸与額変更申込及び貸与期間延長申込をする際には、連帯保証人の署名・押印（実印）が必要です。

※　今回変更をしなかった場合でも、貸与期間の延長は後で申込することもできます。ただし、貸与額の変更申込は、今回変更しなかった場合は、年度末のみ可能です。

第14号様式（第22条関係）

連帯保証人等変更申込書

<table>
<tr><td>変更事項
（いずれかに○）</td><td colspan="4">保護者　・　連帯保証人</td></tr>
<tr><td>変更理由</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">変更後の
保護者　又は
変更後の
連帯保証人</td><td>名前（ふりがな）</td><td colspan="3">住　所　等</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">〒

電話（自宅）　－　－
（携帯）　－　－</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td>年　月　日生</td><td>在留資格
（外国籍の方のみ）</td><td></td></tr>
<tr><td>勤務先等</td><td></td><td>本人との関係</td><td></td></tr>
</table>

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第22条第２項の規定により、保護者又は連帯保証人について、上記のとおり変更したいので同意願います。

年　月　日

三重県教育委員会教育長　宛て

（奨学生・予約）番号

本　人　　名前　　㊞

上記の者が負担する三重県高等学校等修学奨学金債務を連帯して保証します。また、本人が既に提出している奨学金返還誓約書兼借用証書の誓約事項及び裏面の誓約事項についても同意します。

変更後の保護者（連帯保証人）　名前　　㊞

変更後の連帯保証人　名前　　実印

※　裏面【記入にあたっての注意事項等】を参照してください。

【記入にあたっての注意事項等】

※　署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。

※　連帯保証人の変更の際は、実印を使用し、印鑑登録証明書を添付してください。また、保護者の変更の際は、住民票を添付してください。

※　印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受付けできない場合があります。

※　外国籍の方は、在留資格が記載された住民票を添付してください。

※　本人が成人に達している場合又は保護者がいない場合は、「変更後の保護者」欄には、従前の「保護者」に代わり、奨学金債務を連帯して保証する方が署名・押印してください。

※　ご記入いただきました個人情報及び提出書類は、奨学金の貸与及び返還においてのみ使用し、その他の目的では使用しません。また、三重県個人情報保護条例に基づき適切に管理します。

【誓約事項】

本人、保護者及び連帯保証人は、次の事項を誓約します。

1　保護者欄に署名した者は、全ての法定代理人を代表しての署名であることを認めます。

2　三重県教育委員会が定める期間までに奨学金貸与継続届を提出します。奨学金貸与継続届を提出しない場合は、翌年度以降の奨学金の貸与が打ち切られても異議はありません。

3　貸与が打ち切られた場合は、当該打ち切り決定の日から１か月以内に奨学金返還計画変更申込書を提出します。当該申込書を提出しない場合は、３年以内の返還期間で、三重県教育委員会が定める方法で返還します。

4　連帯保証人の一人に対する履行の請求並びに連帯保証人の一人に生じた時効の完成猶予及び更新は、本人及び他の連帯保証人にもその効力が生じることを認めます。

5　期限までに返還がなされない場合は、三重県教育委員会の請求により期限の利益を喪失することを認め、未返還額を一括返還します。

6　滞納を生じさせた場合には、期限の翌日から起算して納付日までの遅延損害金を負担します。

7　この奨学金に関する訴訟については、三重県教育委員会の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

8　奨学金の返還にあたり、滞納や連絡を取ることができない状況が続いたときは、三重県教育委員会が行う奨学金の貸与及び返還に関する業務に必要な範囲において、三重県教育委員会が次の調査を行うことに同意します。（※調査で取得した個人情報は当該業務以外では使用しません。）

（１）住所地における居住の有無、転出入の状況、家賃等の滞納等に関する管理会社等への調査

（２）勤務や給与支払の状況等に関する勤務先等への調査

（３）住民税等の課税状況に関する調査

（４）金融機関における取引状況に関する調査

（５）保険の加入状況に関する調査

附　則

１　この規則は、令和二年四月一日から施行する。

２　この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の規則の規定に基づいて提出された申込書等とみなす。

３　第七条及び第八条の規定は、この規則の施行の日以後に奨学生となる者（この規則の施行の日前に採用の予約の決定を受けた者を除く。）から適用し、この規則の施行の日前に奨学生となった者及び採用の予約の決定を受けた者については、なお従前の例による。

４　この規則の施行の日前に奨学生となった者及び採用の予約の決定を受けた者の改正前の第十一条第四項の規定による三重県高等学校等修学奨学金借用証書及び三重県高等学校等修学奨学金返還明細書の提出については、なお従前の例による。

５　第十八条第一項の規定は、この規則の施行の日前に奨学金の貸与を終了した者については、なお従前の例による。ただし、返還方法を変更する場合は同項の規定を適用する。

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1　改正内容

（1）三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（以下「規則」という。）の様式「誓約書」、「借用証書」及び「返還明細書」を廃止し、新様式「奨学金返還誓約書兼借用証書」（第5号様式）を加える。

（2）連帯保証人の一人に対する履行の請求の効力を主債務者及び他の連帯保証人にも生じさせるための誓約事項を「奨学金返還誓約書兼借用証書」（第5号様式）に加える。

（3）規則に「連帯保証人」の条を加える。

（4）その他所要の改正を行う。

2　改正理由

（1）現在、奨学生には、採用決定時に「誓約書」及び連帯保証人の印鑑登録証明書（以下「印鑑登録証明書」という。）を提出させるとともに、貸与終了時には「借用証書」、「返還明細書」及び印鑑登録証明書を提出させている。

これまでの「誓約書」、「借用証書」及び「返還明細書」をまとめて一つの様式として規定し、「奨学金返還誓約書兼借用証書」（第5号様式）を貸与時に提出させることで、奨学生及び保護者等の書類作成の負担軽減を図る。

（2）現行民法においては、連帯保証人に対する履行の請求の効力は、奨学生（主債務者）及び連帯保証人（以下「奨学生等」という。」）にも生じている（絶対的効力※）ことから、奨学生等にも時効の中断の効力が生じている。

しかし、令和2年4月1日施行の民法改正により、連帯保証人に対する履行の請求の絶対的効力が認められなくなり、連帯保証人に対する履行の請求の効力は、奨学生等に生じなくなる。

改正民法施行後においても、連帯保証人に対する履行の請求の絶対的効力が奨学生等に認められるようにするため、「奨学金返還誓約書兼借用証書」（第5号様式）及び「連帯保証人等変更申込書」（第14号様式）に「連帯保証人の一人に対する履行の請求並びに連帯保証人の一人に生じた時効の完成猶予及び更新は、本人及び他の連帯保証人にもその効力が生じることを認めます。」との誓約事項を追加で規定する。

※絶対的効力とは、複数の当事者の一人に生じた事由が、他の当事者にも影響すること。

（3）これまでも保護者は連帯保証人となっていたが、保護者が連帯保証人であることを明確にする等の理由から、規則に「連帯保証人」の条を加える。

（4）奨学金の申込手続等は、規則、「三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する事務処理要綱」（以下「貸与要綱」という。）及び「三重県高等学校等修学奨学金予約採用事務処理要綱」（以下「予約要綱」という。）のそれぞれに規定されている。奨学金の申込手続等に関することをできる限り規則に規定し、貸与要綱及び予約要綱を統合することで、奨学金の申込手続等を明瞭化するとともに事務の簡素化を図る。

3　施行期日

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部改正案の概要

一部改正案の主な内容は、以下のとおり。

改正規則案条番号等	改　正　内　容	現行関係規則
第２条（定義）	・「定義」の条を新設 ・高等学校の定義に専攻科を加えるとともに、専攻科の対象を拡大	
第３条（奨学金の貸与を受ける者の資格等）	奨学金の貸与要件に「勉学意欲があること」を追加	第３条
第４条（奨学生の採用）	予約採用以外の通常採用及び緊急採用の規定を追加	第４条 第５条
第５条（連帯保証人）	・「連帯保証人」の条を新設 ・保護者が連帯保証人であることを明確に規定	第４条
第７条（予約採用の内定及び決定等） 第８条（通常採用及び緊急採用の決定等）	採用の決定等を採用区分に応じて、２つの条に分割して規定 （予約採用：中学校在学時申込、 通常採用・緊急採用：高等学校等在学時申込）	第５条
第９条（貸与の総額）	「貸与の総額」の条を新設	第５条
第11条（貸与の期間）	三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する事務処理要綱（以下「貸与要綱」という。）第８条の２に規定されている正規の修業期間を「正規の修業年限」として追加	第７条
第12条（貸与の時期）	貸与要綱第９条に規定されている貸与の時期を新設（別表第三を追加）	
第13条（貸与の継続手続）	毎年度、貸与の継続手続を実施しているが、規則及び事務処理要綱に規定されていないため新設	
第14条（採用内定の取消）	三重県高等学校等修学奨学金予約採用事務処理要綱第９条に規定されている「予約採用内定の取消し」の条を新設	
第16条（貸与の休止等）	・貸与休止事由が発生した場合に、当該月の分として貸与した修学費があるときは、復学後の修学費として貸与したものとみなすことを追加 ・打ち切り事由が見込まれる場合の貸与の一時留保を追加	第10条
第18条（返還の方法）	年賦を廃止するとともに、月賦、半年賦の返還期日を追加	第12条
第19条（返還の免除）	免除額の規定について、返還免除額を算定する時期を明確にする文言（「返還免除の申込時までに」）を追加	第13条
第22条（異動の報告）	「停学の処分を受けたとき」を追加	第15条

改正規則案条番号等	改　正　内　容	現行関係規則
様式第1号～14号	（１）様式の名称の簡略化 （例） 【改正前】 三重県高等学校等修学奨学金奨学生申込書 【改正後】 奨学生申込書	様式第1号～13号
	（２）様式の廃止 誓約書（第３号様式）、三重県高等学校等修学奨学金借用証書（第５号様式）、三重県高等学校等修学奨学金返還明細書（第６号様式）	
	（３）様式の新設 奨学金貸与額等変更申込書（第４号様式）、奨学金返還誓約書兼借用証書（第５号様式）、奨学金貸与継続届（第８号様式）	
	（４）様式内容の変更 【届出事項追加】 異動届①（第13号様式）の届出事由に「停学」を追加。 【誓約条項の追加】 奨学金返還誓約書兼借用証書（第５号様式）、連帯保証人等変更申込書（第14号様式）に調査条項等を追加。 【連帯保証人の押印欄を実印に変更】 奨学金返還計画変更申込書（第９号様式）、奨学金返還猶予申込書（第12号様式）	

三重県高等学校等修学奨学金制度について

1　制度主旨

勉学意欲がありながら経済的な理由により、高等学校等における修学が困難な生徒に対して、無利子の三重県高等学校等修学奨学金を貸与しています。

2　事業概要

（1）対象者

保護者が三重県内に住所を有する高等学校又は高等専門学校の生徒で、世帯所得の合計が基準額以下である世帯に属する等の基準を満たす者。

（2）貸与額

種　　類	区　分	貸与額
修　学　費 （月額）	国公立	8,000円、13,000円、18,000円又は23,000円
	私　立	20,000円、25,000円、30,000円又は35,000円
修学支度費 （入学時一時金）	国公立	40,000円又は80,000円
	私　立	50,000円又は100,000円

＊修学費、修学支度費のいずれか一方のみの利用も可能

（3）採用方法

通常採用：高等学校等の在学生を対象にした採用

緊急採用：高等学校等の在学生を対象にした採用（失業など家計が急変した場合等）

予約採用：中学校３年生を対象にした採用（高等学校等入学前に採用を内定し、高等学校等への入学により正式に採用する）

（4）返還

高等学校等卒業後、半年を経過した日から、修学費、修学支度費ともに原則として１２年以内に月賦により返還。

（5）据置・猶予

高等学校等を卒業後、半年間は自動的に返還が据え置かれる。

また、大学に在学するなど返還を猶予することが適当であると認められるときは、返還の猶予を受けることができる。

民法(債権関係)の改正に関する説明資料
ー主な改正事項ー

法務省民事局

1．消滅時効に関する見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2．法定利率に関する見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
3．保証に関する見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
4．債権譲渡に関する見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
5．約款（定型約款）に関する規定の新設・・・・・・・・・・・・30
6．意思能力制度の明文化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
7．意思表示に関する見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
8．代理に関する見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
9．債務不履行による損害賠償の帰責事由の明確化・・・・・・・39
10．契約解除の要件に関する見直し・・・・・・・・・・・・・・・40
11．売主の瑕疵担保責任に関する見直し・・・・・・・・・・・・・42
12．原始的不能の場合の損害賠償規定の新設・・・・・・・・・・44
13．債務者の責任財産の保全のための制度・・・・・・・・・・・45
14．連帯債務に関する見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
15．債務引受に関する見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
16．相殺禁止に関する見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
17．弁済に関する見直し（第三者弁済）・・・・・・・・・・・・・51
18．契約に関する基本原則の明記・・・・・・・・・・・・・・・・52
19．契約の成立に関する見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・52
20．危険負担に関する見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
21．消費貸借に関する見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
22．賃貸借に関する見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
23．請負に関する見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
24．寄託に関する見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64

連帯債務に関する見直し

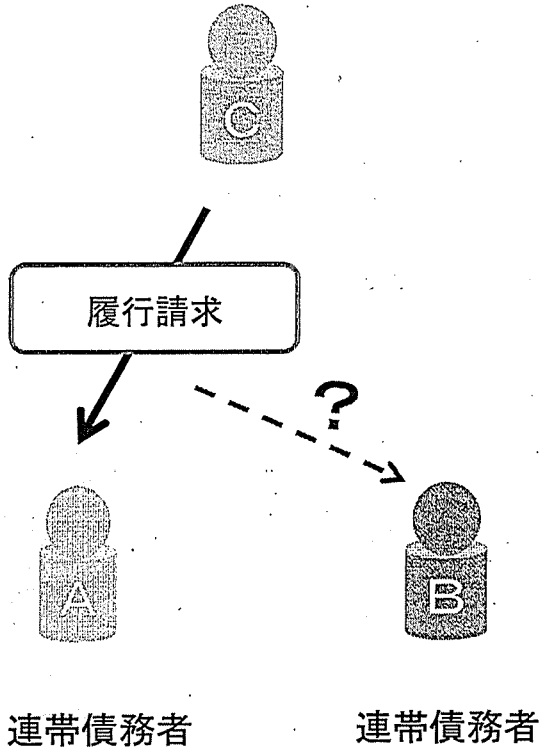
（現行法）

- 連帯債務者の1人に対する履行の請求は、他の連帯債務者に対しても、その効力を生ずる（現§434）。
- 連帯債務者の一人についての免除、消滅時効の完成も、その連帯債務者の負担部分については、他の連帯債務者にも効力が生ずる（現§437、439）。

（問題の所在）

絶対的効力事由とした結果、次のような問題が生ずる。

- 連帯債務者の一人に対する履行の請求があったとしても、他の連帯債務者は当然にはそのことを知らず、いつの間にか履行遅滞に陥っていたなどといった不測の損害を受けるおそれがある。
- 免除をした結果、他の連帯債務者に対して請求することができる額が減少するが、これは免除をした債権者の意思に反するおそれがある。
- ある特定の連帯債務者から履行を受けるつもりであっても、全ての連帯債務者との関係で消滅時効の完成を阻止する措置をとらなければならず、債権者の負担は大きい。



改正法の内容

連帯債務の絶対的効力事由を削減する。

- 連帯債務者の一人に対する履行の請求は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。
- 連帯債務者の一人についての免除、消滅時効の完成も、他の連帯債務者にも効力が生じない。

※ 本来は連帯債務者Aに生じても他の連帯債務者Bに効力が生じない事由（相対的効力事由）に関し、債権者Cと他の連帯債務者Bにおいて、Aにその事由が生ずればBにもその効力が生ずるなどという別段の意思を表示していたときは、Aに生じた事由のBに対する効力は，その意思に従う（新§441但書）。

※ 連帯保証人についても、同様の改正（保証人に対する履行の請求は、主債務者に対して効力を生じない。新§458参照）。

議案第８３号

三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和２年３月２４日提出　　三重県教育委員会教育長　廣田　恵子

提案理由

三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１５条第１項及び三重県教育委員会権限委任規則第１条第１０号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則（平成十九年三重県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第一条　この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の五の規定に基づき、三重県立学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	（目的） 第一条　この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の六の規定に基づき、三重県立学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

附　則

この規則は、令和二年四月一日から施行する

三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1　改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規則を整備する必要がある。

2　改正内容

「第４７条の６の規定に基づき」を「第４７条の５の規定に基づき」に改める。

3　施行日

令和２年４月１日から施行する。

報告１

「人権教育サポートガイドブック」について

「人権教育サポートガイドブック」について、別紙のとおり報告する。

令和２年３月２４日提出

三重県教育委員会事務局
人権教育課長

（別紙）

「人権教育サポートガイドブック」について

人権教育課

1　作成の目的

三重県人権教育基本方針に基づき、各学校において、人権教育をすべての教育活動の中で総合的に進めるため、教職員の資質向上及び校内研修の充実に資する「人権教育サポートガイドブック」を作成しました。

2　作成の方法

（１）公益社団法人三重県人権教育研究協議会に事業を委託しました。

（２）教職員（６名）による作成検討委員会を設置し、検討会議（全４回）を行うとともに、各種研修会等で検証を実施しました。

（３）大阪教育大学の森実教授に監修を依頼し、監修会議（全５回）を行いました。

（４）関係機関等への意見聴取を実施しました。

3　構成及び特長

（１）構成（Ａ４版・全 103 ページ）

「はじめに」（全１ページ）、「発刊に寄せて（監修者より）」（全２ページ）、「活用にあたって」（全４ページ）、「資料（本文）」（全 97 ページ）

（２）特長

「一人ひとりの自発的な研修」にも「校内の様々な研修」にも活用可能

・個人的に読み、知識を得たり自分の認識を振り返ったりできる。

・「全体研修」「初任者研修等」「教職員用たより」などの素材として活用できる。

人権をめぐる最新の動向に対応

・「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」等の差別解消のための法律や人権問題をとらえるための新しい概念等についての理解を深めることができる。

・児童虐待･いじめ等、子どもの人権に係わる喫緊の課題について理解を深めることができる。

今後さらに必要とされる人権教育の考え方や手法等を提示

・子どもや保護者への関わり方や、教職員が自分の経験を振り返ることの意義について理解を深めることができる。

・人権尊重の視点に立った授業づくりや、子どもの心に響く人権学習のあり方について理解を深めることができる。

データファイルを添付

・冊子と併せて、データＣＤ（PDF 及び Word ファイル）を配付し、自校の実態に応じて編集加工することができる。

4　配付予定

（１）県内公立学校及び市町教育委員会等へ配付します。

（２）環境生活部より私立学校に配付します。

（３）その他関係機関･関係団体等に適宜配付します。

5　活用促進の取組

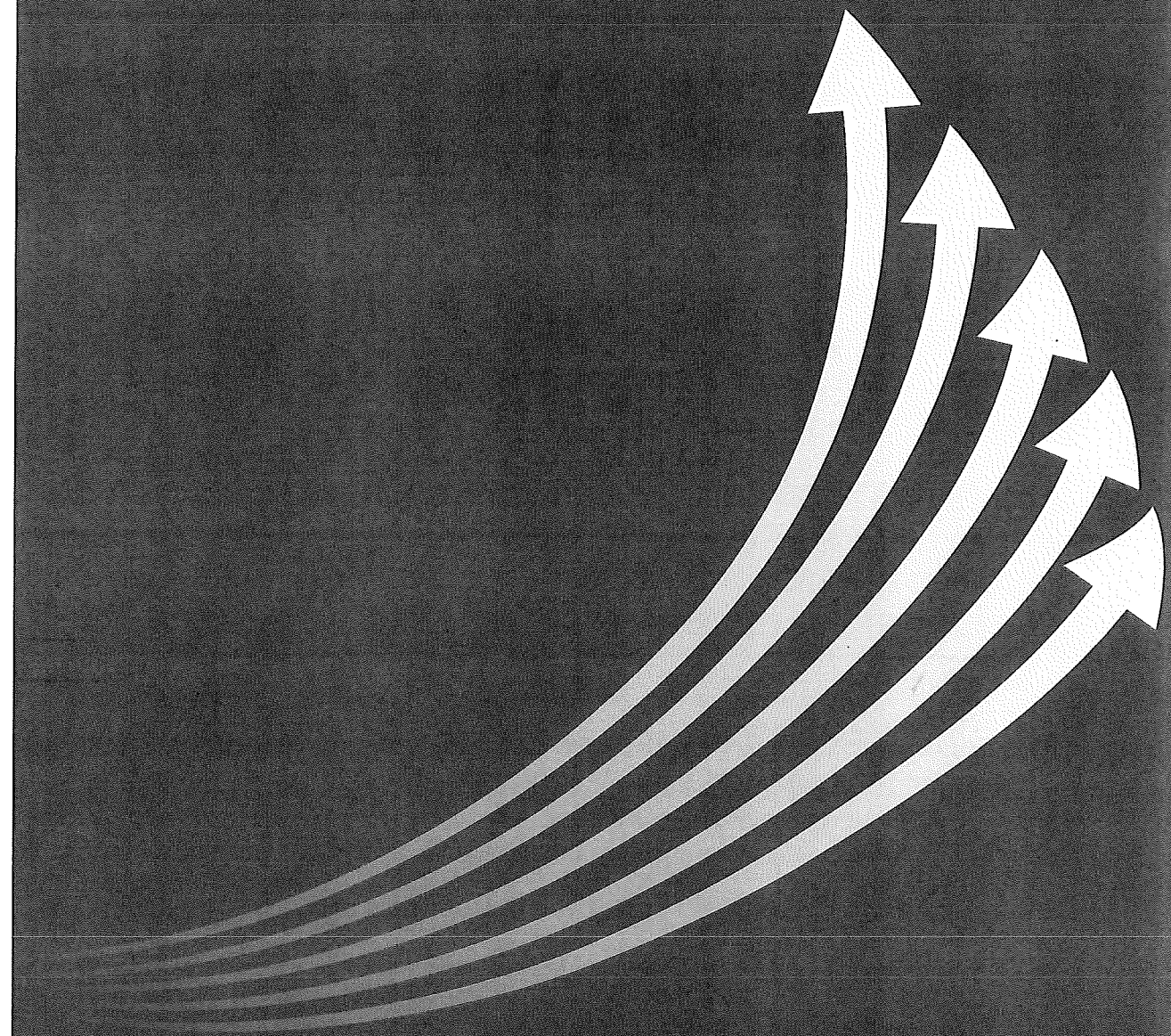
（１）ホームページ、管理職･人権教育推進委員会等代表者･初任者等対象の研修会を通じて周知します。

（２）指導資料活用のための教職員向け講座を開催します。

（３）市町等教育委員会と連携し、学校での活用を促進します。

人権教育
サポートガイドブック

すべての教育の中で人権教育を



三重県教育委員会